

開会の日時、場所

年月日 令和6年3月8日（金曜日）
開 会 午前10時0分
散 会 午後2時44分
場 所 第2委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算（土木建築部所管）
- 2 甲第5号議案 令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 3 甲第12号議案 令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 4 甲第15号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 5 甲第16号議案 令和6年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計予算
- 6 甲第17号議案 令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 7 甲第18号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 8 甲第24号議案 令和6年度沖縄県流域下水事業会計予算

出席委員

委員長 呉 屋 宏
副委員長 下 地 康 教
委 員 座 波 一 玉 城 健一郎
瑞慶覧 功 新 垣 光 栄
崎 山 嗣 幸 島 袋 恵 祐
比 嘉 瑞 己 赤 嶺 昇
照 屋 守 之

欠席委員

仲 里 全 孝

説明した者の職・氏名

土木建築部長 前 川 智 宏
土木総務課長 新 垣 雅 寛

技術・建設業課長 森 田 敦
道路街路課長 前武當 聡
道路管理課長 奥 間 正 博
海岸防災課長 川 上 呂 二
港湾課長 呉 屋 健 一
空港課長 波 平 恭 宏
都市計画・モノレール課長 比 嘉 喜 彦
都市モノレール室長
都市公園課長 仲 厚
住宅課長 當 山 真 紀

○呉屋宏委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会します。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

なお、令和6年度当初予算案の総括的な説明等は、昨日の予算特別委員会において終了しておりますので、本日は関係部局予算議案の概要説明を聴取し、調査いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案、甲第5号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案の8件を一括して議題といたします。

土木建築部長から土木建築部関係予算の概要説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長 本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました甲第1号議案、甲第5号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案の当初予算について、その概要を御説明いたします。

令和6年度は、誇りある豊かな沖縄の未来に向け、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた取組を加速させ、着実に推進していく重要な年であります。

令和6年度の重点テーマを踏まえ、土木建築部としては産業インフラの整備、安全・安心の確保、離島・過疎地域の振興を施策の3本柱に据え、社会資本整備の推進に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、土木建築部所管の議案ごとの予算内容について、御説明いたします。

令和 6 年度当初予算説明資料土木建築部抜粋版の 1 ページを御覧ください。

初めに、一般会計の部局別歳出予算について御説明いたします。

表の最下段の合計額になりますが、令和 6 年度一般会計の県全体の歳出予算額は、8421 億 4300 万円となっております。

そのうち土木建築部は中ほどの太枠内となっております、予算額は 864 億 2328 万 1000 円で、県予算全体の 10.3% を占めております。令和 5 年度と比較すると 42 億 1597 万 5000 円、率にして 5.1% の増となっております。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

2 ページを御覧ください。

土木建築部の歳入予算額は、表の太枠内、最下段の合計の金額になりますが、739 億 2192 万 4000 円で、県全体の 8.8% を占めており、令和 5 年度と比較すると 42 億 3795 万 2000 円、率にして 6.1% の増となっております。

歳入の主な内訳としましては、中ほど太枠内にあります 9 の使用料及び手数料は、64 億 3972 万 9000 円となっており、令和 5 年度と比較すると 6413 万 5000 円、率にして 1.0% の増となっております。増となった理由としては、航空機の着陸回数の増加や機材の大型化に伴う空港使用料の増などによるものです。

その下の 10 の国庫支出金は、444 億 8913 万 2000 円となっており、令和 5 年度と比較すると 15 億 4115 万 7000 円、率にして 3.6% の増となっております。増となった理由としては、沖縄振興公共投資交付金ハード交付金及び道路改良費などが令和 5 年度より増加したことによるものであります。

その下の 13 の繰入金は、21 億 2742 万 5000 円となっており、令和 5 年度と比較すると 3 億 3794 万 8000 円、率にして 13.7% の減となっております。減となった理由としては、沖縄県首里城復興基金繰入金の減などによるものであります。

また、下から 3 行目の 15 の諸収入は 24 億 698 万 2000 円となっており、令和 5 年度と比較すると 2 億 6842 万 5000 円、率にして 12.6% の増となっております。増となった理由としては、国営公園管理費（水族館）の指定管理者から納付される歩合納付金の計上による増などによるものであります。

その下の 16 の県債は、181 億 2060 万円となっており、令和 5 年度と比較すると 27 億 1960 万円、率にして 17.7% の増となっております。増となった理由とし

ては、緊急自然災害防止対策事業や県営住宅建設事業などの増によるものであります。

続きまして歳出予算について御説明いたします。

3 ページを御覧ください。

土木建築部の歳出予算は、中ほど太枠内にあります 8 の土木費が 850 億 6473 万 2000 円、及び 11 の災害復旧費が 13 億 5854 万 9000 円となっており、合計で 864 億 2328 万 1000 円となっております。令和 5 年度と比較すると 42 億 1597 万 5000 円、率にして 5.1% の増となっております。増となった理由としては、防災・減災、国土強靱化対策と連携して実施される緊急自然災害防止対策事業（道路防災）の工事箇所及び県営団地の本体工事着手のため地域居住機能再生推進費等が増えたことによるもの、またモノレール分野において沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）事業が令和 5 年度より増加したことなどによるものであります。

主な事業としては、昨年度に引き続きモノレールの 3 両化を行う沖縄都市モノレール輸送力増強事業、南部東道路及び高規格 I C アクセス道路（幸地インター線）の整備を行う地域連携道路事業費、首里城正殿に用いる造作材調達及び赤瓦調達などを行う首里城復興基金事業などがあります。

以上が、土木建築部に係る一般会計歳入歳出予算の概要であります。

次に、土木建築部関係の 6 つの特別会計における予算の概要について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の令和 6 年度歳入歳出予算額は、4 億 5365 万 2000 円で、令和 5 年度と比較すると 8271 万 4000 円、率にして 15.4% の減となっております。減となった理由としては、下地島空港管理運営費の維持管理費において、下地島空港周辺県有地の明渡し期日が令和 7 年 3 月末まで延長されたことに伴い、令和 6 年度においては、明け渡された県有地に係る維持管理業務が生じないことによるものであります。

次に 5 ページを御覧ください。

宜野湾港整備事業特別会計の令和 6 年度歳入歳出予算額は、5 億 8874 万 3000 円で、令和 5 年度と比較すると 4585 万 7000 円、率にして 8.4% の増となっております。増となった理由としては、新たに元金の償還が始まったことによる元金償還金の増などによるものであります。

次に 6 ページを御覧ください。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の令和 6 年

度歳入歳出予算額は、3億7278万4000円で、令和5年度と比較すると4449万2000円、率にして13.6%の増となっております。増となった理由としては、新たに元金の償還が始まったことによる元金償還金の増などによるものであります。

次に7ページを御覧ください。

中城湾港マリン・タウン特別会計の令和6年度歳入歳出予算額は、2億4192万6000円で、令和5年度と比較すると405万8000円、率にして1.7%の増となっております。増となった理由としては、官民連携導入可能性調査の基本設計業務に係る与那原マリーナ管理運営費の増などによるものであります。

次に8ページを御覧ください。

駐車場事業特別会計の令和6年度歳入歳出予算額は、1億3767万2000円で、令和5年度と比較すると7968万6000円、率にして137.4%の増となっております。増となった理由としては、泡消火薬剤の交換に係る駐車場整備事業費の増などによるものであります。

次に9ページを御覧ください。

中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の令和6年度の歳入歳出予算額は、4億7309万1000円で、令和5年度と比較すると2億72万9000円、率にして73.7%の増となっております。増となった理由としては、載荷盛土の撤去及び転地に係る泡瀬地区臨海部土地造成費の増などによるものであります。

最後に10ページを御覧ください。

企業会計である、流域下水道事業会計の令和6年度歳入額は、178億42万5000円で、令和5年度と比較すると1億5725万1000円、率にして0.9%の減となっております。

一方、歳出額は、193億973万円で、令和5年度と比較すると6億3008万7000円、率にして3.2%の減となっております。減となった理由としては、収益的支出における動力費が減となったことによるものであります。

以上で、土木建築部所管の令和6年度当初予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○呉屋宏委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際に

その旨を発言するものとし、3月11日、本委員会の質疑終了後に改めて、その理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、予算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、予算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算特別委員会に準じて、譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の当該ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、土木建築部に係る甲第1号議案、甲第5号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案に対する質疑を行います。

下地康教委員。

○下地康教委員 おはようございます。

それでは私のほうは歳出予算事項別積算内訳書のほうから行きたいと思っています。

まず、49ページの沖縄振興公共投資交付金で委託料の中の説明及び積算内訳の中で無電柱化事業というのが、委託料と工事費が含まれておりますけれども、その内容を教えてください。

○奥間正博道路管理課長 無電柱化推進事業は、防災性の向上及び良好な景観の形成などを目的として県管理道路における無電柱化を推進するために予算を計上しております。

以上です。

○下地康教委員 内容というのは、この工事箇所も含めてですよ。私はそれをお聞きしたいと思うのですけれども。

○奥間正博道路管理課長 宮古島市管内においては保良西里線、平良久松港線、あと国道390号の宮古地区が2路線等を実施しております。

○下地康教委員 これは継続と考えてよろしいですか。

○奥間正博道路管理課長 次年度も継続して事業を実施することとしております。

○下地康教委員 次に、53ページ。

県単独事業の道路事業ですけれども、土地購入費、これが緊急自然災害防止対策事業というふうにあるんですけれども、内容はどうなっていますか。

それと負担金がありますが、これはどの機関に対する負担金という形になりますか。

○奥間正博道路管理課長 緊急自然災害防止事業は県管理道路における災害の発生予防や拡大防止が必要な緊急性が高い箇所において実施しております。

令和6年度当初予算の工事費については、道路のり面の土砂災害対策、舗装、破損及び道路冠水の予防保全対策を予定しております。

土地購入費については、道路のり面の土砂災害防止対策や冠水対策の流末整備に必要な土地の購入費となっております。

この予定箇所につきましては、中部管内の宜野湾西原線及び県道36号線ののり面对策及び南風原知念線——これは南部管内ののり面对策、あと県道35号線の流末整備となっております。

また、負担金については、他の管理者が修繕工事を行う必要がある箇所についての費用となっております。

現在調整を行っている箇所については、NEXCO——高速道路関係のほうと、今、調整を行っております。

○下地康教委員 負担金に対して少し理解しづらい部分があったのですけれども、これは要するに県がある機関に負担金として支払うということですよね。

今回計上されているのはどこに支払うということですか。

○奥間正博道路管理課長 NEXCO——高速道路でありますので、やはり安全対策とか実施に関して非常にデリケートな箇所になりますので、現在、県がやったほうがいいのか、それともNEXCOにお願いして実施したほうがいいのかということで調整を続けております。

○下地康教委員 要するに負担金をどこに支払うかということですよ。

これ支出するのでしょう。

○奥間正博道路管理課長 NEXCO——高速道路を管理している……。

○下地康教委員 NEXCOに支払うということですね。

○奥間正博道路管理課長 そういうことになります。

○下地康教委員 了解です。

もう一度、無電柱化事業ですけれども、これ沖縄

振興公共投資交付金の管理ということと、今これから質問するのは、無電柱化推進事業費補助とあるのですが、これはどう違うのですか。

○奥間正博道路管理課長 無電柱化推進事業費補助は、通常の補助事業で現在実施をしている区間を行っております。

○下地康教委員 いや、私が申し上げているのは、49ページの無電柱化事業と56ページの無電柱化事業というのはどう違うのですかということです。

○奥間正博道路管理課長 現在、新たな事業にしましては国の補助事業が活用できることから、無電柱化推進事業費補助ということで事業を立ち上げて実施しております。

○下地康教委員 では49ページの沖縄振興公共投資交付金というのは従来のやり方で、新たに補助事業として無電柱化事業が出てきたという理解でいいですか。

○奥間正博道路管理課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 これは2本立てで整備をしていくということですか、これからの。

○奥間正博道路管理課長 活用できる予算があるということで、極力推進していくために、一応は使える補助事業なりメニューを活用して推進しております。

○下地康教委員 これは、たしか国がその無電柱化に関する取組を強化しようと、昨年ですかね、そういう姿勢を見せたと思うのですけれども、それに伴って今回のその推進事業の補助というのができたという理解でいいですか。

○奥間正博道路管理課長 今年度つくられたわけではなくて、無電柱化推進事業ということの計画を策定してから使えるようになっていきますので、今年度以前から、一応、事業は実施しております。

従前は、無電柱化事業はハード交付金のメニューでしか実施できなかったんですけれども、国のほうが無電柱化を推進するということで、事業を国土強靱化等々組み合わせて、国のほうが新たに補助事業を立ち上げていただけたものですから、県としてはエントリーできる、さらに電柱化を推進できるのであれば、エントリーして予算獲得に努めているところです。

○下地康教委員 無電柱化は非常に重要なことで、これは私たち宮古島も、以前の台風で非常に多くの電柱が倒れたんですね。

そういう意味では、やはり予算がないことには無電柱化事業が推進できませんので、ぜひ、でき得る

予算でしっかりと執行していただきたいというふうに思っています。

次は88ページ、海岸保全費ですけれども、海岸事業で委託料と工事費、前年度に比べて大幅に減をしていますけれども、この理由はどういうことですか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

海岸整備事業におきまして令和6年度の当初予算が減少している主な理由につきましては、令和5年度は、当初予算編成時に国庫内示額が未確定であったことから、国への要望額を計上しておりました。

令和6年度当初予算につきましては、令和5年度の内示額を考慮して予算編成を行っているために、令和5年度の予算に比べて予算が減少しているという状況でございます。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、下地委員から令和5年度の内示額は幾らかとの確認があり、海岸防災課長から3億1720万3000円との答弁があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

下地康教委員。

○下地康教委員 今、説明があったように、前年度の予算が3億余りということですが、それにしても次年度の令和6年度の予算、その半分以上ですよ、半分以上減額されていますよね。

これはどういうことですか。

○川上呂二海岸防災課長 大変申し訳ございません。今お答えしました令和5年度の内示額ですけれども、誤りがありました。

令和5年度の内示額、海岸事業につきましては1億1620万3000円でございます。

先ほどは海岸事業全体としての事業費を述べておりました。

申し訳ございません。

○下地康教委員 それでは、前年度の予算と令和6年度の予算というのは、そんなに開きはないという理解でよろしいですか。

○川上呂二海岸防災課長 はい、そうです。

○下地康教委員 分かりました。

次は港湾です。112ページ的那覇港開発推進費。その負担金が15億余りあるのですけれども、これ那覇港の管理組合というのは、沖縄県と那覇市と浦添市、この3つの自治体と思いますが、このそれぞれ負担金はどのくらいですか。

○呉屋健一港湾課長 令和6年度の当初予算の各母体の負担金としまして、細かくなりますけれども、県負担金が11億856万4000円、那覇市の負担金が5億

2525万3000円、浦添市の負担金が1億8959万9000円となっております。

以上です。

○下地康教委員 やはり10億、約半分以上を県が負担しているということですよ。

○呉屋健一港湾課長 母体の負担金の割合は、県が6割、那覇市3割、浦添市1割となっております。

以上です。

○下地康教委員 分かりました。

次は、114ページ、港湾の改修事業ですけれども、工事費が20億余りあるのですけれども、大きなメインの工事というものを教えてください。

○呉屋健一港湾課長 港湾改修事業については、重要港湾1港、地方港湾1港において、橋梁の耐震補強とか、防波堤護岸とか、物揚げ場の整備を行っておりまして、令和6年度の水納港でいうと事業費は6億ほどついております。

○下地康教委員 この水納港の6億というのは、内容をちょっと教えていただけますか。

○呉屋健一港湾課長 水納港、北部のほうにありますけれども、今年度の内容としまして、防波堤及び船揚げ場、護岸等の整備を行う予定となっております。

○下地康教委員 次に114ページの補助金です。

補助金が沖縄振興公共投資交付金に係る間接補助と、今、約3億円余りあるのですけれども、これはどういう内容ですか。

○呉屋健一港湾課長 これは間接補助ということになりまして、石垣市、宮古島市、那覇港管理組合に対する間接補助ということになっております。

○下地康教委員 その間接補助の意味と内容を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 各港湾管理者が行います港湾施設の整備を支援するために補助金を交付ということで、元ハード交付金ということで、沖縄県を経由して交付するということになっております。

○下地康教委員 ちなみに、各港湾管理者においては具体的にどういうものに使われているのですか。

○呉屋健一港湾課長 石垣市においては、新港地区の海浜の整備に充てておりまして、宮古島市については張水地区の緑地整備、那覇港については各埠頭の渋滞対策とか安全対策、利便性向上とか、また、既存施設の延命化、老朽化対策等に使用しております。

以上です。

○下地康教委員 それでは、その補助金を受けた管

理者としては、ハード交付金で使えるような事業メニューで使うという理解でいいですか。

○呉屋健一港湾課長 さようでございます。

○下地康教委員 次は139ページです。

これは県単の街路事業ですけれども、委託料と工事費で、工事費がいろいろ書かれていますけれども、この宮古管内の街路事業の内容を少し教えてください。

○前武當聡道路街路課長 令和6年度県単街路事業における工事費につきましては7000万となっております、そのうち、宮古管内のほうでは、1000万を今、配分を考えているところです。

内容としましては、さきの11月補正でいただきました市場通り線の工事をこれから行うのですが、それとすりつける市道とのすりつけ区間の暫定舗装とか、そういったものを考えているところでございます。

○下地康教委員 次に、159ページ、これは公営住宅建設費ですね。

工事請負費ですけれども、補助金と単独がありますけれども、これ併せて整備を進めるという考えでいいですか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

こちら補助と単独とございますけれども、補助のほうは国庫補助を入れて、建て替え事業などを行うもの、そして単独については、補助が充てられない、県単で行う改修ですとか、そういった事業となっております。

○下地康教委員 ちなみに、この県の単独事業の内容はどうなっていますか。

○當山真紀住宅課長 主に補助対象外の単独で行う事業としましては、県営団地敷地の老朽化した擁壁や、落石のおそれがある崖地に対する、大規模な安全対策工事であるとか、そのほか県営団地のエレベーター、こちらの部品の取替えを行う改修工事、こういったものになっております。

○下地康教委員 具体的に、工事箇所は決まっていますか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

令和6年度の事業内容としましては、嘉手納高層住宅の崖地対策安全工事、そのほかエレベーターの改修工事につきましては、県営赤嶺市街地住宅ほか3団地となっております。

○下地康教委員 次は164ページですね。

公共離島空港整備事業費ですけれども、その委託料。宮古、久米島、南大東、そのほかに係る調査

というふうになってはいますが、具体的にどういふものですか。

○波平恭宏空港課長 公共離島空港整備事業につきましては、県管理空港におきまして国庫補助金を活用して、空港基本施設の建設拡張、あと、更新改良整備を行う事業となっております、令和6年度の委託料につきましては、工事に伴う現場技術業務のほか、滑走路端安全区域の整備に伴う磁気探査業務等を予定しております。

○下地康教委員 ちなみに、宮古空港はどういったものを考えていますか。

○波平恭宏空港課長 宮古空港におきましては、現場技術業務を予定しているところでございます。

○下地康教委員 工事があるからその現場技術業務という話になりますけれども、この工事はどういう工事ですか。

○波平恭宏空港課長 航空灯火のLED化を予定しているところでございます。

○下地康教委員 それでは165ページの土地購入費がありますけれども、これが3億4000万円。これはどういう内容ですか。

○波平恭宏空港課長 宮古空港におきまして、滑走路端安全区域の整備に現在取り組んでおりまして、令和6年度で整備に係る用地の取得費としまして3億4000万円、物件の移転補償費としまして3億7700万円を予定しております。

○下地康教委員 いや、私が聞いているのは、どの辺にどれぐらいの用地を買おうとしているのかということですか。

○波平恭宏空港課長 先ほど御説明しました滑走路端安全区域の拡張に伴って、用地の面積としましては約5600平米の取得を予定しております。

○下地康教委員 要するに、滑走路の端のほうだよな。

そこの回転する場合の用地を、安全の面で確保しましょうということですよな。

これ、要するに空港用地の中じゃないですか。つまり、フェンスに囲まれている中の用地を買うということですか。それともフェンス外を、フェンスを大きくしていこうということですか。広げていこうということですか。

○波平恭宏空港課長 広げていくことになります。

○下地康教委員 ではフェンスの移設というか、空港用地が広がるという理解でよろしいですか。

○波平恭宏空港課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 供用はいつ頃になりますか。供用

というか、機能が活用できる時期は。

○波平恭宏空港課長 令和7年度完了を予定しております。

○下地康教委員 次、181ページ、下地島空港の委託料。この内容を聞かせてください。

○波平恭宏空港課長 下地島空港におきまして、場周柵の老朽化に伴う更新工事のための実施設計業務を予定しております。

○下地康教委員 最後に、84ページ、宜野湾港の特別会計です。

令和4年で少し特別会計の問題が発生したのですけれども、歳入と歳出を聞かせてください。

令和6年度のです。

○呉屋健一港湾課長 宜野湾港の整備事業特別会計において、歳入といたしまして、令和6年度は5億8874万3000円、それに対して歳出も同額というふうになっておりまして、歳入増減額として4585万7000円となっております。

以上です。

○下地康教委員 特別会計ということで一般会計からの繰入れもあるというふうになっていますけれども、繰入れが1億2900万円余り。

この繰入れは今まで平均して毎年どのぐらい繰り入れているのですか。

○呉屋健一港湾課長 繰入れのこれまでの平均的なということの資料を持ち合わせておりませんけれども、昨年度でいきますと、1億2941万1000円ということで、ほぼ同額ということで、年度によって変わったりいたしますので、ほぼこのぐらいで推移しているかと思います。

以上です。

○下地康教委員 やはり特別会計ですから、その繰入金をいかに減らしていくかというようなことを考えていかなければならないと思いますので、これは、常時同じような金額を繰り入れるということではなくて、しっかりと繰入れを少なくするような対策を取るようにしていただくことをお願いをして、私の質疑を終わります。

○呉屋宏委員長 座波一委員。

○座波一委員 資料3-4からいきます。

21ページの南部東道路の進捗ですけれども、令和6年度の予算が50億ですね。

地域連携道路ということで50億、この内訳、幸地インターと嘉手納線との内訳をお願いします。

○前武當聡道路街路課長 地域連携事業につきましては、南部東道路で34億、あと、高規格IC事業で

16億、トータル50億となっております。

○座波一委員 この南部東道路の34億の整備計画は、年度中どの程度まで計画されているのか。例えば用地買収については何%ぐらい進めていくというような計画を持っていますか。

○前武當聡道路街路課長 まず、工事につきましては、南城大里ICから南城大城ICの区間におきまして、用地の取得状況、あと、難航用地、そういったものを迂回するための工事を、侵入道路の状況にもよるのですが、次年度、仲間高架橋の下部工への着手を今考えているところです。

もう一方、南城佐敷・玉城ICから、南城つきしろICの区間におきまして、南城佐敷・玉城IC橋の上部工への着手等を今、考えているところでございます。

用地につきましては、難航案件もありまして、土地収用法の手続も進めているところですが、任意交渉を継続して続けていくということを考えております。

○座波一委員 用地買収で難航案件が出ているということですが、これは件数でいうと、何件か。

○前武當聡道路街路課長 土地収用法の手続が2件ありますので、難航案件としては2件、1件はさきの12月に収用法の手続を進めているところで、もう1件につきましては手続の申請中でございます。

○座波一委員 これは土地開発公社が全て受託しているという形でいいのでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 土地の取得につきましては、土地開発公社の協力も得ながら進めているところです。

土地収用法の手続につきましては、委託先の南部土木事務所のほうが窓口で手続を進めているという状況でございます。

○座波一委員 収用法の手続は土地開発公社ではできないという、何かありますか。

○前武當聡道路街路課長 県のほうから土地開発公社に用地の委託をしているところですが、土地収用法の手続につきましては、起業者——県のほうがやるという手続になっております。

○座波一委員 それはもう手続上、決められたことなのですね。

○前武當聡道路街路課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 地権者のほうからの相談もいろいろあって、地籍が確定していない地域も結構多い状況ですので、確定していなくても土地収用は大丈夫なのか、該当できるのかというような質問があるので

す。

そこはどうか。

○前武當聡道路街路課長 まさに地籍の境界が確定していない案件の収用手续を今、申入れしているところですので、その手続はできるということで進めているところでございます。

○座波一委員 ということは、土地の地籍未確定であっても、収用法は進めていけるという解釈でいいんですね。

○前武當聡道路街路課長 その理解で手続は進めております。

○座波一委員 分かりました。

続きまして、人員体制等は、今の現場事務所体制で大丈夫か。大幅に遅れているというのは現実ですので、そういったものを見直す予定はなかったのですか。

○前武當聡道路街路課長 南部東道路建設現場事務所におきましては、令和2年度から技術職員2名を増員して強化しているところでです。

現在は県職員8名、用地関係職員5名、計13名体制で事業を推進しているところでございます。

先ほど申し上げた、沖縄県土地開発公社の活用をしながら事業推進に取り組んでいるというところでございます。さらなる事業推進に向けまして、南城市から沖縄県土地開発公社に対して職員の派遣ができないかというところを今、南城市と調整しているところでございます。

○座波一委員 分かりました。

それと予算ですが、南部東道路は地域連携道路予算になっておりまして、ハード交付金ではないということですが、そのハード交付金は全体の部分で振興予算ということでは分かるのですが、ある意味、この地域連携道路予算というのは、国交省への直接交渉が可能ですか。

○前武當聡道路街路課長 地域連携道路事業費につきましても、枠としては沖縄振興予算の中に組み込まれているところでございます。

我々のほうで予算確保に向けて、実務的には、まず、年度で実施可能な額はまず、積み上げますと。その積み上げた段階で沖縄総合事務局と適宜調整等しながら、例年5月頃に、内閣府沖縄振興局のほうに直接出向きまして、予算確保の必要性等を説明し、要望を行っているという状況でございます。

○座波一委員 ハード交付金の範囲内においての地域連携道路予算となるわけですよね、そうなる。

沖縄振興予算の枠内での地域連携道路予算となる

と、もうこれはアッパーは決められて、ハード交付金の枠内でしか地域連携道路予算が取れないということになると、これは交渉できない話じゃないの。一括交付金の中のものだということであれば、交渉の余地がないのかなという話です。

○前武當聡道路街路課長 沖縄振興予算の中にハード交付金もありますし、今回の地域連携につきましては個別補助メニューということで予算は動いています。

あと、沖縄振興予算の中にまた、社会資本整備総合交付金もございますので、その県全体のものが沖縄振興予算という枠の中で、その一部でハード交付金もあるというところでございます。

○座波一委員 ちょっとそこがいまいちよく分からないのですけれども。

今、沖縄県は、振興予算外で各省庁に対する、そういう予算を目指して動こうというような、令和6年度にも反映されつつある傾向が見えているんですよね。これはいいこととして捉えていますけれども。

だから、土木建築部においてもそういうハード交付金の減額が続いて、市町村が非常に苦しんでいるという、公共事業も進まないというこの状況の中で、そのような予算を獲得するというのは、地域連携道路予算とか、社会資本整備総合交付金とかに、やはり可能性が広がってくるのではないかなと。

それを振興予算の中でとどめさせるというのが問題ではないかなと思っているのですけどね。

どうですか、そこは。

○前武當聡道路街路課長 今回、個別補助——この地域連携道路事業費につきましては我々のほうで事業の必要性を説明して、一定程度、予算の確保はできている現状が続いてきているところです。

ハード交付金につきましては、なかなか予算確保が厳しい状況というところで、市町村と連携し、予算確保に努めていっているという状況でございます。

○座波一委員 私の聞く範囲では、地域連携道路予算というのは全国の、はっきり言ってもう分捕り合戦ですよ、そういうところなんです。そういうところにいけないのかというのが本音です。

○前武當聡道路街路課長 次年度、地域連携トータルで50億の予算計上をしておりますが、今年度は幸地インター線につきましては補正もいただいているところですので、しっかりそういった形で、予算確保は続けていきたいというふうに考えております。

○座波一委員 沖縄県の予算編成で、今年もそうですけれど、そういうふうに各省庁予算を獲得すると

いう方針に転じている中で、令和6年度の予算にはこれは見られていないんですね、土木建築部の部分が。

それはないのです、実際には。

だから、そこは土木建築部がなぜないのかというのが、疑問にありましてね、そういった質問をしていますけれども、そこは部長、どう考えていますか。

○前川智宏土木建築部長 先ほど道路街路課長が答弁したとおりでございますが、地域連携道路事業につきましては、これまで一定程度予算が所要額を確保できているという状況がございますので、これまでどおり、沖縄振興予算の中で、個別補助として事業推進していくのがいいだろうということで、このように、事業をこれまで進めているところでございます。

また、交付金以外の、そのほかの各省計上予算というところについては、事業の可能性があれば当然、取り組んでいくべき課題とは思っておりますが、現状これまでの振興予算の中での取組で、確保できる分については継続してやっていきたいという考えでございます。

○座波一委員 沖縄の特殊な、一括交付金制度という名の下で、減額という結果が続いて、市町村の事業が全部進まなくなってしまうという現状があるからこそ、このような話をしているんですよ。

しかし過去数年間この遅れが出ているわけですよ。それを取り戻す方法として、令和6年度に一気にハード交付金を増やせますか、令和7年度に増やせますかという問題です。

恐らくそれはないでしょう。それを補うには、そういう別枠予算みたいな、この地域連携道路予算とか社会資本整備総合交付金とか、そういったものでしか、これまでの遅れを取り戻す方法はないのではないかなと考えているわけですね。だから、そういう観点を持てないのかということなのです。

○新垣雅寛土木総務課長 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、ハード交付金が、平成26年度をピークに減少傾向が続いているというところがございますので、土木建築部としても新たな予算獲得というところで、今各省計上補助金でありますとか、あと、有利な地方債を積極的に活用しているというところで、公共事業に係る各省計上の補助金につきましては、令和6年度は18事業で32.4億円計上しておりまして、令和5年度当初予算と比較して、10.4億円、47.4%増ということで、各省計上補助金は昨年度に比べて約10億円増加しているというところ

がございます。

また、交付税措置が有利な地方債につきましても、起債総額56億3320万円となっております。前年度と比較しましても18億5270万円の増となっております。

以上です。

○座波一委員 今の説明であれば、土木建築部も、その各省計上、あるいは起債の大幅アップで取り組んでいるということで理解していいですか。

○新垣雅寛土木総務課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 分かりました。

この問題は、総括質疑に上げたいのですけれども。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、委員長から座波委員に対し、総括質疑に提起するため誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

座波一委員。

○座波一委員 一括交付金のハード交付金の減額が続く中で、地方の事業が進まなくて非常に困っている、まちづくりに影響が出ているという状況が数年続いているわけですよ。そういった中でいかに遅れを取り戻していけるのかという点においては今の予算のつけ方の中でどうしてもハード交付金に頼ることは難しいでしょうという状況が続いている。それを沖縄県として今年度から新たな省庁予算を獲得する、あるいは公債をもっと増やすという方針なのですが、土木建築部の部分においてもまだやるべきでしょうと、これでは足りないという各市町村の要望が考えられますので、その方針を改めて知事に確認して、省庁予算の獲得にどう動くのか、あるいは公債を補正でも組んでやるべきではないかというようなことを聞きたいということです。

○呉屋宏委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、3月11日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

座波一委員。

○座波一委員 最後に、国道507号八重瀬道路も、今言った状況の中で、もう一向に進んでいないということで、用地買収も全くないのだということで、地域住民からの声もあります。

令和6年度のほうの進捗はどうでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 国道507号八重瀬道路につきましては、先ほど委員からお話がありましたハー

ド交付金のほうで事業展開しているところでございます。

現在、東風平交差点付近につきまして、重点的に整備を進めているところでございます。

令和6年度につきましては、用地の取得に向けまして、東風平交差点から東風平南交差点の区間につきまして、優先的に任意交渉を継続して続けていくということで考えておるところでございます。

○座波一委員 これは本当に何度も同じことを言っていますけど、このハード交付金の裁量権によって、都市モノレールに集中配分したのが非常に大きかったんです。

そのあおりを受けて、この八重瀬道路の部分は、事業の停滞になってしまったという現実。それを取り戻すというのは本当に大きな責任ですよ。

公共事業がこうあってはいけないというのが、私、思っているんですけどね。公共事業というのは、地域からの必要に応じて採択され、そして計画され採択されたというのは、非常に大きなことですから、これが年々、あまりにもこの差があって進まないというのは、やはり、沖縄県に裁量権があるからこそ、もう少し均等な配分をすべきだったのではないかなと本当は思っているわけですけども。

そういう意味では、八重瀬道路の遅れを取り戻すというのは、非常に大きな命題だと思っていますけれど、いかがですか。

○前武當聡道路街路課長 予算確保という点で、やはりなかなか厳しい現状が続いている状況でございますが、県内のハード交付金事業で展開している路線につきましては23路線でございます。

北・中・南部、離島もありますので、なかなか配分ができない状況も続いているところではあるのですが、そこはいろいろ知恵を絞りながら、どういった配分をしていくかというのは、現状の中では、そういったものは考えていきたいと思っております。

○座波一委員 最後に1点、市町村の要求額に対して、これまで大体20から30ぐらいのパーセントしか確保されなかったというのが続いていますけれども、令和6年度もそんな感じですか。

見通しは何%ぐらいですか。

○新垣雅寛土木総務課長 お答えいたします。

土木建築部における令和6年度ハード交付金の配分額は、総額約204億円となっており、そのうち、市町村の配分額は約108億円で、市町村の要望額、約214億円に対しまして、50.4%の措置率となっております。

また、県分の配分額は約96億円となっており、県と市町村の配分割合は47対53で、市町村の配分は前年度の令和5年度に比べまして約5億9000万円、率にして1.2ポイント市町村へ多く配分し、市町村事業への影響が小さくなるよう配慮はしているというところでございます。

○座波一委員 以上です。

○呉屋宏委員長 質疑のために、副委員長に委員長の職務を代行させます。

よろしくお願いします。

休憩します。

(休憩中に、呉屋委員長の質疑のため、下地副委員長が委員長席に着席)

○下地康教副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 細かいことを聞くつもりはありません。

最後の議会なので、委員会でも質問させていただきます。よろしくお願いします。

今、僕もこれ座波委員から引き続き気になっているところでして、今回の議会でも、補正予算の審議でもそうだったんだけど、常にハード交付金が足りない、その議論ばかりをしているのですよね。

皆さんが仕事しなかったのは、このハード交付金の問題で仕事をしなかったということで考えていいのかな。

どうですか。

○前川智宏土木建築部長 ハード交付金の減少が続いておりまして、この減少が社会基盤整備に影響を及ぼしているということは認識をしているところでございます。

しかしながら、土木建設部としましては、ハード交付金以外の事業にも取り組んでおりまして、また、当然ですがハード交付金の必要額確保というところにも、県庁を挙げて一体となって取り組んでいるところでございます。

引き続き必要額の確保を目指し、社会基盤の整備に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○呉屋宏委員 蒸し返すつもりはないのだけれども、この間、実は補正予算をやったんですよね。

手続の中で、たしか皆さんの繰越しに上げたのは

136億ぐらいではなかったか。

繰越額は幾らだったか。

○新垣雅寛土木総務課長 お答えいたします。

令和4年度の繰越額は314億円で、予算現額に対し8.7%となっており、繰越率は27.5%となっております。

以上です。

○呉屋宏委員 令和4年度ではない、令和5年度の繰越しだよ、令和6年度への繰越し。

この間補正予算をやったでしょ。

これぐらいは覚えていたほうがいいと思うよ。どれぐらいの繰越しがあったかぐらいはね、この間審議したのだから。僕でも覚えているぐらいだから。

これは、たしか136億だったと思うんだけど、この136億を繰り越さなければいけなかったというのはどういうことなのか。

これはちゃんと検証しておかないと令和6年度もそうなるんだよ。

どうなのか。

○新垣雅寛土木総務課長 令和5年度に国の経済対策関連で補正を計上いたしました、その経済対策関連の全額を次年度に繰り越すというところで、繰越額が増えた一つの要因ということと言えるかと思えます。

以上です。

○呉屋宏委員 これ全体がそうですか。

136億の全体がそうなんですか。

○下地康教副委員長 休憩します。

(休憩中に、執行部から手元に資料がないため即答できないとの説明があった。)

○下地康教副委員長 再開します。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それはそれぐらいにしておきますけれど、部長、これは次年度も——令和6年度もそういうふうになる可能性がある。予算は足りないと言っているけれども、これはそういうふうになりそうであれば、もう事前に準備をしておかなければいけないと思っているし、それとハード交付金の使い方、これもハード交付金のせいにするだけではなくて、真剣に捉えてほしいと思っています。

次に行きます。

これは一般質問でもやったけれども、皆さんに送った総括のやつの内訳書がありますけれども、この中に道路事業があります。

皆さんが今、道路工事をするというときに、ここを先にやろうと言っているのは、何を前提に選定し

ているのですか。

○前武當聡道路街路課長 県の道路整備の方向性につきましては、国と県が連携しまして、ハシゴ道路ネットワーク、長期的な視点で渋滞対策に資する、あと沖縄自動車道も有効活用するためのハシゴ道路ネットワークを進めているところでございます。

○呉屋宏委員 いや、ハシゴ道路ネットワークは分かるけれども、しかし、このハシゴ道路ネットワークの中でも選択肢があるでしょう、幾つか。

右の柱と左の柱を横につなぐのがハシゴ道路ってあなた方は言っているのだけど、これのどこが重要なのか、どこが経済とつながっていくのか、どこに人口がたくさんいるのかというのは考慮していないのか。

○前武當聡道路街路課長 まず、沖縄自動車道との連結、あと南部東道路、あと幸地インター線等、そこは重点的に整備を進めているところでございます。

東西の連結でいきますと、浦添西原線ですね。

あと、宜野湾北中城線等々、そういったところを優先的に取り組んでいるところでございます。

○呉屋宏委員 あなた方が取り組んでいるところは分かるよ。

僕は前から皆さんに言っているけれども、どこに車がたくさん渋滞をしているのかということは分かっているはずだけど、あなた方はもう今、道路のそこをやるようとしているからって、前から宜野湾のパイプラインはやるべきだって僕はずっと言ってきたけれど、全く進んでいないよね。

進んでいますか。

○前武當聡道路街路課長 委員おっしゃるのは喜友名から真志喜区間のお話だと考えております。

過年度まで3案検討しておりまして、あと、新たな案としまして、普天間飛行場フェンス沿いに通るような案も、今、テーブルにのせまして、今、宜野湾市といろいろ意見交換をしているところでございます。

○呉屋宏委員 これはね、申し訳ないけれど、僕が4年前に当選してきてから、最初にこれは出した案だ。

4年になる。部長がやると言ってから3年なる。3年の間動いていないんだよ。現実には。その3案も見ました。

新たに2案また出すと言っているけれども、これが検討されて進むまでに1回会議したらまた半年後に会議するの。

民間ベースで言えば、本当にこの道路を仕上げるな

ればいけないと思うのであれば、もっとペースを上げていかないと、ほかの道路もそうだよ。

選択と集中という言葉が昔あったんだけど、そういうふうになっていなくて、あっちこっち手をつけている。

もう何を先に手をつければいいのか、もう一回整理をすべきだと思っているのだけど、どうですか、そこは。

○前武當聡道路街路課長 まさに委員おっしゃるとおりです。

まず、市町村の意向も確認しながら、どこの道路整備を優先的に進めていけばいいのかというところも、地元の意向も確認しながら、県の全体的な道路ネットワークを考えながら取り組んでいきたいと考えております。

○呉屋宏委員 宜野湾からうるま市まで、周辺市町村も入れて50万人が住んでいますよ。

僕は前にもあなた方に言った。その周辺には、全部、米軍基地があるんですよ。なお狭隘になっている。だから、米軍基地があるのは、その間を通さなければいけないということも考えて、少し考えれば、ここに道路があればもっと便利だけどもというのは分かるはずだよ。

皆さんはほとんど那覇で暮らしているから、あまり中部のこと知らないのかもしれないけれど、そういうのは気をつけてやっていただきたいなと思います。

次に行きます。

通告をしていましたけれども、特別会計の宜野湾港マリーナの件だけでも、184ページ。

これ、今の整備状況をもう一度聞かせてもらえませんか、進捗状況を。

○呉屋健一港湾課長 お答えします。

宜野湾港のマリーナになりますけれども、その整備として次年度になります、工事費として1億609万5000円を計上しております、その内容は浮き桟橋の修繕に5200万円、給電給水更新に5409万5000円を計上して、これまで老朽化していたところ等を修繕していく計画となっております。

○呉屋宏委員僕はこの間一般質問でやったのだけれども、もう桟橋がひっくり返っている。もう30年余る、マリーナが。

これ、1回、部長が見に行くという答弁をたしかしていたと思うのだけど、これ申し訳ないけれども、本当に早急にやっていかないと恥ずかしい話になるよ。

あれ、うねりが入ってくる、港湾の間口というのかな、出入口のところから大きなうねりが入ってきたら、前にやっているポンツーンというあの浮き桟橋は全部破壊されている。

こんな状況では、これは指定管理が今、大変な思いをしながらやっていますよ。

だからここは、僕はこの間も聞いたけれども、1億でそういう整備はできないから、もっと次年度補正でもいいからそういうものをね——今年度は1億余りしかついていないんでしょう。補正できないのか少し確認をしておきたいと思いますけれど、いかがですか。

○呉屋健一港湾課長 修繕等については計画的にやっております、修繕はお金を倍にしたからといって、全部その年度でできるということではなくて、狭隘な場所になりますので、少しずつではありますけれども確実に実施していきたいと考えております。

○呉屋宏委員 分かりました。

もうだんだんとやるつもりはないので、そこはしっかりやってほしいと思っていますから、この委員会の中で指摘をしておきたいと思います。

それと、先ほどの道路に戻るけれども、この中で予算はついていないから、渋滞対策で皆さんに聞きたいけれども、僕、前に通告はしてありますよ。

普天間交差点から北中城まで道路を通すつもりはないのかと。普天間高校の横、そういう話もしました。

これ、どうなっている、検討したのか。一般質問ではやると言っていたけれど。

○前武當聡道路街路課長 過年度に、普天間交差点と北中城インターチェンジを結ぶ道路につきましては、概略調査を行っているところでございます。

その中で、地域の分断が発生するために合意形成が必要であるとか、交通の安全性の確保、例えば地域内の交通の流入が増えるとか、あと、普天間交差点が変則の十字路になるといったところの課題が今あるところを把握しているところでございます。

あと、費用対効果につきましてもなかなか今厳しい状況というところで、今後の検討課題というふうに考えております。

○呉屋宏委員 これ、まずあなた方が今答えたこと——地域が分断されるというのは、僕は丁寧に部落を回りました。これはこれで、自治会長中心にしてやっていいということを言っています。変則な道路にするとするんだけど、今現在が変則なんだよ。宜野湾市役所の前から下りてきたら、この道路は交差

点の手前で左に曲がっているんだよ、それから右に行くんだよ。これ、同じ国道330号だよ。この国道330号がなぜ真っすぐにならないのか。真っすぐにすれば、伊佐から上がってくる道路はそのまま普天間につければ、そこは十字路になるでしょう。

伊佐から上がってきたのが、そのままインターにつながるんだよ。だけれど今の感覚では、81号線が普天間交差点についたら、沖縄市に行くのが県道だと思うよ。これが変則じゃないで何が変則というの。

もう一度答えてみてください。

○前武當聡道路街路課長 過年度で概略検討をした内容でお話しさせていただいたところですが、その中でトンネルも180メートル、あと、掘り割り部分が200メートルという、そういった特殊な今状況になっておりますので、そういったのをまた精査をしていかなければいけないのかなと考えておりますので、そういったところも含めて今後の検討課題と捉えているところでございます。

○呉屋宏委員 よく検討してくださいね。早めに検討してほしいと思います。

普天間高校の周辺は、行った人は分かるけれども、道路が4メートルなくて、新設もできないところなんだよ。改築ができない、建物が。そこは、区画整理も含めたあの道路の検討をすべきだと僕は思っていますよ。

あれ逆に言えば、普天間高校を移設できなかったのだから、その周辺まで取って、高校にくっつけるべきだと僕は思っているのです。

だから、その整理を市長とも調整しようと思って、前から市長とお話はしています。

ですから、そこはあなた方が市と連絡を取れば、それはすぐにでも進むようなことです。あそこは野嵩3区という自治会と普天間1区という自治会、この2つとも自治会長はオーケーをしているので、あとはあなた方が動くか動かないか。

そういうような地域事情があることも、多分、あなた方は知らないと思うから、ここはもう一回どうすればいいかと考えてほしい。

一番の大事なところは費用対効果と言ったけれど、あの北中インターを出てきて、正面に岩がありますよ、確かにね。これは掘り込めばいい話だけど、これがつながると、あの救命救急を中心にする琉球大学の新しい病院、あそこに直結するんだよ。

これ、北中インターから出て、右も渋滞、左も渋滞、救急車はどうするの。だから僕は、前から考えろと言っているのはそういうことなんだよ。

命を大事にするということであれば、そこは真剣に考えて、高速道路で病院をつなぐべきだ。だから、那覇の病院も、那覇から高速につながっているでしょう。

だから、中部病院も高速のそばにつくるべきだと僕は言っているし、琉大病院も高速から出ていくべきだ。そういうことを真剣に考えなければ、あなた方だけの事業ではないよ、これは。

医療とも関係がある、どことも関係があるという事業になるから、そこは十分に検討して、今後進めていってほしいなと思っています。

以上です。

○下地康教副委員長 呉屋委員の質疑は終わりましたので、委員長を交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、下地副委員長は自席に戻り、呉屋委員長が委員長席に着席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくをお願いします。

何点か私から質疑させていただきます。

資料は当初予算の部局別の概要でお願いいたします。

21ページ、土木建築部の令和6年度概算要求額の中での沖縄都市モノレール輸送力増強事業について。

こちら事業内容と今回この増強事業によって最大の乗客数はどれだけ増加するのか、御説明をお願いいたします。

○比嘉喜彦都市計画・モノレール課都市モノレール室長 御質問にお答えします。

沖縄都市モノレールの事業内容と、3両化に伴う最大乗客数についてでございます。

モノレール輸送力増強事業においては、3両化車両9編成の導入と、新車両基地の整備を行っているところでございます。

3両化車両は、令和5年8月に2編成で運行を開始しており、令和6年度早期には2編成を追加し、残り5編成については、製造完了後、順次導入を予定しているところでございます。

令和6年度は、引き続き3両化車両の製造及び新車両基地の整備に取り組んでまいります。

なお、3両化車両の定員数は251名となっており、既存の2編成車両の165人より86人多く、約1.5倍の増加となっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

次に移ります。

こちらの中での同じページで、公営住宅の整備の部分に関してですけれども、次年度、公営住宅の整備状況について伺います。

○**當山真紀住宅課長** お答えします。

県営住宅におきまして、令和6年度は3団地の本体工事が完了しまして、合計で207戸の住戸を供給する予定となっております。

○**玉城健一郎委員** ということは、207戸増えるというイメージでよろしいですか。

○**當山真紀住宅課長** こちらは純粹に増えるということではなくて、建て替えによりまして、既存の住戸、それから増える住戸を含めまして、合計で完成する住戸が207戸ということでございます。

○**玉城健一郎委員** ありがとうございます。

公営住宅を利用する際に、2年前ぐらいに保証人を廃止したと思うのですが、保証人廃止をして、また保証人は使わなくていいですよという通知とか、そういったものもしている中、現状どうですか、保証人なしでお借りしている方って増えてきていますか。

○**當山真紀住宅課長** 今数字は持ち合わせていないのですけれども、制度のほうが改正されまして、現在は保証人なしで契約をしているという状況でございますので、今年度入居されました方についても、そういった形で対応しているところでございます。

○**玉城健一郎委員** ありがとうございます。

制度が運用されて2年ぐらいたっていますけれども、何かそこで、以前、いろいろ懸念とかあったと思うのですが、そういった事象って起きていますか。

○**當山真紀住宅課長** 保証人がなくなることによって、いろいろな懸念事項等も当初あったかと思いますが、今現状として、そういった相談とかはこちらのほうには上がってはきていない状況でございます。

○**玉城健一郎委員** 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、公園整備の状況について伺います。

公園整備、インクルーシブ遊具の導入状況と計画と、以前、確認したのですけれども、授乳とかおむつ替えをする施設の整備状況について伺います。

○**仲厚都市公園課長** お答えします。

県営都市公園については、海軍壕公園及びパンナ公園に、車椅子の方でも使用できる遊具がございます。

今後の計画として、令和6年度に沖縄県総合運動公園及び浦添大公園で大型遊具の設置を予定しており、その中には、車椅子でそのまま乗れるスイング

遊具や、大きな籠、体をしっかり支える籠型ブランコなどのインクルーシブ遊具も含まれております。

今後も遊具の設置や更新の際には、関係者の意見を伺いながら、インクルーシブ遊具の導入を推進してまいります。

続いて、授乳室、おむつ替え室の件ですが、現在、県営都市公園は9公園ございます。うち、全公園におむつ替え施設は設置しております。3公園に授乳室を導入しております。

授乳室を導入していない公園については、利用者の要望があれば管理棟の一室を授乳室として貸し出すなど、柔軟に対応しております。

今後も、公園利用者や関係者の意見を踏まえ、授乳室の導入に向けて検討をしてまいります。

以上です。

○**玉城健一郎委員** 分かりました。

前もお話ししたのですけれども、公園を使う方って小さなお子さんがあるので、やはりそういった施設って必要だと思うのです。

私も今子供が小さいんですけど、やっぱりそういう施設のあるところにしか行かないので、週末に見たら分かると思うのですが、ライカムとパルコシティがいっぱいなのは、そこが一番の要因なのかなと思うぐらいなんですよ。

あそこに行ったら授乳施設も全部あるし、陰だし、そういったところなので、県立、県営の公園だったら、やはりこの授乳施設というのは必要だと思うのです。

今、管理棟を使って柔軟に対応されているということですが、やはりそういったところは言いづらかったりとか、例えばこういったサイトがあるのですが、そういうサイトを見たときに、そういうのがあるかなしかというのを見て判断していくと思うので、そこは少し前向きに検討していただきたいと思います。これは要望です。

続きまして、次は、今年度の土木建築部の発注事業の県内、県外の比率、こちら金額ベースと契約ベースをお願いいたします。

○**森田敦技術・建設業課長** お答えします。

土木建築部発注工事における令和5年度の実績については、2月末時点で発注件数327件、約239億円のうち、県内企業は316件、約224億円を受注し、受注率は件数で97%、金額で94%となっております。

以上でございます。

○**玉城健一郎委員** ありがとうございます。

これ、次年度の発注事業で、県内優先をどれぐら

いやるとか、そういった見込みとか、そういった計画とかあるのですか。

○森田敦技術・建設業課長 令和6年度については、県内企業の受注率は90%程度を見込んでおり、引き続き県内企業に配慮した発注を行っていきたいと考えております。

○玉城健一郎委員 細かいこと、確認ですけれども。令和6年度ベースで、発注件数で97%で、金額で94%という、非常に私は高く評価をしてはいるのですが、この3%が残る6%の部分というのは工事として県内企業ができない事業を県外企業が行っているという認識でいいのですか。

○森田敦技術・建設業課長 工事によって、施工が困難である工事であったりそういうのがありますので、県外の企業がやる場合もあるんですけど、その場合でも共同企業体により発注するなど、県内企業に配慮して発注を行っております。

○玉城健一郎委員 分かりました。少しこれ気になったのが、この間の県道20号線のところでも、やはり県外の事業者がトップになって、それで共同企業体となっているので、その辺りの利益配分とかは少し気になっていたところで、これ質問したのですが。

県内事業者に優先発注するために、契約金額というのはどれぐらいにしないといけないとかはあるのですか。

国際競争だったら約22億円という金額があるのですが、県内だったらそういった金額があるのですか。

○森田敦技術・建設業課長 現在、土木建築部のほうでは、3億円以上の工事については共同企業体でやるような発注方法にしております。

○玉城健一郎委員 分かりました。では3億円以上の事業をする場合だったら共同企業体ということで、これはもう県外の事業者とかも参入できるという認識でいいのですか。

○森田敦技術・建設業課長 そのとおりでございます。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

引き続き県内事業者優先発注というのを続けていただきたいと思いますし、県の事業として、やはりこの事業者を育てるというのは大切なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

あわせて、こちらの予算には関わってこないのですけれども、総合事務局が発注している事業、そこは県として、しっかり県内事業者へ発注ということ

を要請しないといけないですし、その予算というのは、あくまで沖縄の振興予算という意味から言えば、やっぱり県内事業者が受注するべきだと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 お願いします。

歳出事項積算別内訳書の1ページの総括の中で、公園費のことについて伺いたいと思います。

奥武山運動公園の中のウォーキングコースですが、ゴムブロックが随所に段差とかくぼみがあって、足を取られる危険性があったということではありますが、この整備状況を少し聞かせてくれますか。

○仲厚都市公園課長 お答えします。

奥武山公園のジョギングコースはゴムブロック舗装であり、整備後、約10年が経過し、一部において経年劣化によるひび割れ、隙間、浮き等が生じておりました。

現在、浮き等が生じにくいゴムチップ舗装へ更新を行っております。

全長1066メートルのうち、令和4年度までに293メートルを更新し、現在、残りの773メートルを更新しており、今年度内には完了予定となっております。

以上です。

○崎山嗣幸委員 ゴムチップへの切替えをするということではありますが、そういった意味で安心してウォーキングできると思いますが、そこぜひ残りの700メートルを含めて、新年度からしっかりとウォーキングできるように整備をお願いしたいと思います。

それから、奥武山の陸上競技場が使用されて、J1サッカー場を造るということを計画されていますが、陸上競技場がなくなって、この代替は近隣の市町村で対応せよとの方針ではありますが、あまりにも陸上アスリートたちに冷たいのではないかということの声が都市部からあります。この代替というのか、競技場を造れとまで言わないが、多目的広場を造って、その中で400メートルトラックを整備するとかについての検討はできないのか、伺いたいと思います。

○仲厚都市公園課長 奥武山公園、昭和48年に開催された若夏国体の主会場として様々な運動施設の整備を行い、その後、園路、広場、遊戯施設、駐車場等の整備を行ってまいりました。

現在、文化観光スポーツ部において、現陸上競技場の場所にJ1規格スタジアムの建設が計画されて

おります。

なお、奥武山公園に代替施設ということでありま
すけれど、J 1 スタジアムの事業計画を踏まえなが
ら、検討できる範囲内であればやっていきたいなど
考えておりますけれど、400メートルトラック、かな
り面積を取りますので課題はあるかなと考えており
ます。

○崎山嗣幸委員 課題がありますので、ぜひこれは
また議論が深くなると思いますので、検討してもら
いたいと思います。

那覇市内にある唯一の運動公園でありますから、
よろしくお願ひしたいと思います。

それから、同じく総括の中で、港湾費のことにつ
いて伺いたいと思います。

那覇港管理組合が、最近、緑地公園環境整備計画
制度ということを導入、検討をするということで報
道がありましたが、その事業概要、それから内容、
予算規模、実施計画を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 お答えいたします。

令和4年度の港湾法の改正により、港湾緑地等に
おいて収益施設の整備と当該施設から得られる収益
を還元して、緑地等のリニューアル等を行う民間事
業者に対して、緑地等の行政財産の貸付けを可能と
する港湾環境整備計画制度が新設されております。

那覇港管理組合によりますと、当該制度の活用に
向けて、多様なアイデア、相談、声を聞き、事業、
案件創出の参考とすることを目的としまして、相談
窓口を試行的に令和6年3月まで設けているとのこ
とであります。

今後の公民連携の具体的な進め方については、当
窓口の試行状況を踏まえて検討するとのことであり
ます。

以上です。

○崎山嗣幸委員 これは地方自治体連携財団と協定
を締結するということの報道ですが、事業主体は財
団になるのですか。

○呉屋健一港湾課長 事業主体是那覇港管理組合に
なります。

○崎山嗣幸委員 それだと財団はどういう立場にな
るのですか。

○呉屋健一港湾課長 財団は管理組合と協定を結ん
でおりまして、協定書によりますと、財団は管理組
合の政策課題に対するPPP研究を実施し、PPP
推進に向けた政策事例及び考察結果を管理組合に提
供するということになっております。

以上です。

○崎山嗣幸委員 では、民間の人がこの貸付けを受
けてカフェをやったり、レストランをやったりする
ことについては、管理組合のほうに応募して、採用
されたらできるということのシステムになるのです
か。

財団は関係ないというのは。

○呉屋健一港湾課長 制度上のシステムありますけ
れども、今後、今回窓口を設けていますので、それ
で応募をしていただいて、その試行状況を踏まえて
検討するということになっております。

○崎山嗣幸委員 内容がよく分からないのですが、
要するに、港湾区域内の緑地を使って、民間の人た
ちにカフェなり、レストランなり、そういったこと
で貸付けするという制度だと思うのですが、この計
画・企画をつくって、管理組合に出して、これが認
められればできるというシステムですかと聞きたい
のですが、これは財団が何かそういうアイデアを出
して、計画していますということで、これが3月末
に締め切られるということであるものだから、応募
者はどうなのかなということを知りたいのですが。

○呉屋健一港湾課長 公民連携の具体的な運営の進
め方について、今後の窓口の試行的な状況を踏まえ
て検討ということでありまして、まずは、取りあえ
ず情報収集といったところから始めていくというこ
とになっております。

○崎山嗣幸委員 いい悪いというよりかは、報道さ
れているので、どんな形でやるのかなということに
ついてあるので、これしっかりと説明できるように
したほうがいいというふうに思います。

財団が何かアイデアを出したところと相談をして
締結をするという報道があったので、民間の人が応
募するとどうなるのかなと疑問があるので、このこ
とについては明確にできるように努めてお願ひした
いというふうに思います。

次に行きます。

同じく港湾費の中ですが、那覇港の国際港湾化に
ついて聞きますが、前回は聞きましたけれど、那覇
港の9号、10号バースのコンテナ取扱い貨物ですが、
これは全体の貨物量の33.7%あるということと言わ
れていますが、個々の9号、10号における直近4年
間、取扱い貨物と順位を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 那覇港管理組合によりますと、
内貿のコンテナ貨物量は、2019年が53万4000TEU
で全国2位となっております。また、2020年が52万
2000TEUで2位、2021年が51万3000TEUで3位、
2022年が51万7000TEUで2位となっており、外貿

につきましては、2019年が8万8000TEUで全国16位、2020年が8万5000TEUで16位、2021年が8万TEUで17位、2022年が7万8000TEUで17位となっているとのことであります。

○崎山嗣幸委員 この4年間のことを教えてくださいましたが、その前の2018年からコンテナ取扱い貨物が過去最高の59万8000TEUで、全国7番になってから2019年以降の4年間を含めて5年連続、全国7番の位置を示しているということですが、これは実際は内貿コンテナが51万TEUで全国に2番になっているということの結果であって、これは実は足を引っ張っているのが外貿の8万TEUなのです。

これ17位であるということを書いていましたが、これはずっと過去5年、これが10年含めて、10年前も外貿は8万TEUから7万TEUということで、変化がないし、16位から17位前後でずっと続いているわけね。

だから、そういった国際貨物については、ずっと伸び悩んでいるわけですね。

それで内貿が伸びて、今言っているように全国7位ということの報告であります。何でこの外貿コンテナが伸び悩んでいるのかについて、原因と課題についてどうなのかを教えてください。

○呉屋健一港湾課長 委員おっしゃるとおり、確かに伸び悩みがございます。

那覇港管理組合によりますと、平成15年3月の港湾計画では、外貿コンテナ貨物として欧米向けの国際トランシップ貨物を見込んでおりましたが、東アジアの主要港の急速な発展によりまして、那覇港における国際トランシップ貨物の取扱いが減少して、実現しなかったことが原因となっております。

○崎山嗣幸委員 航路が7航路あって、北米、中国、アジア、台湾もそうですが、伸び悩んでいること含めての中において、やはりこの影響を与えることも含めて、片荷運送の問題もあると思うのですが、県内から出す貨物がない、産業がないという、ほとんど入ってきて送るのが片荷運送であるという経済的なコストの影響があると思うのですが、この片荷運送の解消を図るというのは重要だとずっと言われておりますが、この計画はどのようになっていますか。

○呉屋健一港湾課長 那覇港の輸入に対して、輸出が過度に少ない片荷運送が課題となっております。

海上輸送コストが割高になる原因等の1つにもなっております。

それで、那覇港の管理組合においては、那覇港に

おける片荷運送の解消は取り組むべき重要な課題と認識しておりまして、その課題解決のために、貨物増大と外航コンテナ航路の拡充に取り組んでいるとのことであります。

具体的には、那覇港の利用を促進させるため、国内外の荷主や外航船社へのポートセールスや、那覇港輸送効率化支援事業による荷主支援等に取り組むとともに、国際流通港湾としての機能向上を図るため、那覇港総合物流センターの2期、3期の整備などに取り組んでいるとのことであります。

以上です。

○崎山嗣幸委員 空コンテナについては、港湾だけではなく、他部局とのことも含めて、農林水産物の一層の拡充するとか、あるいは県内の製造業とか育成するということによって、沖縄経済、総体的に物を出していくということをやらないと、この片荷運送については解消できないと思うんですね。

これはだから、他部局との連携をしていかないと解消は図られないと思うのですが、これは検討はされておりますか。

○呉屋健一港湾課長 那覇港管理組合によりますと、農林水産部とか、商工労働部関係とも連携してやっていきたい、そのように取り組んでいきたいというふうに述べております。

○崎山嗣幸委員 トランシップの貨物の実績も聞きますが、ずっと一貫して、沖縄がとても地理的優位性があるからということで、中継コンテナの獲得を目指して、那覇港トランシップ構想というのがあって、ずっとアクセスの道路、背後地の物流倉庫も造ったということで、外航のアジア諸国からの貨物を沖縄を中継地点にして本土に運んだりすることの構想がずっとあるのですが、もうこれがほとんどないということを含めて、これは中継港としてのトランシップ貨物の方針は、どういうふうに解消を図ろうと思っていますか。

○呉屋健一港湾課長 那覇港管理組合によりますと、欧米向けの国際トランシップ貨物については、東アジアの主要港の急速な発展によりまして、那覇港における国際トランシップ貨物の取扱いが実現しなかったということが現実的にございます。

そのような状況を踏まえまして、昨年3月に改定した港湾計画の方針としまして、アジアネットワークと国内ネットワークをつなぐアジアの中継拠点港としての展開を図ることとして、物流の戦略の見直しを行っているとのことであります。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** 見直しというのは、どういう中身の見直しですか。中継港としての役割は継続しているということですね。

どんな感じでこれを達成するかを聞きたいのですが。

○**呉屋健一港湾課長** 港湾計画の改定におきまして、那覇港の強みであります特性を生かしまして、アジアにおける地理的優位性や流通加工等を行う那覇港の総物流センターの機能を生かしまして、アジアのネットワークと国内のネットワークをつなぐ中継拠点を目指していくということになっております。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても、中継港としての実績はゼロだから、これからまた那覇港にアジア諸国から荷物が入ってきて、本土に運ぶということの拠点にならないと実績は上がらないわけですね。

だから、それが何でここが中継港にならないかについての原因を解明していかないと克服できないと思うので、これはぜひ、これから先にこの中継港としての役割を果たすようなことを努めてもらいたいというふうに思います。

それから、外貿の貨物量、国際コンテナが増えないことについて、私はトランシップは増えてこないことについては、難しいのではないかと思いますのですが、ただ、この9号、10号バースの北米航路から米軍物資が入っていることが結構な量になっているのですが、そういった意味での北米航路からの米軍物資の積卸しの実態について教えてください。

○**呉屋健一港湾課長** 那覇港管理組合によりますと、同組合が実施している港湾法に基づく港湾調査がありますけれども、その貨物の種類についての調査項目はありますが、荷主を調査する項目がないために、米軍関係の貨物量について把握していないということでもあります。

○**崎山嗣幸委員** 北米航路の2航路についてのトン数を教えてください。

T E Uで。

○**呉屋健一港湾課長** 北米に寄港する船主は、A P L社とマトソン社の2社があります。

令和4年度における米国との取扱い貨物量は、約2万T E Uとなっております。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** これはずっと港湾の統計調査でもそうですが、A P Lとマトソン社の2社というのが、北米航路プラス貨物量が合計4万487T E Uと入っていて、国際コンテナターミナルの貨物量が7万9000余

りの中の半分以上はこの北米航路から入っているということになっているのですが、その中の米軍物資がこれだけ入っているということについては、9号、10号は、北米航路の米軍物資によって重きを置かれているということが実証されたと思うのですが、これはそういうふうに理解していますか。

北米航路、ほとんど米軍物資ではないかと、私は聞いているわけです。

○**呉屋健一港湾課長** 繰り返しになって申し訳ありませんが、那覇港管理組合によりますと、同組合が実施している港湾法に基づく港湾調査では、貨物の種類についての調査項目がありますが、荷主を調査する項目がないため、米軍関係の貨物量については把握していないとのことでもあります。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** これは、もう60年前から那覇港に下ろされているわけですね。

これは米軍の資料からも分かる。それから、開発庁官僚O Bの建設部長会議の中でも、那覇港には米軍物資が下ろされていると。この物資は、約3万T E Uあるということで、これがなくなったら9号、10号の外貿からの荷物、ただでさえ来ないのに、米軍物資が重きになっているのではないかとということが分析されているので、この解決を図らないとどうするのですかというのを提示されているわけですね。

それで、米軍物資についての9号、10号に下ろすのは、ずっと続けていくのかね。

これから先、米軍の物資についてはどうやっていくのかについて、那覇港にずっと下ろされていくのか、やめるのかについて聞きたい、最後に。

那覇軍港があるのに、何でこちらに下ろしているのかと私は聞いているわけ。

○**呉屋健一港湾課長** 荷主を調査する項目がないために、米軍関係の貨物量については把握しておりませんので、なかなか答えにくいところではあります。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** なかなかではないよ、これ。

何で那覇軍港があるのに、那覇港に下ろしているのと言っているわけさ。明確だということだから。

もう時間ないので、終わります。

またあとは次の機会に言います。

○**呉屋宏委員長** 休憩します。

午前11時59分休憩

午後1時20分再開

○**呉屋宏委員長** 再開します。

先ほどの玉城委員の質疑に対する答弁で技術・建設業課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

森田敦技術・建設業課長。

○森田敦技術・建設業課長 先ほどの玉城健一郎委員の質問に関して、3億円以上が県外企業対象とお答えしましたが、県内企業で施工が困難な工事については、県外企業を対象としております。

県外企業を対象とする工事の金額に制限はございません。

以上、訂正させていただきます。

○呉屋宏委員長 午前に引き続き質疑を行います。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、土木建築部の令和6年度の当初予算案の資料から質疑をします。

少し重複してしまう面があるのですが、その中の、まず道路事業に関して、先ほども地域連携道路の件で質疑がありました。

私は、幸地インター線の件について概要をお伺いいたします。

○前武當聡道路街路課長 幸地インター線につきましては、沖縄自動車道と浦添西原線を連結し、ハシゴ道路ネットワークを構築するものとして整備を行っているところでございます。

令和6年度の事業費につきましては、14億5000万円を計上しておりまして、補助率は90%となっております。

以上です。

○新垣光栄委員 そこで、これに続いて、今、池武当のほうの事業が入ってきていると思うのですが、その予算書の中にも池武当インターチェンジの整備ということで新規のほうが入っているのですが、事業概要等をよろしくお伺いいたします。

○前武當聡道路街路課長 池武当インター線、こちらもハシゴ道路ネットワークの軸を形成する道路として整備するものでございまして、令和6年度の事業につきましては、要望額ですが、今、1億5000万円を計上しているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員 これを地域連携道路のほうは、ハード交付金と比べて順調に事業が進んでいると思うのですが、その中で交通総合体系の中で宜野湾横断線があると思いますが、宜野湾横断線の事業の位置づけとか、次年度の事業、次の事業の関連する予算については、今どのように考えているのか。

○前武當聡道路街路課長 今おっしゃった宜野湾横

断道路、中城地区のことかと考えておりますが、そちらにつきまして、ハシゴ道路ネットワークの位置づけをしているところでございます。

そちらの路線につきましては、今現在、最新の将来交通量推計に基づく検討を行っているところでありまして、引き続き国、市町村と連携し、事業化に向けて取り組んでいるところでございます。

○新垣光栄委員 それで事業化に向けて取り組んでいるということで、順調に行けば幸地インター線が終わって池武当、そして宜野湾横断線というふうに進んでいくと思うのですが、調査はもう済んでいるのですか。

○前武當聡道路街路課長 路線として、調査路線として位置づけて検討しているところでございます。

現在、南部東道路、幸地インター線、また、次年度から池武当インターチェンジが事業化されるだろうと考えておりますが、この宜野湾道路、横断道路につきましては、検討を進めているところでございます。

○新垣光栄委員 ぜひ、先ほども呉屋委員の発言もありましたとおり、今、交通渋滞の状態が違ってきていると思うのです。

やはり47年前に計画したハシゴ道路の部分も進めなくてはならないと思うのですが、新たに今、東海岸は市街化調整区域、西側がロードサイド型の店舗、商業地や観光地が並んでしまって、どうしても住民が住むところが中央部に集まってきています。

それで中部は基地がありますので、どうしても交通渋滞の要所が南部から中部に移ってきているように私は感じます。

それを高速道路と329号、58号だけでは補完が難しいのではないかな。

新たな横断線、そして新たな県道等の整備が必要ではないかなと思っておりまして、そういった思いも今回の予算の中で将来構想に向けての調査費をどんどんつけていただきたいと思っておりまして、方向性としてですね。

その辺の考え方について、部長、どうでしょうか。

○前川智宏土木建築部長 委員御指摘のとおり、ハシゴ道路ネットワークの構築をすることは当然ですが、中南部都市圏の交通を考える上で、はしご道路に加えまして、サンライズベルト構想ですが、北中城村、中城村、両村のまちづくり計画など、それがまた普天間飛行場の返還後の跡地利用、そういったところも当然視野に入れまして、広域な道路ネットワーク計画を構築する必要があると思っております。

それについては、国と一緒に、また、地元の市町村の意見も聞きながら計画を進めていくべきだろうと考えているところでございます。

○新垣光栄委員 その中に、予算はちょっと外れてくると思うのですが、マリンタウンのMICE事業は観光部のほうの事業だと思いますが、これに関連して、今、那覇宜野湾線、県道38号線、それと西原バイパス等の工事が順調に進んでいます。

そのMICE事業との関連した道路網の構築が急がれると思うのですが、その辺に関する予算等の考え方をお聞きます。

○前武當聡道路街路課長 MICE関連の道路の位置づけとしまして、まず直轄国道のほうで那覇空港自動車道の小禄道路、あと、南風原バイパス、与那原バイパス、西原バイパスは事業化されて、そのアクセス向上に資する道路になるだろうと考えております。

県のほうでは浦添西原線——南北東西軸ですね。あと、市内域の真地久茂地線、そういったものを鋭意取り組んでいるところでございます。

○新垣光栄委員 ぜひMICEが皆さんの頑張りで決定しているわけですから、やはり核となるMICEを生かすも殺すもこの道路網ですね。交通渋滞対策等が私は鍵を握ると思っておりますので、しっかりそのMICEを生かすためにも、沖縄の経済を活性化させるためにも、東海岸に核となるもう一つの経済圏をつくるためにも、しっかりとした道路計画をお願いしたいと思っています。

次ですね、持続可能な国際観光の景観事業ということで、皆さんとは関係しない予算ではあるんですが、私は皆さんの沿道景観推進室を設置していただいて本当に感謝申し上げます。

その中で雑草なり、高木と道路景観の事業がさらに進んでいくことを期待しています。

そういった中で、持続可能な国際観光景観事業の3億円に関して、皆さんと関連する事業はあるのかどうか、お伺いいたします。

○奥間正博道路管理課長 持続可能な国際観光景観事業は、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観を実現するため、～美ら島沖縄～花と樹木の沿道景観計画で位置づけられた重点管理路線において見せる沿道景観の整備や、官民連携による維持管理体制の構築などを実施することとしております。

事業の所管は文化観光スポーツ部となっておりますが、土木建築部としては予算を分任していただいて執行する体制を構築しております。

○新垣光栄委員 しっかり予算を取っていただいて、しっかりと見せる沿道景観の構築に向けて頑張っていただきたいと思いますので、期待をしております。

当初計画では、令和7年から令和8年に県道の雑草をゼロにするという目標があったと思うのですが、その辺は実現できそうですか。

お伺いいたします。

○奥間正博道路管理課長 県では、先ほど御説明した沿道景観計画において、本計画の目標である沖縄を世界水準の観光地にふさわしい沿道景観ということで、性能規定方式による除草管理に現在取り組んでおります。

令和5年度では、先島を含めた県管理道路の約5割まで拡大しており、令和6年度においては引き続き実施をするよう拡大に取り組んでいくこととしております。

○新垣光栄委員 ぜひ県道の雑草ゼロを目標に頑張っていただきたいと思います。

電柱の無電柱化等も先ほど質疑がありましたので、宮古以外の資料の提供をよろしくお願いいたします。

もう終わりたいのですが、もう一つ。

いろいろな事業を進めていく中で、人材育成等が必要だと思うんですが、その辺の考えはどうでしょうか。

○新垣雅寛土木総務課長 お答えいたします。

土木建築部におきましては、執務に必要な実践能力を養うため、技術職を含めた全ての新採用職員に対し、各所属の事業説明や現場見学など、土木建築部新採用職員研修を実施しているほか、新採用職員の相談役となる職員をフレッシュマントレーナーとして指定し、職場の基本的なルール等についてアドバイスを行っております。

そのほか、技術職を対象とした設計積算等説明会、ICT施工技術育成講習会、CAD講習会、スキルアップセミナー等を実施しているところでございます。

以上です。

○新垣光栄委員 この土木建築部のやはり予算を執行していく中で、職員の増員、そして技術力の向上がスムーズな予算執行にもつながると思っておりますので、しっかり技術員の確保をしていただきたいと思います。

その技術員の確保のために、もう一つ、民間のやはり技術力のアップ、技術人材育成も必要です。

そこで私たちは、建設コンサルタント業、土木の

コンサルタントの最低制限価格を上げていただいて、しっかり人材が確保できるようにということで全会一致で採択したのですが、その辺はどういう状態になっているか、最後にお伺いして終わります。

○森田敦技術・建設業課長 お答えいたします。

建設に係る業務委託の最低制限価格については、建設業関連就業者の高齢化や離職が進む中、将来の担い手の育成に向けた経営基盤の確保に資するためにも、現状分析を踏まえた最低制限価格等の入札制度の見直しは有効な対策であることから、令和5年12月から、沖縄県建設業審議会において、これまで3回審議を行っております。

最低制限価格の見直しについては、沖縄県建設業協会や沖縄県測量建設コンサルタント協会等から様々な意見を聞きながら、沖縄県建設業審議会において慎重に審議をしていただいているところであります。

以上でございます。

○新垣光栄委員 ぜひ、今観光業の人材育成の予算はついているのですけれども、そういった建設業界の——沖縄県の主要産業だと思うんですよ、私は。

その技術者がいなくなると、そういった予算執行面でも障害が出てくるし、社会の構築、インフラの構築にも支障を来すと思いますので、しっかりその辺まで考えて事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員長 島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくをお願いします。

まず、中城湾港泡瀬地区についてですが、国、県、沖縄市の役割分担について、確認いたします。

○呉屋健一港湾課長 お答えします。

中城湾港泡瀬地区開発事業は、地元からの強い要請に基づき、沖縄本島中部東海岸地域の振興を図る目的で実施しており、国、県、沖縄市の3者が連携し、事業を推進しております。

それぞれの役割については、国は中城湾港新港地区の航路等のしゅんせつ土砂を活用して埋立てを行っております。

県は海洋レクリエーション機能の整備及びスポーツコンベンションの形成を図るため、アクセス橋梁、臨港道路、人工海浜、緑地等の整備を行っております。

沖縄市は、スポーツ、健康・医療、交流・展示をメインテーマとし、県民や市民、観光客が交流、健康づくりを行える空間の創出などのまちづくりを図ることとしております。

以上です。

○島袋恵祐委員 そこで少し伺いたいのですが、先日の一般質問でも取り上げたのですが、この人工海浜の先行使用が次年度から行われるということで、先行使用をさせてもらいたいというのは、沖縄市からの要望が県にあったということで理解していいですか。

○呉屋健一港湾課長 そのとおりであります。

○島袋恵祐委員 人工海浜ビーチの先行使用についてですが、やはり幾つか先行使用するに当たって、懸念していることがあって、一般質問では環境保全、コアジサシの件で聞いたのですが、今回は防災の件を少し聞きたいのですけれども、先行使用に向けて、防災計画などは今きちんと作成されているのでしょうか、伺います。

○呉屋健一港湾課長 人工海浜の使用時の防災というものの質問で考えておりますが、人工海浜の部分使用に当たっての安全確保については、工事箇所隣接した使用となります。

海浜利用者に対して、工事区域内への侵入防止対策などの安全確保を図ることとしております。

沖縄市によると、人工海浜の部分使用時の津波対策については、高台となっております。載荷盛土や橋梁を避難箇所として活用したいとのことであります。

県としては、沖縄市と協力し、安全確保に努めてまいります。

以上です。

○島袋恵祐委員 今、課長の答弁の中で、これ載荷盛土の件があったのですけれども、これ載荷盛土は県が設置していると思うのですが、これの目的は何ですか。

○呉屋健一港湾課長 載荷盛土というのは、この埋立て時によくある軟弱地盤になりますので、圧密沈下を促進させるためにおもしという意味合いで載荷する盛土でございます。

以上です。

○島袋恵祐委員 沖縄市は、それを津波とか発生した場合の避難に使いたいということなのですか。

そもそもそういうためのものではないということの理解でいいですか。

○呉屋健一港湾課長 機能的には、載荷盛土というのは圧密沈下を促進させるためのものでありますが、ただ高さに高台となっておりますので、それを活用したいということでございます。

○島袋恵祐委員 この載荷盛土で、例えば、先行使用の際に受入れした使用人数とかそういったものも、

そこで賄えるということですか。避難に耐え得るぐらいの広さとかがあるのでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 この平場の面積ということになると思いますが、これはビーチフェスタという類いのビーチを活用した——これまで年に1度開催されていますが、その参加人数が1500人程度というふうになっておりますので、今回、載荷盛土ということで設けてあります平場については、4300平米ほどございますので、十分な広さは有しているというふうに考えております。

○島袋恵祐委員 ちなみに少しお伺いしたいのですが、2011年の東日本大震災、大きな津波が発生しました。同じ規模の地震が発生し、同規模の津波が発生した際に、この潮乃森、また東部地域に津波の到達時間、また高さどのぐらいになるかという推計は出ていますか。

○呉屋健一港湾課長 今委員がおっしゃった地震とは別に、沖縄県のほうでは津波の想定地震というのをやっております、津波の想定シミュレーションに基づくものでいきますと、津波の遡上高が標高の6.1メートルということになっております。

以上です。

○島袋恵祐委員 今、沖縄市の説明では、この載荷盛土、また、橋梁を使って避難するというので、沖縄市自身がそこに防災の何か施設を造るとか、こういった土地の活用をするのかということは今まだ計画としてはないのでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 載荷盛土を利用して避難するという計画はございますが、それ以外のものについては、今のところ特に施設を設けるということはありません。

○島袋恵祐委員 先ほども聞いていて、やはりそれぞれ国、県、沖縄市の役割があるとなると、沖縄市は土地の利活用についての部分での、検討というか分担があると思います。

沖縄市から今回、ビーチの一部を使用させてほしいということで要請もあったということも先ほどの答弁で分かりましたが、やはりしっかりとこの防災計画、地震が発生した際に津波が押し寄せてくるかもしれない。そういう際にきちんとその利用者が安全担保ができるようなものをしっかりと計画を示す必要があると。今の話だと、この沖縄市の状況では、僕はまだ足りていないと思うのですよ。

なので、県としてもしっかりと沖縄市に対しても、そういうものをしっかりとつくってほしい、また連携して、そういった防災計画をしっかりとつくらな

いことには、この一部先行利用を、私はまだ懸念材料が残っているという認識ですけれども、その辺どうでしょうか。

○呉屋健一港湾課長 人工海浜の部分使用時の海浜被災の案内時に、安全管理に関する周知は十分に行っていただきたいということで、防災意識をまず高めてもらうということも一つ、手ではないかなと思っていますので、この辺については沖縄市と調整を図っていきたいと考えています。

○島袋恵祐委員 もちろん県としても指導してやってほしいのですが、この沖縄市の皆さんの役割分担もされているわけですから、そういったところの責任を果たしてもらうということも、しっかりと県のほうから申出をしていく必要があると思います。

では、次に行きたいと思います。

県道20号線、道路整備のところですけども、この県道20号線の泡瀬地区橋梁のところではなくて、陸側のところで少し聞きたいのですけれども、今年度の取組を教えてください。

○前武當聡道路街路課長 県道20号線、胡屋泡瀬線につきましては、胡屋交差点から高原交差点まで整備に取り組んでいるところでございます。

今年度、年度当初に胡屋交差点からコザ中学校の間での延長680メートルにつきましては、暫定供用したところでございます。

コザ中学校前から高原団地入り口に向けましては、用地交渉は任意交渉を続けているところでございます。

また、主要渋滞箇所になっております高原交差点につきましては、今年度、都市計画変更に向けた手続を開始しているというところでございます。

○島袋恵祐委員 今出た次年度の取組、高原十字路の渋滞が今、本当に慢性化しています。

地元の人から話を聞くと、2015年に北中城村のほうに大きいショッピングセンターができて、土日も常に渋滞しているという声もあって、あそこの渋滞対策が急がれると思うのですけれども、こういったことを今計画しているのでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 そちらの主要渋滞箇所をまず優先的に進めていこうということで、今年度から次年度にかけて、都市計画のまず変更を進めていこうということで、次年度に都市計画決定、変更の手続を経たいと考えております。

それから、用地取得に向けた現地測量等を行っていくということになります。

一方で、以前委員がおっしゃっていた、既存の交

差点の中で何かしらの対策が取れないかなということも並行して検討しているところでございます。

○島袋恵祐委員 すぐ小学校、中学校もあって、登校また下校時も、多くの学生児童がそこを歩くわけですね。

事故も多くなっている状況と聞いていますので、やはり早期の対策をしっかりとやってもらいたいと。

この20号線の次年度の取組、何を今、計画されているのか確認させてください。

○前武當聡道路街路課長 令和6年度、こちらにつきましては、まずコザ中学校前から高原団地入り口までは、引き続き用地取得に向けた任意交渉も継続していこうというところです。

高原交差点につきましては、先ほど来お話しさせていただいています都市計画変更の手続に向けて今取り組んでいるというところで、令和6年度の予算としましては約1億1700万を計上して、早期整備に向けて取り組んでいこうというところでございます。

○島袋恵祐委員 地元からも、もう本当に早く整備してほしいという声もありますので、ぜひ早期の事業完了をお願いしたいと思います。

次に、高原団地ですけれども、団地の公営住宅の件ですが、高原団地の今の状況を教えてください。

○當山真紀住宅課長 県営住宅高原団地の令和6年度の取組についてお答えします。

県営高原団地建て替え事業につきましては、令和4年3月より、第1期本体工事に着手しておりまして、本年3月末に完成予定となっております。

それから、令和6年度は、6月1日より既存団地住民の新住棟への入居を開始する予定となっております、引き続き第2期解体工事、地滑り対策工事などを実施し、それから第2期の本体工事に着手してまいります。

以上です。

○島袋恵祐委員 1期工事の建設工事が完了したと。2期工事をまたやっていきますよということですが、これ当初の予定どおり進んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

○當山真紀住宅課長 予定どおり進んでおります。

○島袋恵祐委員 今回、1期工事ですけれども、建て替える前と比べて戸数は増えているのか、それとも同じなのか確認させてください。

○當山真紀住宅課長 まず、住宅の建て替えに関してですが、複数棟の住棟を集約するという形で建て替えるというものが、建て替え事業となっております。

その中で、1期工事に関しましては今回、完了ということになりまして、今後また2期、3期と続いていくわけですが、戸数の増加、どれだけ増えるかということに関しましては、この事業の全体を通してということで考えてございますので、こちらでお答えさせていただきます。

高原団地の建て替え後の戸数は273戸を予定しておりまして、建て替え前の248戸より25戸増加する予定となっております。

○島袋恵祐委員 25戸増えるということで理解をしました。

次、5番の公園整備に行きたいと思います。

県総合運動公園についてですけれども、海岸線のほうに貝殻をモチーフにしたあずまやがあるのですが、その整備が大分長い間遅れていると思います。

私も現場を見てきたのですが、要するに、防止線とか張られて整備がされていない状況ですけれども、いつ修繕に着手するのか教えてください。

○仲厚都市公園課長 お答えします。

県総合運動公園南側、海岸側に設置している3戸のあずまやだと、今、認識しておりますけれども、当あずまやは屋根及び柱のほうにクラックが生じておりまして、現在、使用禁止にしております。

あずまやはもう撤去する必要があると判断しておりますので、令和6年度に撤去作業を実施したいと考えております。

以上です。

○島袋恵祐委員 そのほかにも、歩道のところに木材で造られた柵があって、それも塩害とかで朽ちたりして、壊れているような状況もあるので、その整備も急がれると思うのですが、計画等はどうかっているのでしょうか。

○仲厚都市公園課長 斜路の件でよろしいでしょうか。

斜路は現在、腐食等によって進入禁止にしております。この斜路についても撤去する必要があると今判断をしておりますので、今後、撤去に向けて検討する業務が多々ありますので、その検討を踏まえて、実際、撤去する時期を確定したいと考えております。

○島袋恵祐委員 あそこは多くの県民がウォーキングとかで利用したり、子供たちも歩いたりとかする中で、ずっと工事があって、安全面でも不安ですし、また海もすぐ近くにあるということで、やはり子供が海に落下するということの危険性もあるということなので、早期の取組で、撤去するなら早く撤去すると。

柵も早く直して、この立入禁止とかそういった表示さえも、もう古くなって見えなくなっているところもあるので、ああいうのもすぐに替えられると思うわけですね。

やはりそういったものもちゃんと、しっかりとチェックをして、早め早めのそういった動きをやってもらいたいと思うのですけれど、どうですか。

○仲厚都市公園課長 委員の御指摘どおり、看板等とかは消えかかっているものとかというのは、認識はしております。

今回、指定管理者とともに現場のほう早急に確認しまして、対応策等を検討していきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 ぜひよろしくをお願いします。

最後に少し確認ですけれど、土木建築部、これまでも質問してきた中で、やはり事業が遅れていたりとか、そういった部分で予算がなかなかつけ切れないとか、そういったものもあると同時に、この労働環境の問題も一つあるのかと思っています。

今回、4月からいわゆる働き方改革の中で、2024年問題と言われているものがあるのですけれども、それはやはり労働者を守るための法律として一つ有効だと思うのですが、県としても必要だという認識なのかどうかをまず確認させてください。

○森田敦技術・建設業課長 土木建築部では、長時間労働の是正に関する取組として、週休2日の導入や、請負業者の裁量により工事着手時期が選択できる余裕工期の設定などの適正な工期の確保に努めております。

○島袋恵祐委員 県としても、ちゃんと事業者に必要なという認識で取り組んでいくという理解でいいのですか。

○森田敦技術・建設業課長 はい、そうです。

そのとおりでございます。

○島袋恵祐委員 この問題が取り沙汰されて、この24年問題、働き手がいなくなるとか、そういったところがちょっとマスコミの中ではクローズアップされて、労働者自身の環境であつたりとか、雇用を守るという観点が何か少ないなというところが私自身の認識としてあるのですけれども、5年間猶予もあつたということですが、実際これがこの5年間猶予があつた中で、県内における業者の皆さんが取組等々もしっかりとやられているかどうかというのを、皆さんとしては把握していますか。

○森田敦技術・建設業課長 土木建築部においては週休2日を推進しているところではあるのですが、

令和4年度の週休2日については、工事において73%達成されております。

令和3年については68%で5%上昇したということになっております。

○島袋恵祐委員 今、本当に働き手不足という、建設業界の中でも大きな問題になっている中で、そういった労働環境、また待遇改善もしっかりと図っていくということ、皆さんとしてもこれまでも取り組んでいると思うのですけれども、やはりそういったことがしっかりされないと、いろいろな事業等々にも支障というのは出てくると思うわけですよ。

なので、しっかりと皆さんとしては週休2日、ちゃんと賃金を引上げ——労務単価どおりの賃金が、しっかりと事業者から払われるような仕組み、取組を強化をしてもらいたいと思うのですけれども、最後、部長、見解を聞かせてください。

○前川智宏土木建築部長 2024年問題をきっかけとしまして、担い手の確保というのは非常に重要な課題だと思っております。

先ほど技術・建設業課長からも申し上げましたが、週休2日に加えまして、見積み尊重宣言などによる技能労働者の賃金の確保といったところ、業界団体ともよく意見交換をしながら、一体となって取り組んでいくべき課題だというふうに認識しているところでございます。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 部局別の説明資料でお願いします。

令和6年度のこの予算の特徴として、国のほうでもこの防災・減災の対応、国土強靱化のための予算ということで厚くしているみたいなのですが、沖縄県におけるこの耐震化や老朽化、これの遅れている分野について対応はどうなりますか。

○新垣雅寛土木総務課長 お答えいたします。

土木建築部が所管する社会基盤施設については、定期的な点検を実施し、長寿命化計画等に基づき、耐震化と老朽化対策に取り組んでおります。

土木建築部の所管施設で、耐震化、老朽化対策が遅れている分野といたしましては、海岸施設が挙げられます。

進捗状況といたしましては、管理する海岸延長約173キロメートルに対し、耐震化の状況は31キロメートル、率にしまして約18%の進捗となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 今、海岸のほうのお話がありましたが、ほかにも道路、治水、空港、ここに述

べている分野がありますが、ほかは大丈夫なのか。

○奥間正博道路管理課長 県が管理する道路、橋については、災害直後から発生する緊急輸送路に必要な緊急輸送道路上の橋梁等を優先して、老朽化対策及び耐震化を進めております。

優先する橋梁215橋のうち、老朽化対策の実施状況については、令和4年度末までに177橋、約82%となっており、耐震化の実施状況については141橋、約66%となっております。

引き続き大規模災害等に備えた、強くしなやかな県土づくりの推進のため、道路橋における老朽化対策及び耐震化の推進に取り組んでまいります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 他の治水、空港、住宅、公園、港湾、下水道とあるのですけれども、全部でなくてもいいのですが、ちょっとここは手を打たないといけないなというものがありませんでしたら教えてください。

○前川智宏土木建築部長 本県は島嶼県でございますので、被災時にはやはり物流というところが、緊急輸送道路含めまして重要だと思っております。

先ほど、道路の現況につきましては道路管理課長が答えた部分でございますが、その他の港湾につきましては、岸壁を耐震化するという取組をしておりますが、現在のところ8港のうち3港しかできていないというところがございます。

それから下水道施設につきましても、管路については117キロのうち4割弱というところで、耐震化が十分ではない施設もございますので、そういったところを重点的に取り組む必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○比嘉瑞己委員 この間、水道のほうの破裂が、欠陥があって大変な被害になりましたけれども、ここは常に点検していつて対応していかないといけないと思うのです。

一方で、このハード交付金が減らされている。

一方で国は、防災・減災には力を入れますよとやっているのですが、この予算を獲得していくに当たって、どのようなスタンスで臨んでいけばいいと考えていますか。

○前川智宏土木建築部長 予算要求に当たりましては、この予算減額の影響が具体的にどのように生じているかというところを、具体的に事例をもって説明をしながら、必要額の確保を訴えていきたいと思っております。

また、関係要路への要請など、併せて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 部長、その際にあっても、今、皆さん省庁予算の獲得とかでも頑張っているんですけど、やはりこの一括交付金が自由度が高い、ちゃんと県の判断で使えるという意味で、一番そこが求められていると思うのですよね。

その確保に当たって、こういった実態もしっかりと示して、だから一括交付金が増額が必要だという根拠をつくっていくべきだと思いますが、再度いかがですか。

○前川智宏土木建築部長 委員御指摘のとおり、予算減額に伴いまして、様々な支障が生じているところでございます。

そういったところは、具体的な支障の状況等もよくまとめて、国に訴えていきたいと考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 頑張ってください。

続いて、事項別積算内訳書でいきたいと思いますが、先ほども働き方改革のお話がありました。

それで、この時間外労働規制というのが、これまで建設分野は5年の猶予があったけれども、次年度からスタートすることになっています。

この猶予をもらった理由というのも、この建設業界の人手不足が原因だったというふうに理解していますが、県内の建設労働者の数、あるいはトラックの運転手の数とかは、推移をどのようになっていますか。

○森田敦技術・建設業課長 お答えいたします。

県の労働力調査によると、過去3年間の沖縄県の建設業就業者数は、令和4年度は6万9000人、令和3年度は7万1000人、令和2年度は6万9000人となっており、7万人前後を推移しております。

また、国の運輸要領によると、トラック事業者数は、令和4年度は856事業者、令和3年度は860事業者、令和2年度は857事業者と推移しております。

○比嘉瑞己委員 まだ維持はできているのかなという印象もありますが、ただ、私たちが地域に出いくと、どこも人が足りないよという声は聞いておりますので、実態はもっと深刻なのかなというふうに思っています。

国もここに問題意識を持っていて、予算とかもつけているかと思うのですが、皆さんの説明の中でなかなか見えないのですけれども、こういった時間外労働規制に対する県の対応策とか、何とか事業というのがあるんでしたら教えていただけますか。

追加で、この時間外労働規制に対応する事業というのがあるのか。

もしなければ、例えばですけど、この担い手不足への対策という形で、何らか対策を取っていらっしゃるのか。

これは商工の分野になるのかな。

○森田敦技術・建設業課長 直接的な補助とか、そういうものではなくて、技術・建設業課のほうで建設産業ビジョン推進事業というのがございます。

これは、沖縄県建設産業ビジョン2018を推進するというような事業、委託費になっております。

それと、あともう一つ、経営支援に関する取組として、建設業経営力強化支援事業として1313万円、そういう事業もございます。

○比嘉瑞己委員 これ、政府もこの規制はかけるのだけれども、その根本問題に対してどういった対応をしていくのかというのがなかなか見えていないと思うのです。

業界の努力だけに頼っていないかというところで、それで質問をいたしました。

県としても何ができるかというところをしっかりと研究していただきたいと思っています。

その対応の一つ、県でもできる中で、公共工事の入札制度があるわけですから、せめてこの公共工事の分野で、この入札制度を活用して担い手不足を解消していく、時間外労働を規制していくというのが仕組みとしてできるのではないかなと思います。

この間、皆さんも入札制度いろいろ改善を重ねてきていると思うのですけれども、こういった働き方改革という視点から、今の県の入札制度というのはどのようなことをやっていますか。

○森田敦技術・建設業課長 お答えいたします。

土木建築部では、長時間労働の是正に関する取組として、週休2日の導入や請負業者の裁量による工事着手時期が選択できる余裕期間の設定など、適正な工期の確保に努めております。

また、労務費見積り尊重宣言促進モデル工事を試行するなど、技能労働者の適切な賃金水準の定着を図り、建設産業の担い手確保に向けて取り組んでいるところであります。

引き続き建設産業の働き方改革を考慮した工期の設定であるとか、賃金水準及び担い手の確保に取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 今上げた分野はどれも大切で、もう一つ付け加えるとしたら多重下請、これの規制というのも、特に沖縄では課題だと思うのです。

皆さんそういう問題意識を持っているのだけれども、それを本当にどうやって担保するのか、入札制度の中で、ちゃんとその仕組みがあるのですか。

○森田敦技術・建設業課長 現在、先ほど申し上げた労務費見積り尊重宣言というものがあまして、これは元請業者が下請に出すときに、下請は労務費用、条件明示に記載してくださいというような制度でありますので、それを引き続き県として推進していこうというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 今期の議会で何回か、設計労務単価のお話を議会でも取り上げさせていただきました。

そういう目安となるものがあるけれども、実際の現場ではそのとおり支払われていないということを指摘してきました。

皆さん、そういった中で労務費の宣言に取り組んだと思うのですけれども、ただこれは宣言だけして、では実際に反映されたのかというところまでの検証はなかなかできていないのかなと思いました。

それで、この間も提案させていただきましたが、総合評価方式の中で、実際に賃上げをしたところに加点をするという仕組みを導入すべきじゃないかということを提案したのですけれども、その検討がありましたら状況を教えてください。

○森田敦技術・建設業課長 お答えいたします。

賃上げを実施した企業に加点する措置だと思うのですけれども、現在、国が行っている賃上げに対する加点と同じようなことは今、県ではまだ行っておりません。

県のチェック体制であるとか、組織であるとか、その辺を整備しないとなかなかできないと考えておりますけれども、あと、今、商工労働部のほうでやっております沖縄県所得向上応援企業認証制度、この認証を受けた企業に加点をすると。

これも賃上げに資するものだと考えておりますので、その辺を整理して、すぐ県ができるようなものを考えていきたいと思っています。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

私も商工労働部がやっているこの認証制度、すごく注目していて、この間は従業員の奨学金を返済する認証企業の皆さんを県も応援しようという形で、どんどんこの認証を取得することが企業にとってもすごくブランド的になっていますよね。

こういうのを取って、公共工事でもちゃんと評価されるのだというようなものをつくれば、すごく県全体にいい影響を与えていると思っています。

部長にこの点お聞かせいただきたいんですけれど

も、本会議でこれ度々やっていて、もう国は既にやっているわけですよ。実際に賃上げしたところを評価する。

これやはり、人の問題であれば、スタッフをちゃんと増やして、県経済、建設労働関係者が7万人ですか、労働者の約1割と言われている県内ですから、公共工事が変わると、民間の工事も変わっていくと思うので、ぜひこの総合評価方式のさらなる改善、特にこの加点の方式、賃上げ企業をちゃんと評価するということを、ぜひ次の年度では実現していただきたいのですが、いかがですか。

○前川智宏土木建築部長 建設業界に限らず、担い手の確保が重要な課題だという認識でございます。

その確保に向けまして、様々、土木建築部でできる入札制度で取り入れられる部分は、積極的に国の状況なども調査しながら、導入に向けて取り組むべきだと思っております。

それから、他部局で取り組んでいる制度につきましても、こういったところを活用することによって、その企業のイメージもアップするでしょうし、お互い、担い手を確保するという相乗効果もあるかと思しますので、そういった面も含めて検討してまいりたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

ぜひその好循環をつくっていただきたいと思えます。

次に、少し住宅政策を伺いたいのですが、県営住宅の建て替え等々、御奮闘されていると思うんですが、一方で、うちの会派では、今、特に高齢者の皆さんが住居に困っている、障害者の皆さんが困っているというところをすごく課題として持っていて、制度としてセーフティーネット登録住宅、要配慮者向けの住宅の制度があるみたいですが、県内の状況をまずお聞かせください。

○當山真紀住宅課長 まず、県と沖縄県居住支援協議会では、住宅の確保が困難な世帯を支援するため、あんしん賃貸支援事業などで、委員御質問されましたセーフティーネット住宅、こちらの登録制度や、サービス付高齢者向け住宅などの情報提供を行っているところでございます。

まず、セーフティーネット住宅につきましては、住宅確保、要配慮者の入居を拒まない登録住宅と、それから住宅確保要配慮者専用の専用住宅がございます。

その専用住宅の登録数というのは、現在23戸となっております。

○比嘉瑞己委員 沖縄県でまだ23戸しかないんですよね。高齢化社会を迎えるに当たって、このセーフティーネット住宅というのはますます重要だと思っています。

県内でなぜ進まないのか教えてください。

○當山真紀住宅課長 この住宅確保要配慮者の入居を拒まない専用住宅の登録の戸数、今23戸ということでお答えしましたがけれども、こちらを増やすためには、賃貸人が住宅を提供しやすい環境整備というものが必要であると考えております。

まず、そのためには、地域における住宅部局と福祉部局、こちらが連携した居住支援体制づくりがまず必要であると考えておりまして、県と沖縄県居住支援協議会のほうでは、地元市町村での居住支援協議会の設立支援に向けて取り組んでいるところでございます。

○比嘉瑞己委員 やはり県が、県の居住支援協議会を持っているけれども、市町村での協議会の立ち上がりはまだまだというところらしいんですけども、今幾つあるのか、今後はどういうふうに増やしていくのか教えてください。

○當山真紀住宅課長 今年度、去る2月になりますけれども、県内で初めての市町村の居住支援協議会として、沖縄市のほうで設立がされたところでございます。

今後、沖縄市を皮切りといたしまして、引き続き県の居住支援協議会のほうでは、そのほかの市町村協議会の設立に向けまして、例えばシンポジウムの開催ですとか、市町村職員、それから福祉、不動産の事業者、こういった方たちとの勉強会などを現在開催しておりまして、関係者間のつながりをつくりながら、情報提供や助言を行っていき、また引き続き市町村の協議会立ち上げに向け、取り組んでいくということで考えております。

○比嘉瑞己委員 今、住宅課の皆さんとやり取りしていますけど、中身的にはかなり福祉面の制度でもあると思うのですよね。

そういった中で、市町村も所管がはっきりしないような面もあると思うのですが、しかし求められている事業ですので、皆さんは、県としては福祉部を巻き込んでやっているみたいなのですが、そうした市町村が手を挙げやすいように、もっと県としてもいろいろなやり方があると思うのですが、こういった形で進めていきますか。

○當山真紀住宅課長 委員がおっしゃるように、住宅部局と福祉部局というところの連携というのは、

これまでも課題であるというふうに感じているところでございます。

県の協議会のほうでは、庁内の住宅部局、それから福祉部局、また福祉関係で言いますと、沖縄県社会福祉協議会、それから沖縄県地域包括在宅介護支援センター、こういった団体を沖縄県の居住支援協議会のほうで会員としまして、情報共有などを今図っているところでございます。

また、国のほうの動きとしましては、住宅セーフティーネット法の改正を検討していると聞いております。

この改正法におきましては、現在、法律を所管しております国土交通省と、それから厚生労働省、法務省、こちらのほうで共同で検討会を開催しております。制度や事業などの面で、一層連携ができるものと考えているところでございます。

○比嘉瑞己委員 頑張ってください。

次に、奥武山公園、私からも伺いたいのですけれども、昨年、N A H A マラソンを完走できなかったんですけど、私も練習していて、奥武山があんなに人気のある、市民の皆さんにとって利用されている公園だということを改めて認識しました。

幾つか要望を聞いてきたのですが、仕事を終えて夜に練習する方が多いのですけれども、照明がもっとあったら安心して、女性でも行けるなという話と、あと、朝練習して仕事に行く方もいらっしゃって、このシャワーの施設があるとさらに助かるなということでした。

体育館とか施設の中にあるそうなのですけれども、朝夜も利用できるシャワー施設等も検討できないかということですが、いかがですか。

○仲厚都市公園課長 御質問の照明の件ですけれど、照明については現場のほうに確認しながら、整備の必要性について検討をしてまいりたいと考えております。

シャワー施設に関しては指定管理者と、開園時間がございますので、それが何時から何時までが延長が必要なのかというの、やはり利用者の意見を確認しながら、検討できる範囲で調整していきたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 よろしくをお願いします。

最後に、識名トンネルを少し聞きたいのですけれども、地域から照明が切れていますよと、暗いということで、定期的に来るのです。

ふだん私も使っているときに、全部はついていないのですよ。

僕はもう半分ぐらいでも十分明るいなと思っていたのですが、少し前はその半分よりももっと消えていて、昼間でも暗くてすごく危険だということですから、この照明の管理はどういうふうになっているのですか。

全部はつけないのですか。

○奥間正博道路管理課長 識名トンネルの照明が点灯しないということの苦情は、我々のほうにも幾つか来ております。

現在、識名トンネルにおいては、全ての照明施設をLED化する工事を令和6年2月に契約を終えておりまして、令和6年10月末までには工事を完了する予定でありますので、それ以降は全ての照明が点灯するようになると考えております。

○比嘉瑞己委員 その間どうするのかという話——大丈夫だと思うのですけれども、ちゃんと、工事が完了するまでの間もしっかりと安全に気をつけて運営してほしいと思います。

終わります。

○呉屋宏委員長 続いてまいります。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 お願いします。

県道37号線の舗装工事、県が非常に厳しい中頑張ってもらって、今進んでおりますけれども、あと少し残っていて、次の修繕というか、その説明をお願いしますか。

○奥間正博道路管理課長 県道37号線は沖縄本島から海中道路や平安座島等の周辺離島につながる、重要な生活、観光及び物流道路だと認識しております。

近年、増大する交通量に伴い、舗装が破損しているところがあります。

県では、優先度の高い区間から補修工事を行っており、今年度末に工事を1件、また次年度——令和6年度に工事をさらに1件発注する計画となっております。

なお、県道33号線との交差点から海中道路までの区間については、令和6年度末までに舗装、補修を完了する見込みとなっております。

○照屋守之委員 ありがとうございます。

そうですね、だから土木建築部が考えていたように、この道路を造った当初より通行量もかなり増えて、一番厄介なのは石油、燃料のタンクローリーが頻繁に通るんですよね。

行くときは空っぽで通るのだけど、帰りはあれは相当な燃料を積むから、かなりそういう面では道路は負担感があるのではないかと思いますのと、最近、観

光客が海中道路も含めて、結構多いものですから、多分、当初の道路計画より非常に通行量が増えて、土木建築部も苦慮していて、その県道33号線から海中道路まで令和6年度末に2件工事発注する、この延長でどのくらいあるのですか。それで完了するということですか。

○奥間正博道路管理課長 県道33号線の交差点から海中道路までの区間は3.3キロメートルございまして、隣接する区間ということで、その区間を令和6年度末までには舗装を全て改修しようということで進めております。

○照屋守之委員 ぜひお願いします。

何か土木建築部が頑張っとうとしたり、そのアスファルトの傷みをチェックしたら、逆にまたそのアスファルトの関係もあって、そのアスファルトの厚みを増やしてやったという、いろいろ御苦労なさっているみたいですが。

やはり、この2件の工事もそういうふうな可能性もあるのですか。

○奥間正博道路管理課長 現在行っている計画では、舗装構成もさらに厚い計画で行っております。

こちらは33号線が4車線ということで、その交差点を委員がおっしゃるとおり大型車が平安座島に向けて多くなっていて、その影響で傷みが激しくなっているということで、舗装自体も厚く計画しております。

○照屋守之委員 照間地域もそうですけれども、平安座、浜比嘉、伊計、宮城地域の皆様方の声が、あい、きれいになっているよ、上等になっているさ、県も頑張っているなど言うから、もう少ししたら最後まで頑張らせますよって言うてありますから、ぜひお願いしますね。

県道224号線、せんだっても確認しましたが、物件補償の問題があつてというのは聞いております。

同時に、また、残りの期間も工事発注のロットというか、業者がなかなか受注できるような金額にはならないというのは聞いてはおりますけれども。どうなんですか、今、物件補償の部分は厳しいとしても、それが終わっているものについて、何とか目に見える形で次年度に工事はできませんか。

○奥間正博道路管理課長 県道具志川環状線のうるま市仲嶺における公共交通安全事業につきましては、計画延長810メートルのうち、490メートルの事業は完了しております。

未整備区間については、令和5年度に3筆の用地を取得しております。

令和6年度においては、その用地を含めまして、現在発注延長で180メートルほどの整備を、発注するというので取り組んでおります。

○照屋守之委員 ぜひ、よろしくお願いします。

そこは市民芸術劇場というのと、ゆらてくというのがあつてですね。

もともと県道224号線本線だったものが、新たに整備をされてその整備というものについてはなかなか県も厳しいという。そこは事情もよく分かっておりましたけれども、土木建築部のいろいろな配慮をいただいて、やはり市民芸術劇場、あるいはゆらてくとか、様々なその地域に貢献していくためには、その整備が必要だろうということでやってもらっている道路ですから、地主のほうも100%同意を取り付けてやったものは、なかなか交渉の段階においてそこが折り合いつかないという、そこは理解をしておりますから、ぜひ残りの区間の整備をしていただいて、まだ同意を得ていない地主に対しても、それを見ることによって理解をいただくという、そういうふうなことしかできないのだろうなと思っていますから、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

次に、県道与勝一周線、平敷屋から南風原の区間、これは6.2キロメートルですかね。

これは具体的に進めるために、今どういう課題がありますか。

説明をお願いできませんか。

○前武當聡道路街路課長 これまでの取組としては、米軍施設用地外の環境調査を終えて、今後、提供施設内の環境調査に入っていくといけないという課題がございます。

その中で立入りの許可が得られるように、令和5年6月以降、県、うるま市、沖縄防衛局の3者で、その立入りができるように前向きにいろいろ協議を進めているところでございます。

○照屋守之委員 環境アセスの調査もさることながら、もともと南風原から平敷屋までのその基本的な設計というのかな、これはしっかりと、大まかな形は出来上がっているのでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 委員おっしゃるとおり、過年度にそういった設計は進んでいるところでございます。

○照屋守之委員 では手順としては、その米軍との交渉を経て、その後に、具体的なその用地、物件補償も含めた形の実施設設計みたいな、線を引いていくということですか。

○前武當聡道路街路課長 立入り許可を得られた段

階で、環境アセスの調査をしていかないといけないというところがございます。

その環境の調査をした後に、まず条例アセスに対応しないといけませんので、準備書の段階の手続等がございますので、そういったアセスの手続を踏んでいって並行して実施設計、あと、それから測量等に入っていくという段階になろうと思います。

○照屋守之委員 具体的に進めましょうね。

結局、あの地域は米軍との共同使用で、米軍がもともと使っていたものを勝連町のときに、やはり共同使用という形でああいう道路を入れているわけですよね。それが、今の時代に合わないわけですよ。

結局、あの道路をなぜ整備するかと言ったら、実際今、与勝地域は人口もどんどん減りつつあるので、合併した後にね。

というのは、そこまでかなり時間がかかるから、同じうるま市だったら、この中心地に近いほうがいいという形で、この辺に、旧具志川のほうに人口が増えているわけですよ。

だから、やはりあの地域は、もっと道路を早めに整備することによって、いろいろな時間短縮をやるということは重要だと思うのですが。

同時に、この米軍との調整ですよ。

平敷屋の自治会とか、そういう方々とのこういう連携は取れていますか。

○前武當聡道路街路課長 現在はうるま市を窓口にして、いろいろ話合いはしているところですが、また、米軍施設用地内の立入りに向けた話合いを進めている段階ですので、個別具体的に地元の方と県のほうで直接お話ということはまだ今後になるかと思っています。

○照屋守之委員 ぜひそういう米軍との交渉も含めてやってくださいよ。

あそこの地域は、実は海上自衛隊もそうですけれども、ホワイトビーチ、米軍、その地域も含めていろいろ連携を取りながらやっていますよ。

ですから、どちらかというと、あの地域の方々がその米軍と相談するほうが、事は非常に早く進む可能性もありますよ。

ですから、そういうことも含めて、あの6.2キロメートルですからね。

勝連グスクの世界遺産に登録されている地域も含めて、やはり私はもうこれある程度タイムスケジュールも決めて、地域との連携はもちろん、うるま市との連携もそうですよ。

だから、そこも含めて、米軍との関係であれば、

そこを何とかいろいろな角度から交渉していくとかということ、ぜひ進めていただけませんか。いかがですか。

○前武當聡道路街路課長 防衛側との協議につきましては、防衛局も前向きに動いてもらっているところですよ。

今、委員がおっしゃっているように、地元との協議、そういった場もうるま市を介しながら、地元の声を聞きながら、整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○照屋守之委員 ぜひ、お願いします。

次に、雑草ゼロ対策の取組ですね。これは全県的に非常にいいと思います。

私は、うるま市だけの道路を見ても、8号線、224号線、10号線、そういう意味でも、非常に変わっているなと思っていますよ。非常に高く評価していますよ。

だから、これが今後、同じような形で予算も含めて、定着していくのか、どうですか。

○奥間正博道路管理課長 県管理道路においては、性能規定方式による除草管理により、雑草の草丈が低い状態の維持に取り組んでおります。

令和5年度は宮古・八重山地区において性能規定方式による除草管理を拡大しており、令和6年度においても引き続き対象路線の拡大に取り組んでいくこととしております。

○照屋守之委員 部長、これ道路維持管理——以前少しお話し申し上げておりますけれども、この道路ボランティアの活用、そことの連携はどうしても必要だと思いますよね。

ところが、何とかモーターでしたっけ、今話題になっている報道で。

結局、自分たちでああいうことをやって、1600万か何か賠償されとかですね。ああいう報道がされると、市民、県民は、自分の目の前を自分でやろうとしても、それに対して責任を負わされるというリスクがあるものだから、非常に気が引けるわけですよ。

ですから、道路ボランティアの皆様方ともう一回、県がそういう話合いの場を持って、これはやはり県民の財産だから、どうぞできる方々はお願いできませんかということで、そのボランティアとの連携というのは、もっと深めていく必要があるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○奥間正博道路管理課長 道路管理においては、住民と行政との協働による美しい道路環境づくりを推

進しております。

令和4年度末時点で575団体の道路ボランティアの団体登録があり、県としても、その団体等に花、苗の提供、また、保険、報償金等の支援を行っており、引き続き拡大に向け取り組んでいきたいと考えております。

○照屋守之委員 ぜひお願いします。

我々もずっと七、八年やって分かるのは、今、500幾つもあるのだけれど、その団体の活動状況が少し気になるんですよね。

だから、やはり年に1回ぐらいはそういう団体を集めて、県のほうから、部長でもいいですよ、その地域や団体を表彰するとか、そういう何らかの仕組みを取れませんか。

それぞれの地域で一生懸命頑張っているけれども——もちろん評価されたいと思ってやっているわけではないですよ。そうではないのだけれども、やはり県が、土木建築部のトップが、そういうのを認めて、自分たちを表彰してくれたということになれば、士気は上がりますよ。

我々、毎週土曜日7時からやっていますけれども、だんだん士気が落ちてくるんですよ。だから、そこは道路管理の責任者である部長たちが、年1回そういうふうなところを、地域ごとに、沖縄県の575ある団体の中からピックアップして表彰してあげるといふ。それを全体の前でやるとか、もっと県民ボランティアの促進できるような、そういう仕組みはつくれませんか。

いかがですか。

○奥間正博道路管理課長 国土交通省においては、例年8月に実施する道路ふれあい月間の一環として、道路交通の安全、道路の正しい利用、道路の愛護に関し、特に著しい功績があった団体また個人に対して、道路ふれあい月間沖縄地方推進協議会の会長から、現在、感謝状を贈呈しております。

県においても、企業と連携した取組やボランティア協議会の設置、表彰制度を導入に向けた検討を行い、ボランティア団体の意識の醸成等に努めてまいりたいと考えております

○照屋守之委員 以上です。

○呉屋宏委員長 以上で土木建築部に係る甲第1号議案、甲第5号議案、甲第12号議案、甲第15号議案から甲第18号議案まで及び甲第24号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩します。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開します。

本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月11日月曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこちらをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 呉 屋 宏

副 委 員 長 下 地 康 教

開会の日時、場所

年月日 令和6年3月11日（月曜日）
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時46分
場 所 第7委員会室

会 計 管 理 者 名渡山 晶 子
会 計 課 長 仲宗根 園 子
監 査 委 員 事 務 局 長 大 城 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長 茂 太 強
議 会 事 務 局 長 山 城 貴 子
参 事 兼 総 務 課 長 久 貝 仁

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算（企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局所管分）
- 2 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委 員 長 又 吉 清 義
副委員長 島 尻 忠 明
委 員 仲 村 家 治 花 城 大 輔
仲 田 弘 毅 山 里 将 雄
当 山 勝 利 國 仲 昌 二
平 良 昭 一 西 銘 純 恵
渡久地 修 當 間 盛 夫
上 原 快 佐

説明した者の職・氏名

企 画 部 長 金 城 敦
企 画 調 整 統 括 監 武 田 真
企 画 振 興 統 括 監 谷 合 誠
企 画 調 整 課 長 武 村 幹 夫
企 画 調 整 課 副 参 事 宮 城 直 人
交 通 政 策 課 長 大 嶺 寛
交 通 政 策 課 副 参 事 西 垣 紀 子
交 通 政 策 課 室 長 比 嘉 学
県土・跡地利用対策課 池 村 博 康
跡 地 利 用 推 進 監
科 学 技 術 振 興 課 長 大 城 友 恵
参 事 兼 デ ジ タ ル 石 川 欣 吾
社 会 推 進 課 長
情 報 基 盤 整 備 課 長 與 儀 尚
地 域 ・ 離 島 課 長 高 嶺 力 志
市 町 村 課 長 真栄田 義 泰
市 町 村 課 副 参 事 佐久本 愉

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局局長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案を議題といたします。

まず初めに、企画部長から企画部関係予算の概要の説明を求めます。

金城敦企画部長。

○金城敦企画部長 委員の皆様、おはようございます。企画部でございます。本日もよろしくお願いいたします。

企画部の令和6年度歳入歳出予算の概要について、令和6年度当初予算説明資料企画部抜粋版にて、御説明いたします。

資料の1ページ、部局別歳出予算を御覧ください。

企画部所管の一般会計歳出予算額は345億2741万7000円で、令和5年度と比較して21億6662万8000円、6.7%の増となっております。

2ページを御覧ください。

企画部の歳入予算の概要について御説明いたします。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

歳入は、県全体8421億4300万円のうち、企画部所管の歳入予算額は256億9254万3000円で、令和5年度当初予算と比べ10億6942万3000円、4.3%の増となっております。

企画部所管の一般会計歳入予算の概要について、款ごとに御説明いたします。

9の使用料及び手数料は、主に沖縄県県土保全条例に基づく申請手数料、地籍図等の閲覧、交付手数料等であります。

10の国庫支出金は、主に沖縄振興特別推進交付金

の国庫補助金、統計調査の委託金等であります。

11の財産収入は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料、市町村振興資金貸付基金利子等であります。

13の繰入金は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金繰入金等であります。

15の諸収入は、主に地域総合整備資金貸付金元利収入等であります。

16の県債は、主に沖縄振興特別推進交付金事業等であります。

以上が、企画部所管一般会計歳入予算の概要となっております。

資料の3ページを御覧ください。

次に、企画部の歳出予算の概要について御説明いたします。

企画部の予算は全て、2の総務費に計上されております。

県全体の総務費717億2277万7000円のうち、企画部所管の歳出予算額は345億2741万7000円となっております。

次に、企画部の一般会計歳出予算の内容について、目ごとに御説明いたします。

(項)総務管理費の中の(目)諸費107億3624万8000円のうち、企画部所管分は10億3207万3000円で、駐留軍用地跡地利用促進費及び自衛官募集事務費であり、令和5年度に比べ1億4276万6000円、12.2%の減となっております。

(項)企画費の中の(目)企画総務費は32億8854万4000円で、これは主に電子自治体推進事業費、職員費であり、令和5年度に比べ5億9430万7000円、22.1%の増となっております。

(目)計画調査費は95億8531万円で、これは主に交通運輸対策費、通信対策事業費であり、令和5年度に比べ8億926万円、9.2%の増となっております。

資料の5ページを御覧ください。

(項)市町村振興費の中の(目)市町村連絡調整費、4億3557万5000円は、職員費及び市町村事務指導費であり、令和5年度に比べ、1073万2000円、2.4%の減となっております。

(目)自治振興費7億1149万3000円は、市町村振興資金等貸付費及び市町村振興協会交付金であり、令和5年度に比べ1208万5000円、1.7%の増となっております。

(目)沖縄振興特別推進交付金182億376万6000円は、沖縄振興特別推進交付金のうち県内市町村が実施するソフト事業を対象とした交付金であり、令和

5年度に比べ2億6641万3000円、1.5%の増となっております。

(項)選挙費の中の(目)選挙管理委員会費3914万2000円及び(目)選挙啓発費720万8000円は職員費及び選挙の常時啓発に要する経費であり、それぞれ、令和5年度に比べ102万7000円、2.7%及び54万7000円、8.2%の増となっております。

(目)県議会議員選挙費6億1836万3000円は、6月に行われる県議会議員選挙に要する経費であり、令和5年度に比べ6億1836万3000円、皆増となっております。

最後に、(項)統計調査費の中の(目)統計調査総務費3億4152万3000円、(目)人口社会経済統計費2億6442万円は職員費、諸統計調査に要する経費であります。

(項)統計調査費は、令和5年度に比べ1812万4000円、3.1%の増となっております。

以上が、企画部所管の一般会計歳入歳出予算の概要となっております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○又吉清義委員長 企画部長の説明は終わりました。

次に、会計管理者から、出納事務局関係予算の概要の説明を求めます。

名渡山晶子会計管理者。

○名渡山晶子会計管理者 おはようございます、出納事務局でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、出納事務局所管の令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして、スマートディスカッションに掲載されております令和6年度当初予算説明資料出納事務局に基づきまして御説明いたします。

ただいま表示いたしました令和6年度当初予算説明資料を御覧ください。

資料の1ページの令和6年度一般会計部局別歳出予算について、表の部局名の13、出納事務局の欄を御覧ください。

出納事務局における令和6年度歳出予算額は11億5141万9000円となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

出納事務局の歳入予算の概要について御説明いたします。

表の一番上の行、出納事務局合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳入予算の総額は106万1000円で、前年度と比較して76万7000円の増額となっております。

その主な要因といたしましては、(款) 財産収入における古紙の売却見込みに伴う不用品売却代の増となっております。

続きまして、3 ページを御覧ください。

出納事務局の歳出予算の概要について御説明いたします。

表の一番上の行、出納事務局合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳出予算の総額は11億5141万9000円で、前年度と比較して、2億5990万円の増額、率にして29.2%の増となっております。

次に、歳出予算の主な内容について目ごとに御説明いたします。

(目) 一般管理費は予算額4億4547万9000円で、これは職員費となっており、前年度と比較して5012万6000円の増額、率にして12.7%の増となっております。

(目) 会計管理費は予算額6億8647万6000円で、これは主に財務会計システムの運用管理に係る経費であり、前年度と比較して2億1058万8000円の増額、率にして44.3%の増となっております。

主な要因としましては、次期財務会計システム開発に係る委託料の増及び指定金融機関等への公金取扱いに係る手数料の増となっております。

(目) 財産管理費は予算額1946万4000円で、これは物品管理及び調達事務費と車両管理事務費となっており、前年度と比較して81万4000円の減額、率にして4%の減となっております。

その主な要因としましては、3年に1度の競争入札参加資格者登録定期申請に係る業務が令和5年度において完了したことによるものです。

以上で、出納事務局所管の令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要について説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から、監査委員事務局関係予算の概要の説明を求めます。

大城博監査委員事務局長。

○大城博監査委員事務局長 お願いします。委員の皆様、おはようございます。

それでは、監査委員事務局所管の令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして、タブレットに表示しております令和6年度当初予算説明資料監査委員事務局に基づき、御説明いたします。

1 ページ、部局別歳出予算を御覧ください。

監査委員事務局における令和6年度歳出予算額は表の17行目、1億9162万4000円で前年度と比較して106万7000円、率にして0.6%の増加となっております。

次に、2 ページを御覧ください。

歳入予算の概要について御説明いたします。

監査委員事務局における令和6年度歳入予算額は、(款) 諸収入の3万1000円で、その内容は会計年度任用職員等の雇用保険料本人負担分の受入れであります。

次に、3 ページを御覧ください。

歳出予算の概要について御説明いたします。

監査委員事務局における令和6年度歳出予算額は、(款) 総務費の1億9162万4000円となっております。

歳出予算の内容を(目)ごとに御説明いたします。

初めに、(目) 委員費1953万4000円の内容は監査委員の報酬、給与及び旅費等の運営費となっております。前年度と比較して15万5000円、率にして0.8%減少しております。

次に、(目) 事務局費1億7209万円の内容は事務局の職員費及び運営費となっており、主に人事異動及び給与改定の影響により、前年度と比較して122万2000円、率にして0.7%増加しております。

以上で、監査委員事務局所管の令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から、人事委員会事務局関係予算の概要の説明を求めます。

茂太強人事委員会事務局長。

○茂太強人事委員会事務局長 おはようございます。

それでは、人事委員会事務局所管の令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、部局別歳出予算について御説明いたします。

人事委員会における令和6年度歳出予算額は1億9364万8000円で、前年度と比較して1492万5000円、率にして8.4%の増となっております。

続いて、一般会計歳入予算の概要について御説明いたします。

人事委員会事務局が所管する歳入予算総額は、(款) 諸収入のうち、雑入の178万円で、前年度当初予算と比べ5万3000円、率にして3.1%の増となっております。

3 ページの（目）雑入178万円の内容は、市町村・一部事務組合等からの公平委員会事務受託料172万4000円と会計年度任用職員等雇用保険料受入分5万6000円でございます。前年度当初予算額と比較して5万3000円の増となっております。

増の主な要因としましては、公平委員会事務受託料について、経常的費用の見直し及び受託団体の増加に伴うものであります。

続きまして、一般会計歳出予算の概要について御説明いたします。

（款）総務費における人事委員会事務局の令和6年度予算額は1億9364万8000円で、前年度当初予算額1億7872万3000円と比較しますと1492万5000円、率にして8.4%の増となっております。

5 ページの歳出予算額を目別に説明しますと、（目）委員会費758万7000円でございますが、その内訳は人事委員会委員3名の報酬や旅費等で、前年度当初予算額より1万4000円、率にして0.2%の増となっております。

次に、（目）事務局費の1億8606万1000円でございますが、その内容は、職員費、職員採用試験費等に要する経費で、前年度の当初予算額より1491万1000円、率にして8.7%の増となっております。

増の主な要因としましては、職員採用試験システムの改修や新規試験の実施に係る委託料を計上したことによるものであります。

以上で、人事委員会事務局所管の令和6年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から、議会事務局関係予算の概要の説明を求めます。

山城貴子議会事務局長。

○山城貴子議会事務局長 皆さん、おはようございます。

それでは、議会事務局所管の令和6年度一般会計予算の概要につきまして、御説明申し上げます。

初めに、歳入予算の概要について御説明申し上げます。

ただいまお手元のタブレットに表示しました令和6年度一般会計歳入予算細節別総括表を御覧ください。

議会事務局の令和6年度一般会計歳入予算額は、（款）使用料及び手数料が41万6000円、（款）諸収入が190万8000円で、合計額は232万4000円となっております。

ります。

前年度当初予算額244万6000円と比較しますと12万2000円の減となっており、その主な理由は、（款）諸収入（節）雑入において、議会棟1階ラウンジ等の光熱費の収入見込みの減等によるものであります。

次に、歳出予算の概要について御説明申し上げます。

ただいま表示しました令和6年度一般会計歳出予算目別総括表を御覧ください。

議会事務局の令和6年度一般会計歳出予算額は、（款）議会費の13億9969万9000円で、前年度当初予算額14億4212万3000円と比較しますと、4242万4000円、2.9%の減となっております。

減となった主な要因は、（目）議会費（事項）議会運営費において、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっていた海外派遣の回数を通常の1回から2回とするなど派遣議員数を追加した予算額でありましたが、令和6年度はコロナ禍前との同様の人数で計上したこと等によるものであります。

以上が、議会事務局所管の令和6年度一般会計予算の概要であります。

御審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、3月8日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡について確認）

○又吉清義委員長 再開いたします。

山里委員から質疑時間の3分を当山委員に譲渡し

たいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知をお願いします。

それでは質疑を行います。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 おはようございます、それじゃ、お願いします。

質問調整はしていなかったんですけど、今説明を受けながら、ちょっと各事務局について、少し確認だけをさせてもらいたいと思いますけれども。

先ほど、出納事務局の会計管理者からの説明で、財務会計システムの料金といたしますか、この委託料が含まれていたんですけど5億3700万。非常に大きい金額でありますけれども、これはいわゆる財務会計システムですから、財政からいわゆる会計出納まで合わせたシステムとなっていると思うのですが、そういう理解でいいですか。

○仲宗根園子会計課長 お答えいたします。

財務会計システムにつきましては、一般会計、企業会計を除く特別会計及び基金を対象に、日々の収入支出の管理等に関する会計事務を処理して、必要な決算資料と管理資料の作成支援を行っているシステムとなっております。

○山里将雄委員 これらの会計システム、非常に複雑になっているので、定期的な更新も必要だと思うんですけど、どれくらいの頻度で更新しているのですか。

○仲宗根園子会計課長 実は、今回の更改は、もう平成16年に更新して以来のものとなっております。

○山里将雄委員 じゃ、もうそろそろやっぱり更新の時期だと思うんですけど、いつ頃、次の更新を予定しているのですか。

○仲宗根園子会計課長 今回、5年度、6年度で開発いたしまして、令和7年度から稼働開始の予定となっております。

○山里将雄委員 分かりました。

じゃ、今回の予算は、その更新費用も含めているということですね。ありがとうございました。

それから議会事務局ちょっとだけ。今、何か改修工事していますよね、建物ですね。これは今回の予算を見る限りは、そういったものが組まれているように見えないんですけども、もうこの改修は今年度で終わりということなのでしょうか。

○久貝仁参事兼総務課長 改修事業は去年から行っておりまして、今年は県民広場側と市役所側をやっ

ております。来年は、議会庁舎の吹き抜けの内部の分を改修する予定になっております。

○山里将雄委員 じゃ、予算はそこで組まれているということですね。

○久貝仁参事兼総務課長 予算については、総務部管財課のほうで全庁的に修繕工事をやっております、実際の工事は、土木建築部が所管となって工事を進めているところです。

○山里将雄委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

改めて、じゃ、企画部の新規事業について、少し確認をさせてもらおうと思っています。

まず、出ていますけれど、わたた〜バス利用促進乗車体験事業、これは島尻委員のほうから代表質問では質問があったと思うんですけども、改めて事業概要、どういう内容なのか教えてください。

○大嶺寛交通政策課長 このわたた〜バス利用促進乗車体験事業は、無料で路線バスに乗車できる日を設定しまして、多くの県民に乗車の機会を提供することでバスの利用を促進したいと、そういう事業になってございます。

事業の期間としましては、一月のうち平日4回、休日に4回、各1日を運賃無料として6月頃に実施したいと考えております。

ただ、対象のバスとしましては、県内の離島も含めまして、路線バスとコミュニティーバスを対象とする予定としておりますが、高速バス、リムジンバス等は対象外とする予定としているところです。

以上です。

○山里将雄委員 すみません、今、ちょっとよく分からなかった。一月のうち平日4回と休日4回で各1日、ちょっと意味がよく分からないのですけれどももう少し。

○大嶺寛交通政策課長 1週間のうち、例えば平日の水曜日とか、休日の日曜日とか、それを1週間のうち2日を無償にして乗っていただくと。これを4週間続けるということでございます。

○山里将雄委員 さっき路線バスと、それからコミュニティーバスも含むと言っています。コミュニティーバスは、大体、市町村の運営なんですけれども、市町村とそういう調整をして、県のほうでその費用を負担するということになるのですか。

○大嶺寛交通政策課長 コミュニティーバスにつきましては、今、委員おっしゃったとおり、市町村運営のものがございますので、この辺は市町村といろいろ調整させていただいて、県のほうで負担させて

いただくという方向で進めたいと考えております。

○山里将雄委員 バス事業者との調整もこれはもう予算化しているわけですから、ある程度その調整は進んでいるという理解でいいですか。

○大嶺寛交通政策課長 バス事業者様とも調整させていただいております。補助金として支出しますので、そのバス事業者の、1日当たりの売上げに相当するような運賃収入について、補助していくというところで調整させていただいております。

○山里将雄委員 運賃収入は日々違うはずなんですけれども、大体、平均的な1日の収入ということになるのでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 それにつきましては、前年度の実績とか、そういったものを勘案して決定させていただきたいというところです。

○山里将雄委員 6年度ですけれども、実際、いつ頃それをやる予定ですか。

○大嶺寛交通政策課長 6月頃に実施したいと考えております。

○山里将雄委員 これは6年度だけ、あるいはあと何年かやるか、そういう予定ですか。

○大嶺寛交通政策課長 現時点では6月の一月を考えているところでございます。その後に、その辺でどれくらい利用者が増えたのかというのをいろいろ検討をさせていただきながら、この効果も含めてですね。その後はどういったふうに持っていくかというのは検討していきたいと考えております。

○山里将雄委員 今のところは令和6年度の6月だけというか、今、予定としてはそれだけということですね。

○大嶺寛交通政策課長 はい、そのとおりでございます。

○山里将雄委員 面白い取組だとは思いますが、どれくらいの効果があるのか。どういった効果というか、期待しているものというのはどういうことになるんですか。

○大嶺寛交通政策課長 この事業につきましては、路線バスの利用者離れというのは全国的にございますので、佐賀県のほうで似たような同様な事業を実施しております。この佐賀県の効果ですね、事例を見るとバス利用者の数がこの事業終了後、これは半年間のデータなんですけれども、前年と比べて約1.17倍に利用者が増えたということがございますので、沖縄県もその程度の利用者増加を期待しているというところがございます。

○山里将雄委員 佐賀県のほうで成果が一応はあつ

たということであれば、沖縄県内でもそういう効果が出るかもしれません。期待をしたいと思います。分かりました。

じゃ、次行きます。その下の自動車交通サービス地域実装推進事業について、お伺いしますけれども、これについても事業内容をまずお願いします。

○西垣紀子交通政策課副参事 本事業は、県内離島地域において、人口減少や運転士不足等により、公共交通の維持が課題となっていくことから、自動運転による交通サービスの提供を目指した実証実験などを行うものとなっております。

自動運転技術の導入に当たっては、安全面とコスト面が課題となることから、本事業においては、安全面について住民の合意を得ながら、低コストで持続可能な自動運転モデルを構築したいと考えております。

以上です。

○山里将雄委員 これまでもこの自動運転についてはいろんな実証実験といたしますか、取り組んできたと思うんですけれども。これまでの取組と、今回の、これは新規事業となっていますので、この新たな取組とどういう関連となるのでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事 これまで県内においては、例えば直近で行きますと首里城公園内ですとか、先月ですと斎場御嶽周辺の自動運転の実証実験が、実際行われております。

内容としては観光客、実際に利用者が一定程度いる地域における自動運転というところも、県内においては実証しておりますが、今回の事業に関してはいわゆる人口といいますか、利用者が限定的な地域においても、公共交通を維持するために持続可能性というところに重点を置きまして、低コストで持続可能な自動運転技術を目指すためのモデル構築をしたいというのが特徴となっております。

以上です。

○山里将雄委員 限定的な地域ということですが、どこを予定しているのですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 令和6年度は先行モデルとして、多良間島において実施を予定しておりまして、その結果を踏まえまして、県内離島、過疎地域への展開を検討していきたいと考えております。

○山里将雄委員 今年度は、まずは多良間村ということになるわけですね。多良間村とは、もちろん調整を行っていると思うんですけれども、その辺についてはどうですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 多良間村におきましては、もちろん村長も含め担当課、行政も含めてですが、地域の方々、公民館長であったり、そういった方々への説明も含めて、今年度から開始をしております、来年度の実証実験に向けてスタートさせたいという取組をしているところでございます。

○山里将雄委員 実際、多良間村、離島ではあるんですけど、そこでもう走らすということなんですね、実証実験ではありますけれども。それはやっぱり安全面というのが非常に気になる場所なんですけれども、その辺はどうなんですか。どういった車両を使うのか分からないんですけれどね。

今後、こういった安全面というのは、ある程度は確立されていると理解してよろしいのでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事 安全面につきましては、やはり自動運転の技術に関して、これは全国各地で実証実験の段階という状況でございます。

今回の多良間島への導入前には、沖縄本島において、これは沖縄総合事務局の協力も得ておりますが、本島内でその安全面に関して技術検証を行った上で、多良間村には島のほうには車両を持ち込むと。

車両につきましては、全国でやはり実績のある車両を選定していきたいと考えておりますので、そういった安全面も含めて、段階を踏んで島には導入したいと考えているところです。

○山里将雄委員 安全面はきちっと検証してということですが、この使う車両、これってどんなものなのですか、実際見たことないんですけれども。この事業では購入ですか、リースですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 今、来年度の実証実験については、島においては2つの実証実験を予定しております。一つは集落内、部落内です。部落内ともう一つは空港、港から集落までの拠点間の移動という、この2種類の実証実験を予定しております、最初に申し上げた集落内というのは、やはり道路自体が狭いのを想定して、カートタイプの車両を予定しております。

一方、その2つ目の拠点間の移動というのは、やはり島民もそうですけれども、観光客も利用するということでバスタイプの車両を予定しているところです。一般的に自動運転の車両というのは、いわゆる普通の車両にカメラであったり、センサーであったりというそういったシステムを搭載して、自動運転技術を搭載した車両となっている状況となっております。

○山里将雄委員 カートタイプと、それからバスタ

イプということで、もう実際に多良間村では人を乗せて走る、そういうことになるわけですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 実証実験の段階では人を乗せた形で実証をしたいと思っておりますが、最初はやはり完全な無人化ではなくて、やはり自動運転にもレベルがございまして、内容としてはレベル2、運転手は何かあった場合のサポートのために、乗車している状況の試験から実施したいと考えている状況です。

○山里将雄委員 そうすると何かあるというか、危険な状況がもし察知できれば、すぐ運転手、人がそれを制御するという形になるのですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 おっしゃるとおりです。

○山里将雄委員 事業費が1億4000万と結構な事業ではあるんですけども、この予算の確保はどのようになっていますか。

○西垣紀子交通政策課副参事 1億4000万の中で2種類の国庫補助の活用を考えております。一つは内閣府のデジタル交付金の活用、もう一つは国交省の、自動運転の実装のための補助金の活用を考えておるところです。

○山里将雄委員 これはそのどちらかということですか、それとも両方活用できるのでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事 現在のところ、その2つの補助金を活用したいと考えております。

○山里将雄委員 実際、補助率はどれくらい。この1億4700万のうち、どれだけの補助金がありますか。

○西垣紀子交通政策課副参事 内閣府のデジタル交付金に関しては、補助率が2分の1となっております、国交省の自動運転に関する補助金は10分の10、100%の補助率となっております。

事業費としましては、内閣府のほうが約5300万を予定しております、国交省のほうは9400万程度を今、予定しているところとなっております。

○山里将雄委員 すみません、国交省は10分の10なんですよ。9400万というのは全部じゃないんですか、どういう計算なんでしょう。

○西垣紀子交通政策課副参事 すみません、1億4000万のうち、国庫補助金が約1億2000万、残りが2600万程度。

○山里将雄委員 残りは県のいわゆる一般財源、単費ということですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 おっしゃるとおりです。

○山里将雄委員 分かりました。

この事業については、これまでもさっきも言ったとおり、ずっと取り組んでいて、今後のいわゆる運転手不足とか、それから路線の確保とかに非常に期待はされているわけなんですけれども、なかなか難しい技術だと思いますので、これが実際に実用化できれば、非常に県民の生活にも、それから観光産業にとっても重要な交通手段となると思うので、非常に期待はしております。しっかりと進めていただきたいなと思っています。

今後、またいろんな動きがありましたら、ぜひ報告をしていただいて、様子を聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 おはようございます、よろしくお願いたします。

早速ですけれども、質疑をさせていただきます、ただいま山里委員からありましたので割愛しようかなと思ったのですが、一部ちょっとまだ足りないところをお伺いしたいと思います。

まず、わたた〜バス党のほうからお伺いします。

路線バス、コミュニティーバスとありますが、路線バスは全ての路線バスでやられるのか、その一部なのか、あとコミュニティーバスに関しては、何コミュニティーバスを無料化されるのか伺います。

○大嶺寛交通政策課長 路線バスにつきましては、離島を含めて全てを対象にしておりますが、ただ、路線バスの中でも、例えば高速バスとしての路線バスであったり、リムジンバス、そういったものは除いた上で、コミュニティーバスも含めて対象とさせていただきたいというところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

じゃ全て無料化、平日4日間、休日4日間と6月に、分かりました。利用者の見込み人数について伺います。

○大嶺寛交通政策課長 先ほども佐賀県の事例のほうで説明させていただきましたが、効果としましては1.17倍ということですので、今現在、県内で1日当たり乗っている、利用している沖縄本島の路線バスですと、例えば1日当たりの輸送人員が約5万8000人いらっしゃいますので、その1.17倍というふうなところで1日当たり1万人程度は増えるのではないかという、この利用の見込みを立てているところでございます。

○当山勝利委員 休日、平日によって違うと思うので、トータル何人の利用者数があるか、見込み数は

出されていますか。

○大嶺寛交通政策課長 先ほど申し上げた数字をベースに、8日間、普通に乗っていますと48万人ということになります、それにプラス8万人増えるということですので、トータルとしましては56万人というところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

56万人の県民の方々が、利用されるだろうという見込みでやられるということですので、またこれは検証を楽しみにしたいと思います。

次のほうに移ります。自動運転交通サービスに関してなんですけれども、いろいろ先ほどもありましたのでいいんですが、内閣府と国交省の予算があります。金額が来ましたが、内容は何が違うのですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 先ほどちょっと申し上げましたが、多良間島においては2種類、集落内と拠点間移動という2種類の実証実験を予定しております。そのうち1つ目の集落内移動については、ニーズ調査や住民ワークショップなどが必要なため、地方創生を目的とした、内閣府の交付金を活用したいと考えております。

もう一つ、拠点間の移動につきましては、車両調達やインフラ整備が必要なため、自動運転の社会実装を目的とした国交省の補助金の活用を考えているところです。

○当山勝利委員 レベル2ということなので、現時点としては、さしてそんなにレベルの高い運行ではないと思いますが、全国で何か所くらい、これはやられていますか。

○西垣紀子交通政策課副参事 すみません、正確な数字は今持ち合わせておりませんが、何十か所。要は単位的には、そういったところで実施されているというふうに聞いております。

今国内では、レベル的にはレベル4が、今年度から数か所認定を受け始めているところでして、現在のところ、四、五か所程度というところを、レベル4で国内では実証実験が実施されている状況となっております。

○当山勝利委員 その中にあって、沖縄でレベル2でやられる理由は何ですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 レベル4という、やはり無人化、要は人が乗っていない状況となっておりますが、今回レベル2から始める理由としましては、やはりその安全面というところでは、少し今回の事業の特徴ではございますが、やはり低コスト、

コストを抑えるという点と、安全面をどれだけ両立できるのかというところを観点に置いております。

その安全面につきましては、例えば自動運転の車両の走行ルート上は路上駐車を行わないとか、そうした島内におけるルールづくりも含めて実施したいと考えております。それでコストをどれだけ抑えられるかということも含めて、やはり持続可能性のある公共交通を維持するためのモデルとしまして、そういった面でやはりレベル2から始めて、段階を経て、やはり最終的には運転士不足という課題解決につなげるためのレベル4までは目指したいというふうに考えているところです。

○当山勝利委員 これまで自動運転に限らず、いろいろな実証実験が、県だけではなく沖縄県の市町村の中で行われました。市町村が入っているものもあれば、民間事業をやられているようなものもあります。市町村の自治体が主体的にやられているものの事業というのは見てると、大概がそれで終わりなんですよ。

結局、その事業をやるだけやって、後に何も残らない事業というのはたくさん見てきました。それは国の財産や何かしらの財産になったかもしれないですけども、担当してきた自治体の財産にならないんですよ。そういうのを踏まえて、今回そうならないようなことを、どのように仕込んでいращやるのでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事 委員おっしゃるとおりでして、全国の実証実験の箇所についても、私たちも調査をしてまいりました。やはり国の補助金がある間は、その実証実験というのは成立はするのですが、その補助金が切れた段階で実際に実装ができるかというところは、要は各地において、そこが課題となっているのも見えてきたところです。

ですので、今回はその車両に関して、先ほどから申し上げている安全面につきまして、例えば車両にたくさんのカメラをつければ安全面は上がるんですね。ただそうしてしまうと、やはりコストがかかってしまうと。その部分を、先ほど申し上げた住民の協力も得ながら、やはりそういったところで、安全面とコスト面を両立することを今回は目指したいと考えておまして、委員がおっしゃっている実証実験にとどまらず、やはり実際に実装ができる形で、今回モデルケースとして構築を目指す事業となっているところです。

以上です。

○当山勝利委員 持続可能な運用をしていきますと

いうことを、先ほど山里委員のほうには御答弁がありました。ぜひそうしていただきたいのですけれども、これまでの実証実験という在り方が、結局尻切れとんぼになってしまう。言い方は悪いかもしれませんが、その間、職員の方々はその事業に携わって、一生懸命やられているわけですよ。その財産が残らないというのは本当に残念なので、ぜひそうならないように頑張っていただきたいんですけれども、部長いかがでしょうか。

○谷合誠企画振興統括監 お答えいたします。

委員がおっしゃるように、これまでは技術的な面の実証が多くて、なかなか地域に残らなかったケースが多かったと思います。今回は技術的な面はある程度クリアできてきておりますので、低コストで住民の合意を得ながら、住民とともにサービスをつくり上げていくということで実施をしてまいります。

その中で当初から地元で継続的に運営可能なプレーヤーを、どういう形で維持していくかを含めて、今回実装のための実証を行いますので、委員の御懸念にならないような形で実証事業を進めたいと思います。

以上でございます。

○当山勝利委員 分かりました、期待したいと思います。

次にバス路線補助事業についてですが、前ちょっと投げていた、国協調と県単の違いについては調べさせていただきましたのでこれはいいんですけれども、次年度の予算、どのような形でやられるのか伺います。

○大嶺寛交通政策課長 令和6年度の予算につきましては、国協調補助が8系統、8路線を対象とさせていただいて、今5952万7000円。県単補助のほうで28系統を対象とさせていただいて、1億1217万9000円で計上させていただいております。

○当山勝利委員 分かりました。

バス路線運転手不足等もあって、いろいろバス会社も大変なようですけれども、そこら辺、今どんな状況でしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 やはり現時点でもバスの運転手が不足しているということと、いわゆる2024年問題というのもございますので、バス事業者のほうでは、ダイヤの改正も含めていろいろ改善に取り組んでいるということです。県としましては、引き続き運転手確保のほうで2種免許の取得支援であったり、職員募集の広報活動といったところに支援させていただきながら、一緒に確保に向けて取り

組んでいきたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

いろいろな補助もありますし、県のほうも頑張っていたきたいと思います。

次に県有施設 F r e e W i - F i 整備事業について、今出させていただいていますけれども、まず県有施設のフリー W i - F i の現状、それから次年度の整備計画について伺います。

○與儀尚情報基盤整備課長 お答えします。

県有施設 F r e e W i - F i 整備事業、これは県が所有する公共施設において、県民の利便性向上を図るとともに、災害時における重要な通信インフラとして活用できるように、フリー W i - F i を整備するもので、令和6年度からの新規事業として設定しているものとなっております。

次年度の計画としては、施設利用者の形態や地域が異なる10か所を、まず先行的に整備していくという計画としております。

○当山勝利委員 10か所ということなんですけれども、具体的にはどこでしょうか。

○與儀尚情報基盤整備課長 具体的な整備箇所、令和4年度に各部局へ調査を実施した上で、フリー W i - F i の導入が必要な施設の絞り込みを行っておりまして、各部局が所管する施設を1か所ずつというのをまず考えております。

具体的なところでは、例えば沖縄県総合福祉センターであったり、県立奥武山総合運動場、あとは離島地区も含めて各地区にも1か所ずつというふうに考えていますので、例えば宮古であったら宮古青少年の家であったり、石垣であればバナナ公園といったところを計画しております。

○当山勝利委員 令和6年度の計画、新規事業ということなんですけれども、10か所。この事業全体として何か所を整備される予定なのですか。それとも10か所が全てでしょうか。

○與儀尚情報基盤整備課長 対象施設としては、行政サービスの窓口のある施設であったり、コミュニティー施設、交流センターや博物館など、あと災害時に避難場所として利用することが想定されている施設などと考えておりまして、それを調査した結果、現時点では70施設程度を見込んでいるところでございます。

○当山勝利委員 70施設が全部整備するべきところだろうということで調査されて分かったと。そのうち令和6年度で10か所やられると。この事業としては、何年度までにこの70か所をやられる予定なので

しょうか。

○與儀尚情報基盤整備課長 現時点の想定では、7年度に残りの60をそれぞれ各部局と連携しながらの事業になるので、整備していきたいと考えております。

○当山勝利委員 そうすると令和6年10か所なんだけれども、令和7年度に向けて、その調整も6年度でやられるということでしょうか。

○與儀尚情報基盤整備課長 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 分かりました。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

災害時のときに携帯が使えるとかというのは、すごくライフラインと同じくらい重要な情報になるらしいので、ぜひそこら辺の整備よろしく願いいたします。

次、行きます。沖縄型イノベーション・エコシステム構築に向けたコーディネート等機能強化プロジェクトについて伺いますけれども、まずこの事業内容について御説明ください。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業につきましては、県が実施する県内大学などの研究者に対する、共同研究支援事業の研究成果を円滑に事業化へとつなげるための、コーディネート人材を育成していく事業になっております。

具体的には、大学などの研究成果である知的財産の、企業への技術移転などを一貫してサポートするコーディネーターを、O J T 研修などにより育成するとともに、企業や金融機関などで構成される協議会などを通じて、県内関係者の連携体制の構築を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○当山勝利委員 大学の持っていращやる知財、技術、いわゆるシーズを企業のほうに移転される。それで経済に活用してもらおうという事業なんですけれども、これは県内、県外事業、どのような企業さんにやられていくのでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 この事業につきましては人材育成を目的にしております。まずは専門的な技術移転をコーディネートできる人材ということで、試験的に県内の大学等の研究シーズを探索してその情報を集約する。それから、県内企業、県外企業のニーズとマッチングをして、モデル的にその技術移転のノウハウを、O J T 研修として学んでいくようなスキームになってございます。

○当山勝利委員 これはやり取りの中でさせていたいただきましたけれども、県内企業というのは、なかなか

かこういう大学のシーズを技術に変えていく、製品に変えていくという余力がないところが多くて、相当数少なく、恐らくどちらかというと、県外企業のほうが取り組みやすい事業になってしまうのかなということを考えています。

今、県内企業が本当に求めているのは、やっぱりニーズ、これを解決したい、あれを解決、商工さんも含めてそうなんですけれども、ニーズをどう解決してもらえるかということ、県内企業は求めているのが多いと思うんですけれども、そこら辺はこの事業での取組はないのですか。

○大城友恵科学技術振興課長 当山委員が御懸念のところというのは、我々も課題意識としては持っています、例えば大きな柱は技術移転ということで、県内の大学の研究成果を使っていただくということで、知的財産の知財化、技術移転に関しては、県外企業のほうがもしかしたらその割合は大きくなるかもしれませんが、事業スキームの工夫として、例えば県内企業への技術的な助言をするような、そういうノウハウを学べないかなど、その辺はその専門セミナーなどを組んでいく予定でございまして、そういったプログラムの中で検討していきたいと考えております。

○当山勝利委員 なぜこういうことを申し上げるかということ、京都市のものづくりって、結構盛んですけれども、京都市の企業というのは、戦後、復興の中でどういうことをやってきたかということ、京都にある技術をしっかりとその独自性のある技術、これは村田製作所にしても、京セラにしても、島津製作所にしても、ロームにしてもそうなんですけれども、大学と一緒にやってそれぞれの技術を高めてきたんですよ。そうやって、今、ああいうふうな世界的に有名な企業になってきたんですね。なので沖縄もそういうことが必要だと思うんですね。

ぜひ、沖縄県内の企業のニーズをしっかりと捉えていただきながら、やっぱりそこは大学と一緒にしないと解決できないことがいっぱいあるので、ぜひそこは努力していただきたいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 こちらは内閣府のデジタル交付金活用を前提とした事業でございまして、交付決定等が下りましたら、委員御懸念の部分も含めて検討してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 よろしくお祈りします。

次に移ります。似たようなものがあるんですけれども、沖縄イノベーション・エコシステム共同研究

推進事業について伺いますが、次年度の事業内容について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 イノベーション・エコシステム共同研究事業につきましては、基本的には令和5年度と同様に産学連携共同研究支援、それから企業の共同研究支援、こちら補助になりますけれども、それから一層の支援が求められている分野の共同研究支援、大学等の共同研究支援の4分野で実施を予定してございます。

○当山勝利委員 先ほどの事業と併せてこちらのほうは進められると思いますので、ぜひ頑張っていたきたいと思うのですが、これ3年間で一応区切り、区切りでやっていかれると思うのですが、今度が3年目ということで達成度については、どう見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 達成度という具体的な数値的なところで申しますと、新ビジョンの基本計画に基づく実施計画におきましては、令和5年度における本事業の活動指標としまして、共同研究の支援件数ということで目標値28件のところ、実績は34件と達成を見込んでございます。

ただ、エコシステムを回していくという部分におきましては、やはり継続して、こういった事業を実施していくことが大事だろうと思っておりますので、令和6年度、先ほど御説明した新規事業と連動しまして、研究成果を産業振興へとつなげる取組を推進してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 この中にいろんな事業が入っているので、予算額もすごい3億6000万と高額になっていますので、大変かと思いますが、頑張っていたきたいと思います。

次、移ります。ヒト介入試験プラットフォーム構築事業も、しょっちゅう質疑させていただいていますが、すみません。

まず、令和5年度の予算額について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業の令和5年度当初予算額は2848万7000円と、令和6年度当初予算額と同額となっております。

○当山勝利委員 科学技術振興費自体はトータルで下げられています、予算減額になっています。その中で、ヒト介入のほうはしっかりと予算をつけていただいているということなのですが、次年度の事業について伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 令和6年度におきましても、令和5年度から、引き続きモデルケースとしてヒト介入試験を1件実施するとともに、当該プ

プラットフォームの自走化に向けて、最適な試験条件の設定ですとか、コストの低減化についての検証を行いまして、1件当たりの企業の負担額を試算してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 これも3年ごとで区切り、区切りでやられる事業かと思います。先ほどと同じように達成度というんですか、次年度で、どの程度達成できるのか伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 こちらも数値的なところで申しますと、ビジョンの実実施計画における活動指標はヒト介入試験の実施件数となっております、令和5年度の目標1件に対して、実績1件で当該指標は達成しております。

ただ、最終年度となります令和6年度につきましては、本事業の最終目的である当該プラットフォームの自走化を目指しまして、実務上の課題ですとか、効率的な運営、試験費用の低減化などの課題に対しまして、どのように対応するかを検討していきたいと考えております。

○当山勝利委員 やはりこの事業は自走化がとても重要だと思っているんです。それを目指されているということなんです、令和6年度でやっていくということですけど。具体これは令和6年度で自走化できそうですか、もうちょっとかかりそうですか。

○大城友恵科学技術振興課長 まずは今、企業の負担額というのは令和6年度中には算出してまいりたいと考えております。ただ今現状の体制というのが、大学を中心としたプラットフォームとなつてございまして、その自走化における課題の整理が令和6年度にちょっとこうできるところをきちんと整理をしていきたいと考えております。

それを踏まえて令和7年度以降、どういうふうな取組をしていくかというところは検討してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

ぜひ、これは頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

子ども科学技術人材育成事業について伺います。まず令和5年度の予算額は幾らでしたでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業の令和5年度の予算額は4200万円となっております。

○当山勝利委員 子供たち、これはもう低学年から高校生まで対象にされている事業で、これまで4000万、ずっと継続してやってこられた事業だと思っていますけれども、残念ながら今回800万程度減額になっております。

この科学技術振興費自体がもう減額になっているので、そういう流れなのかもしれませんけれども、その中にあつての次年度の事業、この減額分を減額としないで、事業としてどう展開されていきたいのか、ちょっと期待を込めて伺います。

○大城友恵科学技術振興課長 ありがとうございます。

次年度につきましては、今年度と同様に、琉大と高等教育機関や研究機関、企業と連携した科学体験プログラムですとか、科学イベントといった子供たちの科学に対する興味、能力を高める取組を引き続き実施してまいります。

令和4年度、令和5年度の取組の中で見えてきたことといたしまして、商業施設などを活用して、週休日に複数のブースを設けた科学プログラムを実施することで、よりこの子供たちを集めやすい、参加しやすい環境になるということが分かりました。

実績で申しますと、令和4年度が総計で4200人程度の参加でしたが、令和5年度につきましては1万5000名くらいの親御さんを含めてなんですけれども、集客につながりましたので、そういった機会を活用していくということと、あと企業さんが社会貢献活動としまして、無償でこの科学プログラムを協力してやっていただけるような環境もだんだんできてきてございますので、そういったところを活用していきながら連携を深めて実施してまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

子供たちの科学的な興味、関心を育てていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。自治体DX推進事業について伺います。まず次年度の庁内のDX化推進について伺います。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えします。

この自治体DX推進事業事項ございますが、各部署のDX施策の支援だとか、市町村の支援等を行っていますが、県庁内部のDX推進については別の事業で取組を進めているところです。

令和6年度なんです、5年度に引き続いてノーコードツール、こちらの施行環境を整備して、簡易なアプリケーションを作成して、業務の効率化を図る検証事業を行うということです。あと、このほかにエクセルと効率よく集約できるようなデータ連携ツールというものもございますので、こちらについても検証していく予定にしております。

このほか動きとしてはデジタル人材の育成、こちらに進めながら、あとは関連部局が行うような電子決裁の導入だとか、パソコンとか、ネットワークの整備、それから生成AIの導入研修、こんなところも連携しながら庁内のDXを推進していくこととしております。

以上です。

○当山勝利委員 今ありましたノーコードツールのほうで使ってやられるとか、エクセルもおっしゃっていましたが、総務企画委員会で東京都を視察したときに、キントーンを使って全庁的にあちらは取り組まれているということでした。

県としては、ノーコードツールというのは、どの程度の職員を対象にされる予定でしょうか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 使っていたきたいのは使っていただきたいんですけども、全庁が使うと全員のライセンスが必要になりますので、今、検証事業で若干、来年度は300、ライセンスを限定しながら、少しずつ使っていく人を広めたいなと思ってまして、それをまた庁内でうまく広報していくために、こんな事業で使えますとか、事業を選定して簡易なアプリをつくっていくような、そんな仕組みを今年度だったり、来年度だったり取り組んでいきたいなというふうに考えているところです。

○当山勝利委員 推進する側はなかなか大変かと思えますけれども、東京都さんのほうはボトムアップもしていますよということだったので、分からないところがあったら、すぐ聞けるような状況をつくっているというようなこともありましたので、よろしくお願いします。

あと次、DX人材確保育成市町村支援事業、市町村に対する支援事業、こちらのほうで市町村のDX推進についての現状について、伺いたいと思います。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えします。

総務省が策定した自治体DX推進計画なんですけれども、重点取組事項の一つとして情報システムの標準化・共通化、こちらが義務づけられておりまして令和7年度末が期限とされています。

そのため県では、システム標準化を中心に市町村を支援するというので、県全体における取組の底上げを図っているところです。このシステム標準化の進捗状況、こちらを管理するために総務省が整備したツールがございます。

今年1月末時点における県内市町村の進捗率、こ

ちらが30.6%、全国32位、全国平均の33.3%を若干下回っているという状況にございます。

○当山勝利委員 令和7年度までに、総務省が示している業務は市町村はやらなきゃいけない。県はそれをサポートされるということなんですけれども、全国平均並みには来ているのでしょうかけれども、でも完遂しなきゃいけないわけですよね。なので、その取組というのは、次年度以降になりますけれども、どのようにまたされていくのでしょうか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 次年度の事業なんですけれども、令和5年度に引き続きましてこの支援事業、こちらでシステム標準化を中心に取組を支援してまいるということなのですが、令和6年度、国の示すスケジュールでいきますと、市町村においては標準化されるシステムに合わせて業務フローの見直しだったり、あとは連携する作業だとか、システムの調整だったり、あとは条例、規則の改正、こういった多くの作業が市町村で発生する見込みになっています。

ですので、県においては令和5年度は15団体を伴走支援させていただいたんですけれども、令和6年度は20団体にちょっと拡大して実施する予定にしております。

これとは別に、全市町村を対象にニーズに応じてコンテンツ類を案内するような窓口を設置したり、あとは職員を対象としたDX研修の実施など、市町村における取組の促進を図ってまいる予定としております。

以上です。

○当山勝利委員 これも市町村さん、いろいろ濃淡もあると思うので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 よろしく申し上げます。

先ほど、多良間村で自動運転の事業を行うというのが出ていましたので、ちょっと私のほうからも質問したいと思います。

まず、多良間村でこの事業をやるという理由というんですか、多良間村を選んだ理由というのですか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○西垣紀子交通政策課副参事 今回、事業実施に当たっては、沖縄本島、離島を含め各候補地となり得る地域について、人口動向や公共交通の有無、交通状況について調査を行ってきたところ、やはり離島過疎地域において運転手不足の課題が深刻化してい

るところが見えてきたところです。その状況を踏まえまして、外部有識者を含む検討委員会を立ち上げ、実証実験の候補地選定などについて検討を行っております。

主にその4つの観点から選定を行っておりますが、まず安全面から車両と人の混在が比較的少ない地域であること。2つ目が効果検証の明確化、限定領域が創出できて、その検証結果が明確化できる環境にあること。もう一つ、3つ目が技術面としまして、道路の幅員、幅ですね、通信環境と加えて車両の整備環境を確認しています。最後に、地元の意向などを含めまして、これらを基に検討委員会の意見を踏まえまして、多良間島に決定したものでございます。

○國仲昌二委員 この事業は何年間くらいを見込んでいるのですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 今現在では3年を予定しております。

○國仲昌二委員 先ほどの説明では内閣府と国交省の事業があると。国交省では拠点間の事業をするということですが、この事業の最終目的といいますか、どの程度までを、この事業で達成するという考えなのでしょうか。

○西垣紀子交通政策課副参事 先ほど申し上げたように、事業期間としては3年程度を考えておりますが、その期間の中でやはり拠点間、要は集落内の移動ニーズを含めて、その集落内の移動と拠点間に関しての自動運転を活用した公共交通としての維持ができるかというところを、まず実証したいというふうに考えております。

最終的には、まず3年ではレベル2で人が乗っている状態で、先ほど申し上げた安全面で、住民の協力を得て実装まで持っていけるかというところを検証したいと考えているところです。

それらを踏まえまして、最終的に、そのレベルを上げていけるのかということも含めて、検証していきたいと考えております。

○國仲昌二委員 国交省の事業と、それから集落内の事業は、それぞれ何か違うような説明だったと思うんですけど、国交省はもう車両調達をしてやっていく、集落内はニーズ調査とか、そういったのからスタートするという話だったんですけど、これは集落内のものも、それから拠点間の事業も、最終的には1つの達成目標というのかな、それは同じというふうに考えていいのですか。それとも別々に、例えば集落内は集落内の最終目標があって、拠点間は拠点間であってという、その辺はどんな考えなの

ですか。

○西垣紀子交通政策課副参事 この2つの移動に関しては、島民の方々が、その島で住み続ける環境を整備するということの面もございます。そういった面では、やはり一体となって島の方々が住み続けられる移動サービスを、持続的に提供できるかというところに観点を持っておりますので、もちろん先ほど申し上げた空港から集落内、集落内の中での移動というところは連結させながら、その移動サービスの提供を目指したいと考えているところです。

○國仲昌二委員 新年度は、この予算がついたら、いつ頃からのスタートになりますか。

○西垣紀子交通政策課副参事 先ほど申し上げた2種類、内閣府と国交省の補助金がございます。

今、現状としましては、内閣府のデジタル交付金につきましては、令和6年1月の国の公募に対して現在も応募を行っております。それが今月末くらいに結果が出るというふうには伺っているところですが、デジ田に関しては、4月頃からスタートができるというふうに考えております。

もう一つ、国交省につきましては、令和6年4月以降に公募を開始予定と聞いておりますので、まず公募に対して応募をして、内示を受けて、交付決定をしてスタートというふうなスケジュール感を持っております。

○國仲昌二委員 期待しております、頑張ってください。

次は、離島・過疎地域の振興という部分で質問したいと思います。一般質問の答弁でも、離島振興で前年度比で37億円の増というようなことがありました。離島住民等の航路、空路の交通コスト負担軽減というので増になっていますけれども、この増の要因の説明をお願いします。

○大嶺寛交通政策課長 交通コストの負担軽減事業につきましては、令和5年度の上期の離島航空路線の利用の実績が、コロナ前の利用実績より伸びているというところで、加えまして令和5年11月から離島航空路線については運賃値上げがございました。その運賃値上げについて、離島住民の負担が増えないように県の負担割合を引き上げてございます。

そういったことから約4億円増となっておりますが、一方で小規模離島は航空路線については、交流人口についても支援させていただいているんですけども、負担軽減を図っておりますが、県が負担金を設定している運賃よりも安い運賃、早割の運賃が出てきまして、交流人口につきましてはその安い運

賃のほうを活用しているようなところが多くございまして、その辺はコロナ前と比較すると約7割減っていると、金額にすると約1億8000万くらい減っていますので、これを合わせまして2億くらいの増額というところになってございます。

○國仲昌二委員 私たちは、もうこの交通コストの削減というと離島割という感覚しかないんですけど、先ほど説明があったもの、観光客なども対象になると、小規模離島ですね。この小規模離島というのは、宮古島市と石垣市あるいは久米島町以外の離島になるんですか、この辺ちょっと。

○大嶺寛交通政策課長 そのとおりでございます。

○國仲昌二委員 分かりました。

積算内訳書の中からちょっと質問していきたいと思います。20ページ、電子自治体推進事業費が結構増になっているというので、ちょっと見ていくと21ページの通信運搬費、それから22ページの使用料及び賃借料、これでネットワーク整備費というのが3億くらいの増になっているんですけど、これについての説明をお願いします。

○與儀尚情報基盤整備課長 お答えします。

令和6年度の電子自治体推進事業費が前年度より約3億300万円、29%の増となっております。主な要因としては、職員用の一括調達PCの入替えに合わせて、パソコンをモバイル化するというのをします所以でこの増。あとは本庁舎執務室への無線LANの本格導入ということで、この2つが賃借料のところに計上されるものになっておりまして、これで3億近くの増になっているということでございます。

○國仲昌二委員 次、行きましょうね。通信施設維持管理費、23ページから24ページにかけてかな。この部分でも委託料と工事請負費が大きな増になっていますけれども、これの説明をお願いします。

○與儀尚情報基盤整備課長 通信施設維持管理費でございますが、前年度より約2億4000万円、84.3%の増となっております。主な要因としましては、個別施設計画に基づく防災行政無線の改修箇所とか、規模が増加していることであったり、令和6年度より新たに次期防災行政無線の更新に向けた基本設計を開始することなどによるものとなっております。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

次、行きます。37ページの振興計画費、これの委託料が4000万ほど増になっていますけれども、この説明をお願いします。

○武村幹夫企画調整課長 お答えいたします。

その要因といたしましては、3年ごとに実施して

いる県民意識調査に要する費用、そして来年度開催予定のSDGs全国フォーラムに要する費用などによるものでございます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

次、行きます。51ページになりますか、離島振興対策推進費。これは逆に大きな減になっているので、この説明をお願いします。

○高嶺力志地域・離島課長 離島振興対策推進費は、離島フェア開催支援事業、それから離島・過疎地域づくりDX促進事業で構成されています。

令和6年度予算としては6491万5000円を計上していますが、前年度に比べて1653万6000円減となっています。減の理由としては、離島・過疎地域づくりDX促進事業において補助金が減になっているということです。

以上です。

○國仲昌二委員 この離島・過疎地域づくりDX促進事業、これはどういった事業なのでしょう。

○高嶺力志地域・離島課長 この事業はオンライン学習塾の支援事業と、高齢者等の見守り支援事業から構成されていますけれども、まずオンライン学習塾の支援事業というのは、東京から実施地区の各教室にオンライン形式で授業を行うという学習塾です。それから高齢者の見守り支援事業については、Wi-Fiの電波で独り暮らしの高齢者等の居住者の動きとか、睡眠の状況を把握することができるセンサーを活用して、その動きなどの状況を遠くに離れている家族とか、実施地区内の区長、民生委員などに共有するというような、そういった事業になっています。

○國仲昌二委員 これはその両方の事業費が減になったということですか。

○高嶺力志地域・離島課長 まず高齢者の見守り支援事業について、これは事業の当初からの計画なんですけれども、事業者の自走化を促進するために補助率を段階的に下げるといような事業計画になっておりまして、それで補助率を8割から7割に低減しているというようなことでの減になっています。それからオンライン学習塾については、これは令和5年度は3つの町村で事業を実施していたのですが、令和6年度は、事業継続を希望する自治体が1つというようなことで、実施地区の減によって補助金が減となっております。

以上です。

○國仲昌二委員 これは3つから1つになったということは、2つの自治体はオンライン学習塾支援事

業というのをもうやらないという、こういった理由なのですか。

○高嶺力志地域・離島課長 令和6年度の事業に向けては、令和5年度の早い段階から、現在参加している市町村とは意見交換を重ねてきました。

これは具体的に言うと、本部町と竹富町と東村ということになるのですが、本部町については、今地域おこし協力隊を活用した対面形式の町営塾を、今、中学生を対象として設置していますけれども、これを小学生まで拡大したいというようなことの話がありました。それから竹富町についてはタブレット端末の配布などで学校教育の充実、それから自学実習に重きを置きたいというような、そこのほうを重視したいというようなことで、今回、来年度は事業の参加を見送るというようなことでありました。

以上です。

○國仲昌二委員 この事業の対象というのは小規模市町村になるのですか。

○高嶺力志地域・離島課長 離島・過疎地域の全部の市町村に対して希望調査を行っておりまして、ただ、それぞれの市町村、例えば一括交付金を活用して、既に以前からオンライン学習塾を実施しているというようなところがあるというようなこと。それから対面形式の学習塾を実施しているところが幾つかありまして、そういったこともありまして、ほかの市町村についても希望調査をしましたが希望はありませんでした。

以上です。

○國仲昌二委員 もうこれは、来年度は1自治体だけということになるわけですね。

○高嶺力志地域・離島課長 そのとおりです。

○國仲昌二委員 分かりました。

次は52ページです、石油製品輸送等補助事業費、これ補助金が8500万ほど増になっていますけれども、その要因をお願いします。

○高嶺力志地域・離島課長 この事業、令和6年当初予算は前年度当初予算と比較して1億1442万円増、12.2%増の10億5542万円となっております。増額の内容については、委託料について離島での陸送費として補助をしている倉入れ料というのがありますが、それが平成25年度以降改定していませんので、その実態調査を行うための委託料。それから、次回、税制改正に向けては、価格差の縮小に効果的な新たな方策を検討する、そのための調査を実施する経費として委託料を計上しています。

それから補助金については令和5年度の実績で、

補正予算も措置をするようにしていますが輸送量が増えている。それから輸送単価も上がっているというようなことで、補助金についても令和5年度当初予算と比べて8505万円増というようなことで計上しています。

以上です。

○國仲昌二委員 この事業については、ちょっと効果がいかなものかという厳しい意見などもありますけれども、委託料で実態調査を行うという予算もついております。この調査はどういった内容になりますか。

○高嶺力志地域・離島課長 まず倉入れ料の調査についてですけれども、倉入れ料というのは、離島の入荷港から各石油販売事業所まで陸上輸送経費、そういった経費、これは離島特有の輸送に必要となる経費というようなことになるのですが、これは海上輸送費とは別に補助しています。これはそれぞれタンクローリーだったり、コンテナとか、輸送の形態ごとに単価を設定しているんですけれども、これが平成25年度に行った調査を基に単価設定しているので、当時に比べて物価水準や人件費が上昇しているというようなことで、事業者の負担に対して不足をしている可能性がある。この不足分が石油製品価格に影響しているというようなことが考えられるので、令和6年度に改めて実態調査を実施して、必要に応じて単価等の検討をしていきたいというようなことが一つです。

もう一つ、次回、税制改正に向けた取組として、令和6年度の与党税制改正大綱も踏まえて、次回の税制改正に向けては、国や離島市町村、石油販売事業者等と連携を図りながら、本島との価格差縮小につながる新たな取組を検討したいと考えていますので、そのための新たな方策を検討するための調査というようなことで考えています。

以上です。

○國仲昌二委員 この事業については、なかなか離島住民に恩恵がないんじゃないかというような指摘もありますので、しっかり調査をして取り組んでいただきたいと思います。

次、行きます。61ページ、離島航路補助事業。これ補助金が1億4000万ほどの減となっていますけれども、その要因をお願いします。

○大嶺寛交通政策課長 この事業は離島航路の確保維持のために、離島航路の運航により生じた欠損額、これに対しての国、県、関係市町村で補助する事業でございますが、令和6年度においては、新型コロナ

ナウウイルスの感染症による行動制限の緩和で乗客数が増えてございます。それで欠損額が減少しておりますので、その分、この補助金を減額させていただいているということでございます。

○國仲昌二委員 分かりました。

次、行きます。81ページ、離島活性化特別事業の補助金が大い減になっているということで、5000万減になっているその要因をお願いします。

○高嶺力志地域・離島課長 離島活性化特別事業費なんですけれども、沖縄離島体験・デジタル交流促進事業、それから離島ブランディングといいまして、島あっちとか島まーの事業であるとか、離島デジタル広報・販売スキル向上事業などで構成をされています。

令和6年度については、前年度と比べて6372万6000円減の3億7096万5000円を計上しています。

○國仲昌二委員 81ページの補助金が5100万ほど減になっているのですが、この減の要因は何でしょうか。

○高嶺力志地域・離島課長 すみません、補助金の減額の理由なんですけれども、離島ブランディング事業というのがありますが、これは島あっちとか島まーの事業を行っています。

これは観光プログラムを組み込んだ離島のツアーの造成等を行っていますけれども、これも自走化に向けて事業開始当初からの事業計画のとおり、補助率を段階的に低減していますので、これは7割から6割に低減をしているというようなこと。それから、観光プログラムの自走化が進んでおりまして、そういったことを踏まえて事業対象を絞っていくというようなところもあって、3500万円の減となっています。主な減の理由は以上です。

○國仲昌二委員 分かりました。

これで私の質問を終わります。

○又吉清義委員長 交通政策課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

大嶺寛交通政策課長。

○大嶺寛交通政策課長 先ほど、國仲委員の沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の御説明の中で、交流人口の対象外となっている地域として、宮古島市と石垣市と久米島町と申し上げましたが、久米島町は対象となっておりますので、おわびして訂正させていただきます。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 市町村のD X推進事業で、県・市町村職員向けのD X研修というのがありますけれど、

どういう方法でやっていくのか教えていただきたい。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 お答えします。

まず、県職員のほうなんですけれども、部門におけるキー人材、こういった方の育成に向けてD Xの事例だとか、ツールの活用等を学習する集合型研修、このほかに多種多様な学習ニーズに対応できるeラーニング、こちらを実施する予定にしております。あとこの事業のほかに、職位に応じてこのデジタル知識を習得するために、令和5年度から階層別研修、こちらを強化しまして職員全体の能力、底上げを図っているところです。

次に市町村職員向けの研修なんですけれども、令和6年度のD X研修については、eラーニングを活用して事業を実施していく予定です。これは令和4年度にデジタルツールをテーマにしたオンラインセミナーだとか、集合型のセミナー、3回やっただなんですけれども、一定の効果はあったものの各市町村の人材育成のニーズ、レベルとか内容等が多様であること。あとは時期をそろえて集合することが難しい、こういったことから令和5年度から多様な講座がいつでも受講可能なeラーニング、こちらを活用した研修事業に改めて実施しているものです。

令和5年度の研修受講者の満足度が7割程度ありますので、令和6年度においても改善を図りながら実施していきたいと考えているところです。

以上です。

○平良昭一委員 これ市町村でかなり温度差があるような状況が生まれてしまうのが一番怖いんですよ。そういう面では意外に市町村長の意向が優先されるような状況があって、非常に心配な予想がありますので、温度差をどうなくしていくかというのは、非常に努力しないといけない状況だと思いますけれど、その辺どうでしょうか。

○石川欣吾参事兼デジタル社会推進課長 この支援事業の中でも幹部職員だとか、支援事業でアドバイザーの方と一緒に伺いながら、副村長だとか、そういったところでお話ししながら、今、進めているところですので、こういったところも押さえながら6年度も継続していきたいと考えております。

○平良昭一委員 分かりました。

次にわたった～バス利用促進乗車体験事業ですけれども、以前、議会で高校の出前講座、具志川高校に行ったときに、朝乗れないときがあるというようなことがあって、そうするとラッシュ時に無料乗車をするとなると、日常乗っている方々が乗れなくなる可能

性があると思うんですよ。その辺はどう考えていますか。

○大嶺寛交通政策課長 乗れなくなる可能性につきましては、先ほど申し上げた佐賀県の事例でも、そのようなことがあったように聞いております。

そこで、今、バス事業者のほうといろいろ調整させていただいておりますが、そのようなことがないようにあらかじめ、乗れなくなるような路線は——共同路線は次に来るバスもいっぱいありますのでその辺はカバーできるんですけども、そうじゃなくて単独で走っているようなところは、追走するような形でバスを出す方向で調整させていただいております。

○平良昭一委員 分かりました。

バスの利用機会を多くするということで、逆にマイナスになってしまったら困りますので、その辺は努力していただきたいと思っています。

次にシームレスな陸上交通体系構築事業の中で、自治体運行バス、いわゆるコミュニティーバス、これがいろいろ労働団体の意見を聞いたりすると法定協議会を立ち上げてスムーズにいつているところと、それが無いところがあると言っているんですよ。法定協議会があるのは県内で幾つくらいあるのですか。

○大嶺寛交通政策課長 法定協議会、今現在、どれくらいの市町村が持っているかという具体的な数字で確認できておりませんが、法定協議会は2種類ございまして、道路運送法に基づく法定協議会と、活性化協議会という、活性化法という公共交通を活性化する法律がございまして、そこに基づく法定協議会がございまして。

県としましても、そこに参加させていただきながらいろいろ意見交換させていただいておりますが、今、県のほうでも本島の26市町村を対象とした沖縄県地域公共交通協議会というのを立ち上げてございまして、そちらの中でも、いろいろ意見を酌み取っていくことができるという仕組みになってございます。

○平良昭一委員 なぜそういうこと聞かかというのと、各市町村のコミュニティーバスというのは、いわゆる地域内だけで運行しているわけですよね。それが、地域外の路線への連結があれば、もっと有効になるんじゃないかなという意見が出てきているんですよ。であれば、この市町村を取り巻く連携した取組というのが、法定協議会なのかなと、僕自身は思っているんですけど、その辺を立ち上げていく方法によって、この地域外に連結できるようなことが可能になっ

てくるんじゃないかなと思います。

これは国からの補助金と責任があるから市町村単位でやっていることになりますけれど、それ以外のこともつなげていくというのは可能性としてあります。

○大嶺寛交通政策課長 法定協議会とはまた別に、県のほうでは北部圏域、中部圏域、南部圏域に分けて、それぞれの市町村の皆様とバス事業者も入れて、連絡会議、交通会議というのを開催してございます。

その中で、今、いろいろテーマを決めて意見交換させていただいておりますので、そういった中で意見を集約しながら、法定協議会のほうに反映していくというところで進めてございます。

○平良昭一委員 これは、今後、非常に大きな課題になると思うんですよ。例えば北部あたりからすると、国頭、東村あたりは単独でやっているわけですよ。

しかし、いわゆる病院がないということで名護まで行かないといけないというとき、これは非常に不便。名護は名護市内で一生懸命やって、努力して路線巡らしているわけですよ。そういうつながりができるようなことになれば、それこそバスに対する魅力がまた出てくるわけですよ。その辺の可能性というのは十分あるのであれば、そういうのをどんどん進めていただきたいなと。法定協議会以外に、そういうのであれば、やっていただきたいなと思っています。そのときに、やっぱり市町村の財政の問題もありますので、これまで赤字路線、既存の路線というのは市町村も幾らか補填していますよね。コミュニティーバスに対してのものは、全くやっていないわけですよ。市町村単位の中でばらつきがあるわけ。

その辺を、県のほうで、どうにか助成することができる要素はないかなと思いますけれど、どんなですか。

○大嶺寛交通政策課長 県のほうでは、特に北部で申し上げますと、路線バスの広域的にまたがるような、国道を北上していくような路線バス、ここについて国、市町村、バス事業者から構成された法定協議会を設置しまして、その中で赤字になっている路線バス、そういったものを協議して了承しながら補助しているところです。

一方、コミュニティーバスについては、先ほど委員がおっしゃったように、市町村が主体で法定協議会を立ち上げて、そこで必要なルートとか運賃を協議、了承して運行しているところですので、今後こ

のコミュニティーバスの運行については北部圏域の市町村、あるいは交通事業者を交えた、先ほど申し上げた連携交通会議の中でも議論をさせていただきながら、名護市を交通結節点とした、広域的な移動についても検討していきたいというところでございます。

○平良昭一委員 聞いた話によると、このコミュニティーバス、南城市が非常に活発にやってきて効果が出ているというような話を聞くんですけど、実際、どういう状況か、分かれば教えていただきたい。

○比嘉学交通政策課室長 お答えします。

今、委員から御質問ありました南城市の事例ですが、南城市のほうで、独自にNバスというコミュニティーバスを運行しております。ここは南城市の旧合併前の市町村と、南城市役所を結ぶという南城市内の住民の足ということと、あとは南城市から少し八重瀬町に向陽高校、そちらの通学用の足ということで運行しているコミュニティーバスでございます。

○平良昭一委員 こういうふうに非常に努力すれば効果が出るというところもありますので、それはまだ、今後、研究課題でありますけれど、努力していただきたいなと思っています。

あと、E T Cの件でちょっと聞きたいのがあるんですけど、来年度からE T C利用以外はできないとなるような話も聞いていますけれど、今、県のほうで促進事業をやって、助成金を出しながらやっていますよね。

その効果というのは今どうですか、どういう状況ですか。

○大嶺寛交通政策課長 この利用促進につきましては、助成金の事業につきましてはN E X C O西日本様のほうで実施しているところでございまして、県は、その辺の広報活動のほうは支援させていただいておりますけれども、昨年度からE T Cの利用促進を進めておりまして、現在は、昨年度の実績を大幅に上回る設置数というふうにして聞いております。

○平良昭一委員 N E X C O西日本さんも、よく頑張っていると思いますけれど、まだまだやっぱり料金所で並んでいるのがあるんですよ。果たして、沖縄県の皆さんが広報等でもやっていますけれど、実際、効果があるのかなとちょっと疑問に思うのがあるんですけど、過去の実例を挙げると、ほかの都道府県よりは沖縄県は少ないんだということ。いわゆる車社会の中で、沖縄は保有率もかなり高いということも実証されているわけですけど、まだま

だ足りないのかなと思っていますので、県の今後の努力というのはもうこれ以上考えられないですか、促進の。

○大嶺寛交通政策課長 E T Cの利用の促進につきましては、令和6年度も、引き続きN E X C O西日本の皆さんと一緒に普及に努めてまいりたいというところでございます。

○平良昭一委員 頑張っていたきたいと思いますが、実際割引されていますよね。それが6年度以降は、どうなるか分からないというような話も聞いていますが、実際、皆さんの感覚として、どんな状況になりそうですか。

○大嶺寛交通政策課長 今後の、E T C設置車の運行割引の継続というのは先週も要請してまいりました。その中でいろいろ意見交換させていただく中で、ぜひ、必要な取組ということは、御理解いただいたのかなというふうに認識しているところでございます。

○平良昭一委員 沖縄県の県民性で、E T C以外は助成の対象になりませんよということを、やっぱりやってみないと沖縄県民も分からないところもありますので、この辺、また一旦割引が効かなくなったときに、E T Cを入れたいというようなところが出てくると思うんですよ。

その辺は、設置の助成金の対象期間が終わりましたということでは、ちょっと困るかなと思っているんですけど、その辺、N E X C O西日本さんとの話合いもやらないといけないと思いますけれど、県民のためにどうでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 この件につきましては、県としてもこのキャンペーンを、ぜひ継続していただきたいというところで要望してございますので、そういう方向で取り組んでいきたいと考えております。

○平良昭一委員 最後に移住定住促進事業、これは離島・過疎地域であると思うんですけど、沖縄県は、この地域おこし協力隊を非常に活発に取り入れているような状況が過去にもありました。市町村でもちょっと温度差はあるかもしれませんが、この移住定住促進事業に、地域おこし協力隊のメンバーの経験等がかなり生かされると思うんですけど、その位置づけとして、どういう状況になっていますか。

○高嶺力志地域・離島課長 まず、県内の市町村で、地域おこし協力隊の方々がいらっしゃって活動をいろいろされています。5月現在で、県内19市町村で58人の方々が活動していらっしゃいます。これは前

年度と比べても、増加をしているというような傾向になっています。

そのうち5つの市町村で、移住定住関係の活動にこの方たちがなさっていて、具体的には移住相談窓口の対応であったり、空き家の調査発掘などに取り組んでいらっしゃいます。そこで県が実施する移住定住促進事業、これの中で移住フェアであるとか、移住相談会、いろんな様々な研修会等、県が実施していますが、それは市町村の地域おこし協力隊の方々も実際に県外で、例えば移住フェアやる場合には一緒に参加するとか、市町村から代表として来て対応していただいて連携をして取り組んでいるところです。

以上です。

○平良昭一委員 よく離島の物産展なんかをパレットの前とかで、また沖縄タイムスさん、琉球新報さんの玄関先でやっていたりするんですけど、大体そういうところへ行くと、やっぱりこの地域おこし協力隊のメンバーの考え方というのが非常に普及していて、もともとの島人以外の方々とうまくやりながら新しい物産を誕生させたりとかしているんですよ。

そういうことからすると、移住定住促進事業というのは、この地域おこし協力隊の考え方というのは、大きく左右されるようなところが出てくるだろうなというふうに思っているんですよ。その中で19市町村しかやっていないというのは、恐らく離島を中心にしていると思うのですが、これは全て国の助成事業ですよ、市町村の持ち出し分はないですよ。

○高嶺力志地域・離島課長 基本的に地域おこし協力隊の方々の報酬であるとか、またその活動費に関しては、特別交付税措置がされることになっています。

○平良昭一委員 この辺、とにかくやる気のある方々が、普通3年くらいだと言っているんですけど、こういう方々が定住していくということは、大きくまた離島に対しても貢献してくると思いますので、指導する立場の県としては、その辺をサポートするようなシステムをつくることも大事だと思いますので、その辺一緒になって取り組んでやれるような状況がありますか。

○高嶺力志地域・離島課長 県のほうで市町村の協力隊、また市町村の移住関係の部署とか、その辺を対象にした研修会などを実施しておりまして、そのときに市町村の協力隊の皆さんも参加していただい

ています。

その中で県と市町村の協力隊の方々とのいろんなやり取り、意見交換なども行われています。それからOB・OGネットワークというようなことで、今回地域おこし協力隊の方々が、例えば現役の方であればいろんな相談、いろんな悩みごともありますので、活動するときの。それであったり、また卒業された後に地域に定着していただくために、ちょっと県のほうが中心になってネットワークづくりを進めているところです。

以上です。

○平良昭一委員 どんどんこれを進めていただきたいと思います。

以上です、終わります。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

最初に企画部の市町村課に伺います。会計年度任用職員について、11市についての人数と割合はどうでしょうか。

○真栄田義泰市町村課長 お答えします。

令和5年4月1日時点の県内11市における会計年度任用職員数は7031名となっております。全職員に占める割合は平均で43.3%となっております。11市のそれぞれの内訳については、那覇市が1562名で全体に占める割合が39.2%、宜野湾市が642名で46%、石垣市が431名で44.2%、浦添市が617名で42.8%、名護市が601名で48.9%、糸満市が424名で47.8%、沖縄市が898名で46%、豊見城市が276名で37.1%、うるま市が861名で45.6%、宮古島市が567名で45.4%、南城市が152名で31%となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 高いところが50%に近いということは、本当、相当増えているんだなと思うんですけども、時給についてどうなっていますか。最低額と最高額、お尋ねします。

○真栄田義泰市町村課長 お答えします。

令和5年度総務省が行った調査における県内11市の会計年度任用職員のうち、事務補助職員の時給についてお答えします。

令和5年4月1日現在の11市の時給の平均については、事務補助職員の任用がない名護市を除く11市

において約982円となっております。11市それぞれの内訳については、那覇市が989円、宜野湾市が993円、石垣市が982円、浦添市が1017円、糸満市が1008円、沖縄市が1025円、豊見城市が960円、うるま市が933円、宮古島市が960円、南城市が950円となっております。最低額はうるま市で933円、最高額は沖縄市で1025円となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 公務労働であっても、こんなに差があるということですが、本当に県も含めて、時給1500円以上に引き上げる必要があるんじゃないかと思ってはいるのですがいかがでしょうか、考えを伺います。

○真栄田義泰市町村課長 お答えします。

会計年度任用職員の給与決定については、地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則など、給与決定の原則にのっとり決定されることとなっております。当該原則を踏まえ、各市町村において、人事委員会の勧告を受けて決定される常勤職員の給料表を基礎として、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験などを考慮するとともに、それぞれの地域の実情などを踏まえて、適切に決定されているものと認識しております。

以上です。

○西銘純恵委員 市町村課に最後にですが米軍に軽減している軽自動車税、これも復帰後、どれだけ軽減されたのか、お尋ねしたいんですけども。

○真栄田義泰市町村課長 お答えします。

軽自動車税は市町村税ですので、県では詳細を把握しておりませんが、復帰時以降の米軍構成員に係る軽自動車税の軽減額について、県で保有する統計データを基に、平成22年度から令和4年度までの13年間を試算したところ、約1億3000万円となっております。

○西銘純恵委員 分かりました、米軍軽減ですね。

地域・離島課に伺います。離島・過疎地域づくりDX促進事業、この事業について内容等、継続されていると思うんですけども、お尋ねします。

○高嶺力志地域・離島課長 離島・過疎地域づくりDX促進事業ですけども、大きく2つの要素がありまして、ちょっと午前中も答弁させていただいたのですがオンライン学習塾ですね、その支援を行う事業と見守りセンサーを活用して独り暮らしの高齢者等の活動状況をその家族であったり、民生委員とか、地域の方々に共有するようなことを行う民間事業者を支援するというような事業になっておりま

す。

○西銘純恵委員 高齢者見守りについて離島過疎地、とても重宝じゃないのかなと思うのですが、これまで成果ですね、何人の方が使われて、世帯でも結構なんですか、成果としてどうだったのでしょうか。

○高嶺力志地域・離島課長 令和4年度は国頭村、大宜味村及び東村で実施をしております、令和5年度には、これらの3村に加えて石垣市及び伊江村ということで、5市町村で高齢者の見守り支援を実施しています。支援を受けた世帯数は令和4年度が50世帯、令和5年度が152世帯、令和6年度は、さらに200世帯を増やして支援を行うことを目標としております。以上です。

○西銘純恵委員 家族の方が見守りという具体的な説明をお願いしますか。

○高嶺力志地域・離島課長 このセンサーは、独り暮らしの高齢者などのお宅に3か所とか設置をして、電磁波というか、その状況で動きであったり、睡眠しているかどうかというのが感知できるようです。

その状況がインターネットで遠くに離れて住んでいる家族とか、また民生委員の方とか、そのような方々に共有できるというような仕組みになっていきます。

○西銘純恵委員 町村もまだ増やしていく計画ですか。それと遠くに離れた家族といっても、何かすぐ手だてを取るというのは難しいと思うのですが、その町村のほうで社協もあると思うんですけども、そういうところと連携をしたほうが効果というのか、迅速にいろいろ対応できるんじゃないかと思うのですが、それについてはどうなっていますか。

○高嶺力志地域・離島課長 まず市町村数については、現在5市町村のものを、来年度は市町村は増やさずに、市町村当たりの世帯数を増やして、密度を高めていくというような考え方でやっていくというようなことになっています。それからちょっと家族のほう、ちょっと離れて暮らしているというようなところの中で、もし急に何か駆けつけられるかというようなことについては、例えばすぐに行けない場合は民生委員の方などに連絡して、見てもらうというような協力体制になっております。

以上です。

○西銘純恵委員 この事業、いいと思いますので拡充を期待したいと思います。

今の5番ですが、沖縄離島体験・デジタル交流促進事業、これも令和4年度からだったかなと思うん

ですけれども、結構、いい施策だと思うんですが、どれだけの皆さんが説明等利用されたのか、お願いします。

○高嶺力志地域・離島課長 この事業、前身事業も含めて結構以前から、14年間、平成24年からやっております。内容的には、例えば沖縄本島の児童を離島に派遣して、離島の重要性や魅力等に関する認識を深めてもらう。それから離島の児童を本島に派遣するというのもあります。

本島と離島の交流促進によって離島地域の活性化、産業振興を目的として地域の人々の交流の下、体験学習や民泊等を実施をしているというような事業になります。

これまでの実績として、前身事業も含めて平成22年から令和5年度まで14年間で延べ491校、3万1308人の児童の派遣をしています。またちょっと令和4年度からオンラインというようなことも始めているのですが、オンラインでの相互交流というようなことで、事前学習とか、どんどん活用していますけれども、それはまた3231人がそれを活用しているというようなことになっています。

それで令和5年度なのですが、27校1252人の児童を10の島に派遣をしております。またオンラインについては1325人の児童が事前・事後学習支援を含めて活用しております。

以上です。

○西銘純恵委員 新年度は何校で、そして全県的に学校が回る形につくられているか、お尋ねします。

○高嶺力志地域・離島課長 令和6年度については令和5年度と同程度の28校、約1300人の派遣を計画しています。

希望する市町村学校について、これは一度で全部できませんので、できるだけ派遣がまだされていないようなところから、派遣をしていくというようなことを考えて、計画をしているような状況です。

以上です。

○西銘純恵委員 交通政策課にお尋ねします。資料3の4のページ3、お願いします。

わった〜バス利用促進の件ですが、何名か質問をされていますけれども、本当にバス利用者を増やすというのはとても大事だと思うので、これまでの導入、予算計上に至った経緯についてお尋ねします。

○大嶺寛交通政策課長 県内では、マイカー利用による慢性的な交通渋滞というのが発生している状況です。このような影響を受けまして、路線バスも定時制のサービスが低下しているのかなと。その経緯

もございまして、利用者や運賃収入が減少するという負のスパイラルに陥っているのではないかといいるところです。また、県民にアンケート調査を行ってもバスは時間どおりに来ないとか、時間がかかるとか。またそういった意見のほかにも車のほうが便利だと。あるいは、特にそもそもバス利用を考えないとか、そういうふうにして関心がないような意見もあると。

こういったことも踏まえて、県としてはまずは県民に利用すること、そういうふうなことで公共交通を支える。これがもう最大の支援であるということをお伝えながら、この事業を契機に県民の関心とか理解、こういったのをやって利用者をできるだけ増やして、公共交通の維持確保に努めていきたいというふうなところでございます。

○西銘純恵委員 バス利用者ピーク時からどれだけの人数が減って、今、どれだけが利用されているのか御存じでしたら。運賃収入もお願いします。

○大嶺寛交通政策課長 ピーク時というところですが、復帰後はかなり利用者が多かったというふうには伺っていて。今、手元にある資料としては、昭和60年頃は年間ですけれども7700万人の利用者がいたところですが、今現在、最新のデータでは、令和4年度はこれが2100万人まで、約3割弱くらい低下しているという状況でございます。

○西銘純恵委員 全県の話ですよ、1日どれぐらいですか。

○大嶺寛交通政策課長 今、実績としましては、1日約6万人が利用している状況でございます。

○西銘純恵委員 佐賀県の例で、先ほど1.1倍になったということをおっしゃったんですが、本当にバスを利用しようという気になるのは、一つ、今おっしゃったように、やっぱり今の実証事業、わった〜バスはとってもいいと思うんです。

もう一つは、最近、高校生、中学生のバス賃無料が出て朝の通学時、高校生が結構バス満杯にしているというのをよく見るんですよ。ですからバス利用者に対する、やっぱりバス賃がどんどん高くなっていった余計バス離れしたということもあるので、そこら辺も含めて、ぜひ検討をしてほしいなと思うんですけれど。午前中も言っていましたけれど、バス会社はそれなりに乗る方が増えたら収益も上がるし、バス賃も安くすることができるのだろうと思いますので、総合的に取り組んでいただきたいなと思います。

次、離島住民等交通コスト負担軽減事業について。これまで、結構、離島の皆さんに利用されて喜ばれているんですよね。離島で今使われている数と利用者の人数、そして住んでいる住民に対する割合というのは分かりますでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 交通コストの負担軽減事業につきまして、航空路線は12路線、航路のほうは24航路です。

県内の25の離島において定期的に運航している路線が対象となっておりまして、利用の人数につきましては、令和4年度の実績ですけれども、航路につきましては46万7862人、航空路につきましては51万5626人となっております。

先ほどの住民の利用割合といいたいまいしょうか、離島住民の利用している割合としましては、航空路、航路とも1を超えているといいたいまいですか、住民がほぼ1回以上は使っているというような状況になってございます。

○西銘純恵委員 本当に、離島に住む皆さんの交通費、今のように予算も増やしてやっていることは、本島に移らなくて離島で定住するという大きな条件になると思うんですよ。それでこれを沖縄県が補助をしているというのは分からないんじゃないかなと思っているんですよ。よく使われている人もいますが、これは補助して、そういう運賃を安くしているんだよという周知には取り組んでいらっしゃるんですか。

○大嶺寛交通政策課長 沖縄県のホームページのほうには御紹介させていただいておりますけれども、積極的にPRしているというところではございませんが、ただ航路の協議会とか、航空路の協議会、市町村も交えていろいろな意見を交換する中では、そういったことの重要性というはお互い確認してございますので、そういった中で、一緒に住民の方々にもPRしながら進めさせていただいているというところがございます。

○西銘純恵委員 沖縄県がやっているとても大事な離島支援だと思っているんですけど、例えば港のターミナルとかに沖縄県が補助していますとか、今おっしゃったところから住民にはつながっていない、届いてない感じがするんですよ。話をして、そうなのというところもありますから、沖縄県が支援しているということを、やっぱり知らせていくというのはとても大事だと思いますので、そこを住民の側に知らせるということでやってもらいたいなと思います。

○大嶺寛交通政策課長 この件につきましては、検討させていただきたいと思いますが、先ほどで航空路補助12路線と申し上げましたが1月から2航路、石垣、波照間、多良間路線も増えましたので14路線となっております。おわびして訂正させていただきます。

○西銘純恵委員 次、シームレスな陸上交通体系についてお尋ねします。

予算が減っていますが、事業内容とあと新たな取組があるのか、お尋ねします。

○大嶺寛交通政策課長 この事業は、県民や観光客の移動利便性を高めるシームレスな陸上交通体系の構築を目指しておりまして、交通結節点の強化とか、基幹バスシステムの導入に向けた取組を行うものとなっております。

具体的には、6年度でだこ浦西駅と結節する新規バス路線の実証実験とか、伊佐以北へのバスレーンの延長の検討、引き続きノンステップバスの導入もいろいろ予定してございますが、令和5年度に比べて300万円減額となっておりますが、これは必要額を積算、積み上げて計上した金額で7528万6000円を計上させていただいているところです。

○西銘純恵委員 バスレーンの延長、もう一度、どこからどこまで次年度予定していますか。

○大嶺寛交通政策課長 国道58号、宜野湾の伊佐からバイパス方面に向かいまして、沖縄市のコザ、ここまでの間のバスレーンの延長を検討しているというところがございます。

○西銘純恵委員 新年度にコザまでやるということではよろしいの。

○大嶺寛交通政策課長 これはあくまでも検討になってございまして、例えば現在その伊佐近辺、琉球大学の病院が移転してきていますので、その辺の影響がバスレーンを設置するに当たって、どのような影響があるとか、そのような調査とか、その地域住民の合意も含めまして、どのように説明していくかというところ。そういったところを琉球大学、宜野湾市と一緒に、いろいろ検討させていただいている状況でございます。

○西銘純恵委員 具体的にどこまで伸びるというのはまだ出ていない。新年度に、どこまでということも調査の上、確定するということですか。

○大嶺寛交通政策課長 コザのほうまで計画はあるんですけど、具体的にどこまで伸びるかというのは今回入っていないで、ここにつきましては、やはり58号3車線の空間と、この2車線。道路が2車

線になりますので、その空間とではかなりこのスペースもありますので、地域住民に与える影響も大きいというふうなことも。マイカーの利用の方々にも大きいということもありまして、この辺を含めて、いろいろ御検討させていただいているところです。

○西銘純恵委員 次、鉄軌道導入に向けた事業ですが、新年度の事業内容をお尋ねします。

○比嘉学交通政策課室長 鉄軌道に関する令和6年度の事業についてお答えします。

鉄軌道の早期導入に向けまして、令和5年度に引き続き国と意見交換を行いながら、費用便益比のさらなる向上に向けた調査検討に取り組みます。

令和6年度の新たな取組としまして、鉄軌道と接続するフィーダー交通の可能性調査ですとか、経済波及効果など、便益として算入、ちょっとまだ確立できていない項目、そういった把握を行うこととしております。

また、沖縄本島、北中南部、各圏域で市町村が参加する連携交通会議の中でも、市町村と公共交通の充実に向けて広域的な公共交通、課題解決に向けた協議を行うこととしております。

以上です。

○西銘純恵委員 国の動きはありますか。

○比嘉学交通政策課室長 国のほうでも、もう10年以上この鉄軌道導入に向けた課題について調査が行われており、年々少しずつ向上しているところではありますけれども、まだ課題があるということで、引き続き次年度も調査を行うと聞いております。

○西銘純恵委員 次、科学技術振興課にお尋ねします、3の3の19ページお願いします。

最初に沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業、これが県内大学、どこでやっているのか、内容についてもこれまでの成果についてお尋ねします。

○大城友恵科学技術振興課長 本事業につきましては、イノベーションの創出を推進するため、琉球大学ですとか、OIST、沖縄高専などの県内大学などの研究者を対象といたしまして、企業等との産学連携した共同研究に対する支援を行う事業となっております。

これまでの主な成果といたしましては、肌の修復再生に有効な成分を抽出して、それを化粧品にして開発を行う企業の創出ですとか、動物用ワクチンの開発を行って、農林水産省の認可に至った事例等がございます。

以上です。

○西銘純恵委員 新規事業の沖縄型イノベーション・エコシステム構築に向けたコーディネート事業というのは、今の事業と関連してやられているのですか。

○大城友恵科学技術振興課長 今、御説明した共同研究推進事業のほうでも、コーディネーターを配置いたしまして、琉球大学等の研究成果をブラッシュアップして、企業とマッチングをして、事業化につなげるという事業を行ってまいりました。

これまで60件程度、実績がございますけれども、今後はこの地域の中にエコシステムを残していく、展開していくということで、この事業を離れましても地域に支援機関がございますので、そういったところの人材、あるいは大学で知的財産を活用していくような人材を対象にセミナーを開催したりですとか、OJT研修を開催をして、専門人材を育成していくというような事業になっております。

○西銘純恵委員 支援機関があるということですが、県内でどれだけあるのですか。

○大城友恵科学技術振興課長 数というよりも、我々の事業づくでコーディネーターを3名配置している公益財団法人科学技術振興センターというところに、ライフサイエンス系に詳しい専門人材、金融に詳しい専門人材を配置して、コーディネート業務を担っております。それ以外には研究の管理法人、進捗を管理する法人としましては沖縄TLOですとか、トロピカルテクノプラスさん等々がございます。

○西銘純恵委員 今おっしゃった事業には、県内の人材も働いているのかというのか、割合的にもどれだけいるのかというのが。県内の人たちが、そういうところでやれているのかどうかを知りたいと思うのですが。

○大城友恵科学技術振興課長 例えば、琉球大学で申しますと、外部資金を取ってくるような人材の配置はあるようですが、こういう知的財産を積極的に県外企業さんに技術、その知的財産の活用について技術を移転していくような人材というのが、フルタイムでというのはなかなか難しいような状況と聞いております。ちょっと数のほうは把握はしてはおりませんが、そういった状況も勘案して、今回の事業をスキームを立てさせていただいたところでございます。

○西銘純恵委員 ある意味では商売ということじゃないけれど、基礎研究というのですか。そういうところに今、予算をあげてやっているということで理解してよろしいのですか。

○大城友恵科学技術振興課長 企画部のほうでは、大学の研究成果を地域あるいは企業さんに使っていただくというところで、このコーディネーターさんを配置をして、事業化に展開をしていくお手伝いをしているということでございます。

○西銘純恵委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず、離島石油製品補助事業ですけど、これは何度も何度もやっていることなので、改めて確認しながらやりたいのですが。

私、以前から小規模離島は、役場、農協、郵便局、業者が一体となった体制構築が必要じゃないですかということを言い続けてきましたけれど、答弁は他県ではあるけれどもということだったんだけど、その件についてこれまでの取組、やったかどうかお願いします。

○高嶺力志地域・離島課長 今のＳＳ、サービスステーションですね、給油所の。公設民営化であったり、第三セクターが運営に関与している事例というのが県外のほうにありまして、そういった事例のほうは、事例収集というようなことを行っています。

例えば和歌山県すさみ町、それから岡山県の西栗倉村、これは地域唯一のＳＳの配備に伴って、資源エネルギー庁の補助事業を活用して、地元自治体が設備の買取りや更新を行った上で、民間事業者や自治体出資の第三セクターによる運営を行っている事例があります。

あと、県内では東村において、村内唯一のＳＳが６月末で廃業をしましたので、県のほうに村のほうから相談があったんですけども、村が主体になりまして、資源エネルギー庁の補助事業を活用しまして、地域の燃料需要それからＳＳのニーズ等の調査などを行って、新たにＳＳを整備するための計画を２月に策定をしたと聞いています。

以上です。

○渡久地修委員 県外のいろんな第三セクター的なものというのは前から聞いているのだけれど、これを県内の小規模離島の、例えば役場とか、いろんなところと相談したことはありますか。

○高嶺力志地域・離島課長 県内の市町村と石油の輸送費補助事業に関して意見交換というのをやってきているわけですけども、その中でやはり１つの島に１つの給油所しかないようなところで、さらに経営存続というんですか、給油所の存続、将来的な

後継者がいるのかというような問題とかもあって、給油所の存続が懸念されるようなそういった地域があります。

そのような地域については市町村と事業者と一緒に、例えばこういった資源エネルギー庁の補助事業を活用した調査であったり、県外の事例でこういった経営をしている事例がありますよというような情報の提供をして意見交換は行っております。

以上です。

○渡久地修委員 市町村とさっきから言っているけれど、市には小規模離島はないよね、だからほとんど村だと思うんだよ。だから小さな小規模離島、具体的に実現するかどうかは置いていても、しっかりと一つの提案とか、こういう方法もありますよとか、その辺を含めて僕は１回話し合ってみたらどうかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○高嶺力志地域・離島課長 すみません、先ほど市町村とちょっと申し上げたのは、個別の離島の町村を回ってのそういった意見交換もするのですが、前回、離島の市町村もということで市も含めた全体的な意見交換を行ったことがあるので、ちょっと市町村というふうに言いましたが。

今、おっしゃったようなことについては、離島の町村を回るときに、また意見交換しながら、実際こういった事例がありますよというような、例えば東村の事例とかもありますというようなことは、この事業をやる中で離島町村はよく回りますので、そのような情報提供もしていきたいと思っています。

○渡久地修委員 この東村の制度、これは離島にも活用できそうですか。

○高嶺力志地域・離島課長 これ過疎ＳＳとって、ＳＳが１つの市町村に、これは２つでしたか、３つでしたか。そのように非常にＳＳの数が少ないような、ＳＳ過疎地と言っていますけれども、そういったところに適用できるようになっています。

○渡久地修委員 今の制度があるよね、離島石油製品補助制度。それと東村との兼ね合い、あるいは両方利用するとか、その研究も皆さん始めていますか。

○高嶺力志地域・離島課長 ちょっと東村については離島ではないものですから、その輸送費の補助とかというようなものとは関係していないんですけども、これは資源エネルギー庁の補助事業ということで、その計画策定などが行えますので、その制度を御紹介して活用していただいたというようなことです。

○渡久地修委員 いや、だからこの制度を離島にも

併せて適用するような研究ができますか、これは可能ですかということを知っているんだよ。

○高嶺力志地域・離島課長 この資源エネルギー庁の補助制度で、計画を策定したいというようなそういった支援については、そのSS過疎地ということで、離島にもこれは適用できる制度になっています。

○渡久地修委員 向こうが活用したいのじゃなくて、県の今の制度があるでしょう、離島石油製品補助事業というの。相当、これお金出しているわけよ。そういう中で東村が今やろうとしている、皆さんが言っている、資源エネルギー庁のものも併せて取り入れてやれば、今の離島の負担というのは、もっと軽減できるのですかということを知りたいんですよ。

○高嶺力志地域・離島課長 今、県が行っている本島離島間の石油製品の輸送費補助事業については、今、あくまでも本島離島間の輸送費の補助というようなことになっているので、今のこの制度ではちょっと——例えば沖縄本島内の過疎地とか、その辺には適用はできないというようなことになっています。

○渡久地修委員 いずれにしても、あらゆる制度をもっと研究して、もっと負担軽減できるようにぜひやってください。

そして部長、これもあるけれど今回やっと延長が決まったのだけれど、3年ごとにまた繰り返したら駄目なんだよね。しっかりとこの制度全体、本当に今のままでいいのか、別の制度でやるが必要なのか、どうなのかということを含めてやらないと、今から対策を取らないとまた同じことを繰り返すので、その辺、県はどのようにやろうとしていますか。

○金城敦企画部長 今の揮発油税の軽減措置については、復帰特別措置法の激変緩和措置で位置づけられておりますので、復帰後55年延長されることになりましたが、財務省からは激変緩和ではもうちょっと難しいと、この説明がですね。そういう理屈は通らないというお話もいただいています。

県としましては、離島とか、沖縄の条件不利性を理由とした沖縄振興特別措置法、こういうものの見直し時期がやがてまいりますので、5年以内の見直しがですね。その中で制度提言して検討できないかということを知りたいですね、先週も経済団体会議とも意見交換してきましたので、そういう方向で国と調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○渡久地修委員 期限が迫ってからやるのじゃなくて、今からぜひ抜本的な対策を取ってください。

次にわたった～バス体験事業なんですけれど、これ

質疑たくさん出て答弁あったけれど、再度、次の質問との関係で期待する成果について簡潔にお願いします。

○大嶺寛交通政策課長 成果につきましては、定量的な成果が出せるような形は考えておりましたが、バス事業者のほうと、どのように取り組むかはいろいろ意見交換させていただいておりますが、利用者に整理券を取っていただいて、その数をカウントして、その乗った人、そうじゃない人の比較検討でもってどれくらい効果があったのかとか。同時に国道とかで、国のほうで車をトラフィックカウンターでカウントしていますので。

○渡久地修委員 聞いたことを答えればいいのに、成果。何を期待していますかということですよ。

○大嶺寛交通政策課長 佐賀県の事例とかによると、大体1.17倍というふうなところで増加していますので、そういったところを目指していきたいというところでございます。

○渡久地修委員 課長は、今から聞くことを先に答弁しているから。

僕はこれ皆さんがやるというのはとてもいいことだと思うんだけど、今後はどう生かしていくかという点で、しっかりと今後の分析につながるようなやり方をしないと、非常にこの事業にとってもったいない気がする。

例えば増えたとする。出勤者の利用が増えたのか、通学者の利用が増えたのか、買物で利用する人が増えたのか。それから年齢的には何歳くらいの人が増えたのか、あるいは今まで利用しなかった人たちが本当に乗ってきたのか、交通量は減ったのか、その辺が分かるようなものであれば、今後の政策に大きく展開ができるわけよ。ただ増えただけでは、なかなか次の事業展開が難しくなると。

その辺はどんなふうに考えていますか。

○大嶺寛交通政策課長 今回の事業では、やはり今委員おっしゃったような、細かいところの属性も含めたところはなかなか把握するのは難しいんですけども、ただこの数が増えたとか整理券を配って数は把握したいと思いますので、数が通常より増えているとか、あとは車の利用につきましては国道のトラフィックカウンターとかでカウントして、その当日は車の量が減ったとか、そういったのを数字としてデータとして収集しつつ、今後、パーソントリップの調査もしますので、そういったものいろいろな見ながら、それぞれ検討した上で、今後の施策に生かしていきたいというふうに考えています。

○渡久地修委員 これやり方が難しいと思うんだけど、例えばバスを利用する人たちにアンケート用紙を配るというのも一つの方法だと思うよね。例えば通常は歩いて出勤する人が無料だからということでバス利用したのか、あるいは車で通勤していたのがバス利用に変わったのか、これでも全然、次の政策展開が違ってきますよね。そして出勤通学時間に増えたのか、昼間増えたのか、これによっても違う。ひきこもりだった高齢者が無料になったことでもっと買物利用するようになったのか、その辺でも全然違ってくるのよ。その辺ちょっと検討したほうがいいんじゃないですか、いかがでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 利用者へのアンケートにつきましては検討させていただきます。

○渡久地修委員 それと、あと交通量が減ったかどうかというのは、皆さん方の、今後のバス利用の問題での政策展開になっていくかというのも重要なので、これも何らかの方法、ちょっと検討したほうがいいと思うんだけど、その辺いかがですか。

○大嶺寛交通政策課長 この車の量につきましては、国道を管理している国道事務所さん、あるいは県警も含めまして、このデータを共有させていただきながら検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員 ぜひ、よろしくお願いします。

そして、このデータ含めて、この前も本会議で出していた高齢者の割引、敬老パス、これもしっかりこのデータも基にしながら検討してほしいんだけど、皆さん、部局横断的な検討会議、設置するということだったんですけど、これはもう4月からスタートするのですか。

○大嶺寛交通政策課長 敬老パス等の検討に当たっては、体験の確保とか、サービスレベルの考え方、関係部局とか、市町村との役割など課題の整理がまず必要かなと思っていますので、現在、福祉部局と意見交換を始めたところでございます。あわせて他県といっても東京都になるのですが、政令指定都市、そういったところでの事例収集も行いながら、今後はワーキングチームを設置して高齢者の移動支援とか、公共交通の確保、維持などの観点から検討していきたいと考えております。

○渡久地修委員 その意味でも、さっきの高齢者が、皆さんの体験バスで増えたかどうかというのも非常に鍵を握るので、ぜひこれを検討してください。

次に普天間基地の先行取得についてなんだけれど、現時点の普天間基地の国所有、県所用、市所有、そして個人というのか、私の所有の割合というのが分

かったら教えてください。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
お答えします。

令和5年10月に公表された沖縄の米軍及び自衛隊基地においては、普天間飛行場の施設面積約476ヘクタールのうち、土地の所有形態の割合は国有地が35.7ヘクタールで約8%、県有地が12.8ヘクタールで約3%、宜野湾市の市有地が15.7ヘクタールで約3%、それと民有地が411.5ヘクタールで約87%となっております。

○渡久地修委員 先行取得を全部終わった、完了をしたとなったら割合はどうなのですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
県及び宜野湾市において、現在の、目標面積の土地を全て取得した場合の所有形態の割合になりますけれども、国有地が35.7%で約8%、これは変わりません。県有地が22ヘクタールで約5%、あと宜野湾市有地が25.9ヘクタールで約5%、民有地が392.1ヘクタールで約82%となる見込みとなっております。

○渡久地修委員 今のいわゆる私有地87%、人数は分かりますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
令和5年10月に公表された資料によりますと、普天間飛行場の地主数4204人となっております。

○渡久地修委員 県がこの先行取得を進めていく場合、一番困難なものは何でしょうか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
跡地利用推進法に基づく先行取得の制度ですけれども、通常の公共事業の用地取得と違いまして、こちらから用地交渉を行うということではなくて、地権者からの申出を受けて、初めて土地取得を行うという制度になっておりますので、これで計画的な土地取得が難しいという側面があります。

○渡久地修委員 計画的な土地取得が難しいといった場合、皆さんはどんなふうに推進するのですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
土地の先行取得の制度の周知ということをやっております。

まず、普天間飛行場の地権者へ、年度初めにリーフレット、パンフレットを発送しております。そのほかに年度内に地権者の戸別訪問とか、あとは県の広報紙、ラジオ、テレビ番組等の広報媒体を活用して、制度の周知を図っていくということをやっています。

○渡久地修委員 皆さんの、この完了予定はあと何年でしょうか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監
例年1.2ヘクタールくらいずつ取得すると仮定しましたら、令和11年頃に完了見込みというふうになっております。

○渡久地修委員 もっともっとできれば前倒してでもどんどんやらないと、いろんな用地を取得する場合に、例えば地権者が亡くなって相続したりすると、この地権者というのはどんどん多くなって海外に在住しているとか、非常に取得がだんだん難しくなってくるんですよ。そういう意味では急がないといけないので、部長、これぜひいろんな手法を駆使して、前倒しを含めて、ぜひ早めにできるように頑張ってもらいたいのですが、いかがですか。

○谷合誠企画振興統括監 お答えします。

委員がおっしゃるように難しさが増していくことも想定されますので、我々としては、まず現年どおりのペースで着実に購入していくために広報をしっかりとすること。また先行して取得できる場合には、補正予算も含めながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡久地修委員 この先行取得を、ぜひ県が積極的にやっていくというのは、そして跡地利用計画、これも早急に進めて公表していくということ、とても大事になってくると思うんだよ。

これ新聞に2024年3月に出されたものだけれど、いわゆる米軍の高官が、普天間飛行場は維持したいということを米軍の幹部が言ったというのが載っているわけよ。だから、沖縄県の普天間基地の早期返還というのは、もうみんなの一致した願いだから、絶対、我々は譲らないんだという立場で、早めに100%取得できるように頑張ってください。

以上です。

○又吉清義委員長 よろしいですか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 よろしくお願ひします。

まず石油製品の補助事業からお聞かせください。この中で今回、前年度と比べて予算増加しているのですが、この増加した理由から、まずお聞かせください。

○高嶺力志地域・離島課長 今年度の予算は前年度と比べて1億1442万円増となっております。増額の内容ですけれども、まず委託料について、この委託料は令和5年度は措置していなかったんですけれども、離島での陸送費として補助している倉入れ料というのがありますが、その倉入れ料が平成25年に調

査した実態調査を踏まえた単価を設定しているので、その後、いろいろと物価だったり、上昇しているというようなこともあるだろうというようなことで、その倉入れ料の実態調査を行うというようなことになっています。

それから次回の税制改正に向けて、価格差の縮小に効果的な新たな方策を検討するための調査をまずする。そのために委託料のほう約2936万円計上しています。それから補助金については、令和4年度の実績から令和5年度の実績は輸送量が増えている。それから輸送単価も上がっているというようなことで、令和5年度の実績見込みを踏まえて、前年度に比べて8505万円増の予算を計上しているというようなことになります。

以上です。

○當間盛夫委員 今回、委託料ということで、この経営者実態調査、平成25年にやったものをもう一度ということがあるんですけど、これを踏まえてどう変わるということが。

○高嶺力志地域・離島課長 倉入れ料についてなのですが、平成25年度から今の時点に比べて、当時の物価水準や人件費が上昇しているということがありますので、事業者の負担に対して、この補助が不足をしているというような可能性もあります。

この不足分が石油製品価格に影響しているということも考えられますので、調査を実施しまして、必要に応じて単価の見直しなどを行っていくというようなことにしています。

以上です。

○當間盛夫委員 我々も石油製品がまだまだガソリン車というか、離島においてのものというのは大事な部分があるんですけど、実際、県が今SDGsということで脱炭素と常に言うんですけど、この政策自体、実は逆行しているんじゃないかという指摘があるんですけど、皆さんが掲げる持続可能なSDGsの部分と、この事業が増加していくというものの矛盾点を、皆さんどう捉えてこれをどう変えていこうとしているのか、もしあるのであればお答えください。

○高嶺力志地域・離島課長 この補助事業を実施する立場としましては、補助事業の実施以外に、県としての取組として、EV車の導入の促進というのは離島も含めて、県のほうが推進しているというのがあります。

県の環境部で公用車のEV転換であるとか、路線バス、観光バス、タクシー、レンタカー等の業務用

車両のEV化に対する補助を実証しているというようなものがあります。

また市町村においても、離島市町村のほうでEVを購入した時の上乗せ補助であるとか、それから電動車等の導入実証実験などを市町村でも行っていて、EVの導入促進については県としても取り組んでいるというふうに考えています。

以上です。

○當間盛夫委員 分かりました。

次、交通運輸対策のほうなのですが、これも増加しているんですけど、まず増加理由からお聞かせください。

○大嶺寛交通政策課長 主な増減理由ですけれども、まず一番大きいのが沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業。これにつきましては、利用者が前年度実績に比べて増えているというところが主な理由となっております。

続けて離島航空路チャーター運航の支援事業、こちらにつきましては市町村負担の割合も見直したのですけれども、那覇、粟国、石垣、波照間、多良間路線への欠損補助として約3000万を計上しているところですよ。

それから、先ほど説明しました自動運転交通サービス地域実装推進事業、こちらのほうで約1億4700万、わったーバス利用促進乗車体験事業で2億1400万というところで約5億3874万2000円増となっております。

○當間盛夫委員 離島の交通コストのことはまた次に質問するのですが、まず、また6年度もこの鉄軌道の導入促進事業5200万上げているのですが、6年度は何をする予定なのですか。

○比嘉学交通政策課室長 お答えします。

令和6年度ですが、鉄軌道に関しまして新たな取組としましては、鉄軌道と接続するフィーダー交通の可能性調査ですとか、あと国のほうでも調査を行っていますけれども費用便益比、こちらについては国のマニュアルのほうで、今、算入の手法が確立できていないものはちょっと計上することができないんですけれども、そういった算入手法の確立に向けての便益向上の調査ですとか、そういったことを予定しております。

○當間盛夫委員 次に離島の交通コストのほうなんですけれども、午前中からあったように、航空路のものであったり、航路の補助のものがあるんですけれども、航空路と航路の28億の割合というのは分かりますか。航路でどれだけ、航空路でどれだけというの

は、割合でもし分かるのであれば、分からなければいいよ。

○大嶺寛交通政策課長 6年度当初予算としましては航空路が約25億3000万強で、航路につきましては2億7200万というふうなことでございます。

○當間盛夫委員 予算額は相当に、航空路の予算がほぼほぼになるんですけど、この移動的なものの割合は、人数的なもの分かりますか。

○大嶺寛交通政策課長 実績としまして、航空路、航路、両方とも50万人くらいの数になってございます。

○當間盛夫委員 半分、半分という認識でいいわけですか、分かりました。

この運賃低減のもので、交流人口にもこの航空路のほうには軽減がありますよということであつたんですけれども、航路に交流人口の軽減がない理由は何ですか。

○大嶺寛交通政策課長 航路については、航空路に比べて運賃が低減というふうなところで、負担が少ないというところで、この交流人口の運賃低減を行っていないというところでございます。

○當間盛夫委員 私もちよっと調べて、でもやっぱり船のほうが多分多いと思うんですよね、家族で行く分にしても、帰省する分にしても。例えば、粟国、小規模離島というのは航空路の隻数にしてもそうないわけですよね。それからすると、小規模離島に関するものは、航空路よりは航路のほうが、船のほうが多いはずなんですよ。これから小規模離島が人口減少だとか、そういったものがあるわけですから、航路で交流人口も増やすということの考え方はどうなのでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 県としましては、この事業、離島住民の交通コストの負担軽減、定住条件の整備という観点でやっておりますので、今後もこの辺は安定的かつ継続的な事業を実施していくこととして重要なかなと考えておりますが、先ほどの交流人口を増やしていくといったところは、観光部局とか、あるいはその市町村と一緒に、プロモーションのほうで増やしていくようなところで取り組んでいきたいところでございます。

○當間盛夫委員 交通の重要性というのはあるはずでしょうから、しっかりとその辺も各部署と連携を取ってやっていければと思っております。

次にバス路線の補助事業なんですけれども、これ補助金として1億7000万、運行費や車両購入費というのがあるんですけれども、この車両購入費って、今回、

令和6年度では何台の車両購入を予定しているのですか。

○大嶺寛交通政策課長 今、車両の台数はちょっと確認できていないのですが、予算的に言うと国協調補助のほうで593万3000円、県単補助のほうで900万円を今予定しているところでございます。

○當間盛夫委員 これ国の協調補助となっているんだけど、でも財源は一般財源となっているけれど、これはどう見ればいいの。

○大嶺寛交通政策課長 こちらにつきましては、直接補助という形になっていますので、県が直接事業者、国は直接事業者に補助するということになってございます。

○當間盛夫委員 毎年、この車両の入替えというか、低床だとかという形で補助をしていると思うんですよ。ほぼほぼこの事業をやって何年くらいになるのかな、20年くらいになるのかな、どうなのですか。

○大嶺寛交通政策課長 平成24年度からノンステップバスに支援しているところでございます。

○當間盛夫委員 それからすると、もう昨今のものからすると、この前の新聞でもEVバスとか、関空のEVバスがありますよとかというマスコミ報道もあったんですけど、皆さん、こういうEVバスという部分での導入的補助ということもあるのですか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、東日本大震災の発生時刻に合わせて全員で黙禱をささげた。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

大嶺寛交通政策課長。

○大嶺寛交通政策課長 先ほどのEVバスへの支援ですけれども、こちらの事業では対象にはなってございませんが、環境部のほうでEVバスについては詳細は承知しておりませんが支援しているというところでございます。

○當間盛夫委員 あれは環境部の国事業の中での話ですから、皆さんは一般財源を使って、この生活路線に関するという分でやっているわけですよね。そういう購入も20年ということになってくると、支援しているものを、新たにまたバスを変えるというような部分だとか出てくると思うんですよ。

今度の事業を見ると、前年より約6000万くらい減っているわけ。大体1台、バスが大体1000万としてもその分の減少が今年度あるわけですよ。もうそういった需要は終わったという認識でいいのですか。

○大嶺寛交通政策課長 バス事業者としても買換えは常にあるのですが、この事業者の計画の中での数

で、少しずつ入れ替えていっている状況になっております。

○當間盛夫委員 分かりました、ありがとうございます。

次の離島航路の補助事業になるのですが、これは減少しているわけですよね。この令和6年度の予算が減少している理由って何ですか。

○大嶺寛交通政策課長 この事業は欠損の額に支援することになっておりまして、コロナが明けて利用客が増えたことに伴いまして、欠損額が減っているというふうな状況ですので、補助金の額も減額しているというふうなところですよ。

○當間盛夫委員 ちなみに離島航路事業者って24業者ということになるのですか。違うか、24路線になるのかな。事業者的にはどれくらいなの。

○大嶺寛交通政策課長 これは交通コストの負担軽減事業とは違ひまして、今16航路が対象になっていまして、うち14航路に支援しているところですよ。

○當間盛夫委員 皆さんからもらっている、この交通コスト負担の航路の事業者とは違うわけですよ。どういったところにこの分はあるの。

○大嶺寛交通政策課長 この事業につきましては、国の要綱に基づいて国と協調で支援している事業となっております。その要件としましては、沖縄本島と離島とか、離島相互間を結ぶ航路であったり、あとほかに交通機関がない地点間を結ぶとか、他の公共機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路、それとあと関係住民のほか郵便物とか生活物資、そういったものも運べる航路と、こういったところに支援している事業となっております。

○當間盛夫委員 ちなみにこの欠損金に対する補助であるんだけど、この赤字金額は縮小しているという認識でいいのですか。これはどこかその事業者が黒字化になっているというところもあるのですか。

○大嶺寛交通政策課長 こちらは利用者が増えたことによりまして、運賃収入が増えて、欠損額が圧縮されているというところでございます。

○當間盛夫委員 分かりました、ありがとうございます。

次に科学技術のほうになるのですが、もう一度、事業的なものを聞かせてほしいのが、この8番目にあるイノベーション・エコシステム共同だとか、16番目にあるイノベーションの事業、こういったことをやるということでしたでしょうか。

○大城友恵科学技術振興課長 8番目にございます沖縄イノベーション・エコシステム共同研究支援事

業、こちらは平成27年度から行っている事業で現在2期目です。これは県内の大学等の研究者に対する共同研究支援で、事業づけのコーディネーターを配置しておりまして、事業化を担う事業になっていまいけれども、16番目のイノベーション・エコシステムコーディネート機能強化プロジェクトにつきましては、8番目の事業に限らず広く大学の研究成果を技術移転をできる人材を育成したいということで、モデル的に県内大学等の研究シーズの探索ですとか、集約化、それから企業ニーズの把握とマッチング支援ということをやっている、人材を育成していきたいというところで事業立てをしている事業でございます。

○當間盛夫委員 平成27年からやっているということになると、これまでに大学との推進事業をやって、何か事業化されたものって何件くらいあるのですか。

○大城友恵科学技術振興課長 実績としましては、平成27年度から令和3年度までで58件の支援をしておりまして、大学発ベンチャー創出に至ったものが4件、事業化に至ったものが13件、国事業などの展開へ発展的に研究の継続がなされているものが7件などとなっております。

○當間盛夫委員 この分野には主に琉大、一つに大学院大学のOISTがあるんですけど、割合的にはどうなのですか。

○大城友恵科学技術振興課長 現行の令和5年度実施の事業ですと、大体34件程度実施しておりますけれども、その中で4件程度はOISTの事業となっております。

○當間盛夫委員 この科学振興費、先ほどもいろいろな形でコーディネーターだとかいろいろとあるということで、今回ちょっと減額されて6億なんですけれども、ほぼほぼ委託料なんですよ。5億1000万余り、そのまま。この委託料で県が蓄積するものって何なのですか。

○大城友恵科学技術振興課長 県は21世紀ビジョン基本計画におきまして、大学等の研究成果を活用してイノベーションを創出していくエコシステムを構築するということで、やはり大学の研究成果で産業振興につなげていかないといけないというところから、科学技術振興課のほうで施策を打っています。

委託で行っているのは、やはり高度な大学等の研究活動の内容を産業振興、県の行政目的に沿った施策に結びつけていくようなコーディネートを進めていくということで、委託で整理してございます。ただ、例えば前期計画の中では知的産業クラスター

の形成ということで、主にそういう共同研究支援によって研究開発型企業の誘致ですとか、大学発ベンチャーの創出によって、主にうるま市洲崎地区に41社程度のベンチャー企業を集積しております。

令和4年度からのエコシステムという施策の中では、集積した企業も含めて産学金の役割の下にイノベーションの創出を自立的に行っていくというような施策を打ってございます。そういう施策の転換に合わせて、今回のコーディネート事業もそうだけれども、今回、初めて共同研究支援事業からコーディネート機能の強化ということで、コーディネーター育成事業に展開してございます。その辺はこれまでの施策の成果を踏まえて、県職員の企画部のほうで検討してきた施策の内容になっておりますので、これまでの委託業務の成果を踏まえて、新たな施策を打っていくというようなことで考えております。

○當間盛夫委員 なかなか沖縄は今回の熊本のようにTSMCとかという、そういう半導体の工場を誘致できるというものは厳しいと思うんですね、この水事情だとか電力からすると。そういった面からすると、このイノベーションを皆さんがコーディネートして、県にしっかりとその蓄積を持って行って、言われた産学金の部分は沖縄県が率先してやっているということ、ぜひまた頑張って、県の蓄積も頑張られてください。

最後になりますが、沖縄振興特別推進交付金のほうに移らせてもらいますけれども、今回、委託料として市町村事業の施策立案の勉強会業務委託ということで、今度84万つけているんですけれども、この場に及んで何なの、この施策立案の勉強会って。もう13年、一括交付金を含めてやってきているのに、新たにこの勉強会ってどういうことをするのですか。

○佐久本愉市町村課副参事 お答えします。

この勉強会に要する80万円でございますけれども、令和5年度には見合う額はつけておりませんで、令和6年度に新たにつけさせていただきました。実は令和4年度、去年度も若干つけていた経費でございます。これは各市町村さんからアンケートを取りましたところ、近年、市町村によっては企画立案能力が、なかなか経験が乏しい職員さんが増えている実態があるというお話がございまして、そういった基本的な企画立案のノウハウから研修会があるとありがたいというお声をいただきましたものですから、令和4年度、今年度はなかったのですが、令和6年度も研修会の予算をつけさせていただいたという経緯がございます。

○當間盛夫委員 僕は代わりばんこに職員が代わるからという話じゃなくて、もう一括交付金で前計画からあってもう13年たっているわけですよ。本来、それからするともう13年の蓄積があつていいようなことになるわけですよ。だって皆さん今度の交付金でも178億ですよ。178億のソフト事業に対する交付金があるわけですよ。それが能力的なものがということで勉強会をするというのは、部長、いかなものなのですか。

○佐久本愉市町村課副参事 一括交付金、本年度は700余りの事業をやっておりますけれども、市町村によりましては継続的な内容の事業が続いている、また一方では斬新な事業を組むと、いろいろ市町村の事情によっても様々状況が変わります。

そこに近年、職員の若返りがあつて、新しい職員しかいないだとか、いろんな事業も組み合わせまして、いろいろななか過去ノウハウがそのまま生かしづらいという現場の実態もあるようでございます。

そういったところも踏まえまして、県といたしましては他の細かいノウハウの検討会、学習会が必要などところについては、それについても機会をセットさせてもらうということで組んだということでございます。

○當間盛夫委員 今の話を聞くと、県は今700余り、各市町村からこの事業的なソフト事業のものが上がってくるのだけれど、県は全く精査していないというふうにも聞こえてくるんだけど、どうなのですか。

○佐久本愉市町村課副参事 県市町村課におきましては、一括交付金支援班というセクションを設けておりまして、各市町村から上がってきた700余りの事業計画をそれぞれ担当職員が精査いたしまして、内閣府のほうに事業計画を提出して交付決定してもらうという流れで、中身の精査まで逐一行ってございますけれども、繰り返しになりますけれども、市町村の事情によりましては、過去からの継続的な案件が、そのまま事業が続いているという事情もございます。

そういったところについては、さらにブラッシュアップできないのかというような観点からも、県のほうでは当然アドバイス等を行っておりますけれども、その延長でさらに今現在ある事業をブラッシュアップできないかという観点で学習会をさらに組んでいくということにもまた意味があるんじゃないかということで、このような予算をつけさせていた

いただきました。

○當間盛夫委員 3年のもう今年見直しの部分で、あと2年でこの振興策を5年の事業ということになっているわけですから、各市町村がソフト事業であれ、しっかりとこの効果がある部分を各市町村もつくっていかねばいけないと思うんですよ。ただ予算の消化じゃないわけですから、その辺はしっかりと県と市町村、上から目線じゃなくて連携を取りながら、ぜひそのソフト事業の在り方等々、頑張ってください。

以上です。

○又吉清義委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 質問取りもありましたので、ゼロというわけにはいかないので、質問1つだけやりましょうね。

資料3の4の3ページ。企画部の6の新・沖縄振興計画、実施計画の推進等とありますけれども、その中の主な取組、新・基本計画、実施計画の推進の内容を教えてください。

○宮城直人企画調整課副参事 これ新・沖縄振興計画と書いていますけれど、沖縄振興計画案を令和4年につくったもので、そのままなので新ではありませんので新・基本計画、実施計画の推進等ということがあります。それで7700万のところですけど、まず沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進をまた3年目も図っていきますので、その広報活動それから施策等の検証、PDCAの実施、それから税制改正要望等を実施するための必要な経費を計上しています。

具体的には広報に係る委託料、昨日も沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画の新聞広告も県内4紙載せましたけれど、そういったものを来年度は前期実施計画の最後の年になりますので、そういったものの成果とかも広報することになるかと思えます。そういったものであるとか、それからPDCAも今回支援システムというのを今年度はつくりました。そのシステムの運用のための保守管理料とか、それからあと税制改正要望に係る関係要路への東京等への要請等の旅費なども計上しています。あと来年度は3年ごとに実施している県民意識調査というものがありますので、その費用も計上しているところでもあります。大体、具体的には以上です。

○仲村家治委員 振興計画の5年に一度の見直しとか、そういうことを取り入れているので、多分それも含めて実施していくと考えているんですけれども、内閣府のほうからは、具体的にまだ来ているのか分からないのですけど、もし来ているので

したら、それをどのように評価、数値化で評価するような話もあったんですけども、この辺の方針というのはまだできていないですか。

○宮城直人企画調整課副参事 内閣府のほうでも、令和6年から7年にかけて5年以内の見直しについて、県と一緒にやっていこうということで話が来ています。まず来年度は、年に一、二回、沖縄振興審議会というのをやっていますけれど、そこで調査審議をするテーマとして、そういった観点からやっていくという話も聞いています。

それから、あと国の検証の視点としては、令和4年の沖縄振興特別措置法改正後、沖縄を取り巻く環境の変化があるか、こういったものがあるのかという観点とか、それから沖縄振興策を進めるに当たって、観光や雇用などの個別分野について新たな課題が生じたものもあるかどうかとか、それ以外にも留意すべき沖縄振興になっている視点はありますか、そういった観点から議論していきたいということは示されております。

○仲村家治委員 昨年末の予算編成とか税制改正の中で、特に税制改正に関してはかなり突っ込んだ議論がなされて、どうにか揮発油税にしても理論武装をしないとイケない部分が多々出てきていると。沖縄だけなのか、沖縄オンリーの税制でいいのかという議論も政府、また与党のそういった中であるんですけども、企画部長としてこの辺の折り返しの戦略とか、また揮発油税の3年後の戦略とかというのを今の段階で、もしお考えをお聞かせいただければありがたいなと思うのですけれど。

○金城敦企画部長 国と調整をする前に戦略を明かしては戦いにならないものですから、基本的な考え方だけ申し上げますと、先ほどの復帰特措法から振興特別措置法に移していく。これはちょうどタイミングが5年見直しに当たるものですから、この動きを県として早めに動き出すということで、2月に入ってから、もう2回経済団体と意見交換をしています。先週は12団体と具体的に説明してほしいということがありましたので戦略は申しませんが、このような内容でということをあらあら方向性みたいなのを情報共有しております。

今後、こういう動きを加速化させて、国ではこれについて審議会でも審議しようという動きもありますので、それに県経済界も県もまた市町村も合わさって、総動員でそういう制度提言とかいうふうな取組をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲村家治委員 企画部長は3月で卒業なさるみたいなので、ちょっとその辺心配なんですけれども、後任の人には引き続きちゃんとやっていただいて、しっかりと、今大震災とか東北の復興とか、あと熊本もそうなんですけれども、通常では考えられないような復興予算がかかる中で、沖縄に対して人口も伸びているし、リーディング産業の観光も伸びて税収も上がっているということで、客観的に見て、もうそろそろ独り立ちしてもいいんじゃないかという動きがあるというのも事実ですから、ただ在日米軍基地がもう大半が沖縄にあるという負担も間違いなく沖縄は負っているわけですから、地方交付税にしても、この海域を含んだ面積からすると、僕は本当にこの地方交付税の算出が当たっているのかどうかちょっと疑問もあるので、この辺はもう皆さん、政府とちゃんと対等に議論をぶつけ合って、沖縄特区の戦法でこの辺の予算を獲得する、税制を獲得するというのをやってもらいたいと思いますので、ぜひ奮闘していただいて、私たちも協力するところはしますので、ぜひ部長、しっかりと3月まで勤めて後輩にバトンタッチしてくださいね。

○金城敦企画部長 ありがとうございます。

後ろに後任がいますので、連携して今取り組んでおりますので、情報共有して全然問題ありませんので、行政は継続ですので大丈夫だと思っています。

どうもありがとうございます。

○仲村家治委員 以上です。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 よろしく願います。

企画部の令和6年度歳出予算事項別積算内訳書から質問を行います。まず2ページの駐留軍用地跡地利用促進費について伺いたいと思います。一番最初に事業概要について、もう一度、御説明をお願いしたいと思います。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監 駐留軍用地跡地利転用促進事業についてお答えします。

返還予定の駐留軍用地の跡地利用について、広域的一体的な整備に向け、国や市町村、関係団体等との連携を図るとともに、円滑な跡地利用に向けた調査を行う事業となっております。主な調査として、普天間飛行場跡地における大規模公園の整備の在り方に向けた調査を予定しております。

以上です。

○仲田弘毅委員 渡久地委員からも質問がありましたけれども、その土地取得の、今現在の、長年頑張っ

てきていらっしゃるかもしれませんが、進捗率みたいなものはどのようになっておりますでしょうか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

平成25年度から土地取得に取り組んでおりまして、令和6年1月までの間に、目標面積22ヘクタールの70%に当たる15.4ヘクタールを取得しております。

○仲田弘毅委員 その中で特定という名前がつくのですが、駐留軍用地内の土地取得事業というのがありますけれども、この特定とついたら具体的な事業内容は変わるのですか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

土地の先行取得をするに当たり、特定駐留軍用地跡地という指定を受けなければなりませんので、この先行取得制度を使うということで特定駐留軍用地となっております。

○仲田弘毅委員 これは普天間住宅跡地利用も含めてということで御理解してよろしいでしょうか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

現在、土地取得をやっております市町村は5市町村あるんですけれども、その5市町村が先行取得に取り組んでいる跡地は、全て特定駐留軍用地となっております。

○仲田弘毅委員 今、医療拠点地として注目を浴びている琉球大学病院、琉大医学部が、移転を予定している普天間に関しての跡地の土地取得の完了のめどというか、それは大体どの程度になっておりますか。

○池村博康県土・跡地利用対策課跡地利用推進監

西普天間住宅地区につきましては、土地取得は全て完了していると認識しております。

○仲田弘毅委員 ありがとうございます。

次に51ページ、離島振興対策推進費の中の過疎地域づくりのDX推進事業がありますけれども、午前中に概要についての説明がありましたけれども、県として、この効果をどのように把握しあるいは認識しているか、まずはお聞かせください。

○高嶺力志地域・離島課長 まずオンライン学習塾の効果というか、これは東京から各教室にオンライン形式で授業を行っているということで、授業は現役の東大生が講師となって、自身の勉強方法、あるいは受験対策等の事例も交えながら、解説や指導を行っているというようなことです。

ですので、そのような東大生のほうから勉強を教えてもらうというようなことで、またこれは実際にオンラインだけでなく、対面で派遣をする場合もありまして、そのときに勉強の悩みや進路に関する

相談、交流会なども実施をしております。この小中学生と年齢が近くて、そういった魅力的な先輩でもあるというような現役東大生が講師になるということなので、子供たちのモチベーションの向上につながっていると聞いております。

それから見守り支援のほうなんですけれども、独り暮らしの高齢者などをその家族や、またその地域のほうで支援を行うというようなことで、地域全体が連携した見守り体制の構築が図られるというようなことで。

実際に、私、利用している御家族の方から話を聞いたことがあるのですが、親が独りで住んでいますが、この動きが止まって非常に心配したというようなことで、実際それで慌てて駆けつけたら、やはり体調不良で倒れていたということがあって、それで非常に助かったという声も聞いています。

そのような効果があると思っています。

以上です。

○仲田弘毅委員 これは大変すばらしい事業だと思っています。残念ながら、この事業は国庫補助が50%しかないですね。国庫補助が50%、半分しかない。これは本当、県もいい事業だと思って継続しようとしても、やっぱり持分がありますので厳しいところもあるかと思うのですが。

この事業でデジタル田園都市構想推進交付金というのがありますけれど、その交付金を使っている事業かどうか、まずは確認したいと思います。いかがですか。

○高嶺力志地域・離島課長 そのデジ田交付金と言っていますが、その交付金を活用しています。

○仲田弘毅委員 この交付金を使って、やっている事業がほかにもありますか。県はもっともったこういったものをアピールすべきだと思っていますけど。

○高嶺力志地域・離島課長 地域・離島課で所管している事業で今のDX促進事業以外に、例えば移住定住促進事業の中で、移住支援金というような移住者に対して支援金を市町村のほうで支給すると。それを県のほうが補助をするというような事業を実施しておりまして、それについてもこの交付金を活用しています。

以上です。

○仲田弘毅委員 次に52ページ、石油製品輸送等の事業経費がありますが、この事業は、今後とも沖縄県の離島振興においては絶対欠かすことができない大変重要な事業だというふうに考えています。

揮発油税を含めて、この重要度はもう皆さん御案

内のとおりであります、その内容等は変えてでも継続すべきだというふうに考えておりますが、当局の見解をまずお聞かせください。

○高嶺力志地域・離島課長 この事業、先ほどこちよつと答弁したりしてはいますけれども、一部補助対象となっていない経費があったり、これは小規模離島の特有の法定検査などの費用とか、倉入れ料なども、平成25年度時点での実態調査での単価を採用しているというようなこともありまして、このようなことを見直しをしながら、また3年後に向けては、新たな従来の補助事業とは違う形の方策というようなことも含めて、検討するような調査をやっていくというようなことで取り組んでいく考えです。

以上です。

○仲田弘毅委員 先ほど、うちの仲村家治委員からお話がありましたが、特に石油揮発税等に関しては、企画部長として金城部長にいろいろと御苦勞をかけてまいりましたけれども、部長、あと3か年後のことも含めて、後継者に引き継ぐ意味でもお気持ちを聞かせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○武田真企画調整統括監 金城部長の背中を見ながら薫陶を受けておりますので、引継ぎも含めまして、3年後に向けて、沖縄振興のためになるような形で進めていきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 ぜひ頑張ってください。先ほど家治委員がおっしゃったように、我々も一生懸命バックアップしてまいりますので。

次に交通運輸対策費の中の離島住民等交通コストについてお聞きします。予算としては28億6000万余りになっておりますけれども、実施されてから何年目に入っておりますでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 実証事業から始めてございまして、平成22年頃から始めておりますので、十四、五年程度というところでございます。

○仲田弘毅委員 この28億の財源のうち、これは財源は一括交付金ですよね。一括交付金ということは県単事業からもその部分に関して事業費は出ていますか。

○大嶺寛交通政策課長 2割は一般財源のほうで負担しております。

○仲田弘毅委員 ほとんど国の一括交付金で賄われているということですね。ですから、やはり特に企画部、財政含めて国と対峙するだけではなくて、しっかり協力するところは協力して、県民のための財源確保に邁進していただきたいとこのように考え

ております。

そこで、我々うるま市で唯一の離島である津堅島がありますが、津堅島の今、片道切符の料金が幾らで、幾ら割引されているか、県としては把握しているのでしょうか。

○大嶺寛交通政策課長 津堅航路につきましては、現行、片道運賃としまして1110円というところでございます。こちらに今回のコストの軽減事業を活用させていただいて約63.1%低減して、県のほうで700円負担させていただいておりますので、販売価格としては片道410円となっております。

○仲田弘毅委員 これは各離島とも地域の皆さんから、ぜひ継続していただきたいという要望が上がっておりますので、県民の各離島の足の確保ということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に57ページ、自動運転がありますが、これはもう相当質問が出ましたので割愛をします。

6番目のわたた〜バス利用促進事業ですが、これは路線バス、コミュニティーバスを利用するということですが、乗車体験事業という、これはどういうふうになにに中身を把握するのかいろいろ質問が出ましたけれども、大嶺課長としてはどういふふうになにに把握しておりますか。例えば何名の人間が乗って、何名が利用して、何名の方が運転してということが、本当に県としてしっかり把握できるかどうかというのは疑問点があります。

○大嶺寛交通政策課長 この辺の把握の方法につきましては、やはり細かいところまで把握するのは現時点では困難なのかなとは考えておりますが、利用者に乗車券、この整理券を取っていただいて人数を把握して、大まかにこの中身を把握した上で、全体としてどれくらいのボリュームで人が増えているのかといったところから、検討を始めさせていただきたいというところでございます。

○仲田弘毅委員 課長、県知事と佐賀県の知事さんがお会いしたのは、今年の何月頃ですか。

○大嶺寛交通政策課長 8月の九州知事会でお会いしたと聞いております。

○仲田弘毅委員 この事業は、その後起こってきた事業ですか。

○大嶺寛交通政策課長 はい、そのお話は伺っております。

○仲田弘毅委員 にわか仕込みの事業であっても、県民の足の確保につながれば僕は大変すばらしい事業だと考えておりますので、よろしくお願ひします。

続けて質問しますが、この事業は単年度事

業ですか、それとも継続事業になりますか。

○大嶺寛交通政策課長 現時点では単年度事業とさせていただきます。

○仲田弘毅委員 ありがとうございます。

最後に移住定住促進事業でありますけれども、その事業内容をまずよろしくお願いします。

○高嶺力志地域・離島課長 移住定住促進事業ですけれども、離島過疎地域での人口の維持増加等を目的とするもので、県外での移住フェアの出展、移住相談会の開催、それからふるさとワーキングホリデー移住体験ツアー等を市町村と連携をして実施しております。

以上です。

○仲田弘毅委員 この事業に関しては毎回質問をさせていただいておりますけれども、県は補助金、助成金を出して、なおかつその事業が、どれくらい効果を上げているかということを、しっかり僕は把握していただきたいということを毎回申し上げております。

これは、多分事業としては各市町村がメインになってやっている事業だと思うんですね。ですから各離島において、この事業がどういった具体的な成功例があるということは、もっともっとアピールしていただきたい。そうでなければ、もうこれはうるま市の与勝地域は従来5つの離島があったわけですが、津堅島以外はもう橋が架かって僻地ではあるけれども離島ではない。僻地であろうが離島であろうが人口は毎年減っているんですよ。ですから、その定住策を強化していくためには、どうしてもそれにまつわる移住定住政策とか、テレワークとか、いろいろなものを持ってきて、離島ででも本島並みの生活ができるんだという状況をつくっていただきたい。そのための事業だと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

お願いをして質問を終わります。

○又吉清義委員長 以上で、企画部、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局に係る甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

予算調査報告書記載内容等について議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いいたします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑の順番をお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

まず、項目1、知事が台湾を訪問した真意についてを島尻忠明委員から提起理由についてお願いいたします。

○島尻忠明委員 委員会でも述べましたとおり、さきの一般質問で台湾訪問に当たって、台湾訪問を知事は民間外交であるというお話がありましたので、その件は特別旅費が支払われておりまして、随行職員も行っておりますので、民間外交であれば、その特別旅費の運用についても真意を聞きたいということとで知事の総括質疑への出席を求めました。

以上です。

○又吉清義委員長 次に項目2、地域外交という概念に基づくワシントン駐在の在り方及びそれに対する予算の考え方についてということで、提起理由について仲村家治委員よりお願いいたします。

○仲村家治委員 すみません、「地域外交という概念に基づく」なんですけれども、これは取ってもらえますか。地域外交の部分とワシントンは違う意味があるので。

このワシントン駐在の在り方というのは、そろそろ立ち止まって戦略を練り直したほうがいいんじゃないかということと。あと今年アメリカ大統領選挙もあって、万が一、大統領が変わることがあったら、アメリカの政策ががらりと変わる可能性がある中で、それに対してのワシントン事務所の在り方を、ぜひ戦略として知事から聞きたいなと思って提起をしております。

よろしくお願いします。

○又吉清義委員長 次に項目3、知事が訪米する目的についての提起理由について、當間盛夫委員よりお願いいたします。

○當間盛夫委員 昨年も知事訪米をされているのですが、現実はこの辺野古を止めると、造らせないという目的があったのでしょうか、なかなかそれが進んでいない。

昨今の台湾有事ということで、今日も石垣の艦船というところがあって、全く効果がない中で、今回知事訪米ということがあるわけですから、新たに何

をもって、その訪米をされるのかをぜひ知事にはお伺いしたい。そしてまた1000万という予算、もう8名も、知事以外に8名の随行が本当に必要なのかというところも知事にはお伺いをしたいと思っております。

○又吉清義委員長 それでは反対の御意見がありましたら、項目番号を述べてから御発言をお願いいたします。

反対意見等ありますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、総括質疑に係る予算特別委員会における総括質疑についての意見交換及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑について協議)

○又吉清義委員長 再開いたします。

休憩中に御協議いたしました総括質疑につきましては、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月13日水曜日、正午までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっています。

また、予算特別委員の皆様は、3月14日木曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月19日火曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 又 吉 清 義

開会の日時、場所

年月日 令和6年3月11日（月曜日）
開 会 午前10時1分
散 会 午後5時10分
場 所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算（商工労働部及び文化観光スポーツ部所管分）
- 2 甲第3号議案 令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 3 甲第4号議案 令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 4 甲第11号議案 令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 5 甲第13号議案 令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 6 甲第14号議案 令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

出席委員

委員長 大 浜 一 郎
副委員長 大 城 憲 幸
委 員 新 垣 新 西 銘 啓史郎
島 袋 大 中 川 京 貴
上 里 善 清 山 内 末 子
次呂久 成 崇 仲 村 未 央
玉 城 武 光 金 城 勉

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

商 工 労 働 部 長 松 永 享
産 業 政 策 課 長 金 城 睦 也
産 業 政 策 課 班 長 兼 島 篤 貴
ア ジ ア 経 済 戦 略 課 長 島 袋 秀 樹

マ ー ケ テ ィ ン グ 外 間 一 樹
戦 略 推 進 課 長
も の づ く り 振 興 課 長 座喜味 肇
中 小 企 業 支 援 課 長 小 渡 悟
I T イ ノ ベ ー シ ョ ン 白 井 勝 也
推 進 課 長
雇 用 政 策 課 長 上 原 美也子
労 働 政 策 課 長 前 原 秀 規
文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長 宮 城 嗣 吉
参事監兼観光政策統括監 川 上 睦 子
文 化 ス ポ ー ツ 統 括 監 高江洲 昌 幸
観 光 政 策 課 長 久保田 圭
観 光 振 興 課 長 大 城 清 剛
M I C E 推 進 課 長 小 浜 守 善
文 化 振 興 課 長 佐和田 勇 人
文 化 振 興 課 し ま く と う ば 翁 長 富士男
普 及 推 進 室 長
空 手 振 興 課 長 桃 原 直 子
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 嘉 数 晃
交 流 推 進 課 長 仲 村 卓 之

○大浜一郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案、甲第3号議案、甲第4号議案、甲第11号議案、甲第13号議案及び甲第14号議案の6件を一括して議題といたします。

商工労働部長から商工労働部関係予算の概要の説明を求めます。

松永享商工労働部長。

○松永享商工労働部長 委員の皆様おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、商工労働部に係る令和6年度の一般会計及び特別会計歳入歳出予算につきまして、タブレットに掲載されております令和6年度当初予算説明資料商工労働部（抜粋版）によりまして概要を説明いたします。

お時間としましては、7分から8分ほど御説明に時間いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

それでは、1 ページを御覧ください。

こちらは、県全体の令和6年度一般会計部局別歳出予算となっております。表の中段、太枠線の欄を御覧ください。

商工労働部の予算額は781億968万1000円を計上しており、県の合計額に占める構成比は9.3%となっております。

2 ページをお願いします。

商工労働部の一般会計歳入予算の概要につきまして、款別に御説明いたします。

表の左上の令和6年度予算額のうち、商工労働部の予算額を太枠線で囲っております。

まず、9の使用料及び手数料ですが、16億2954万4000円となっております。表の右側に主な内訳を記載しておりますが、沖縄IT津梁パーク企業集積施設使用料及び電気工事士法関係手数料等によるものとなっております。

10の国庫支出金46億5994万3000円は、沖縄振興特別推進交付金、デジタル田園都市国家構想交付金及び職業訓練等委託金等によるものとなっております。

11の財産収入3億2700万3000円は、財産貸付収入、利子及び配当金、財産売払収入によるものとなっております。

3 ページを御覧ください。

13の繰入金1億6871万5000円は、新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金、小規模企業者等設備導入資金特別会計からの繰入金によるものとなっております。

15の諸収入639億7038万1000円は、中小企業振興資金貸付金元金収入等によるものとなっております。

16の県債4270万円は、職業能力開発校整備事業、バイオ産業振興センター改築整備事業によるものとなっております。

合計欄を御覧ください。

商工労働部一般会計の歳入予算は、総額が707億9828万6000円で、前年度の711億3726万6000円と比較しますと、マイナス3億3898万円、率で0.5%の減となっております。

予算減の主な理由としましては、いわゆるゼロゼロ融資におきまして、3年間実質無利子とした利子補給期間満了に伴う対象事業者の減少などにより、15の諸収入の中小企業基盤整備機構補助金が減少することによるものとなっております。

4 ページを御覧ください。

次に、商工労働部の一般会計歳出予算の概要につ

きまして、款別に御説明いたします。

表の左上の令和6年度予算額のうち、商工労働部の予算額を太枠線で囲っております。

5の労働費23億9399万9000円は、前年度の23億8668万2000円と比較しますと、731万7000円、率で0.3%の増となっております。

予算増の主な理由としましては、公共職業能力開発事業費の増によるものとなっております。

次に、7の商工費756億8173万円は、前年度の761億850万2000円と比較しますと、マイナス4億2677万2000円、率で0.6%の減となっております。

予算減の主な理由としましては、中小企業金融対策費の減によるものとなっております。

次に、13の諸支出金3395万2000円は、前年度の921万7000円と比較しますと2473万5000円、率で268.4%の増となっております。

合計欄を御覧ください。

商工労働部の一般会計歳出予算は、総額が781億968万1000円で、前年度の785億440万1000円と比較しますと、マイナス3億9472万円、率で0.5%の減となっております。

一般会計歳入歳出予算の概要は以上となります。

次に、商工労働部所管の5つの特別会計について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

小規模企業者等設備導入資金特別会計は、中小企業高度化資金貸付事業と小規模企業者等設備導入資金貸付制度に要する経費となっております。

表の左下の部分、歳出の合計欄を御覧ください。

令和6年度の歳入歳出予算額は1億3838万3000円で、前年度の1億3800万6000円と比較しますと、37万7000円、率で0.3%の増となっております。

6 ページを御覧ください。

中小企業振興資金特別会計は、公益財団法人沖縄県産業振興公社が、中小企業者へ機械類設備を貸与するために必要な資金の同公社への貸付け等に要する経費となっております。

令和6年度の歳入歳出予算額は3億5013万5000円となっており、前年度予算額と同額となっております。

7 ページをお願いします。

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計は、中城湾港（新港地区）の土地の管理及び分譲に要する経費となっております。

令和6年度の歳入歳出予算額は1億4884万5000円で、前年度の14億7006万4000円と比較しますと、マ

イナス13億2121万9000円、率で89.9%の減となっております。

減となった主な理由は、公債費の元金償還金の皆減によるものとなっております。

8ページを御覧ください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計は、同地区の運営に要する経費や、同地区施設建設資金借入金の償還等に要する経費となっております。

令和6年度の歳入歳出予算額は3億3884万9000円で、前年度の4億2485万円と比較しますと、マイナス8600万1000円、率で20.2%の減となっております。

減となった主な理由は、那覇地区内一部入居企業における光熱水費支払契約の変更に伴う実費徴収費の減となっております。

9ページを御覧ください。

産業振興基金特別会計は、沖縄県産業の技術革新、高度情報化、国際化等への適切かつ円滑な対応を促進し、もって、産業振興を図るための事業に要する経費です。

令和6年度の歳入歳出予算額は1億2349万1000円で、前年度の1億2025万3000円と比較しますと、323万8000円、率で2.7%の増となっております。

増となった主な理由は、前年度からの繰越金の増によるものとなっております。

以上、商工労働部の令和6年度一般会計及び特別会計予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○大浜一郎委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意を願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、3月8日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議をいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いをいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当するページを表示し、質疑を行うようお願いをいたします。

それでは、これより直ちに商工労働部に係る甲第1号議案、甲第3号議案、甲第4号議案、甲第11号議案、甲第13号議案及び甲第14号議案に対する質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 おはようございます。

まず、概要のほうから質問していきたいと思います。

コロナが5類に移行して、観光客もかなり増えているんですがね、経済の立て直しをどのように進めていくかということで、今方針として、どんな方針がありますか。まずそれから教えてください。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

令和6年度は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の取組を加速させる重要な年であると考えております。

商工労働部では、将来にわたる持続的な経済成長を実現するため、コロナ禍や物価高騰等に対する経済的な脆弱性の改善や、デフレ経済から成長経済に移行させる施策の促進、生産性向上による付加価値の創出、本県の課題や地域資源等の特性を踏まえた施策などを展開するための予算を今回計上したところでございます。

財源につきましては、沖縄振興特別推進交付金に加え、デジタル田園都市国家構想交付金や、各省計上予算など、国庫支出金の積極的な有効活用に取り組んでいるところであります。

以上です。

○上里善清委員 人材育成という課題がとっても大きな課題だと思うんですけどね。

資料3-4の14ページで、2番目に、外国人材受入支援事業というのがありますがね。最近コンビニとかいろいろ外国人が働いているんですが、今の状況といいますか、そういうのが分かれば少し説明できますか。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

沖縄県内の外国人労働者数は、令和5年10月末時点で1万4406人となっており、前年と比べまして2677人の増加、率として22.8%の増加となっております。

産業別では、宿泊・飲食サービス業が3028人と最も多く、次いで卸売業・小売業が1952人となっております。

○上里善清委員 サービスのほうで大きく躍進しているということ。

第1次産業の農業のほうも、もう担い手がいなく

て大変な状況なんですよ。農業のほうにどういう取組をするのか、その辺、ありますか。商工労働部の部外かもしれないけど。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

今、農業というお話ですけども、全般的なお話から申し上げますと、まず、外国人労働者につきましては、受入れの企業のほうで、外国人が理解できるような言語によって支援していく体制を整えるということが大事であるというふうに考えてございます。

それで、県におきましては、総合就業支援拠点でありますグッジョブセンター沖縄におきまして、企業を対象とした外国人雇用相談窓口を設置することと、あと、若年者を対象とする就職支援窓口を設置した留学生の就業支援というものもやってございます。

さらに、今年度の取組としまして、令和5年度ですけれども、外国人材受入企業支援事業というものを実施しておりまして、企業向けの相談窓口の設置でありますとか、セミナー、あるいはガイドブック作成による情報提供を行っているというところでございます。

また、令和6年度以降も同じように、農業も含めてですけれども、企業向け支援の実施という意味では、企業のニーズから多かったマッチング支援ということで、外国人留学生と県内企業のマッチングイベントをするということも予定してございます。

さらに、職業紹介というのは沖縄労働局のほうでもやっておりますので、外国人留学生を含めたマッチング強化を含めて、関係機関と意見交換をして連携して取り組んでいくということになってございますので、御質問の農業の人材に関しても、その中で支援をしていくということで考えているところでございます。

以上です。

○上里善清委員 あと、15ページの4の域内経済循環の拡大に資する取組促進ということで、1番目で太陽光発電の導入支援事業がありますけど。

今、太陽光というのはどのような状況になっているのかちょっと御説明できますか。

○松永享商工労働部長 太陽光の割合ということでよろしかったでしょうか。

まず、沖縄県の電源構成比でございますが、2021年度は、再生可能エネルギーが11.1%という状況になってございますが、その11.1%のうちの太陽光が57%というような構成比ということになってございます。

あと、沖縄県におきましては、やはり水力発電とか地熱発電が使えないというような不利性もございまして、委員から御質問の太陽光発電というところが沖縄県の今後の再エネの主力になるというふうに考えてございます。

あと、それに続くものとしてバイオマス、さらには今後、風力の活用を考えていくと。将来的には水素も、あるいはアンモニアもというふうに考えてございますので、今、沖縄県としましては、離島における太陽光の導入に取り組んでいるというところと、あと、今年度は本島の中でも同じように、太陽光の発電に力を入れて取り組んでいくということで、やはりその太陽光が1番の今主力と考えてございますので、引き続き強力に取り組を進めていきたいと取り組んでいるところでございます。

以上です。

○上里善清委員 太陽光を導入するとき、多分国からの補助があると思うんですけど、前だったら300万かかったら、幾らは国からの補助がありますという形ですけど、この補助金の状況はどうなんですか。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

今委員がおっしゃっているのはFIT、固定価格買取制度のことかと思いますが、FITにつきましては、再生可能エネルギーの普及を目的としまして2012年から始まった制度でございます。

太陽光発電等の再エネ設備から発電された電気をあらかじめ決められた、同じ価格で一定期間、買取りを電力会社に義務づけた国の支援制度というのがございます。

以上です。

○上里善清委員 すみません今、聞いているのは、初期投資で国からの補助は幾らぐらいなのかということを知っているんですけど。

○金城睦也産業政策課長 太陽光発電設備の設置に当たっての国の補助メニューというのはあるんですけど、公共施設とか民間とかによって、この補助額というのは、またそれぞれ異なるというか、決まっていないというところで、一概には幾らというのは、すみません、分からないところですね。

○上里善清委員 じゃ、全体的なことで聞きますけど、2030年まで県の再生エネルギーの目標は、たしか18%でしたよね。

その中で、一応太陽光に重きを置くという方針みたいですけど、この再生エネルギーの目標を立てないと、単なる数字の設定だとは思わないわけで

すよね、僕らは。太陽光で何%ぐらいまで持っていく、あと、ほかのバイオとか含めて、その設定目標というのが県にありますか。

○金城睦也産業政策課長 沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブでは、再生可能エネルギー電源比率の2030年度目標を18%と設定しているところでございます。

その中では、再エネ種別ごとの目標値としては設定はしておりませんが、構成比の想定としまして、太陽光を48%、バイオマスを36%、風力を11%程度導入されるものとして見込んでおります。

同イニシアティブの策定時におきまして、再エネの種別ごとの目標値を策定する議論もありましたが、将来における技術革新の可能性などもあるため、目標として設定することは困難として判断したところでございます。

以上です。

○上里善清委員 そういうことで18%を達成するという目標を立ててですね、これはできるんですかね。ある程度、これこれで幾らということを設定して努力しないと難しいんじゃないですか。どう思いますか、部長。

○松永享商工労働部長 その18%の内訳というところに関しましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、計画をつくる段階でイメージとして——やはり将来的にはどういう形になるか分からないというところもあって、なかなかその内訳を立てるのが困難という中で、イメージとして太陽光は48%ぐらいではないかというふうに立てたところでございます。

一方で、やはり意欲的な目標、18%の達成に向けましては、技術が確立している——先ほど申し上げました、今後も主力となると見込める太陽光発電のみで達成すると仮定した場合、議会でも答弁させていただいておりますが、1600億円程度必要だということで今試算としては出てございます。

ただ、この1600億円という中で、どのように県として達成していくかというところですが、やはりこれまでの実証事業の成果などを活用しながら、民間の投資を誘発しないといけないと、この民間投資を誘発する仕組みを我々としては活用したいということで、今、離島の太陽光の導入でありますとか、あるいは来年はそれを本島に広げていくということをやっておりますので、その辺は民間投資を誘発しながら、エネルギーの脱炭素化と、あるいは自給率の向上に取り組んでいくというふうに考えているところでございます。

以上です。

○上里善清委員 脱炭素に向けて、国の何か特別枠があると前に聞いたことあるんですよね。

だから、その予算を獲得しに行くということをする人から言われてですね、県の取組がちょっと弱いと、その特別枠を取りに行くという努力しないと、この目標は達成できないんじゃないかという話だったんですよ。

これ、そういった特別枠というのはあるんですか。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

県としましては、沖縄振興予算に加え、各省庁予算を積極的に活用するということでありまして、次年度は、環境省予算を活用しまして、この太陽光発電設備の支援について予算を計上したところでございます。

以上です。

○上里善清委員 額は幾らですか。

○金城睦也産業政策課長 約1億2000万円を計上させていただいております。

○上里善清委員 今の取組で目標を達成するというのは、ちょっとこれ絵に描いた餅になりそうで、強力に進めないといけないと思います。

あと、スタートアップなんですが、OISTと連携しながら、早く何か芽が出ないかなと期待しているんですよ。

今、OISTで、これは事業化できそうというものがあるのかなのか、この辺ちょっと御説明できればお願いします。

○兼島篤貴産業政策課班長 お答えします。

OISTの研究からスタートアップが、OIST発ベンチャーみたいなものが出てきておりまして、その中で有望なものを少し御紹介しますと、OISTの中で研究されている技術を使って、泡盛メーカーの製造所から出る排水を微生物で浄化するという新しい装置を作りまして、これを泡盛メーカーと連携して排水処理の実証法などの解決に取り組んでおります。これができると、結構アジアのほうでも同じような課題を持っている地域がありますので、そういったところに展開できるんじゃないかということで、OISTのほうでこのスタートアップが今、研究開発とビジネス化のほうに取り組んでいる事例などがございます。

そのほかにも、バイオ農業分野での新しい、水が少ないところでも農業ができるような、ポリマーを使った技術を持ったスタートアップも出てきていますので、こういったOISTから世界の課題解決に

つながるような、期待されるスタートアップが今出ているという状況になっております。

○上里善清委員 結構な話ですね。

経済労働委員会でうるま市の視察をやったんですが、小型の風力発電とE Vの2件を視察してきましたよ。両方とも、県の支援をお願いできないかということだったと思うんですがね。この辺はどんな感じになっていますか。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

E Vにつきましては、環境部が所管しております。風力、レンズ風車に関して答弁させていただきます。

うるま市にある、小型風力発電設備レンズ風車につきましては、当課においても、昨年12月に視察して関係者と意見交換したところでございます。

関係者のほうからは、昨年の台風6号の影響による、一日の最大風速が35.3メートルの環境下においても発電を続けたということを知っておりまして、停電への備えとして有効だと考えております。

ただ一方で、出力3キロワット相当の当該発電設備は、風車、分電盤、蓄電池及び施工費用も含めて総額2000万円程度の導入費用がかかると聞いておりますので、今後の普及拡大に当たっては、コスト低減が課題であるというふうに考えております。

以上です。

○上里善清委員 E Vのほうもちょっと情報で分かるのであれば。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えします。

E Vの件でということですが、商工労働部のほうでは、これまで生産技術の高度化ですとか、新たな産業創出を図るため、平成23年度からこの県内のE V開発事業者の支援を実施してきております。

具体的には、委員のほうも視察された素材材産業施設のほうに入居していますけれども、こちらの活用ですとか、あと、県以外にもうるま市の支援も含めながら、当該E V開発事業者が主体となって、車体や動力系統の技術に係るような研究開発を行ってきております。

当該事業者ですが、今後の事業拡大に伴って新たな生産施設の拠点も必要だということで聞いております。

そのため、県ではものづくりの製造業振興の立場から、賃貸工場施設を含む産業用地の確保ですとか、ネットワークの構築など、そういったところで今後の展開に向けた意見交換を行っているというところ です。

以上です。

○上里善清委員 非常に有望な産業になるんじゃないかと私たちも感じたんですけどね、こういった産業、骨をつくっていかないと、沖縄の経済がなかなか前に進まないということです、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 上里善清委員の質疑は終わりました。

山内末子委員。

○山内末子委員 おはようございます。

私も資料3-4の概要資料のほうからお伺いをいたします。

まず、国際航空物流機能強化推進事業。コロナ禍においてはもう国際便のストップとかで、輸出入ともに厳しい状況があったと思いますけど、その推移と現状についてまずお伺いいたします。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えします。

本事業は、那覇空港の国際物流拠点の形成に向けて、沖縄から海外への輸送費の補助でありますとか、那覇空港の貨物ターミナル、貨物上屋への企業の集積、賃料補助の取組でありますとか、県産品の販路拡大、物流ハブの認知度向上を図るための沖縄大交易会の開催支援を行っております。

委員御指摘のとおり、コロナの影響がございまして、フレイター、いわゆる貨物専用機が止まっているという状況で、今現在は、新モデルということで発表させていただいて、旅客便の貨物スペースを活用して海外に物を運ぶという取組を進めております。徐々にではありますけれども、台北、香港、ソウルといったところに物が運べるような状況になってきていると。

ただし、まだまだ物が少ないという状況もありますので、しっかり県内から出していくもの増やす取組を今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内末子委員 ちなみに、コロナ前は、海外としては、あと幾つぐらいあったんですか。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 今申し上げました、沖縄県が海外事務所を置いている、中国もそうですけれども、シンガポールにも飛んでおりました。シンガポールは昨年11月から旅客便が復便しましたけれども、まだ荷物を運べていないという状況です。

○山内末子委員 次年度の目標としては、あとどれぐらいの販路の拡大、航空便の拡大ということを見

込んでいるのか、その辺はどうですか。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 当然、沖縄から出す荷物を増やしていきながらということで、引き続き全日空さんとも議論というか、調整は進めさせていただいています。

ただ、今、全日空さんだけに限らず、ヤマトさんの動きであるとか、あとはチャイナエアラインさんでありますとか——台北からシンガポールでありますとか、香港でありますとか、ほかの複数のエアラインさんともいろいろ調整をしながら、なるべく、沖縄から直接物が運べる路線を増やしていきたいということでございます。

○山内末子委員 予算をつけて事業をするわけですから、やっぱり目標設定をしないといけないと思うんですね。

そういう意味では、輸送量であったり、成果額というんですかね、そういうのは設定されているのでしょうか。どれほど見込んでいるのか、その辺も伺いたします。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えします。

まず、基本的に目安といいますか、沖縄からの海外への食料品、飲料関係の輸出額というのを目安にしていますけれども、これが、コロナの前で、平成30年度が31億円、令和元年度が32億円。コロナの期間中も、巣籠もりの需要等あって、令和4年度が43億円まで伸びてきていますけれども、これは羽田経由で運ばれているものもございまして、それを羽田経由ではなくて、沖縄から直接運ぶということで、少しでもこの輸出の額を伸ばしていきたいということです。

○山内末子委員 いろんな産業も、それから、農林水産業も、コロナが明けて去年あたりから、いろんな意味で生産額も増えておりますし、期待がかかるんですね。

それをあくまで県内外だけではなくて、やっぱり沖縄のものに対する世界からの評価というのは高いものがあると思いますので、この事業をやっぱりしっかりと確立をしながら、ピンポイントで欲しいものが欲しいところに届くような、そういう効果を狙って、効率を狙っていくというのがとても大事だと思うんですけど、その辺については、やっぱり大きなことではあると思うので、しっかりとした目標を定めて、ぜひやっていただきたいんですけど、部長、どのようにお考えですか。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

国際航空物流ハブによりますネットワークを基盤

としまして、県内企業の海外展開の促進でありますとか、臨空・臨港型産業の集積に取り組んで、委員からありました県産品の輸出拡大を図っていくと、また、沖縄県が全国特産品の流通拠点となるというところを今目指して取り組んでいるところでございます。

現状としましては、やはりコロナ禍の中で貨物機、フレイターが止まっているという状況ですので、先ほど課長からもありましたように、貨物専用機の活用に加えて、旅客機の貨物スペースを活用するということで、新たな輸送モデル、新モデルということで今取り組んでいるというところでございます。いわゆる旅客機を使うということですので、文化観光スポーツ部の観光の取組と一体となってきますので、その辺は文化観光スポーツ部とも連携しながら、できるだけ旅客便の復便を早めに取り組んでいくということになりますので、それによって、多仕向地、あるいは多頻度化に対応したような、航空物流ネットワークを構築するということを目指しておりますので、今時点では委員がおっしゃるような目標というのはなかなか立てられておりませんが、文化観光スポーツ部と意見交換をしながら、もう大分経済が動き始めてきておりますので、県としてもその目標を立てながら、急ピッチで取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○山内末子委員 とても大事だと思います。

また、それによっては、文化観光スポーツ部だけではなくて農林水産部との連携というのも大事だと思いますので、その辺の取組もお願いしたいと思います。

あと、大交易会。これも毎回、何かいい状況だと思うんですけど、その実態についてお聞かせください。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えします。

大交易会については、例年11月に開催いたしております。

今年度の開催の実績でございますが、今回は13の国と地域から、まず、バイヤーが273社参加しております。この中には、この大交易会と連携して、JETROさんが取り組んでいる商談会というのもありますけど、その30社も含んでおります。

サプライヤーについては280社が参加して、海外からの参加ですけれども、シンガポール、台湾、中国、香港、タイといった多くの国から参加していただいております。

○山内末子委員 資料によると5000万円の、沖縄県

からも分担金というんですか、それを出しておりますので、今のバイヤーさんと契約に結びついているというのはどれぐらいありますか。成果としては、どういうふうに考えておりますか。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えいたします。

2023年度の第11回ですけれども、商談件数が2263件で、12月末時点の成約率がまず16.4%、成約の金額が約1億7000万円ということでございます。

○山内末子委員 成約率が16.4%ということですので、頑張っているのは分かるんですけれども、いかに成約率を上げていくかというのは大変課題もありますので、ぜひ今年度のこの事業の中ではしっかりとした目標を定めて、少しでもその成約率をアップしていく取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、新規の事業で、多様な人材活躍促進モデル事業の事業概要についてまずお願いいたします。

○上原美也子雇用政策課長 本事業は、働き手である人材の掘り起こしと企業の業務改善、人材と企業のマッチングを一体的、包括的に支援する体制を構築し、各支援を実施することを目的として、新たに令和6年度新規事業として計上しております。

○山内末子委員 具体的に、何をそういうふうにしてやっていくのかお願いします。

○上原美也子雇用政策課長 具体的には、高齢者や女性などの仕事をしていない層——きっかけがあれば仕事ができる方たちに対して、いろんな働き方の情報発信や就労支援の案内を様々なイベントにおいて実施するとともに、企業の業務棚卸しですとか、切り出しや、多様な働き方の導入を支援した上で、合同企業説明会等によるマッチングを行うものとなっております。

○山内末子委員 どちらかに委託をして、働き手を求めている企業さん、そして、仕事を求めている女性や高齢者に、どういうふうにして、どのような形でそれを進めていくのか。ハローワークとかいろいろあるじゃないですか。それと違う方法でやっていくということですか。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

まず、人材の掘り起こしですけれども、各種イベントがあると思うんですけれども、その中においてですとか、あとは各種サークルのところに出向きまして、いろんな働き方の周知をします。

それを県の総合就労支援拠点施設でありますグッジョブセンター沖縄ですとか、あと、ハローワークさんと連携して、企業におきましては、そういった

短時間労働で働きたい方たち向けにこういった仕事切り出しできるかといったところを、切り出しの支援というところで、そこをうまくマッチングする形となっております。

○山内末子委員 企業の情報をしっかり提供して、それをしっかりと受け止める、キャッチをしていく、そういう作業がとても大事だと思うんですけど、そういうことを、グッジョブとかハローワークとは別なところでそれを行うという、事業のイメージとしては今、そういうふう理解してもいいですか。

○上原美也子雇用政策課長 周知に関してでございますけれども、市町村、あと経済団体、そういったところに、会員企業に呼びかけをしまして、企業支援の参加ですとか、あとは、各種沖縄労働局をはじめ沖縄総合事務局さんといったところも含めまして、周知啓発を行いながらマッチングをしていきたいというふうに考えております。

○山内末子委員 ちょっと理解に苦しむところではあるんですけれども、本当に今、女性や、特に高齢者の皆さん方が働きたくても働けない状況というのがあったり、また、企業によっては働き手がいらないという、そういうアンバランスな状況があると思いますので、うまくマッチングさせていくという意味ではとても期待ができるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ工夫をしながらマッチングできるような、雇用につながるような、そういう事業を期待をしていきたいと思います。

あと1点だけ、すみません。若年者活躍促進事業についてお願いいたします。

○上原美也子雇用政策課長 本事業は若年者が活躍できる環境を整備するために、若年者の就職と定着の支援、小中学生を対象に就業意識啓発の推進と、県外在住の若年者を対象にした県内就職の支援を実施するものでございます。

具体的には、新規学卒者に対しましては、県内7つの大学等への就職支援員の配置、合同企業説明会の開催、若年求職者に対しましては、インターンシップですとか、あと職場訓練による県内企業とのマッチングの支援、県外在住者に対してはUJIターン就職支援などを行うものとなっております。

○山内末子委員 この事業によって、どれだけの若年者の雇用につなげるのか、目標は設定されていまずでしょうか。

○上原美也子雇用政策課長 令和6年度の目標値としましては、この事業におきまして就職者数を705名と設定しております。大学等への就職支援員配置に

よる就職として520名、合同企業説明会による就職を80名、職場訓練による就職を40名、U J I ターンによる就職を65名、合計705名の就職を目標としております。

○山内末子委員 この事業はこれまでもやっていて実績があると思うんですけど、またそれで定着をしていくというのがとても大事だと思うんですね。

県内の若者は、割と就職はするけれど離職率が高いとかと言われておりますので、その辺の定着率をどう高めていくかという、その課題について、どのように捉えて、どのような方向性を持っているのかお聞かせください。

○上原美也子雇用政策課長 新規学卒者の早期離職というものは、沖縄労働局が調査し集計しておりますけれども、これでは令和2年3月卒業者の就職後の3年以内の離職率が、高卒者が48.5%、大卒者が39.6%となっております。

若年者活躍促進事業における職場訓練を経て就職したものににつきましては、就職後のフォローアップの研修会など、職場定着支援を3年間行うことで定着状況を把握しているところです。

県としましても、若年者の早期離職の多さは課題であると認識しておりますので、県の取組としましては、この事業のほかにはなるんですけれども、社会保険労務士などの専門家を企業へ派遣しまして、正規雇用の拡大の促進なども含めて、就業環境の改善を図り、従業員の定着に向けた企業の取組を支援しているところです。また、ワーク・ライフ・バランス企業認証制度や人材育成企業認証制度、所得向上応援企業認証制度などの普及を進め、働きやすく、働きがいのある職場づくりを促進しているところでございます。

○山内末子委員 頑張ってください。ありがとうございました。

○大浜一郎委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしくをお願いします。

当初予算案の部局別の資料3-4のほうの14ページです。県単融資事業費についてですね、この対象等も含めてちょっと概要をお聞きしたいと思います。

○小渡悟中小企業支援課長 県制度融資は、個人、法人、事業主の別にかかわらず、中小企業者、小規模事業者等に該当するもので、県内において1年以上事業を営んでおり、かつ税金の滞納がない者が対象となっております。

以上です。

○次呂久成崇委員 この融資の上限というのは、こ

の企業さんの資力、体力とかに応じた制限ということになってくるんでしょうか。

○小渡悟中小企業支援課長 お答えいたします。

融資金額の上限については、企業さんの体力ということではなくて、まず、沖縄県信用保証協会における信用保証限度額の範囲内で資金ごとに定めていることになります。

例えば、自然災害などの緊急性の高い資金では3000万円を限度額としており、また、事業再生のように、長期的事業計画にのっとり事業を実施する場合の限度額は8000万円とするなど、資金の趣旨によって上限額が異なっている状況です。

以上です。

○次呂久成崇委員 この融資の目的は、今の物価高も含めたものというふうに理解してよろしいでしょうか。

○小渡悟中小企業支援課長 県単融資事業においては、小規模事業者の資金繰りの円滑化を通して経営の安定と成長に資するような目的で事業を実施しているものとなっております。今般の原油・原材料等の高騰などで影響を受けた事業者、その場合にも利用できる資金というものも設けております。

また、一般的な事業資金においても、原材料費を抑えるために設備投資を行うなど、物価高騰に対応するために融資を申し込むことなどが可能となっている状況です。

以上です。

○次呂久成崇委員 商工労働部としての、この物価高騰対策というのは、個別では何か補助メニュー的なものはあるんでしょうか。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

商工労働部でやっています物価高対策ということで、まず、令和4年度に実施しました物価高対策支援につきましては、令和4年4月から令和5年3月の期間を対象としまして、約51億7300万円を計上したところであります。

また、昨年1月から特別高圧に対する電気料金の支援で、昨年6月から低圧、高圧に対する電気料金の支援、また、昨年4月からはL P ガスの支援を行っているところであります。

以上です。

○次呂久成崇委員 こちらの申請等の窓口というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○金城睦也産業政策課長 物価高対策支援につきましては、委託業者のほうで窓口を設置しております。

電気料金、L P ガスの支援につきましては、窓口

ではなくて、料金のほうから値引きをするという形で支援をしております。

以上です。

○次呂久成崇委員 私も、この物価高対策については、やっぱり地元の企業さんのほうからいろいろな相談があるものですから、ぜひその周知を含めてしっかりやっていただきたいなと思います。

次に、同じページなんですけれども、奨学金返還支援事業についてお聞きしたいと思います。

この事業なんですけれども、令和4年度から事業をスタートしていて、当時の当初予算というのは600万円ですが、令和5年度は1400万円、そして、令和6年度は1700万円というふうに増額しているんですけれども、これはやはりそれだけニーズがあるということで認識してよろしいのでしょうか。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

本事業は、従業員の奨学金返還を支援する企業に対する補助事業で、令和6年1月末時点で31社、164名、補助総額約650万円となっております。

本事業を活用する企業からは、学生等に企業PRがしやすく、社員の定着率も向上したなどの意見が寄せられており、企業の人材確保定着に有効な支援であると考えております。

以上です。

○次呂久成崇委員 この補助対象企業なんですけれども、要件があると思うんですけれども、ちょっと私も資料等を頂きました。要件で、就業規則等で従業員への奨学金返還支援制度を設けている企業ということなんですけれども、その制度を導入している企業というのは県内のほうに今どれぐらいあるのかとかというのを把握されていますか。

○金城睦也産業政策課長 先ほども答弁しましたように、今、活用している事業者が31社というところで、この支援制度を導入している企業がどれだけあるかというのは、すみません、把握しておりません。

○次呂久成崇委員 ぜひですね、このニーズも含めて今後調査をしていただきたいなと思います。

というのは、これ産業分野ごとの企業であったりとか、あと、この離島のやっぱり中小企業さんなどもそうなんですけれども、この制度を導入する——皆さんの事業概要の目的で、導入を促すということであるものですから、それをぜひ積極的に調査をしてやることによって、私はこの人材確保策にやはり一番効果的ではないかなと思います。

今、31社がそれを利用しているということなんですけれども、増額をしてこの事業を拡充していくと

いうことは、やっぱり県としてもその事業目的にあわせて、この制度が効果的だということでの認識だと思いますので、どれだけ導入するのか、また、導入をどうやって促すかということも含めて、ぜひ産業分野ごと、また、離島などの圏域とか、そういうふうにしてしっかりニーズ調査も行って、実施していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 次呂久成崇委員の質疑は終わりました。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 概要の説明の中で、トップにあります高付加価値・グローバル展開加速化事業について、その概要と事業効果を伺います。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えします。

本事業は、県産品のさらなる海外販路拡大に向けて、沖縄の観光地としての知名度、魅力も生かして、県産品の高付加価値化とグローバル市場への展開に向けたプロモーションを行う事業でございます。

具体的には、星つきのレストランでありますとか、アジアで有名なバーなどで県産品を取り扱っていただくことによって高付加価値化、ブランド化を促進するためのプロモーションを実施するということ。

さらには、県内企業の海外出店に向けたテストマーケティングやプロモーション等を実施する海外出店プロモーションの取組といったことを実施いたします。

効果としましては、これらの取組により、飲食店などにおける県産品の高付加価値化やブランド化の促進により、現地での取扱店舗が増加すること、そして、県産品の輸出額の増加というものを目指して実施するものでございます。

以上です。

○玉城武光委員 県産ブランドというのは、どういふのがあるんですか。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 海外の一般のスーパーで地元の方向けに売られる商品に対する支援というのももちろん広くやってきましたけれども、この事業で狙っているのは、例えば、星つきのレストランで県産のモズクであるとか、あとは黒糖、ウミブドウといったような食材をメニューの一部に取り扱っていただいて——ある意味、星つきのレストランで、そういった食材を取り扱っていただくと非常に宣伝効果というものもございまして、そういったところを狙って実施していて、既に農林水産部のほうでこれまでやってきた取組とも連携させていた

だくような形で、海外事務所のネットワークを使って、そういった取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○玉城武光委員 頑張ってください。

次に、小規模事業経営支援事業というのがありますが、その概要について伺います。

○小渡悟中小企業支援課長 お答えいたします。

小規模事業経営支援事業費は、商工会及び商工会議所が実施する税務、経理等の経営一般に係る事項や、新商品の開発、販路開拓などの県内小規模事業者の経営の改善発達を支援する取組等に必要経費に対し補助を行っているものです。

以上です。

○玉城武光委員 どこどこに支援するんですか。

○小渡悟中小企業支援課長 この事業は、商工会・商工会議所が実施する取組に対する経費になりますので、商工会は34商工会、プラス県連合会というものがございます。商工会議所は4つございまして、計38の商工会・商工会議所と県連合会に補助している経費となっております。

以上です。

○玉城武光委員 次ですね、稼ぐ企業連携支援事業というのがありますが、そのところのプロジェクトの概要を伺います。

○外間一樹マーケティング戦略推進課長 お答えいたします。

本事業では、複数の事業者の相互連携の下、互いの強みを生かした新たな商品開発や販路拡大等を支援するため、必要経費を補助するとともに、専門家によるハンズオン支援等を行っております。

具体的には、複数の事業者が各自で有する独自技術、ビジネスモデル、もしくはノウハウ等、お互いの強みを持ち寄って互いに連携することで、新たな製品を開発したりビジネスモデル等を生み出すプロジェクトの推進に要する経費を補助するほか、中小企業診断士とか、そういう資格を持っている方々、もしくは県外のバイヤーさんとかですね、そのノウハウ等を提供し、経営に関する助言であったり、意思決定のサポート等を実施しております。

さらに、今後は、こういった企業間連携の機運を高めるために、この事業に関心のある県内企業さんに対して、自社の強みとか課題とかを発見するようなセミナーですとか、マッチング支援なども行って、この事業の裾野を広げていくことを想定しております。

○玉城武光委員 このプロジェクトが事業効果としてどれぐらい出ていますか。

○外間一樹マーケティング戦略推進課長 企業成果としましては、毎年10社程度を採択して、最長2年間の補助を行っております。

例えば成果としましては、知名オーディオというパイプオルガンの上等グワァーですね——職人技で作っていて、全国的にも有名でとても高いスピーカーがあるんですよ。全国的にも引き合いがあって、これ大人気商品なんですけれども、実は創業者の知名宏師さんの手作りなんです。要は、月間生産数が少ないんですよ。なので、家族とかにしか教えていなかったこの職人技を、どういう工程があるのかということを見える化しまして、その一部の細かい製品のところを立地した企業さんに委託して、いわゆる月当たりの生産数を上げたりとかですね。また、2年目に行ったのが、これは高いものでして、やはりそういったスピーカーのマニアは、やっぱり60代から70代の高年齢者層、お金を持っていらっしゃる方になるんですが、やはり若い人たちにも売ろうということで、例えばこういうプロモーション会社と組んで、高専で集めたりしたいろんな科学的なエビデンスを訴えることによって、また、いろんなイベントをやることによって、若い人にもこの販路を拡大していくような動きなどもやっております。

そういった新たなビジネスが創出された事例を通して、支援した事業者の7割以上において売上げが増加したと報告があります。

○玉城武光委員 7割の事業者が、売上げが増えたこと。

すごい効果ですね。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次に、沖縄県中小企業成長促進事業の概要と、その強化を促進するというので、どんな強化をしますか。

○小渡悟中小企業支援課長 お答えいたします。

令和6年度より実施する沖縄県中小企業成長促進事業は、創業期、拡大期、再生期といった事業者の各段階に沿った支援の充実を図り、稼ぐ力の土台となる経営基盤の強化に向けた対策を推進する事業となっております。

本事業は、創業期、拡大期、再生期といった事業者の状況に応じた支援を効果的に実施するため、2名のコーディネーターが、支援を必要とする事業者を直接訪問し、相談・助言を行うとともに、よろず支援拠点等の支援機関へつなげるプッシュ型支援を実

施することが特徴となっております。

創業期の事業者に対しましては、これまでは、中小企業診断士等の専門家を派遣し、課題に対する助言を行っていましたが、令和6年度からは新たに、伴走型支援を実施し、事業者と一緒に課題解決に向けた取組を行うことで、経営力の向上や倒産・廃業の防止を図り、安定経営につなげていきたいと考えております。

拡大期の事業者に対しましては、新商品や新サービスの開発等の経営革新支援において、これまでは、計画策定支援を重点的に実施していましたが、この取組に加え、令和6年度からは、事業者と一緒に事業計画の実現に向けて取り組む伴走型支援を新たに実施し、事業者のさらなる成長を後押ししていきたいと考えております。

再生期の事業者に対しましては、事業転換や業種転換等の事業再構築支援及び国の事業再構築補助金の上乗せ補助を実施することにより、企業の再チャレンジを後押ししていきたいと考えております。

本事業は、事業者自らが課題設定や課題解決に取り組めるよう、伴走型支援を実施することで、事業計画の実効性を高め、事業者の成長促進を図っていききたいと考えております。

以上です。

○玉城武光委員 新たにこの伴走型支援をしていくということですね。ぜひそれを強化していただいて、頑張っていたきたいと思います。

次は、就職困難者等就労支援事業について伺います。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

本事業は、長期末就労、あるいはコミュニケーション能力に難がある方など、本人の力だけでは就職に関する支援策を的確に活用することが難しい求職者に対しまして、専門の相談員が個別かつ継続的に関わり、相談者の就労につなげる支援を実施しているものでございます。

○玉城武光委員 令和4年度実績で何名が就職につながったんですか。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

令和4年度におきましては、各取組において、就職者数は690名となっております。

○玉城武光委員 この就労の支援はどこかに委託しているんですか。

○上原美也子雇用政策課長 令和5年度の委託先は、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会となっております。

○玉城武光委員 先ほど690名と言っていましたか。

○上原美也子雇用政策課長 すみません。間違えていたので、訂正いたします。

先ほど、この事業の支援を690名を就職につなげたとお答えしましたけれども、実際は令和4年度におきましては、相談者数が1186名に対しまして就職決定者数は554名となっております。

○玉城武光委員 いずれにしてもね、相談者が1100人余りいて、500名余りの就職につながったというのは非常にいい取組かなと思っています。頑張ってくださいということですね。

次は、これ新規ですが、技能振興事業（地域リスクリング推進事業）についての概要を伺います。

○前原秀規労働政策課長 お答えいたします。

この地域リスクリング推進事業については、労働生産性を高めることを目的に県内中小企業の経営者に対し、事業に対するリスクリングの必要性を周知するセミナーを開催するとともに、このセミナーと併せて、労働生産性の向上につながるリスクリングについての、経営者のニーズ調査を実施させていただきます。

また、この当該ニーズ調査の結果を踏まえて、県内は小さい企業が多く、従業員数が少ない企業が多いものですから、1社だけでは実施が困難な企業を対象としたリスクリング研修を、同一業種の集合型で実施することによって、県内企業の従業員のスキルアップを図り、労働生産性の向上を促進したいと考えております。

○玉城武光委員 新規の事業ですから、ぜひ頑張っていたきたい。

次に、これも新規ですが、バイオ関連産業振興支援事業の概要をお願いします。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えします。

バイオ関連産業振興事業は、バイオ関連分野の産業化を促進するため、地域一体となった研究成果等の情報発信や企業への経営支援等の側面的な支援を行うもので、昨年度まで2つの委託事業として取り組んできたものを、令和6年度より一本化して国の戦略と県独自の取組の連携強化を図ることで、企業の研究成果の事業化ですとか、販路拡大を効果的に実施するというようにしております。

○玉城武光委員 今の説明の中で、2つあったものが1つにまとめるということで、事業をやっていききたいと。そこを具体的に説明をお願いします。

○座喜味肇ものづくり振興課長 本事業ですけれども、具体的には、県内外のバイオ関連企業等のネッ

トワーク——産学官に加えて金融も含めた形でネットワークを構築し、資金調達や共同研究推進等に向けたマッチング機会の創出ですとか、企業や研究機関などが必要な情報を県内外に発信をすることとしております。

また、個々の企業の実情に合わせて、ベンチャーファンドですとか補助金の獲得など、資本戦略に精通するコンサルタントなどの専門家を派遣して、経営に関する資金調達、販路開拓等の課題解決支援を行うこととしております。

現状の取組としまして、国の戦略の中で、バイオコミュニティということで国内外からの人材投資を呼び込むということで、国のほうの施策として多様な主体がネットワークを構築するというような制度設計をしておりますが、沖縄県は、令和4年の12月にこれの認定をされております。

国の取組と、あと、県のほうでも独自にバイオ産業の側面支援を実施しているというところで、このもともとやっていた2つの取組に関しては親和性が高いということで、相互に連携した支援を行っていききたいというところです。

以上です。

○玉城武光委員 ちょっと分かれば教えていただければと。バイオの中のどういう製品というのか、商品というのか、今やっているんですか。

○座喜味肇ものづくり振興課長 バイオテクノロジーに関する産業化の促進の中で、バイオ分野というところは非常に幅広くて、微生物を活用した商品開発もあれば、あと、沖縄県のほうで大分以前から取り組まれてきた沖縄の地域資源を活用した健康食品といったものがあります。

あとは、本県ですと、沖縄の地理的な優位性を生かした形で先端医療、そういった分野にも今、取り組んでいるところとして、健康、医療、そういった観点から、本県としてはバイオ産業の振興に取り組んでいるというところです。

以上です。

○玉城武光委員 以上です。

○大浜一郎委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。

資料は3-3の説明資料から8ページ。

まず、高付加価値・グローバル展開加速化事業、これ先ほども議論がありました。それで、私が言いたいのは、食料製造業とか飲食なんかは、これで売り込んでいくんだらうなというのがイメージできるんですけれども、そういう食料とか飲料以外にも、

この事業で見据えているような分野もありますか、お願いします。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えいたします。

この事業につきましては、公募提案型で、事業者から提案を募って事業実施したいと考えております。

対象となる商材といいますか、物については、県産品ということで指定をさせていただいてはいますが、農林水産物以外のものも当然対象にはなってくる——例えば実際に今、伝統工芸品やアパレルでありますとか、雑貨でありますとか、そういったものを出している皆様もいらっしゃいますし、当然そういったものも対象になってくるということでございます。

○大城憲幸委員 今度はもう、知事の公約の新年度の方針の中心としても、地域外交というようなことで、知事公室のほうでもこういうグローバル市場を見据えた経済活動もやっていくということですので、向こうとの連携、あるいは役割分担みたいなものは具体的に皆さんも議論しているんですか、お願いします。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えします。

今現在、これまでもそうですけれども、商工労働部としては、沖縄の地理的優位性を生かして、特にアジアの経済成長を取り込んでいくことによって県経済の成長発展を実現していくということが重要だと考えて、様々な取組を進めております。

今回、仮称で沖縄県地域外交方針のパブリックコメントを実施・終了して、年度内には地域外交方針が決定されますけれども、その仮称案では、様々な分野に関わる主体が連携し、取組を柔軟に組み合わせることによって相乗効果を高めるという方針が示されています。

海外との経済交流に関する取組につきましては、本事業をはじめとして、商工労働部を中心に文化観光スポーツ部、農林水産部などの関係部局と連携して取り組んでまいります。経済分野における海外との交流を関係部局で連携して積極的に推進することが、地域外交の推進に寄与するものと考えております。

当然、知事公室の平和・地域外交推進課とも情報は随時共有しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 連携するのは当たり前のことだし、今、言ったのはそのとおりだと思います。

ただ、やっぱり気になっているのは責任の主体が

どこにあるのか——みんなで頑張りましょうねと言って、開けてみると誰も責任を取らないみたいな話になっちゃいけませんので、そこはこれからということですから、役割分担、責任の分担をしっかりとしていただきたいと思います。

次のページをお願いします。

先ほども、この7、8、9、10番あたりの事業の議論がありました。

製造業が特に本県は非常に弱いと。物的生産性というのがほかの都道府県に比べてもう、割的に弱いというのはずっと言われていました。

それで、さっきも言ったように、食料とか飲食の部分は割的に少しあるんですけども、どうしても製造業と言われる様々な工場みたいなところが弱いんですね。

さっき、知名オーディオの話もありました。そういう特殊な部分は応援していきますよというのは分かりやすいんですけども、ずっと、県産品利用なんかの議論のときにもしてきたように、例えば鉄鋼業とか、セメントを使ったような大規模な製造業とか、やっぱりそういうところが沖縄県の経済は調子はいいいんだけど、ほかの県のスケールメリットに押されて弱くなっているという状況はずっと続いているわけですね。

その辺の部分をここにあるような産業間の連携とか、様々な新たなものづくりの技術とか支援という部分で、何とかもうちょっと強力にバックアップできないかなと思っているんですけども、新年度のその辺に関する考え方、あるいは取組はどうなっていますか、お願いします。

○外間一樹マーケティング戦略推進課長 まず、委員のおっしゃられた3つの我々の事業についての概要でございますが、まず、稼ぐ県産品支援事業でございますが、これは市場動向に応じた競争力のある商品開発、様々な販売チャンネルの開拓やマッチング機会を活用した県産品の販路拡大に向け、県内事業者の各ニーズに合わせた総合的な支援を行うものでございまして、具体的に申しますと、県内企業の県産品の県外の販路拡大であったり、認知度向上等に向けた物産フェアや商談会への出展であったり、商品開発等に対しての費用の補助を出したりします。

ただ、やはり生産規模が追いつかなかったり、小さくてもいい商品などもあったりします。

そういう人たちに向けてですね、購買意欲の高い県外消費者に対して、沖縄ならではのこだわりやストーリーを持つ県産品のアピール、販路拡大を図る

ため、首都圏の高付加価値の商品をそろえる、いわゆるセレクトショップ、生活提案型商業施設という——パレットくもじの2階に新しくできたようなところでプロモーションを行って、沖縄県内の高付加価値商品を購買力のある首都圏層にもどんどん売り込んでいって、また、そのための販売手法であるとか、適正な価格づけ、マーケティング手法等に対して、もしくは品質管理に対するセミナー等、もしくは伴走型支援を行うというのが、この稼ぐ県産品支援事業で、やはりメーカー様の底力を上げて、ただ、高付加価値化というところに少し重きを置いているところもございます。あと、県外へのアピールですね。

あともう一点。産業間連携おきなわブランド戦略推進事業でございますが、やはりこれも県産品を含め、農林、商工、観光の3部局が連携しまして、統一的なブランド戦略を策定し、官民が連携して本県のブランド力の強化に取り組む試みでございます。各分野の産業振興、これは観光とか商工でもいろんなブランディング、例えばBe. Okinawaとか、いろんなものをやったんですけども、それを全部統一化する考え方ですね、ブランド戦略を整理しまして、県民及び県内事業者に対して、ブランド戦略の浸透を綿密に図るとともに、本戦略に基づく産業横断的な連携促進策に取り組んでいこうと思っております。

次年度は、これに基づきまして連携体制を構築しまして、まず、県内事業者や県民に対して、おきなわブランド戦略というものを広めていくことに主軸を置きつつ、農林、商工、観光が統一的な事業連携ができるようなことにトライしていくこととなります。

先ほどまた申し上げました稼ぐ企業連携支援事業につきましても、やはり複数の事業者の持っているノウハウ等を集めることによって、県内の中小企業は事業規模が小さく、さらなる事業拡大ですとか、新しいチャレンジを独力で行うことが難しいため、それぞれが持つ強みなどを連携させて、新しいビジネスモデルとか、商品開発などを行っていく、そういった知識やノウハウ等に対してサポートを行っていく事業となっております。

そのような形の中で、域内循環といいますか、県内調達等も力をつけることによって、県内の企業、メーカーを含む稼ぐ力がついていくことをもくろんでおります。

○大城憲幸委員 ありがとうございます。

部長、ここで最後にしますが、今あるように、オンリーワンになるもの、あるいは外にブランドで出せるというようなものの支援策はよく分かるし、それは必要なことだと思うんですよ。

ただ、先ほど言ったように、沖縄の経済というのは今、調子いいはずなんです。そして、外からの投資というのも今、衰えていないんですよ。ただ、もともとこつこつと地元の製造業としてやってきた金属関係の仕事とか、セメント関係の仕事とか、そういう地場の製造業の皆さんがなかなか伸び悩んでいる、逆にスケールメリットを生かした県外製品に苦しんでいるという意味では、県産品利用月間とかで毎年やっていますけれども、その皆さんからは、いや、なかなかねという声が多いんですよ。

だから、そこはやっぱり少し、地場の製造業を支えるというものもしっかりと県が見据えて新たな取組、あるいは継続的な支援が必要かなと思うんですよ。その辺についてちょっと所見をいただけますか、お願いします。

○松永享商工労働部長 お答えします。

今、委員からありましたように、本県の製造業、農林水産業も一緒なんですけれども、商品でありますとか、原材料の多くを県外から移輸入していると、それに頼らざるを得ないという状況にありまして、どうしても県外に所得が流出していくという状況で、御指摘の域内経済循環が不十分であるというふうに我々も認識しているところでございます。

ですので、できる限りその県内で需給できるものを増やしていくということが大事であるということと、それを安定的に供給できる体制をつくっていかないといけないというふうに我々も感じているところでございます。

そのため、その県内需給に应运え需給率を向上させるというところで、先ほど御質問ありましたという取組をしているかというところだと思いますが、県としましては、県内の既存産業の技術力でありますとか、あるいは商品・製品の開発力を強くしていくというようなことに力を注いでというのが一つ。あと、ものづくり産業の高度化を図るという生産性向上でありますとか、付加価値の高い製品を開発していくというところにも事業として力を注いでいる。あと、それに携わる技術者を育てないといけないということもありますので、技術者の育成ということにも取り組んでいます。

さらには、県内需要に応えられるためには、サポーター産業を集積しないといけないので、企

業誘致も含めながら、そのサポート産業の集積振興を図っていくというような取組を併せながら、我々としては地元の企業を育てるという取組をしているところでございます。

それとあわせて、やはり先ほど委員からありました県内企業の優先発注をすると。発注する側も優先発注をしたり、あるいは優先使用をしたりということで、県内企業を育成することも大事だということふうに考えておりますので、その辺は県内需要を創出して、域内の経済循環を高める、経済を活性化していくというところに取り組んでいるというところでございます。

あわせて、もう一つだけ申し上げさせていただきますと、やはり、冒頭にございました国際物流ハブでございますが、やはりそのアジアのマーケットを取り込むということも大事だと思いますので、県内、域内に経済効果が波及するために経済を好循環をさせるというためには、やはり国際航空物流ハブを使いながら、県内企業の海外展開を促進していく、さらには、臨空・臨港型産業を集積して、県産品を外に出していくと、販路開拓をしていくというのを併せてやってございまして、やはりそういう海外、県外へ出していくという取組と併せて、やはり中を強くしないといけないというところが大事だと思いますので、そこは県内産業を力強くしていくというような取組を強力にやっておりますし、今後もそこに力を注いでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大城憲幸委員 ありがとうございます。

1点だけ。最後のほうにあった、県内企業の優先発注の部分、これ前にも私の持論でも申し上げましたけれども、今、県産品の優先発注というのを県の方針として出していますけれども、いろいろ課題はあるんでしょうけれども、やっぱりもう一步踏み込む必要があるのかなと。どうにか条例なりで本当に現実的に県内企業を支える、県内企業も実感できるような優先発注の仕組みというのが何とかできないかなというようなことは前も議論しましたので、その辺また今後ともぜひ前向きに検討いただきたいと、要望を申し上げます。

次、お願いをします。

資料3-5、物価高騰対策の資料の中から、電気料金の高騰に対する支援の部分についてお願いをします。

ここに載っているものは、令和6年度の部分があ

ります。現在は、第3弾の支援になっているはずですが、ちょっとそれぞれ、これまでの経過と額について、そしてその効果についてまず説明願えますか、お願いします。

○金城睦也産業政策課長 お答えします。

県では、電気料金の高騰による県民の負担軽減を図るため、令和5年1月から県独自の電気料金支援を開始しておりまして、これまで2回の延長を行いまして、令和6年5月まで支援を行うこととしております。

この、国及び県独自の支援により、標準的な一般家庭におきまして、令和5年6月から8月につきましては1月当たり2600円、令和5年9月以降については1月当たり1300円の負担軽減を行っているところであります。

県としましては、本事業の実施が県民や県内事業者の負担軽減につながって、県民生活、県経済の下支えとなっていると考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 通告で、低圧、高圧、特別高圧、それぞれのこれまでの合計額を教えてくださいまして、やったつもりなだけで、数字を持っていますか、お願いします。

○金城睦也産業政策課長 お答えします。

本事業による支援の総額は約161億円となっております。低圧電力に対しましては約70億円、高圧電力に対しましては約50億円、特別高圧電力に対しましては約37億円、その他システム改修費用等として約4億円の支援を予定しております。

以上です。

○大城憲幸委員 今回の額は5月までのトータルという認識でいいですか、お願いします。

○金城睦也産業政策課長 おっしゃるとおりです。

○大城憲幸委員 これが県経済を支えてきたのは間違いありませんけれども、そのまま終わったとした場合に、6月以降、どれぐらいの値上げになるのか、そして、現時点では6月以降についてはどういう考えを持っているのか、お願いします。

○金城睦也産業政策課長 まず、5月で国及び県の支援が終了した場合は、標準的な一般家庭の電気料金は7963円から8613円と、650円の負担増となります。

6月以降の支援につきましては、国による支援の動向のほか、世界情勢の影響による燃料価格の高騰や円安の進行等を踏まえ判断する必要があることから、今後の状況を注視していきたいと考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 まとめますけれども、160億円を1年ちょっとで入れてきたわけですよ。これは、これまでの議論もありましたように、県経済を支えるということで激変緩和は大事なことです。けれども、これはもうある意味払って終わりのお金なんですよ。

先ほどもあったように、再生可能エネルギーの部分というのは、私もずっと言ってるように、なかなか前に進んでいない。額が桁が違うんじゃないかというぐらい低い。この160億のうち何割かでもそういうのに入れたら大きく進むんじゃないかなんて考えたこともあるんですよ。

ただ、そこは、県民、あるいは様々な意見があるんでしょうけれども、政策的な部分にしっかりとつけていただきたいなというふうに個人的には思っているところです。

ですから、この160億円の効果も含めて、やっぱりきちんと皆さん総括をして、県民に説明をして、今後の政策を含めてやる必要があるなとは思っていますので、その辺について部長、最後に所見をお願いいたします。

○松永享商工労働部長 お答えします。

まず、世界的な燃料価格の上昇に起因する電気料金の高騰というものは、やはり県民生活、あるいは産業活動に大きな影響を与えるという判断の下で、我々はこれまで支援をしてきております。

これまでの電気料金の負担軽減に向けた包括的な取組というのに関しましては、コロナ禍からの回復を目指す県民生活、あるいは県経済の下支えをする観点から、大変意義がある取組であったというふうに我々は総括をしているところでございます。

委員御指摘の、現状を踏まえて今後どうなるのというところだと思いますけれども、現在としては5月末までということで予算化をしておりますので、6月以降の考え方ですが、やはり現在の高騰の要因となっています世界情勢でありますとか、円安とか、その辺をやはりまず注視していかないといけないということで、これまでも注視してきたところでございますが、現在、そこを我々としても見ているというところと。あと、国がどうするのかという国の動向も判断の材料の一つとなりますので、国がまだ6月以降の方針を示しておりませんので、そこも注視しながら、国がどうするつもりなのかというのを今見極めているというところでございます。

いずれにしましても、県としましては、やはり県

民、あるいは県内産業にどれだけの影響が与えられるのかという状況が判断の大きな材料になると思いますので、その辺の影響を見極めながら、あと、支援ニーズがどういうニーズが出ているのかということに基に判断しないといけないと思いますので、それを踏まえて適切に判断し、適切に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○大城憲幸委員 今言うのは理解はしますよ。

ただ、やっぱり今後の世界情勢を考えたら、私はもう下がるというのはあまり見込まないほうがいいと思います。高止まりになるんだろうなという予想の中で、政策的に考えないといけない。

そして、国の動向を見ながら、あるいは県民に相談しながらというのは、それは分かりますけれども、ある意味もう、ばらまきのものではなくて、沖縄県の特典事情を考えても、支える部分は大事だけれども、やっぱりしっかりと政策に予算措置してほしいというのが私の思いですので、以上です。

○大浜一郎委員長 大城憲幸委員の質疑は終わりました。

金城勉委員。

○金城勉委員 よろしく願いをいたします。

まず最初に、先ほども出ましたけれども、奨学金返還支援事業についてです。

令和4年度からスタートして、600万円の予算を、実績として192万円、令和5年度は1400万円の予算で、3月現在で650万円の執行なんですかね。先ほどの数字がありましたけれども、この辺のところは、予算額が実施できていないというのは、その辺の理由について御説明をお願いします。

○金城睦也産業政策課長 お答えします。

同事業につきましては、令和4年度から開始しておりまして、先ほど委員がおっしゃっていましたように、スタート時が600万円、翌年度が1400万円。

内容を見ますと1400万円のうち、補助金が1200万円ということで、2倍にしているんですけど、この600万円、1200万円の根拠となるものが、令和4年度は目標人数50名に対して1人当たり12万円を支給するというところで目標を立てておりました。

令和5年度につきましても、目標人数を100名に増やしまして1人当たり12万円ということで、1200万円と計上したところではありますが、実際、この支援を行うに当たって、1人当たりの支援単価というのが12万円まで届かないというところの現状があります。

ただ、目標値、今年度に100名を目標にしていたんですけど、目標人数は上回ったというところでありまして、支援の単価が思ったより低かったということでございます。

以上です。

○金城勉委員 人数は上回って127名ですかね。25社127名という数字を前に資料を頂いたんですけども、その単価が低いというのはどういう理由ですか。

○金城睦也産業政策課長 まず、年度途中から補助金の申請をすることによって、1年間トータルで支援を受けていないというところがあって、毎月1万円の支援であれば12月で12万円となるんですけど、これが年度途中の8月、9月あたりに申請すれば、その残り分しか支援を受けられませんので、それで支援の額が低くなったというところがございます。

○金城勉委員 なるほど。年度途中からのそういう執行ということが影響しているということなんですね。

それで、令和6年度は1700万円の予算が組まれておりますけれども、この令和4年度、令和5年度を踏まえてみると、ちょっと執行率が低いということもあって、それで1700万円増額しているんですけども、ここは見通しとしてどのように考えていますか。

○金城睦也産業政策課長 次年度予算につきましては、企業への補助金を360万円増額しまして、事業全体で1650万円を計上しておりまして、目標としましては、40社、200名以上を目標に、今年度以上の企業支援できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○金城勉委員 この2年間実行してきて、その実績が目標に至っていないという、この辺の分析はどのように考えていますか。

○金城睦也産業政策課長 同事業につきましては、やはり制度の周知というのが課題にあると思いますので、今現在は県の広報等を通して、また、今年度におきましては1月、2月に離島にも出向きまして、説明会を開催したところがございます。

また、テレビ等で2月から放送をして周知を図っているというところがございます。

○金城勉委員 せっかくのいい制度なので、やっぱりそういう対象となる若い人たちが利用できるように、もっともっと周知を図って、むしろ予算が足りないというぐらいに活用してもらえるようにしていただきたいと思いますね。ぜひお願いをします。

先ほどの答弁にありましたように、これを活用している人たちは喜んでいるということのようですから、やっぱりそういう奨学金を借りながら、それをまた、卒業後返済するというのは大変な負担ですから、そういう意味でもその活用をぜひお願いしたいと思います。

それで、一般質問でも申し上げたんですけれども、令和7年度までの事業ということになっておりますので、こういうのは7年度ですばっと事業が終了しましたということで終われるような内容じゃないですからね。やはり、皆さん関係部局とも調整をしているということのようですけれども、これぜひ、事業継続をしていただきたいということでお願いをしたいんですけれども、部長、どうですか、いま一度。

○松永享商工労働部長 ありがとうございます。

県としましては、この令和4年度から始めた事業でございますけれども、あちらこちらからその反響というか、好評をいただいておりますので、ぜひ今後ずっと継続をしていきたいというふうに考えております。

現状としましては、やはり予算編成の過程で、財政部局の総務部との関係で、やはり終期を打たないといけないというところもございまして、今現在は令和7年度までというようなお尻を打っているという状況でございます。

ただ、前半申し上げましたように、商工労働部としましては、やはりこの事業は続けていくべきものだというふうに判断しておりますので、令和8年度以降も続けていきたいというところで、まずは財源を預かる総務部と調整が必要となりますので、総務部と調整するというのと、あと、その活用状況、実績というところもまた重要な材料となりますので、その企業さんの活用状況でありますとか、今後に向けての方針、あるいは意向も踏まえながら、引き続き商工労働部としては継続に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○金城勉委員 ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと時間配分もあるので、ちょっと飛ばしながらいきたいんですけど。

島しょ型エネルギー社会基盤整備事業とかですね、あるいはまた、太陽光発電設備導入支援事業などがありますけれども、この再生エネルギーの導入についてはそれぞれやってきているんですけど、特に太陽光の導入については、我が家にもついてるんですけども、もう20年たちましてね、今でも発電して

いるんですけど、スタート当初の20年前には、買取り価格も高く、もう一気に導入が進んだんですけども、それが今ではもうほぼゼロに近いような状況になっていましてね。

だから、この政策の趣旨がよく分からない。進めたいのか、止めたいのか、どっちなんだと言いたくなるような、今の状況にあるんですけど、その辺のちょっと太陽光を取り巻く状況についての説明をいただけますか。

○金城睦也産業政策課長 今、委員がおっしゃった固定価格の買取制度、FITにつきましては、再生可能エネルギーの普及を目的とした全国一律の支援制度となっております。家庭用の太陽光発電設備の場合は、10年間を一定の価格で買い取る仕組みとなっております。この固定価格買取制度、FITが終了した後は、電力会社が決めた価格で買い取る仕組みとなっておりますので、沖縄におきましては、沖縄電力さんが今、キロワットアワー当たり7.7円で買取りをしております。

以上です。

○金城勉委員 一方で、電力もそうですけど、新たにまた、皆さんのこの事業にもあるように、戸建てに設置していこうという取組が出されているんですけども、この辺の政策的な整合性というか、よく分からないんですけれども、そこはどういうふうに説明できますか。

○金城睦也産業政策課長 今、県のほうでこの太陽光発電の第三者所有モデルというのを支援しているところですが、これにつきましては、沖縄電力さんのほうでも、かりーる一ふという形でやっていますが、家庭にとっては初期投資も必要ないというところで、毎月電気料金が安くなるというところのメリットがございます。

一方で、自身でこの太陽光発電設備を購入するといったところで、FITの適用を受けることになるんですけど、それにつきましては、太陽光発電設備を購入しないといけませんので、初期投資の負担が大きいんですけど、一般的には、7年程度で初期投資分は回収できるというふうに聞いております。設置者については、その後も電気を自家消費できる上に、引き続き売電するということも可能というところになっております。

以上です。

○金城勉委員 せっかくね、以前から設置したところも継続できるような形であれば、なおいいいんですけどね。

じゃ、この件については環境部が進めているこのカーボンニュートラル2050運動もある、国もそれを強力に進めているところですけども、そういうところとも、皆さんの事業も関連しますか。

○金城睦也産業政策課長 今回、新規事業でやる太陽光発電設備事業につきましては、我々商工労働部でやっているこの事業に加えて、環境部のほうでもE Vの導入に係る事業も実施するということで、環境部と連携して行う予定としております。

以上です。

○金城勉委員 分かりました。

以上です。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時20分再開

○大浜一郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

新垣新委員。

○新垣新委員 事項別積算内訳書の104ページの資源エネルギー開発促進費、対前年度から大幅に上がったのは理解しています。

その中で、6の沖縄電気料高騰緊急対策事業、7のLPガス料金高騰支援事業、その内訳の説明を求めます。

○金城睦也産業政策課長 まず、沖縄電気料金高騰緊急対策事業ですが、電気料金につきましては、昨年1月から特別高圧に対する県独自の電気料金支援を開始しておりまして、昨年6月からは沖縄電力の電気料金を値上げしたことに伴いまして、低圧・高圧について支援を行っているところであります。

今回、来年度予算に計上しています11億7000万円につきましては、令和6年4月、5月に要する金額となっております。

LPガス料金高騰支援事業につきましても、昨年4月から支援を実施しておりまして、今回、予算計上しております3億1300万円につきましては、今年の4月、5月の支援に係る経費となっております。

以上です。

○新垣新委員 すみません、関連して伺います。

国が全国一律に加えた重点支援地方交付金が電気とガスで入ってきた。

また、沖縄独特の特定事業推進交付金を活用した。そこで県の負担金も足して、この半年間で大体どのぐらいの総額のお金になったんですか。

半年更新と聞いていますので、伺います。

○金城睦也産業政策課長 電気料金の支援につま

しては、国の特定事業推進交付金も含めまして約161億円となっております、この期間というのが令和5年1月から、今回予算計上しております令和6年5月までの予算として約161億円となっております。

LPガス支援に関しましては、昨年4月から今年の5月までの支援の合計として約25億5400万円となっております、合計は約186億6400万円の予算計上額となっております。

○新垣新委員 もう一度お尋ねしますよ。

この重点支援地方交付金、国の交付金。そして県の負担金、そして特定事業推進交付金、これを足して1年間で161億円という形で理解してよいかということですか。

○金城睦也産業政策課長 電気に関してはおっしゃるように161億円です。

○新垣新委員 この国の重点支援地方交付金と特定事業推進交付金があった場合、県民1人当たりの基本料金はどのくらいになっていますか。

○金城睦也産業政策課長 一般家庭を例にしますと、県による電気料金の支援を開始したのが昨年6月だったんですが、支援によって8092円となりまして、もし支援がなければ、これに2600円を加えた1万692円となります。

以上です。

○新垣新委員 これはもし補助がなかったら1万700円、基本料金スタートと理解していいですか。

○金城睦也産業政策課長 昨年6月の基準となれば、そうなります。

○新垣新委員 分かりました。

続きまして88ページ、健康バイオ関連産業事業。

この中で健康・医療データサイエンス人材育成事業について説明を求めます。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えします。

健康・医療データサイエンス人材育成ですけれども、本事業では、本県の健康・医療産業におけるバイオデータの利活用促進のため、情報科学技術をバイオテクノロジーに応用できる人材の育成を図る事業となっております。

具体的には県内の学生、研究者、社会人等を対象とした入門コースから、技術者認定試験コースまでの3つの講座や高度機器を使用した実務研修を実施し、令和5年度は延べ200人が受講をしている人材育成事業となっております。

以上です。

○新垣新委員 そこで伺います。

健康・医療・バイオという形で、この7番目に、

健康・医療・バイオ関連産業拠点ってありますけれど、これ再生医療を目的にしているのか、どこを目的にしているのか、改めて伺いたいと思います。

○座喜味肇ものづくり振興課長 県の取組としてお答えいたします。

本県では、これまで、健康分野と医療分野、先端医療分野も含めて、この健康・医療分野を成長分野と位置づけて、様々な施策を展開して、これに関連するバイオ関連企業を集積するような事業——集積、あるいは研究開発、人材育成等による支援を実施しているということです。

健康・医療分野の中で、再生医療に関しても、本県におきましては事業化を目指す一環として、補助金による支援という形で再生医療産業の事業に関しても事業化促進という形で支援を行っております。

事業名称でいくと、バイオ関連産業事業化促進事業という事業の中で、再生医療に限らずではありますけれども、再生医療も含めた形で技術開発等の支援を実施しております。

○新垣新委員 その支援はどこに委託していますか。補助を出していますか。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えいたします。

バイオ関連産業事業化促進事業におきましては、今年度、合計で7件の補助を実施しており、このうち、先端医療分野ということで3件の補助を実施しております。

その中で、再生医療関連ということですが、委託ではなくて補助ですので、うるま市内の事業者には1件、再生医療関連の事業ということで、再生医療製品の受託制度に必要な品質管理の技術と提供スキームを開発、実証する事業として補助を行っております。

○新垣新委員 そういった補助等々を評価いたします。

成果はどうなっていますか。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えします。

本補助金を活用した当該事業者、再生医療製品の受託制度に必要な品質管理の技術を提供するスキームを開発、実証するということが、がん免疫療法のための特定細胞加工物を県内で製造するために必要な条件の検討を行うとともに、患者へ安心・安全に提供するためのトレーサビリティ、いわゆる提供するための管理システムというものを構築しております。

以上です。

○新垣新委員 関連して再質疑したいんですけど、

シンガポールが今これ、非常に世界最先端を行っていると。がんでステージ4の方が再生医療を受けに来て、成果が出てきているという形で、沖縄県も負けずに、シンガポールの取組、やり方を見習って、国内の企業、県内の企業も強くして、医療観光という形で頑張っていたいただければなと思うんです。

部長、やはりこれは大きな問題なので、部長が先頭になって、担当課と今年度シンガポールへ見に行つてね——もう世界中から来ていて、そういう形で救われる命を救っている。実は私期待しているんですよ。だから県も今、頑張っている姿には評価するんですけど、やはりアジアーを目指してほしいんですね。

アジアのお客さんが沖縄に来ていただいて、医療観光を、ぜひ健康になってくださいという形で、大学院大学との連携も含めて、その分野に関していかがですか。部長。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

今、御質問のあります再生医療につきましては、今後、需要が見込まれるという高付加価値産業でありまして、産業化を推進することで、本県の経済振興に大きく寄与するであろうというふうに県としても考えてございます。

その中、沖縄はアジアの中心に位置する地理的優位性、また物流ハブ機能がありますので、生きた細胞を迅速に輸送する再生医療ビジネスに適しているというふうにも考えておりますので、再生医療関係の集積による拠点形成が期待できるというふうに考えているところでございます。

実際、取組としましては、再生医療に係る産業化に向けて、技術開発であるとか、人材育成に今取り組んでいるところでございます。

その中では、琉球大学でありますとか沖縄高専、あるいは県内の医療機関、製薬メーカーなどと、関係機関と連携しながら、今、いろいろと企業の実用化であるとか、産業化を目指した研究開発の支援に取り組んでいるというところでございます。

御質問のありますシンガポールなどの海外、県外の優良事例につきまして、どういう状況なのかというのも含めて、まず関係機関とも共有しながら、情報収集をしながらですね、提案のありますシンガポールに関しましては検討していきたい、研究していきたいというふうに考えます。

以上です。

○新垣新委員 ぜひ検討ですか、見に行つていただいて、沖縄県経済に寄与できるように頑張っていた

だきたいということを期待しています。

続きまして19ページ、公共職業能力開発事業費の対前年度比と成果を伺います。

○前原秀規労働政策課長 お答えいたします。

公共職業能力開発事業費は具志川、浦添にございます県立職業能力開発校の施設内で行う職業訓練、あと離職者——雇用保険受給資格を持っていらっしゃる方を原則とするんですが、この離職者を対象に、民間教育訓練機関、専修学校等に委託をして実施する職業訓練、この2つを主に内容としております。

この事業では職業訓練、令和4年度実績で申し訳ありませんが、令和4年度の成果としては、離職者や新規学卒者向けの職業訓練を1429名に対して実施しております。修了者1182名、就職率は87.5%でございました。

○新垣新委員 そこで伺いたいんですけど、今、人手不足という非常に困った問題があります。

そこで、ここに外国人も加えることはできないのか、改めて伺います。

○前原秀規労働政策課長 県立職業能力開発校での外国籍の方の受入れということだと思うんですが、県立職業能力開発校における外国人の受入れは県の条例、規則で施設は定めておりますが、入校資格に国籍についての定めはないことから、入校可能となっております。

過去10年間、おおよそ平成27年度から数えて、この県立職業能力開発校では6名の外国籍の方の訓練生の受入れがございました。

以上です。

○新垣新委員 ぜひ外国の方も来てくださいますと、もっとPR、周知活動を頑張っていたきたいんですけど、いかがですか。

○前原秀規労働政策課長 離職者向けというのがハローワークを窓口としているものですから、関係機関としてのハローワーク、沖縄労働局と一緒に頑張って周知活動を努めてまいりたいと考えております。

あと、新規学卒者については、各訓練校のほうでも、県立高校などを訪問させていただきながら周知を図っているところでございます。

○新垣新委員 頑張ってください。

続きまして54ページ、工業研究費。

予算に対して賛成の立場です。成果をまず伺いたいと思います。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えいたします。

工業研究費ですけれども、こちらは工業技術セン

ターが実施する食品醸造や、環境資源、機械金属の分野における研究開発事業であり、同センターにおいて単独での研究のほか、県内企業や大学等との共同研究、受託研究等も行っております。

これまでの主な成果としましては、県産農産物を活用した食品や、酒類などの新製品開発の支援、それと、首里城の瓦ですとか美容オイル、小型電動バスなどの技術開発における支援の成果などが出ております。

以上です。

○新垣新委員 今抱えている問題が人手不足ということ、ここも直面していると、製造業関係者から私は聞いています。

そこに関して、製造業関係者に対するロボットの支援等をさらなる形で、この工業研究費に付け加えた形で、何かできないのか、改めて伺いたいと思います。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えいたします。

先ほども説明する中で、工業技術センターで実施する本予算となっております。県内企業ですとか大学等との共同研究という形になっておりますので、今後この事業の枠組みを活用しながら、先端技術の導入ですとか、また、企業ニーズといったところで掘り起こしながら研究開発、技術支援というところで取り組んでいきたいと。

また、ロボットという話もありましたけれども、自動化、自走化、生産性の向上を上げるという視点で、県内製造業もデジタル技術を活用した形で、製造工程、そちらを改善していくような流れで生産性向上も図られると思います。

そういった観点で県内企業の生産性向上の取組を、本事業枠も、工業技術センターともちょっと意見交換をしながら組み込んでいければと考えております。

以上です。

○新垣新委員 ぜひ頑張ってください。期待しています。

以上です。

○大浜一郎委員長 西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくをお願いします。

まず最初に、令和6年度の一般会計当初予算ベースでの総事業数と、令和5年度の比較を教えてください。

○金城睦也産業政策課長 商工労働部全体の当初予算の事業数につきまして、令和6年度は187事業、令和5年度は182事業で、5事業の増加となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 続いて、令和6年度の新規事業数と、令和5年度で終了する事業があれば教えてください。

○金城睦也産業政策課長 まず、令和5年度で終了した、これC経費なんですけど、C経費の廃止事業は5事業となっております、一方、令和6年度のC経費の新規事業は12事業となっておりますので、7事業の増となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 続いて、今ちょっと出ましたけれども、令和6年度のC経費、D経費の事業数及び予算額を教えてください。

○金城睦也産業政策課長 商工労働部のC経費の当初予算額につきましては、令和5年度は76事業で約707億円、令和6年度は83事業で約703億円となっております、令和5年度と比較すると事業数は7事業の増、金額では約4億円の減となっております。

D-1経費につきましては、令和5年度は48事業で約38億円、令和6年度は50事業で約37億円となっております、令和5年度と比較しますと事業数は2事業の増、金額では約1億円の減となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 これちょっと通告していたかあれですけど、義務的経費、A経費で商工労働部の事業ってありますか。

この間総務部長が、A経費で70事業、25.6億円と答えていたので、商工でA経費の事業があれば教えてください。

○金城睦也産業政策課長 A経費につきましては、令和6年度、令和5年度ともに8事業となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 続いて、令和6年度と令和5年度の商工労働部の配置定数を教えてください。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

令和6年度の商工労働部の定数は262名となっております。令和5年度は261名となっておりますので、1名の増となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 あと、令和4年度、直前の実績で、総残業時間と対象人数で割った1人当たりの残業時間数が分かれば教えてください。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

商工労働部における令和4年度の総残業時間数は

3万1975時間となっております。

令和4年度の管理職を除く職員数は240人であることから、総残業時間を職員数で割りますと、1人当たりの残業時間は年間約133時間となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 なぜこれを聞いたかといいますと、これ各部、農林水産部も文化観光スポーツ部も聞こうと思っているんですけど、事業数がC経費、D経費で増えていますよね。

配置定数は1名しか増えてないということもあって、それから残業時間が、過去の比較は分かりませんが、非常に気になるのが皆さんの働く時間の実態なんですよ。

ですから、いろんな事業を遂行するにしても、たしか商工労働部は令和4年度の決算では執行率91.何%だと思いますけれども、要は、皆さんのモチベーションがどうなっているのか、私は常に気になるわけで、それであえて聞きました。

その中で、県単融資についてちょっと確認をさせていただきます。

先ほど質問の中で、答弁を聞いていると、直接、県がいろんな企業と融資をやっているように聞こえたので、そうじゃないということを確認したいんですが、県単融資については民間の金融機関に対して県が融資をしているという理解でよろしいでしょうか。その説明をお願いします。

○小渡悟中小企業支援課長 お答えいたします。

県単融資事業については、県が金融機関と協調して融資を行っているということもあって、毎年、県が金融機関に預託という形で予算を預け入れている形になります。

以上です。

○西銘啓史郎委員 この預託先は何行あるか教えてください。

○小渡悟中小企業支援課長 8行になります。

○西銘啓史郎委員 差し支えなければ名称を言ってもらってもいいですか。

○小渡悟中小企業支援課長 琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行、JAですね、鹿児島銀行、みずほ銀行、商工中金、コザ信用金庫の8行となります。

○西銘啓史郎委員 恐らく県単融資の約637億円というのは、原資預託はおのおの違うと思うんですけど、銀行の体力によって。それ以外の保証協会には、保証料の補助だったり損失補助もあると思いますが、この事業は何名でやっていますか。

○小渡悟中小企業支援課長 県単融資事業について

は班長以下2人の班員で、3名で事業を行っております。

○西銘啓史郎委員 これは別に商工労働部にどうのこうのじゃないですけども、総予算781億円で、県単融資が約640億円ということは、残り141億円の事業を、262名のうちの3名除いたら259名でやっているという理解でよろしいでしょうか。

○金城睦也産業政策課長 商工労働部の当初予算が約781億円というところで、それからまたさらに人件費とか義務的経費を除いたものが約741億円となります。さらに今のこの県単融資の637億円引きますと、約104億5000万円で141事業となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 これは全部局、本来見なきゃいけないと思うんですね。

ですから、総残業時間も部局によってもばらばらでしょうし、ましてや課によってもばらばらでしょうし。この間農林水産部では、月間45時間以上の方が、月平均で令和4年度で26名、3年度で20名、2年度で25名という話がありました。

同じデータをもじらしたら持っていらっしゃるかもしれませんけど、申し上げたいことは、個人に負担がかかったりすると大変ですから、やはり部長、統括監、または課長が、その辺の業務の量を冷静に見ておかないと、恐らくいろんな意味で——実は私、先週の金曜日に、NHKのきんくるを見ましてね、ああいう実態も本当かどうか分かりませんが、非常に気になるんです。退職の数であったり、残業代が支払われていないとか、これが事実として当たり前にされているのであれば、非常に私は不思議に思うし、改めなきゃいけないなと思っているんですね。

その辺はね、恐らく部長が全職員の残業まで把握ができていないと思います。これはもう課長なり、班長なり、いろんな方々の仕事だと思うんですけど、申し上げたいことは、ぜひ全員のモチベーションが下がらないような配慮をしてもらいたいというのが一つ。

それからもう一つは、先週金曜日に内示があったように聞いていますけれども、私は個人的にも常に思っているんですけど、人事は100点満点ってありませんよ。職員全員が満足する人事というのはないと思います。悔しい思いをしたり、またはうれしい思いをしたり。

大事なことは、この悔しい思いをした人たちが、モチベーションをいかに上げるかはもう、これは上

司の仕事だと私は思っています。ですからぜひ皆さんが、今回の内示を多分言い渡したと思いますけれども、昇任される方、されなかった方、いろんな方がいると思いますけれども、そのモチベーションを下げないように、部長以下の皆さんにはぜひお願いをしたいと思います。

その中で、ちょっとその件に関してまず部長、何かありましたら、答弁をお願いします。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

まず商工労働部では、労働政策あるいは雇用政策を所管している組織です。

ですので、日々、企業さんに対して働き方改革を訴えているという立場でもございます。

それを委員がおっしゃるように自らどうなのかというところを振り返らないといけないなというふうに思っております。

その中で、やはりまず働きやすい環境づくりということで、ワーク・ライフ・バランスの推進でありますとか、今御質問のありました長時間労働の抑制というところにまず取り組んでいるということと、あと人を育てるという意味では、人材育成にも取り組んでおりまして、各職員の能力を育成する、開発するということにも力を入れて取り組んでいる。

さらに、やはり業務を効率化しないといけないという、DXとよく言われますけれども、DX化を含めたIT化、そして生産性を上げていくということにも日々取り組んでいるというところでございます。

具体的には、やはり過重労働防止というところでは、毎月、職員の在課時間を確認しまして、所属長から、在課時間の多い職員に対してはどういう状況なのかというような声かけをしているというのが一つの取組。

また、職場環境の改善という意味では、ストレスチェックというのは総務部のほうでやっていますので、その集団分析結果を熟読して、それを活用していくということと、職場の一斉点検などをするというようなことで、職場環境も改善していこうという取組もしております。

また、先ほど申し上げました人材育成、やっぱり人を育てないとその苦しさも分からないと苦しいというところがありますので、育てるという意味では、財務会計、特に会計分野に関する初任者研修というのを始めたりとかですね、そういうことをやりながら働きやすい環境づくりに取り組んでいまして、その中で、委員が心配されている職員の健康維持であ

りますとか、あるいは職場環境の改善、あるいはさらにはスキルアップをしていくというようなところに取り組んでおりまして、今後もそれについては取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員 すみません、事業の細部に入る前に、こういう話をさせてもらったのはやはり、昨今のいろんな県の各部局の動きが気になったものですから、ぜひその辺は目配り、気配りをお願いしたいと思います。

細かい事業はまた別途、担当の職員から聞きたいと思いますので、これで終わりたいと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○大浜一郎委員長 西銘委員の質疑は終わりました。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 部局別資料の3－4の15ページをお願いします。

その中の新規で、沖縄県中小企業成長促進事業、8800万円ですか。

これは特区だと思うんですけど、説明をお願いします。

○小渡悟中小企業支援課長 お答えいたします。

沖縄県中小企業成長促進事業は、事業者の創業期、拡大期、再生期といった事業者の各段階に沿った支援の充実を図り、稼ぐ力の土台となる経営基盤の強化に向けた対策を推進する事業となっております。

本事業では、創業期、拡大期、再生期といった事業者の状況に応じた支援を効果的に実施するため、2名のコーディネーターが、支援を必要とする事業者を直接訪問し、相談・助言を行うとともに、よろず支援拠点等の支援機関へつなげるプッシュ型支援を実施することが特徴となっております。

本事業において、事業者自らが課題設定や課題解決に取り組めるよう、伴走型支援を実施することで、事業計画の実効性を高め、収益の向上など、事業者の成長促進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴委員 じゃ、この8800万円というのは、ほとんど人件費みたいな感じなの。どういった形ですか。

○小渡悟中小企業支援課長 この沖縄県中小企業成長促進事業というのは、それぞれ創業期と拡大期と再生期といったものの事業を、3つの細事業でやっていて、それぞれ創業期には、これまでは創業支援

ということで経営診断士が助言ということを行っていたんですけど、その実効性を高めるために、経営診断士がより何回も何回も事業者に通うような形で、伴走型支援をしながら創業計画の実効性を高めていこうというふうに考えているものです。

経営革新事業、これが拡大期に行う事業で、今でも経営革新事業というのはやってはいるんですけども、これも経営革新の計画策定支援というのが今回までの主なものの事業でした。今回は、より肉づけた、充実した事業を実施しようということで、2人のコーディネーターを新たに配置いたしまして、策定支援とは別に、実効性を持たせるために、伴走型支援をするために人を配置することとしています。

最後の再生期については、現場に積極的に出ていくコーディネーターを2人配置して、支援が必要とする事業者を洗い出しまして、直接指導するとともに、関係支援機関、よろず支援拠点などにもつながら、効率的な支援を実行していこうというものになっております。

以上です。

○中川京貴委員 分かりました。

その下の、今日午前中も出ていましたが、新規の1の太陽光発電設備等導入支援事業、1億2000万円ですか。これは離島という説明を聞きましたけれども、離島のどの部分ですか。あと、件数を聞かせてください。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

本事業は、環境省の補助金を活用して、県内の太陽光発電設備の普及促進を図るために、第三者所有モデルを実施する事業者に対して支援する事業内容となっております。対象となるのは、本島が対象となります。

離島につきましては別の事業で、一括交付金を活用した事業で行っております。

以上です。

○中川京貴委員 件数は。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、中川委員から、対象に蓄電池が含まれるか、1世帯当たりの支援額、申請先について知りたいとの補足説明があった。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

金城睦也産業政策課長。

○金城睦也産業政策課長 まず、対象設備が太陽光発電設備と蓄電池になります。

申請につきましては、この第三者所有モデルを実

施するP P A事業者に対して申請を行うというところで、太陽光発電設備については、住宅向けは、1キロワットアワー当たり7万円の補助、事業者向けについては、キロワットアワー当たり5万円の補助を行うというスキームとなっております。

以上です。

○中川京貴委員 その下の、これも新規ですけど、テストベッド実証支援事業についてお願いします。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 お答えします。

テストベッド実証支援事業は、県内外の企業が県内で実施するデジタル技術を活用した革新的なビジネスや、サービスの実証実験を支援する事業になります。

以上です。

○中川京貴委員 できればもう少し詳しく。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 公募をしまして、それで実証実験の支援を決めるんですが、具体的には実証実験に係る専門家による伴走支援であったり、あと、実証実験に係る経費への支援を予定しております。

以上です。

○中川京貴委員 例えば空飛ぶ車とかあったんですけど、それも対象ですか。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 提案があれば——それで幾つか提案が上がると思いますけど、その中で選ばれれば支援も可能だというふうに考えております。

○中川京貴委員 ちなみに今上がっているのは、どういった種類のものが上がっていますか。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 これについては相談窓口というのがございまして、そこに相談があった案件としては海洋技術であったり、あと、ライドシェア、交通関係であったり、農業技術であったり、そういった分野の相談がございます。

以上です。

○中川京貴委員 以上です。

○大浜一郎委員長 中川京貴委員の質疑は終わりました。

以上で、商工労働部に係る甲第1号議案、甲第3号議案、甲第4号議案、甲第11号議案、甲第13号議案及び甲第14号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案を議題といたします。

文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係予算の概要の説明を求めます。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 委員の皆さん、こんにちは。

令和6年度文化観光スポーツ部の当初予算(案)について御説明いたします。

沖縄観光は、県内の各種イベントの開催や旅行需要の回復などにより、国内客がコロナ禍前の水準まで回復しており、インバウンドも航空路線の復便やクルーズ船の寄港再開に伴い段階的に増加していることから、国内客、外国客ともにさらなる観光需要が高まることが期待されます。

また、1人当たり観光消費額が高い水準を維持していることもあり、観光収入は堅調に推移しております。

文化観光スポーツ部では、令和6年度において、沖縄観光の回復基調を確かなものとするとともに、沖縄観光の持続的な発展と質の高い沖縄観光を目指し、国内外の観光需要を取り込むための効果的な誘客・路線誘致活動や、課題となっている観光産業の人手不足解消への支援を行い、県民・観光客・観光事業者が自然、歴史、文化を尊重し、それぞれの満足度を高めるとともに、環境容量の範囲において観光産業の成長と維持を図り、世界から選ばれる持続可能な観光地の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

また、世界を魅了する沖縄文化のさらなる発展と、沖縄空手の保存・継承・発展に向けた取組や、本県の特性を生かしたスポーツアイランド沖縄の形成、世界に広がるウチナーネットワークの強化についてもさらなる取組を進めてまいります。

それでは、文化観光スポーツ部所管の令和6年度一般会計予算の概要について、ただいま通知いたしました別紙、文化観光スポーツ部令和6年度当初予算(案)を御覧ください。

令和6年度の文化観光スポーツの当初予算は、総額101億2000万円を計上しております。

令和6年度当初予算の考え方を分野別に申し上げますと、観光振興・M I C E分野では、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成と沖縄観光の変革に向けて、国内外の誘客、路線誘致活動や、アドベンチャーツーリズムなど高付加価値な観光資源開発の支援に取り組むとともに、受入れ体制の充実強化の

ため、引き続き観光人材確保への支援のほか、観光二次交通対策や水難事故防止対策など、安全・安心で快適な島沖縄の実現に取り組んでまいります。

また、P F I の手法による大型M I C E施設の整備に向けた事業者の公募を行うほか、同施設を核とした魅力あるまちづくりに向けた取組を進めてまいります。

文化・空手振興分野では、沖縄文化の保存・継承・創造とさらなる発展に向けて、国内外における伝統芸能の認知度向上など、文化芸術の振興と文化芸術を支える環境づくり、しまくとぅばの保存、普及や、次世代継承等の取組を拡充するとともに、文化資源を活用した地域づくりなどに取り組んでまいります。

また、第2回沖縄空手少年少女世界大会の開催や、空手ツーリズムの推進に向けた受入れ体制の構築強化、沖縄空手ユネスコ無形文化遺産の登録に向け取り組んでまいります。

スポーツ分野では、F I B Aバスケットボールワールドカップ2023の開催で得た経験やノウハウを生かし、デフバレーボール世界選手権2024の開催支援を行うとともに、トップアスリートと子供たちとの交流機会の創出に取り組むほか、スポーツ合宿をはじめとしたスポーツコンベンションを推進し、スポーツアイランド沖縄の形成に取り組んでまいります。

また、令和16年第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会に向けて、各種競技団体及び市町村等との関係機関による大会準備委員会を設立し、大会開催に向けた取組を進めてまいります。

交流分野では、国際交流や地域外交の中核を担うウチナーネットワークの継承と発展に向け、県人会サミットの開催など、国内外県人会との連携強化や次世代育成の取組を拡充するとともに、海外姉妹都市との交流など、地域間国際交流の推進、南米との交流促進に向けた可能性調査の実施など、沖縄を結び目とするウチナーネットワークの継承・発展・強化に向けた取組を進めてまいります。

また、世界のウチナーンチュの心のよりどころ、ムートゥヤーとなる世界ウチナーンチュセンター(仮称)の設置に向け取り組んでまいります。

では、令和6年度一般会計当初予算について御説明いたします。

説明に入ります前に、令和6年度当初予算については、組織再編に伴い、新しい組織に対応した編成がなされているところでありますが、予算審査については現在の所管部局で説明することとなっています。

すので、御承知いただきたく、よろしくお願いいたします。

それでは、通知いたしました説明資料の1ページをお願いします。

本ページは、部局別歳出予算の一覧となっております。

表の太線枠の欄を御覧ください。

令和6年度一般会計の部局別歳出予算におきまして、知事公室欄のうち、文化観光スポーツ部所管の部分及び文化観光スポーツ部欄が、現在の文化観光スポーツ部の予算額となります。

知事公室へ移管した部分は、交流推進課から知事公室特命推進課に移管する万国津梁会議費分であります。

表の一番下の欄を御覧ください。

文化観光スポーツ部所管の令和6年度歳出予算額は、知事公室へ移管した分を含め、101億3780万7000円で、県全体の予算額に占める割合は1.2%となっており、令和5年度当初予算額と比較しますと149億7269万6000円、率にして59.6%の減となっております。

それでは次に、歳入歳出予算について、個別に説明を行います。

2ページをお願いします。

2ページは、款ごとの歳入予算一覧となっております、県全体の予算額に文化観光スポーツ部の予算額を記載しております。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

文化観光スポーツ部の令和6年度歳入予算額は、総額44億8054万9000円で、令和5年度と比較して149億5542万4000円、率にして76.9%の減となっております。

それでは、当部所管歳入予算について、款ごとに御説明いたします。

なお、表の右説明欄には、主な項と予算額を記載しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

まず9の使用料及び手数料は、予算額が9405万8000円で、その主な内容は、土地・建物使用料及び一般旅券発給手数料に係る証紙収入であります。前年度と比較して5253万2000円、率にして126.5%の増となっております。増となった主な理由は、旅券発給申請件数の増に伴う証紙収入の増によるものであります。

次に10の国庫支出金は、予算額が31億6897万6000円で、その主な内容は、沖縄振興特別推進交付金、沖縄観光人材不足緊急対策事業であります。前年度と

比較して152億7170万2000円、率にして82.8%の減となっております。減となった主な理由は、国の全国旅行支援を活用して実施したG o T oおきなわキャンペーン事業に係る訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金の減によるものであります。

次に11の財産収入は、予算額3337万4000円で、その主な内容は土地貸付料であります。前年度と比較して717万4000円、率にして17.7%の減となっております。減となった主な理由は、J I C A沖縄センター用地の土地貸付面積の減に伴う土地貸付料の減によるものであります。

次に13の繰入金は、予算額が7億5897万6000円で、沖縄県観光振興基金の繰入金であります。前年度と比較して2億3048万2000円、率にして43.6%の増となっております。増となった主な理由は、観光2次交通結節点機能強化事業など、沖縄県観光振興基金を活用した事業費の増によるものであります。

次に15の諸収入は、予算額が2億8286万5000円で、その主な内容は、観光庁事業による雑入であります。前年度と比較して2億5453万8000円、率にして898.6%の増となっております。増となった主な理由は、観光庁事業を活用した新規事業の増によるものであります。新規事業については、観光庁から委託を受けた民間事業者から県が委託費を受け入れることから、国庫支出金ではなく雑入として受け入れるものです。

次に16の県債は、予算額が1億4230万円で、その主な内容は、学校教育施設等整備事業に係る県債であります。前年度と比較して2億1410万円、率にして60.1%の減となっております。減となった主な理由は、沖縄コンベンションセンターの発電機更新工事の完了に伴う減によるものであります。

以上が一般会計歳入予算の概要であります。

3ページお願いします。

説明に入ります前に、資料に訂正がございます。

2の総務費の右側、説明の欄の知事公室（文化観光スポーツ部所管）の事項名について、当初配付した資料では、③国際交流事業費と記載しておりましたが、正しくは万国津梁会議費となることから、赤字で記載しております。

なお、金額に変更はございません。

大変申し訳ありませんが、訂正させていただきます。

それでは説明いたします。

3ページは款ごとの一般会計歳出予算一覧となっております。

表の右、説明欄には、事項と予算額を記載しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

当部所管に係る歳出予算につきまして、款ごとに御説明いたします。

2の総務費は6億3434万2000円で、主な事項は国際交流事業費や海外移住事業費であります。前年度と比較して1億964万4000円、率にして20.9%の増となっております。増となった主な理由は、ウチナーネットワーク拡充支援プロジェクトなど、新規事業の増によるものであります。

次に7の商工費は66億5179万1000円で、主な事項は観光指導強化費、観光宣伝誘致強化費であります。前年度と比較して149億5286万4000円、率にして69.2%の減となっております。減となった主な理由は、G o T oおきなわキャンペーン事業（全国旅行支援）の終了による観光指導強化費の減、F I B Aバスケットボールワールドカップ2023推進事業の終了によるコンベンション振興対策費の減によるものであります。

次に10の教育費は28億5167万4000円で、主な事項は文化施設費、大学運営費であります。前年度と比較して1億2947万6000円、率にして4.3%の減となっております。減となった主な理由は、県立芸術大学の奏楽堂舞台音響設備等の改修工事の完了に伴う県立芸大設備整備事業費の減によるものであります。

文化観光スポーツ部としましては、引き続き観光、文化、スポーツ振興、交流推進に必要な施策を積極的に進めてまいります。

以上で、文化観光スポーツ部所管の令和6年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○大浜一郎委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔にお願いいたします。

それでは、文化観光スポーツ部に係る甲第1号議案に対する質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 6年度の当初予算、大幅な減であるんですけど、G o T oキャンペーンの終了というのが主な要因ですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部の令和6年度の当初予算額、先ほども御説明いたしましたけど、総額で101億3780万7000円、これ移

管分の1事業を含めると141事業でございます。

令和5年度と比較して149億7269万6000円、59.6%の減ということになっておりますが、大きく減額となった主な理由は、G o T o おきなわキャンペーン事業が161億4001万2000円の減、F I B A バスケットボールワールドカップ2023推進事業の終了によるものが、減が大きいということで、5年度と6年度の予算を両方除いた形で比較しますと、約13億9000万円、16%ほどの増となっている状況でございます。

○上里善清委員 あと、説明資料3-4のほうから質問いたします。

安全・安心で快適な島の沖縄という項目の中の6番目、持続可能な国際景観事業なんですけど、この重点管理路線というのはどういうことを指していますか。

○大城清剛観光振興課長 重点管理路線の予定としては4つ設定されておりまして、国際通り・県庁周辺、そして那覇空港周辺、北部地域で県道114号線、そして中部地域で県道146号線の4か所となっております。

○上里善清委員 主な事業としては、道路沿いの雑草を取って美化することだと思うんですけどね。総体的にやっぱりウチナーの道路はみんな雑草が生えて——雑草を見に来たんじゃないよという意見もあるぐらいですので、この路線の拡大というのは今から考えているんでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 まずはこの4つの重点路線を次年度行いまして、また拡大については、土木建築部のほうといろいろ協議しながら進めていくものと思っております。

○上里善清委員 ぜひ、観光立県をうたうわけですので美化に努めていただきたいと。台湾とか見てきたらやっぱり草が生えてないんですよ、道沿いは。みんなきれいにされておりますのでね、それを目指さないと観光立県と言えませんので、取組を強化してください。

あとM I C E 施設なんですけど、業者選定はまだですか。どんな状況ですか。

○小浜守善M I C E 推進課長 お答えいたします。

大型M I C E 施設の整備、運営に向けて、P F I 法に基づく手続を進めているところでございます。

スケジュールを申し上げますと、昨年6月議会において、法に基づきまして実施方針に関する条例、議会に提案させていただきました。また、この条例に基づきまして、10月に実施方針を公表し、12月に要求水準書案を公表したところです。1月には、西

原町、与那原町の両町で、町長にも参加いただきまして住民説明会を行っておるところでございます。今後は議会の議決を経まして、令和6年5月に入札公告を予定しております。令和7年4月に事業契約の締結後、令和11年3月の供用開始を予定しているところでございます。

令和6年度は、今5月に入札公告を予定していると申しましたが、その後外部有識者による委員会での検討を経まして、3月に落札者の選定というところを予定しております。

事業着手後、設計に1年、建設に2年半を要することから、令和11年1月に施設の引渡し、準備期間を経まして、令和11年3月の供用開始を予定しているところでございます。

以上です。

○上里善清委員 ちょっとこれ、余計な話かもしれないんですけど、箱物ができて道路が整備できてないという状況があったら、ちょっと混乱するんじゃないかと思ひましてね。

これは道路のほうとも密に連携しながら、箱物ができるまでには整備していただけるようお願いしたいと思います。

あと、沖縄文化の継承と発展についての中の1番目、琉球歴史文化芸術興隆事業の中で、琉球料理のユネスコ無形文化遺産登録とされておりますが、今この登録は認証制度だと思うんですけど、この下の事業のほうにも認証ってありますよね。

認証を受けたところというのはあるんでしょうか。

○高江洲昌幸文化スポーツ統括監 ユネスコのほうに登録されているものにつきましては、今120件ございます。

○上里善清委員 この琉球料理の、どういったものかが分からないんですよ。昔の琉球王朝時代の宮廷料理なのか。今のウチナーだったら、ウチナーそばもありますよね。ヒージャーもあるだろうし、どういったものがあるのかちょっとイメージが湧かないんですよ、琉球料理の認定というもののですね。どういう品目があるんですか。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えします。

まず、琉球料理の定義なんですけれども、伝統的な食文化の9つの要素からなっていて、1つが食材、2つ目が調理法、3つ目が味わい、4つ目が栄養、そして5つ目以降が菓子、酒、お茶、食器、風俗習慣、こういった9つの要素から成り立っています。

歴史的には琉球王朝時代の士族の食文化として発

展したものが琉球料理でございます。

戦後、アメリカのほうから入ってきたボークとか、タコライスとか、そういったものを沖縄料理というふうにして区別して呼んでいるところでございます。

○上里善清委員 あと、空手のほうなんですけど、ユネスコに登録してくれということなんですよね。

今の取組状況と、いつ頃登録をされるか、その状況をちょっと説明してください。

○高江洲昌幸文化スポーツ統括監 県としても、空手振興のためにユネスコ登録が重要であるというふうに考えています。

現在は沖縄空手道振興会をはじめ、県内の主要な空手4団体と連携して取組を進めているという状況です。

幅広い分野の関係者の参画を得まして強化を図るということで、県内の空手団体以外にも市町村、教育、文化、学術、経済団体も加盟をする、沖縄空手ユネスコ登録推進協議会というものを令和2年に設置をしました。関係省庁の要請とか、機運醸成のためのシンポジウム等を行っているというところです。

県としても、引き続き空手ユネスコ登録推進協議会の加盟団体と一体となって要請を行うとともに、ほかの伝統文化の分野とも連携しながら、登録に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

○上里善清委員 食も、この空手も、沖縄観光の一つの振興をする部分になると思いますので、ぜひ力を入れて、これ観光にもつながりますので、ひとつよろしく取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 山内末子委員。

○山内末子委員 こんにちは。お願いいたします。

事業概要の資料のほうからですが、スポーツ振興の分野の中で、競技スポーツの推進事業がありますけれど、今年はオリンピックの年になってまして、前回のオリンピックで喜友名さんの輝かしい栄光とかがあったんですけど、今の時点で、オリンピックの強化選手になっているとか、そういった実態について少しお聞かせください。

人数についてお願いいたします。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

現時点でオリンピック候補に選ばれている選手はいらっしゃらないんですけど、可能性がある選手が何名かいらっちゃって、競技名だけでよろしいですか。

カヌーとか、あと陸上、レスリング、ウエートリフティングは、沖縄は特に毎年オリンピック選手も

出ているということで強いというところと。あとハンドボールに関しては、オリンピックの出場権を獲得しました。その際のキャプテンが、ジークスター東京にいらっしゃる東江選手です。まだ最終発表はされてないんですけど、東江さんがいらっしゃいます。あと自転車とか、こういった形で候補の選手が何名かいらっしゃいます。

○山内末子委員 まだちょっと決定には早いとは思いますが、実はブレイクダンスという競技が初めてオリンピックの競技になりまして、本県の高校生がその強化選手の一歩上のほうにランクとしていますが、マイナーな競技で、強化支援の予算であたり体制があまりなくて、協会もなくてということで、ほとんど練習も強化合宿も自費で全部行ってるらしくて。そういった新しい分野の皆さんへの支援とか、あるいは前回もそうですが、オリンピックの選手の強化とか、県としての支援はどのようなものがあるのかお願いいたします。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

確かにブレイキング競技自体は沖縄県に連盟があるというわけではなくて、組織的に活動しているというところではないということで、なかなか活動を支える団体が少ないという現状でございます。

ただ、オリンピック等の世界大会も含めて、そういったところに出場する選手に対して支援ということで、私たちのほうの事業の中で、沖縄県のスポーツ協会がございまして、そちらのほうに補助金として支援を行って、その中で世界的なトップレベルの選手への支援という形で選手の強化費というところを支援する事業がございまして。

○山内末子委員 今ダンスは学校の授業にも取り入れられていて、特に沖縄県は、小さい子たちからブレイクダンスもそうですが、ストリートダンス、いろんなダンスの競技が大変盛んに行われていて、これからどんどんそういった世界大会とかオリンピックの競技にも可能な状況になると思うんですよね。

そういった意味で、新しい事業に対しては、やっぱり県のほうがしっかりと、特に協会が小さければ小さいほど支援をしていくということをこれからやっていかないと、特に若い子たちですので、さらに振興していくためにも、ぜひその辺の新たな取組の支援の方法というのを考えていただきたいと思いますけど、その辺、部長どうでしょうか。

どう考えますか。お願いします。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

確かに、若い子供たちが、将来に向けてオリンピック、または国体に関してもいろんな競技が出てくると思いますので、そういった子供たちに対してしっかり支援ができるように、私たち、沖縄県スポーツ協会とも連動しながら、選手の育成に努めてまいりたいと思います。

○山内末子委員 よろしく願いいたします。

次に、交流推進事業について伺います。

この中で主な事業内容と、海外における文化伝統芸能、そういった研修とか、これまでやってきた実績、それについてお願いいたします。

○仲村卓之交流推進課長 お答えします。

海外県人会が主催するウチナーンチュの日のイベント等に合わせまして、沖縄から文化芸能指導者を派遣するという事業を平成29年度から実施しています、これまで17か所への派遣をしています。

今年度で言いますと、ブラジル、アメリカ、オーストラリア、カナダの県人会等へ文化芸能指導者を派遣しております。

○山内末子委員 次年度は予定として何か国を予定していますか。

○仲村卓之交流推進課長 令和6年度につきましては、また各県人会からニーズを調査をしまして、派遣国を決定していくということになります。

○山内末子委員 大変いい事業だと思っています。

南米とかは割ともう県人会も、そういった芸能関係もしっかりと大きなものになっているんですけど、去年、私たちがカナダに行ったときに、やっぱりまだその県人会が小さいだけに、その振興ということでは少し足りないかなと。

そういった意味では、そういうものの道具を必要としているということありますので、その辺をぜひ一緒に、もう一度考えていただきたいということ。

そしてもう一点は、文化芸能、伝統芸能だけではなくて、少し分野が違うんですけど、紅型を教えてほしいとか、工芸のそういった研修も必要だということ言われてきましたので、ぜひそこも一緒に、ちょっと分野が違うんですけど、連携した形での研修、そしてこの事業をお願いしたいと思いますけど、最後に部長、お願いいたします。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 海外にあるウチナーネットワークと沖縄県のつながりを強くするという意味合いで、現地のほうで伝統芸能活動を行っている方々の支援というのは大事だと思っています。

その中で、エイサーとか三線とか琉球舞踊、道具が足りないというような声も聞いておりますので、

そういった方々に支援ができるように、マッチングなどを行う、あるいは輸送等の支援とかも含めて、そういったことを次年度検討しようかと思っております。また、ありました伝統工芸ですね。こちらで学んだ留学生が数多く技術を学ばれて現地のほうに帰られているという事例もたくさんございます。そういった方々が持ち帰った技術を現地で活用できるような形の支援ということもできないかというふうに考えております。

そういった様々な支援を現地の県人会と意見交換を重ねながら進めていければと思っています。

○大浜一郎委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 お願いします。

資料3-4の17ページです。

沖縄観光人材不足緊急対策事業のほうについてお聞きします。この事業の概要としてあるんですけども、観光産業においても様々な業種のほうがあるんですけども、この無人化、省人化の取組というのは、それぞれの分野というんですかね、それでもちょっと違うというふうに私は認識しているんですが、その考え方とか、対象となるものについてお聞きしたいと思います。

○大城清剛観光振興課長 本事業は観光需要が回復する中で、現場における人材不足に対応するため、観光事業者が人材不足を補うために実施する自動チェックイン機等の導入など、無人化、省人化に向けた取組や、新たに採用する人材の渡航費など、県内外からの観光人材の受入れに関する取組を支援するものであります。

支援の対象については、宿泊、レンタカー、貸切りバス、観光施設、旅行代理店などの観光関連事業者をはじめ、空港において、グランドハンドリングや保安検査業務を担う事業者等の幅広い事業者を想定しております。

○次呂久成崇委員 次に、観光人材確保支援事業。これ基金のものなんですけど、これとの兼ね合いもあるかなと思うんですが、先ほど渡航費等の話もありました。

この渡航費もそうなんですけど、我々、八重山、先島のほうでいうと、人材確保しても、そこで働きながら生活をしていくというところで、一番大変なのはやっぱり家賃。家賃が高いのでとても大変かなと。

この渡航費だけでなく家賃補助とか、処遇改善等も含めたものなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○大城清剛観光振興課長 渡航費のほう、航空運賃等はこの事業に含まれておりますけれども、家賃等については着後手当と申しまして、移転してきて、引っ越してきて、しばらく数日の間、本格的に見つけるまでの数日の間という予算を組んでいる状況でございます。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、東日本大震災の発生時刻に合わせて全員で黙禱をささげた。)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 同じく確保支援事業なんですけれども、この事業は学生等向けに観光業界についての理解を促進するための見学ツアーや体験ということなんですが、これは学生以外、例えば中途採用とか転職希望者というのも対象になるのでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 学生だけではなく、離職者や既卒生も対象にしております。

○次呂久成崇委員 分かりました。

同じページの、これは人材確保なんですけれども、上のほうに3番で、離島観光活性化促進事業ということで、離島観光のプロモーション等の事業があるんですけれども、この観光誘致に関しては、例えば離島の受皿、人材不足確保対策との整合性というのはどうなっているのか伺いたいと思います。

○大城清剛観光振興課長 離島においても人材不足が課題になっているということを、私たちも認識しております。

各離島の観光協会等に対して、今御説明申し上げた沖縄観光人材不足緊急対策事業について、積極的に周知を図りまして、離島の人材不足に対する支援を強力に実施していきたいと考えております。

○次呂久成崇委員 新規事業での確保対策事業ですので、周知のほうをしっかりとやっていただきたいなと思います。

その次の4番、高付加価値なインバウンド観光地形成事業ということなんですが、この高付加価値な観光資源開発の考え方、そして富裕層インバウンドというのはどういうことを想定しているのかというのを伺いたします。

○大城清剛観光振興課長 沖縄県では、世界から選ばれる持続可能な観光地形成を目指し、沖縄の自然、文化、歴史、芸能など、沖縄のソフトパワーを活用した、多彩で質の高い観光を推進しております。

本事業は、観光庁の財源を活用しまして、高付加価値な外国人富裕層の取組を強化するため、当該富

裕層が好むとされているアドベンチャーツーリズムやガストロノミーツーリズムなどの観光資源開発に取り組んでいくこととしております。

本事業を実施することにより、高付加価値な外国人富裕層の取り込みを強化し、その旺盛な旅行消費や知的好奇心を満足させることを通して、地域経済の活性化が図られ、多彩で質の高い沖縄観光に寄与するものと考えております。

○次呂久成崇委員 すみません、この高付加価値な観光資源開発ということの、新しい観光資源というのは県としてはどのような考え方、こういうのがあるとかというのはあるんでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 今申し上げましたけれども、最近非常に脚光を浴びていますアドベンチャーツーリズムというものは、自然体験、文化体験、そしてアクティビティの3つのうち2つを含んだツーリズムというふうに定義されておりますけれども、この定義だけじゃなくて、ツーリズムを通して体験をして、深い感動を覚えて、自分の人生観が変わるような、非常に印象に残るようなツーリズムというような意味合いでして、まさに沖縄の様々な歴史、文化、自然を、非常に多くのコンテンツを含んでいますので、その辺をまた各地域の皆様とも協力して、そのようなものを開発していきたいなと思っております。

○次呂久成崇委員 次のページ、18ページの6番なんですけど、さっき上里委員のほうからもあったんですけど、持続可能な国際観光景観事業ということで、まず、この持続可能な国際観光地の形成の考え方、県の方針について伺いたいと思います。

○大城清剛観光振興課長 本事業は、沖縄の自然や歴史、伝統文化を感じさせる、沖縄らしい、世界水準の観光地にふさわしい良好な沿道景観を実現し、持続可能で魅力的な国際観光地を形成することを目的としております。

本事業を活用しまして、那覇空港や美ら海水族館につながる県道114号線など、県内において選定された重点管理路線の4か所程度について、観光地にふさわしい植栽基盤等の改良、高木低木更新等の魅せる沿道景観の整備を実施するとともに、景観アドバイザーを活用しながら、官民連携による維持管理体制の構築などを実施することとしております。

○次呂久成崇委員 道路管理者というのは土木建築部になるかと思うんですけども、その土木建築部との調整、連携の取り組み方というのはどのようになっているのでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 この予算は土木建築部のほうに分任して行う予定になっておりまして、土木建築部のほうでも沿道景観推進室という新しい体制を組みまして、私たちもこの室と意見交換をしながら、しっかりと観光客が心を和ませる景観というのですかね、満足度を高めるような景観というのを実現できるように、常に連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

○次呂久成崇委員 やはり今、いろいろ問題になっているのは、この道路の雑草の除草の問題とかについてよく一般質問等でも出るんですが、その雑草等の対策とは別に、これは景観ということでこの線引きが——なぜこの部署で、この事業なのかということ、いきなりぽんと出てきたものですから、ちょっと分かりにくくて。この線引きまではいかないと思うんですけれども、どういう方針なのかというのを、もう一度ちょっと、丁寧にお願いできますか。

○大城清剛観光振興課長 雑草があってはならないというのは、もちろんこの中に含まれていると思ひまして、ただ雑草を刈るだけじゃなくて、きれいな花を植えるとか、きれいな樹木をきちんと植栽して、見ていて非常によいものを造り上げるというようなものだというふうに、私たちは理解しております。

またこの道路に近接している公園なども連携して、エリアとして整備を行っていくというようなものも計画されているということで、観光客がとにかくたくさん利用される道をまずしっかりと、魅せる景観というのを整備するというような事業であると理解しております。

○次呂久成崇委員 道路管理者との連携、調整も含めて、少し期待もありますので、注視していきたいなというふうに思います。

最後に、この持続可能な観光地形成に向けた2次交通推進モデル事業ということであるんですけれども、この特定の地域とか、時期とかの考え方についてちょっとお聞きしたいと思います。

○大城清剛観光振興課長 本事業は、観光需要が回復し、多くの観光客が沖縄県に訪れている中で、二次交通の確保及び体制が十分ではなく、またクルーズ船寄港時における交通手段の確保など、大量輸送が可能な鉄道がない沖縄県において、観光客の移動手段を確保できなければ、観光客増加に起因する観光諸問題が発生することから、未然防止策を実施するものであります。

具体的には、まず、手ぶら観光の推進。そして2番

目に、那覇空港から北谷町までの輸送力の強化等。そして3番目に、クルーズ船寄港時における二次交通の確保及び乗客の分散化等。この3つのそれぞれの事業をしっかり進めていきたいと思っております。

○次呂久成崇委員 これ、自然環境や住民生活へ影響などの観光諸問題ですね。

世界自然遺産登録の西表島なんかもそうなんですけれども、離島の観光というところでは、この事業はどういった兼ね合いがあるのでしょうか。

○大城清剛観光振興課長 持続可能な観光地形成ということで、もうまさしく全ての観光地においてこの概念というか、非常に求められているものだと認識しております。

それで、先ほど申しましたように、次年度については、まず那覇空港で荷物がとにかくたくさんで、モノレールに乗り切れないとか、非常に那覇空港から出るのに四苦八苦しているというような状況もあって、これを何とか解消したい。

そして、そのためにも北谷町の美浜のエリアを交通結節点と位置づけるような事業もやりますので、観光客の方へのバスを運行しまして、直通でそこに行ってもらおうとか、そういう事業も考えています。

そして、クルーズ船寄港時に、非常にこの国際通りとかに人が集中するとか、いろんなことが起こってきている部分もありますので、それを解消するため、二次交通に対するいろいろな事業を行うということで考えております。

3点行いますけど、もちろん、幅広く、いろんなものがあると思いますので、その辺また私たちも研究しながら、どこに予算を投下したらより効果的な持続可能な観光地形成に資するかというのを考えながら、またやっていきたいなと思っております。

○次呂久成崇委員 今聞いた限りでは、沖縄本島での交通網の対策なのかなというふうに感じたんですけれども、やはり各離島のほうでも、例えば、竹富島とかですと、300人ほどしか住んでない島に、ピーク期にやっぱり50万人来たりとかしてですね。

ただ、コロナ禍後は、これまでの定期船も減便されていて、船に乗るのもぱんぱんでというような状況とか、そういうことも併せて、ぜひいろんな、幅広く取り組んでいただきたいなというふうに思います。

ぜひこれも含めて、この事業を進めていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○大浜一郎委員長 仲村未央委員。

○仲村未央委員 お願いします。観光税のことでお聞きしてよろしいですか。

取りあえず、観光税の導入に関してのこれまでの到達点というか、進捗状況、どこまで来ているのかお尋ねいたします。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 これまでの観光関連団体、市町村との意見交換、それからツーリズム産業団体から意見書も提出されておりまして、その中で税の使途、税額設定の在り方、県と導入市町村との税率、税の配分等が論点として上がっております。

宿泊税については目的税であることから、納税者である観光客に利益が還元される必要があり、使途となる財政需要があることが前提となっています。

現在、県の関係部局と全市町村を対象に需要調査を実施しているところでありまして、この財政需要を踏まえ、税額設定の在り方とか、県と市町村の税額、税率の配分などを連動して検討するということとしております。

方針としましては、県としては、納税者の過重な負担とならない、簡素で分かりやすい制度となるように、観光関連団体や関係市町村と丁寧に意見交換を行いながら、導入に向けて検討を進めているという状況でございます。

○仲村未央委員 この新年度の取組として、今スケジュール感としては何をやるんですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 現在、需要調査を行っているというところで、目的税であることから、その税の目的である需要額と、それからどれぐらいの規模になるのか、それからこういった形で使うのかという使途の部分、それを基に、それを徴収する、それを調達するための手段としての税率の在り方というのがありますので、こういう需要額を基に、県と市町村で、そういう論点を示しながら議論をしていくということで、今年度中にその論点を取りまとめて、方向性を、両論併記になる部分もあるのかもしれませんが、その論点を取りまとめるという作業をやっていきたいと。

次年度はこの整理された論点を基に、絞った形で議論をしていければなというふうに思っています。

○仲村未央委員 需要調査というのは、これは市町村はどこに調査をするんですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 現在、照会して、集計して、精査しているところですけど、県の全部局、それから全市町村に、目的税の使途というところでの使い道が想定される事業というのを調査した

ところですよ。

○仲村未央委員 もちろん使途はこの目的をどう達するかということにおいては非常に重要な議論になっていくと思うんですけども、その目的税そのものの目的をもう一度、すみません確認のためにお聞きしたいと思います。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 県では、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展することを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光目的税の導入に向けて検討を進めているところです。

○仲村未央委員 それを目的としての使途なんですけれども、これまでの提言などでまさに、今おっしゃるような、持続可能な観光地づくりとか、利便性とかというのが上がっていましたよね。

この目的、使途というふうに整理する中で、どこまでその目的として、使途としてターゲットにするかということになると、対象とする範囲というのはどうにでも展開できるというか、目的自体が非常に大きい目的ですから、例えば、先ほど議論にあったような沿道の景観もちろんそうでしょう、一つはね。持続可能な観光、国際基準のというふうになってくると、それを目指すということを取れば、沿道だってそうでしょう。

あるいは交通だってそうですよね。一番その需要が高い、いつも不満が高い移動手段ということになると、交通政策もそうでしょう。

ということになると、県の事業、県だけじゃないけれども、一般的に行政が捉えている事業が、ある程度全般的に、その捉え方によっては観光地をどう高めていこうかという範囲に入ってくると思うんですよ。

そうなると、この目的税の目的ということ限定せしめるということは、これはもう判断でしかないのか、それとも、法的にある程度整理された基準というものがあるのか、そこはどうなんですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 目的税ということで、判断基準としては、納税者である観光客に利益が還元される使途になっているかというのが基準になります。

今、使途として想定している、まさに議論しているところですけども、観光客の受入れ体制の充実強化が1つ目。2つ目に、観光地における環境及び良好な景観の保全。3つ目に、観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興。4つ目に、地域社会の持続可能な発展を通じた観光の推

進などを想定しておりますけれども、おっしゃるように、これまでもやられた取組というのがありますので、税を活用した事業については、新規の事業、または拡充する事業に税を充てるということを想定しています。

○仲村未央委員 例えば、国が取っている出国税がありますよね。あれも国際観光の目的税として、出ていく方々から——外国のお客さんに限らず、日本人が出国する際にも1000円取られますよね。

その目的を比較してみると、その目的は、例えば、空港の整備とか、海外のプロモーションとか、それから文化財を活用した事業も取られている。それから、搭乗手続の自動化、簡素化とかですね。それから、保安検査場とか。そして、あれこれ見ていくと、例えば公衆トイレの洋式化、こういうものも、この観光目的税として国際観光旅客税としての出国税の対象になっているんです、使途としてね。

だから、どういう捉え方によっても、いかようにも沖縄でどう気持ちよく過ごしていただくかという視点に照らせば、しかも、新規のみならず拡充となると、やっぱり従来やってきた事業も含めて、対象目的の範疇ですという整理はやっぱりつくというふうに見えるわけですね。

だから、その受益者が還元をされるというときに、還元のされ方というのは非常に抽象的であるしね。何かもらったとか、その物品に代えられない価値だってあるわけですよ。気持ちよく過ごせた、スピーディーに物事がいった、多言語化されていて便利だった、こういうのは全てそういう対象になってくるわけですね。

そういう意味では、その目的ということ捉える、その使途というものを捉えるに当たっては、いざこれを現実化しようとする、議論というのは、幾らでも広がる、幾らでも狭まるということかなと思うんですけど、そこら辺は、ある程度、皆さんは察しがついているのですか、その使途についての絞り込みというのは。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 納税者である観光客に利益が還元されるというところは、使途について、その使われ方について、観光客の理解が得られるような形の運用が必要だということになりますので、使途について、こういう形で使われているところの公表ですかね、透明性を高めるというところは必要かなと思っております。

また、実際に活用するに当たっては、観光関連団体や有識者で構成する検討委員会というようなもの

を、事前に意見を聴取しながら使途を決めるという仕組み、また、事業を実施した後、それが効果的なものになっているのか、観光客の理解が得られるものであるのかというような効果検証をする仕組み、そういったものも併せて検討しようと思っていますので、そういう運用の中で観光客の理解を得る、あるいは従事している観光事業者さんの理解を得る、そういった仕組みを検討したいと思っています。

○仲村未央委員 そうなると、効果をどう評価するかも含めて、一方通行じゃなくて、満足度の向上というものを具体的につかまえていくということも、恐らく想定しているんでしょうというふうに今お聞きをしました。

それで、一番今、課題の一つとして上がるのが、市町村との重複ですね。既に導入しているところ、それから、今もう導入しようとして動いていて、次年度、次々年度ということで走り出しているところがありますね。それから、これからまた検討しようとするところもあると思うんです。

先に、その市町村でも実践をしているところというのは、もちろんその自治体の独自の取組ですから、それを後から導入しようとする県が広域として調整するというのはなかなか厳しいものもあるのかなという感じがしますが、これから導入しようとする市町村に対して、どう誘導して、なるべく一元的に分かりやすく、重複をしない形で整理をしていけるかどうかというのは、ある程度ここは調整をする必要があるんじゃないかなと思いますけれども、そこは具体的に上がっているんですか、その調整というのは。

○川上睦子参事監兼観光政策統括監 今年1月末現在、観光目的税、宿泊税ですけれども、導入を予定している県内の市町村は5市町村ありまして、本部町、恩納村、北谷町、宮古島市、石垣市の5市町村となっております。

これまで5市町村と個別にもありましたけれども、5市町村集まって連絡会議を開催して、それぞれの市町村で導入に向けた検討状況ですとか、論点になっている部分について情報共有を行いながら、県と導入市町村との税率、また税の配分、また課税免除の対象等を中心に、検討の方向性ですとか取組手法について意見交換は行ってきております。

また、先ほども部長からもありましたけれども、県庁内の関係部局ですとか、5市町村に限らない全市町村を対象に需要調査を実施しております。

この需要調査の精査を今行っているところですけ

れども、需要調査の需要額を踏まえまして、これで県が取る分と市町村の配分については、この需要額の精査を踏まえた上で配分額については今後検討していくことになるんですけれども、この点につきましても需要額調査の結果を、市町村の――まずは5市町村の担当者に提示して理解を得ながら、県と市町村の配分については検討して、決定していくことになるんじゃないかなと思います。

いずれにしても、県内のこの5市町村以外の市町村の宿泊施設に泊まるのと、独自に導入を予定している5市町村に泊まるのとで税率が変わっては、観光客、また県民も泊まる方もいらっしゃいますので、そういった方が泊まる市町村によって税率が違うというようなことがないように、納税者の過重な負担とならないように、簡素で分かりやすい制度となるように、関係市町村とはなるべく足並みをそろえるような形で議論が進められるような意見交換をしていきたいと考えております。

○仲村未央委員 需要者の負担というのももちろん視点だけでも、私が気にしているのは、政策打つに当たっての、還元に対するその負担感の公平さというのが整理されるかどうかというのを気にしているわけですね。

というのは、観光目的税を入れる市町村というのは、基本的に観光需要が高いからこそ導入しようとする市町村ですね。

そうすると、例えばその観光地をきれいにしていくということから沿道をきれいにすることも分かりやすく始めた場合、その還元先というのは、恐らく二重に――その市町村も導入しているところが、県の事業としても目的税を生かしてこれを施行しようとするところだったら、県だけの税が入っている導入していない市町村は、100%県の目的税として徴収されるという形を取るんだけれども、その需要者はね。ところが、先に導入している、あるいは二重に導入しているところというのは、例えば半分は市町村、半分は県となった場合、事業の展開からしても、その需要に対する負担ですね。いわゆる、その施策に対する経費というのは、県の分というのは、やっぱり減るわけですよ、言ってみれば。

だから、そこら辺の負担の在り方、還元の先としてのその公平さという意味では、ここはいいんですか。みんなが手を挙げて、それぞれ市町村にみんな半分半分でいったときの、取っている市町村と取らない市町村という意味での、還元の公平さというのは、どういうふうに整理されますか。議論がありま

すか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 まず、5市町村が導入を予定、検討しているという部分については、税額設定の在り方とか導入スケジュールについては、県と市町村で十分に連携する必要があると思っております。

導入予定市町村とそれ以外の市町村で納税者が支払う税額というのは一緒にしないといけないというところがあります。

一方で、目的税ですので、何のために使うのかという、それに見合った税額である必要があるという形になりますので、目的税を活用した施策という部分について、それぞれ県の役割、市町村の役割――例えば、県は全県的、広域的な見地から、先ほどありました景観であるとか、人材育成であるとか、そういった部分の取組がありますし、市町村は住民に身近な自治体として行う施策がありますので、その施策に応じた取組を、それぞれが役割分担をしながらやるという形になります。

導入予定市町村については、自らの税という形になりますので、市町村の自主的な判断に基づいて、目的税に沿った形の活用をしていただく形になると思いますし、導入しない市町村においても、県のほうで徴収した税額を一定程度、その他の市町村に何らかの交付金とか補助金という形で、事業に見合った形で配分して活用してもらおうと、そういうことも想定しているところです。

○仲村未央委員 分かるようで、ちょっと気になるところもやっぱり残ります。

展開される施策というものが、県の役割、市町村の役割というふうに、明解に分けて、財源も整理できるのかというところは、その事業の性質によっても、はっきりとは分からないんですけど、今の段階でね。

ただ、今から導入しようという検討があるところについては、県として、ちょっと待ってよとか、一緒にやりましょうとか、できれば一本化したいので、そこは一緒に検討を、少し調整してくれないかということについては、やっぱり具体的に導入に向けては調整をしていかないといけないんじゃないかなという感じがするんですね。

今から走り出そうとするところもたくさんあると思うんですよ、市町村も。あそこもいいね、ここもいいねって、みんな横並びで。まねしたくなると思うんですよ。

今からやるところについては、県が基本的に広域

自治体として導入をしていくのでちょっとお待ちくださいなど、なるべく一本化を図りたいので、先にやっているところにはもう多分、そこまでは言えないと思うんですけど、そこはやる考えですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 先ほど申しましたように、県と市町村がそれぞれ導入する——沖縄県の場合には、沖縄県と5市町村が今まさしく議論をして、導入を検討しているという時期ですので、この導入のスケジュールと税の内容についてはすり合わせができるように、今まさしく調整しているところであります。そこが導入予定市町村とそれ以外の市町村とでのバランスが取れるよう——納税者に負担感が生じないように、そういった形で調整をするということは、今まさしくやっているところです。

○仲村未央委員 ちょっと、あんまりかみ合っていないなかったけど、もう時間があれなので、また引き続きよろしく願いいたします。

○大浜一郎委員長 休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時39分再開

○大浜一郎委員長 再開いたします。

先ほど仲村委員の質疑に対する答弁で、文化観光スポーツ部長から答弁の補足説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

宮城嗣吉文化観光スポーツ部長。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 先ほどの観光目的税の検討に係る市町村との調整状況につきまして、補足説明をさせていただきます。

導入を予定している市町村からは、県の動向を注視しながら導入を検討する自治体と枠組みを検討したいなどとの発言もあるところであり、県としましては同じタイミングで導入できるよう、また、税制度の内容が相互に整合が図られるようにですね、丁寧に協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○大浜一郎委員長 玉城武光委員。

○玉城武光委員 いろいろ質疑がありましたけど、初めにですね、この説明資料の中に沖縄観光人材緊急対策事業と、それから、持続可能な国際観光景観事業というのがあって、内閣府という説明があるんですが、財源が内閣府の事業を実施するというものなのか。ちょっとその説明を。

○大城清剛観光振興課長 こちら内閣府の計上予算、省庁計上予算ですね。内閣府から県のほうが予算をいただいて実施するというものでございます。

○玉城武光委員 ソフト交付金、ハード交付金以外

に内閣府が事業を実施して、沖縄県でやるということですね。

○大城清剛観光振興課長 そのとおりでございます。
○玉城武光委員 金額もね、6億円、3億円という事業ですから、ぜひ事業の効果を上げていただきたいということで。

新規の琉球歴史文化芸術興隆事業の概要の説明をお願いします。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えします。

本事業は、文化関連産業と観光関連産業を結びとともに、その沖縄固有の歴史、そして文化芸術の継承及び発展交流に向けて取り組んでいく事業でございます。

そのため、県内外及び海外に向けて沖縄文化の認知度向上、あるいは普及などに関する取組を実施いたします。

具体的には、琉球歴史文化の日に係る取組として、若年層に向けて沖縄の伝統文化に関する講演及びワークショップを開催するとともに、ウェブなどを活用し、国内外に向けて沖縄の歴史や文化に関する情報発信を行っていきます。

また、その他の取組として、琉球料理、あるいは空手などの沖縄が誇る伝統文化のユネスコ無形文化遺産登録のため、各文化関連団体などと連携しながら機運醸成や調査研究を進めていきます。

加えて、県外での伝統芸能公演や北米において現地県人会などと連携し、三線及び琉球舞踊など沖縄文化に係るイベントを開催いたします。

これらの取組を実施することにより、担い手の育成とか、あるいは観光誘客につなげていく事業でございます。

○玉城武光委員 いろいろな3つの事業の説明がありましたけど、どれも大事なことから、ぜひ全力で頑張っていただきたいです。

次はですね、しまじまの芸能を活用した文化観光コンテンツ創出事業の概要の説明をお願いします。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えします。

文化資源を活用した観光振興を図るために、県内各地域に存在する多様で豊かな地域の伝統芸能を文化資源として掘り起こして、その文化を活用した新たな観光コンテンツを創出しております。

具体的には、文化相談員を直接地域に派遣いたしまして、その地域で伝承されている芸能について、情報収集、あるいは課題解決の支援を行いながら、芸能祭への出演、あるいはウェブを活用した情報発信などを通して、県内外にその魅力を発信し、地域

の活性化につなげていきます。

伝統芸能祭に関しましては、次年度は本島で2回、離島は八重山で1回の開催を予定しております。

○玉城武光委員 伝統芸能祭という開催の場と言って、離島が2か所でしたか。

○佐和田勇人文化振興課長 離島は八重山で1回です。

○玉城武光委員 宮古はないのですか。

○佐和田勇人文化振興課長 宮古島は、今年度実施いたしました。

○玉城武光委員 これ島々にいろいろな伝統芸能がたくさんありますよね。一つ一つの伝統芸能が認知度というのか、これが高くなるようにぜひ頑張っていたきたいということと、文化相談員というのはどういう方が相談員になるんですか。

○佐和田勇人文化振興課長 お答えいたします。

まず、もちろん文化に秀でている方々、例えば県立芸術大学を卒業した方、あるいは今まさしくその演舞に関わってる実演家の方々といった中から県のほうが選考しまして、その文化相談員を、文化振興課内に1人配置をしまして、その文化相談員を、それぞれ百五十数か所アンケート調査をしまして、ハンズオン支援をしてほしいとか、そういった要望がある島のほうに、集落のほうに出向いて行って、彼らがその課題を解決する——継承者不足というのが一番の課題なんですけれども、その継承者不足とかいったことを解決するためにどうするかということを直に、そのフィールドワークといいますか、その現場に行って話を聞いてそれを解決するという役目を担っております。

○玉城武光委員 伝統芸能と言われているのは、沖縄県で幾つぐらいありますか。

○佐和田勇人文化振興課長 すみません、今、完全な数字は持ってはいないんですけれども、これからそれを掘り起こしていくということでですね、今大体、その島々で芸能があるというのは50以上、県内であると言われていています。

47都道府県の中でも上位を占めていると言われておりますので、その50以上、もっと地域に埋もれている伝統芸能があると言われておりますので、それを発掘しながら、そして、伝統芸能をお見せして、また、県外の誘客につなげていくという事業でございます。

○玉城武光委員 50以上という、国内でも非常にたくさんあるということですね。頑張ってください。

次に、沖縄空手世界大会開催事業ですね。これ第

2回沖縄空手少年少女世界大会とあるんですが、その概要をお伺いします。

○桃原直子空手振興課長 お答えいたします。

世界には、約1億3000万人もの空手愛好家がいると言われております。

県では、世界中の沖縄空手愛好家が定期的に空手発祥の地・沖縄に集結し、交流を深める場を創出するために、沖縄空手世界大会を開催しております。

また、この大会は沖縄空手の技や精神性を今後も正しく保存・継承し、将来にわたっての振興を図ることを目的としております。

この事業につきましては、その大会運営に係る事業費となっております。今年の8月には、第2回沖縄空手少年少女世界大会の本大会を開催することとしております。令和5年度には、県内予選と審判講習会を実施しております。

令和6年度につきましては、大会の周知広報、県内離島・県外・海外予選の実施、交流演武会、沖縄空手セミナーのプログラム調整、シャトルバスの運行検討などを行っていく予定であります。

○玉城武光委員 参加される方は何人ぐらい予定されていますか。

○桃原直子空手振興課長 前回の大会につきましては、令和4年度に開催しておりまして1196名参加いたしました。

今回の大会につきましては、県内予選の大会のほうが終わっておりまして、そちらの参加者が1148名となっております。全体として、これから県内の離島、それから、県外、海外の方が参加することになりますので、前回大会以上の参加者が来ると想定しております。

○玉城武光委員 じゃ、次ですね。

これ新しい事業です。新・地域間国際交流（協力）推進事業の概要をお願いします。

○仲村卓之交流推進課長 お答えします。

新・地域間国際交流（協力）推進事業ですが、沖縄県の有する国際ネットワークを生かして、文化やスポーツ、教育、経済など多分野を通じた相互交流を促進することで、アジア、ASEAN諸国との友好関係の深化を図るとともに、南米、北米、欧州、オセアニアなどの国、地域との地域間交流の発展を図るというものでございます。

主に2つの仕組みになってまして、一つは海外姉妹都市を中心とした地域との交流、もう一つが新たな国、地域を中心とした交流を図っていくことを想定しております。

○玉城武光委員 これは交流なんですけど、どこかに行くんですか。それとも、外国から沖縄に来てもらって交流するんですか。

○仲村卓之交流推進課長 これは、こちらから出向くこともありますし、向こうから来ていただいて交流すると、どちらのほうも考えられます。

○玉城武光委員 じゃ、最後になります。

人材交流を中心とした新事業・共創ネットワーク事業の概要説明をお願いします。

○仲村卓之交流推進課長 お答えいたします。

本県のネットワーク等を活用して、本県と海外、双方の発展に寄与する新たな交流、これはビジネス分野も含みますけれども、その交流の種を掘り起こして、その実現に向けて県庁内の部局、また、県内のJICA等関連機関と連携して支援をするなど、共創した取組を促進してまいりたいと考えております。

また、本県と南米のウチナーンチュとの連携強化や交流の活性化を図るため、相互のニーズを把握するとともに、交流促進や経済発展につなげる可能性調査を南米のほうで行うこととしております。

以上でございます。

○玉城武光委員 南米のほうで行うということになっているんですが、ぜひですね、経済交流で、南米のほうも、沖縄のほうも経済が発達するように頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○大浜一郎委員長 玉城武光委員の質疑は終わりました。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今の部局別資料3-4の18ページ。ちょっと商工労働部でしゃべり過ぎましたので、もう私は1つだけにします。

大型MICEの整備についてお願いをします。

これまで紆余曲折があつて、最終的にもうこの民間の力を借りて整備するという方向性でスケジュールまで出てきたわけですけども、これまでも10年以上調査事業もしたり、和解金を払ったり、土地代を県債で購入したりと、様々なお金をかけてきましたけれども、最終的にこの事業はどれぐらいの額になるんですか、お願いします。

○小浜守善MICE推進課長 お答えいたします。

これまでですね、土地の取得に要した経費が69億3500万円。また調査事業、いわゆる基本計画の策定事業等も含めて、そのような委託事業、また委員のおっしゃった和解金については9150万円というよう

なところがございまして、これまでの総額としては73億6000万円を要しております。

以上です。

○大城憲幸委員 これに今回の建設費を足すと概算でどれぐらいですか。

○小浜守善MICE推進課長 73億円に今回、設計建設で400億円を超える素案も出しているところで。約507億円というところで、総額はなります。

○大城憲幸委員 507億円かけて民間の力を借りて、20年間民間が独立採算で運営していきますよということになります。

正直言つて、当初は7割、8割の国の一括交付金を活用をして建てますよということで県民にも説明をした経過があります。

その後は、なかなか国との関係がうまくいかないもので、民間の力を借りて負担を減らしますよという話がありました。ただ、最終的にできた案を見ると、なかなか民間活用のメリットというのが、私が期待したほどは出てないというイメージなんですよ。

それで500億円かけて20年間独立採算で運営しますが、いわゆるこの500億円かけるという部分のビー・バイ・シー、費用対効果については、どのように説明をしますか。お願いします。

○小浜守善MICE推進課長 本事業には経済波及効果ということで、我々、算定をしております。

この経済効果については、令和3年度の調査結果として、開業12年目の年間催事件数が223件、参加人数が98万人で、経済波及効果は年間551億円との試算結果を示しております。

いわゆる開業から12年後の1年間の経済波及効果が551億円。それ以降は年間催事件数とかが安定して、220件から230件で推移していく、この550億円というところの経済波及効果が続いていくというふうに考えております。

○大城憲幸委員 何か国が出すみたいに、ビー・バイ・シーが幾つとか、そういう数値的なものも出るんですか、お願いします。

○小浜守善MICE推進課長 ビー・バイ・シーという形では、今回算定はしておりません。

○大城憲幸委員 締めますけれども、言うようになかなか国からの補助金が当てにできない中で、もうほぼ県民の税金、あるいは県債でほぼやるわけですよ、500億円という莫大なお金は。

そこは県民の代表の議会にはもちろんですけども、県民にも分かりやすい説明が必要だと思うんですよ、この費用対効果。500億円かけるけれども、こ

の12年目で年間500億円、この20年でこうだというもの、やっぱり分かりやすく丁寧に説明する必要があると思いますので、その辺は、今後具体的に数字を挙げて説明していただきたいと、要望して終わります。

以上です。

○大浜一郎委員長 大城憲幸委員の質疑は終わりました。

金城勉委員。

○金城勉委員 じゃ、私はしまくとうば普及継承事業関連の質疑をさせていただきます。

この事業が始まって、ほぼ10年がたつんですけれども、改めて事業の目的、そして、また目標とするところを説明いただけますか。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長 お答えします。

しまくとうば普及継承事業は平成25年度から始めてございますが、事業の目的としましてはしまくとうばを次世代へ継承するため、現在ですね、しまくとうば普及推進計画第2期計画に基づきまして、全県的な県民運動を展開をして、各地域への普及促進を行っていかうというところでございます。

今回、令和5年度から令和13年度の9年間の第2期計画の中で目指す目標としまして、しまくとうばを挨拶程度以上お話しする方々が県民調査の実態で60%と設定しているところでございます。

以上でございます。

○金城勉委員 本当に一生懸命取り組んではいると思うんですが、具体的な数字として、これは皆さんの目標に向かって近づいていますか。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長

令和5年度からは第2期計画が始まって、今、事業を遂行しているところでございますが、直近ですね、第1期計画の最終年度の令和4年度の目標値が、しまくとうばを挨拶程度以上話すという割合が88%という目標を掲げていたところでございますが、令和4年度の県民調査の実績としましては、しまくとうばを挨拶程度以上に話す割合が39%という結果になっているところでございます。

○金城勉委員 そういう88%に対して、実際は39%という状況のようですね。

やっぱりね、肌感覚としても日常生活の中でも、そういう方言、しまくとうばとかを使う機会、あるいはまた使っている状況をなかなか見かけないんですね。そのウチナーグチに対するこの県民の意識というのは、どのように捉えていますか。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長 お答えします。

先ほど申し上げました、しまくとうばを挨拶程度以上に話す割合というのが目標値に達していないところでございますが、県民意識調査のほかの項目で、しまくとうばに対して親しみを持っているというアンケートを取ってございます。そちらにつきましては、令和4年度は80.7%という数字がでございます。

実際、しまくとうばを話す割合が減っているという結果がある一方ですね、しまくとうばに対しては8割の県民の方々が親しみを持っているという結果も出てございますので、その親しみを、そういった関心を維持させることが大事ではないかなというところで、そこも維持しながら、しまくとうばを挨拶程度以上に話す方々の割合につなげていければということで取り組んでいるところでございます。

○金城勉委員 先日、皆さんと一緒に、琉大との連携なんですかね、ハワイ語の復活についての何らかの集会があったように、新聞でしたか、目にしたんですけれども、ちょっとその説明をいただけますか。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長

先月ですね、2月に琉大のほうで、しまくとうばを次世代へつなぐために～ハワイの言語復興に学ぶ～といったシンポジウムを開催したところでございます。

そちらで、言語復興が進んでいるハワイの事例を紹介させていただきながら、沖縄県のしまくとうばの普及、継承を考えていただく機会を設けるといったことで、開催させていただいたところでございます。

○金城勉委員 そのハワイ語復活を参考にして、この沖縄のしまくとうばの普及、復活に向けた、参考になる要素というのは、どういうことがありますか。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長 お答えします。

そのシンポジウムの中では、ハワイの事例につきまして紹介をしていただいたところなんですけど、ハワイで沖縄県と大きく違うところが、沖縄県につきましては特に本島と宮古、八重山とかいった地域ごとにしまくとうばの内容が大きく違うといったところがございます。

ハワイのシンポジウムの中で、ハワイの事例について紹介いただきましたが、ハワイについては沖縄県ほど言語の差異がさほどないという大きな違いがございました。

そこも踏まえながらですね、沖縄県としても、そ

の地域による言語差を、その地域地域で維持していくような形で取組が必要ではないかというところがありました。

もう一点、ハワイの復興がごく少数の、子供を持つ親の方々の取組から始まって、家庭におけるハワイ語の活用といったところを重点的に取り組んだことで沖縄県よりも進んでいるという結果が出ているというところまでございまして、そこは沖縄県のしまくとうば普及継承事業の中で、今後参考とさせていただきまして、家庭でどういった形でしまくとうばを活用していただけるのか。若年層、子供たちのみではなくて、子を持つ親の世代にどういった働きかけができるかというところを、ハワイを参考に取り組んでいければなということで考えているところまでございます。

○金城勉委員 そういうことが参考になるのであれば、沖縄の場合には、大体5つのエリアに絞ってのそういう考え方があるようですけども、一方で、やっぱり言語の復活という意味では、あれもこれもというふうに追いかけていくと、なかなか成果を上げるのが難しいという現実があると思うんですね。

ですから、そういう意味ではウチナーグチの、この標準語という考え方、それぞれの地域の島々の言葉はそれぞれの地域で大事にしようとして、一方で、沖縄全体をくくった中でのこのウチナーグチ標準語という考え方はどうですか。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長 お答えします。

今、金城委員からもございました、ウチナーグチと一般的に言われているのが本島の中南部で多く話されている言葉というのがございます。そちらが主に県内で活用されているというのが沖縄芝居とか、そういったところで活用されることによって、宮古、八重山でも耳にするような機会もあるというところは現状としてはございます。

ただ、先ほど申し上げました、沖縄県で言語の性質というか、相違が本島と宮古、八重山とかで大きく異なっているところがございますので、現在ですね、県のしまくとうば普及、継承という姿勢としてはですね、各地域地域で話されている言語をその地域地域で継承していけるような形で事業に取り組んでいるところまでございます。

以上です。

○金城勉委員 だから、気持ちは分かるんですけども、そういうふうになると結局何も残らなくなって全部が廃れていくんじゃないかなという懸念を持

つんですね。だからせめて、そういう標準語なるものを1つ定めて、そこはもう集中的に県としてリードして残して普及させていくと。

日本語でもそうですね。やはりその全国でいろんな方言がある中で、東京の言葉を中心にして日本語というものを標準語化して、きちっと文字表記としてもそれを中心にしてやってきたという、そういうこの国においても、1つの基準、標準になるものを定めてやっていったほうが効率がいいんじゃないかという、素人ながらに考えるんですけども、そういう議論は皆さんの中、あるいはまた専門家の中ではないですか。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長 ただいまの金城委員からの御意見の声も県内では多々ございます。

私どもも室の中で、そういったところも議論したりするんですが、今おっしゃられた主に聞く機会が多いという中南部につきましては講師養成講座ですとか、しまくとうば検定とか、そういったところで地域ごとに分けながら、その中で中南部で話されているウチナーグチも普及、継承を図りながら、同じく他の地域の言葉も廃れないような形で進めていこうということで現在取り組んでいるところまでございます。

○金城勉委員 もう時間もなくなったんで締めますけど、ぜひこの事業は、沖縄の文化の基層になっている言葉ですから、頑張っていただきたいなと思っております。

最後にですね、一般質問でも取り上げた県総合運動公園の自転車競技場の件ですけども、いろいろ調査をしているというお話でしたけれども、調査結果は出ていますか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

ただいま調査結果のデータを取りまとめて、今月いっぱい、3月末で調査結果をまとめる方向で進めているところです。

○金城勉委員 どうなりそうですか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 今、県内唯一の自転車競技場ということでですね、県内に1つしかない自転車競技場で隣接する北中城高校の部活でも利用されているというところもありますので、ぜひともこちらを活用して次の国体へ向けて、続けて使用できるというところがあればいいのかなとは考えております。

○金城勉委員 ぜひその方向で取組をよろしく願いします。

ありがとうございました。

○大浜一郎委員長 金城勉委員の質疑は終わりました。

新垣新委員。

○新垣新委員 歳入歳出予算事項別積算内訳書の22ページ。そこに委託料の中9のBe. Okinawa多言語コンタクトセンター運営事業と、13のBe. Okinawa FreeWi-Fi推進事業の対前年度比と成果を伺います。

○大城清剛観光振興課長 Be. Okinawa多言語コンタクトセンター運営事業は、外国人観光客が安全・安心に沖縄観光を楽しめるよう、多言語コンタクトセンターを設置し、外国人観光客からの問合せに対応しています。

旅前からの渡航・県内観光情報の提供、通訳サービス、台風災害等の対応サービスを行いまして、外国人観光客の満足度やリピート率の向上を目指しております。

実績、成果のほうですね、本センターの今年度対応実績について、2月末時点において、655件の問合せに対応しております。

成果としては、観光事業者及び外国人観光客に係る多言語対応のサポートを継続的に行うことにより、外国人観光客の満足度向上及び沖縄観光の質の向上につながったものと考えております。

Be. Okinawa FreeWi-Fi推進事業については、Be. Okinawa FreeWi-Fiの普及拡大、認知度及び利便性の向上を図るための事業でありまして、県では平成28年度より民間事業者が有するアクセスポイントを県の統一的なフリーWi-Fiサービスとして活用するBe. Okinawa FreeWi-Fiを構築しまして、官民連携でBe. Okinawa FreeWi-Fiの普及拡大を図ってきたところであります。

令和5年度の取組としては、ポータルサイトのリニューアルと併せて、Google Mapの位置情報と連携したWi-Fiマップの作成等を行っております。委託料としては、2500万円余りとなっております。

また、令和6年度においては、世界的に普及が進んでいる新たなWi-Fiであるオープンローミングを試験導入いたします。こちらは、Be. Okinawa FreeWi-Fiをオープンローミング対応して、世界中どこから沖縄に来てでも接続手続なしで自動的にWi-Fiへつなげる仕組みとなっております。

Wi-Fi整備については、限りある県予算を効率的、効果的に執行しまして、また、持続可能な発展となるよう官民の役割分担、連携を図りながら普及拡大に努めてまいります。

令和6年度の委託料としては、1400万円余りを計上しているところでございます。

○新垣新委員 私1期目から、今までに至って度重なる質問もして、質疑をやっています。

改めて伺います。沖縄県は観光立県ですよ、伺います。

○大城清剛観光振興課長 国内有数の観光地がありまして、観光立県であると認識しております。

○新垣新委員 そこで伺います。

糸満市のひめゆり塔は県の施設です。そのどこを巡っても、やはりWi-Fiがつかないとか、そういった苦情が多過ぎる。もう、これどうにかできないかって言って、何回かやったんだけど、今回予算にも反映されていない。観光宿泊税ができる前に、後でこれで元を取れって言うても、何も今回、成果が出てないんですね。

その件について、部長、改めてどうですか。

これとても大事なことです、平和観光を抱える糸満ですよ。糸満だけでなく、ほかも同じような情報が取れないということにおいて、本当に沖縄県は観光立県と言えるのかと。もう本当に、私は悲しさを感じているんですよ。もう観光客は嫌な思いをしているんですね、実際は。

どうですか、部長。補正でもいいから組んでほしいんですよ。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 観光客の利便性向上というところでですね、このBe. Okinawa FreeWi-Fi推進事業の枠組みは、持続可能になるということで、官民の役割分担と連携を図りながら、今、事業を進めておりまして、先ほど課長からも説明いたしましたとおり、令和6年度においては、さらに利便性を向上させるために接続手続なしで自動的につながるような仕組みとか、そういったものを導入しようとしております。

今おっしゃる平和祈念公園の部分ですけども、現在の県有施設につきましては、企画部においてWi-Fi環境を整える事業をやっております、平和祈念資料館自体は5年度に整備するというふうに聞いております。順次ですね、企画部の計画の中で――どこまで公園全体に広げるとかいった部分はその計画の中で進められていくものというふうに考えております。

○新垣新委員 平和祈念公園は県の管理です。これは平和観光とも絡むもので、企画部ともまたがるというのも理解しました。

ぜひ全て、摩文仁の崖の下までもできるように、W i - F i を広げていただきたいんですけど、部長、企画部との連携等、いつまでにこれができるか改めて伺いたいと思います。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 先ほど御説明申し上げましたとおり、令和5年度に平和祈念資料館、建物というか、その周辺になろうかと思っております。公園自体の整備につきましては、企画部の計画の中でですね、順次進められていると思いますけれども、観光部局としては観光客の立入りが多い場所を優先的にできないかというような形の働きかけなり、調整はさせていただきたいと思います。

○新垣新委員 分かりました。

ぜひこの取組頑張ってください、期待しています。

続きまして、15ページの一般観光事業費のeスポーツ関連基礎調査事業の約1600万円。これどういう中身ですか、伺います。

○小浜守善M I C E 推進課長 eスポーツ関連基礎調査事業につきましては、今回新規事業として提案をさせていただいております。

現在、国内外で成長を続けるeスポーツですね、今後の沖縄観光においても、有望な観光資源であり、また、新たなM I C E コンテンツとしても大きな可能性が期待されているところで、具体的にeスポーツは性別や障害の有無とか、年齢といった、この身体的差異にかかわらず、誰もが同じ土俵で楽しめるバリアフリー性というところも有しておりますし、新しい観光コンテンツとして観光客数の増加にも寄与すること、あるいはプログラミングとか、教育分野への活用も想定されるところです。

このため、今回、新規事業としてeスポーツの国際大会とか、大規模大会の誘致促進等に資するような基礎調査を実施したいとして、今回提案させていただいております。

○新垣新委員 沖縄県、今回新規事業でやると。

他の都道府県はどういった形でこの事業をやっているか、事例はありますか。

○小浜守善M I C E 推進課長 他の都道府県でも、eスポーツについて取り組まれているところはございます。都道府県、あるいは市町村においてもですね、大きな大会の誘致でありますとか、そういう施設の整備というところも取り組んでるところはございます。

沖縄県としては、この離島県の中でどのような対応をやっていただければいいかということも含めてですね、基礎調査として取り組んでいきたいと考えております。

○新垣新委員 分かりました、頑張ってください。続きまして、27ページです。

14のスポーツアイランド沖縄形成に向けた付加価値構築支援事業、今年度の取組を教えてください。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

同事業においてはですね、スポーツを通じた産業振興を図るために、スポーツ等、様々な産業の連携による事業に対して補助金を交付して、新たなビジネスモデルを創出する事業でございます。補助率が3分の2で上限額1000万円という事業でございます。

令和5年度は8件の事業を採択しております。

主な取組、支援した事業といたしまして、琉球古武道の技と型をA I 技術を使ってアプリ化するという、そのアプリを見て、この琉球古武道を学んでいる方々が自分の撮影をしたものをどのように型が習得できているかというところを学べるアプリの開発を行っている事業とか。もう一つの事例として、S U P がございます。これよく海でS U P を行っているんですけど、沖縄の北部のほうにはダムが幾つかありますので、ダムの湖面を利用したS U P のツアーの造成というところがございます。こちらは、海だとなかなか波が荒くて子供たちもできないということなんですけど、静かな湖面で山に囲まれながら、森林浴も含めたS U P のツアーを造成する事業を行ったりとかですね。あと、糸満市のほうでスポーツのサイエンスとウェルネスを設置するサービスということで、南浜公園のほうに、スポーツおきなわさんというところがデータ機器をそろえて、このアスリートの方々のいろんな運動能力を測定して、運動能力の向上を図るための事業を行ったりとかしている部分がございます。

○新垣新委員 分かりました。

部長、ちょっと教えてほしいんですけど、スポーツって幅があると思うんですね、メジャーとか、マイナーとか。これスポーツアイランド構想って、どこまでのパイと幅でやるかというのは決まっているんですか、どうなんですか。やっぱり沖縄って暖かいから、いろんなメジャーからマイナーから、たくさん来たいというのはいるんですよ。

そこに関して、どこまでの幅なんですか、この範囲内というのは。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 スポーツアイラ

ンド構想について、2つの側面がありまして、実際にやるスポーツ、そこは生涯スポーツ、自らやるというところの環境を整えるというところ、そこが生きがいだったり、健康につながったりという部分があります。

もう1個は見るスポーツですね。スポーツコンベンションの誘致ということで、見て楽しむという部分があります。それがプロ野球であったり、サッカーでの試合だったり、国際大会であったり、その誘致という形の部分があります。

そのスポーツのどれがという部分についてはですね、メジャースポーツからマイナースポーツまで幅広く対象としますが、スポーツコンベンションに当たっては、まず、こういった形のスポーツが沖縄のほうで多く経済効果があるかという部分については、優先度はある形にはなるかと思いますが、競技スポーツ、やるスポーツという部分については幅広く対象としているところです。

○新垣新委員 ありがとうございます。

このスポーツアイランド構想は、やるというスポーツ、見るというスポーツの中で、リゾートホテルがあるところにやっぱりメジャーからマイナーまでの支援——何でこう言うかという、スポーツ観光で税収となって跳ね返ってくるからなんですね。市においても、沖縄県においても、必ず入ってくるんですよ。

私、一般質問でもカヌーという——マイナーだと思ってたんですけど、海外に行ったらメジャーだという言い方をするものですから。そういう形で、もう小さなものから、できるものからぜひホテルがある地域をどうにかマイナーなものから稼ぐ力を、税収と跳ね返るような、施策をもう一度練り直してほしいなと思うんですけど、いかがですか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 スポーツコンベンションの範疇に入るかと思いますが、そういうスポーツで沖縄に来ていただくということは、平準化、年間を通して来ていただくという部分がありますし、地域地域の特性に応じた競技が呼べるというところの地域の分散化にもなるかと思いますが。そういった部分で呼べるような、今言うホテル環境であったりとか、あるいはそのフィールドであったりとか、あるいは活用できるような施設であったりとか、そういった部分の情報共有をしながらですね、沖縄県のほうにはスポーツコンベンションという、そういう発信するような機能を設けておりますので、そういったところで情報を集約しながら、効果的に

誘致できるように発信していきたいと思います。

○新垣新委員 最後になりますけど、27ページの3番のスポーツツーリズム戦略推進事業。そこでもですね、どうかこの大・中・小と人気のある、スポーツはこういった幅が広いと思うんですけど。観光で稼ぐ、税収を増やすんだというこの市町村との連携もここでもう一度育んで、チーム、組織をつくったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、市町村との連携はどうなっていますか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

スポーツコンベンションの受入れというところでは、市町村の皆様の協力、あと市町村の施設、あと宿泊施設というところは、連携というのは非常に大事だと思っています。委員がおっしゃるように、市町村との連携がなければ、沖縄県としても、こういった取組が実施できないところでございます。

今、例えばプロ野球のキャンプであれば市町村連絡会というところを設けておりまして、受け入れている市町村との連携会議を行ったりとか、あと、サッカーのキャンプを受け入れている市町村との連携会議を行っているというところがございます。

あともう一つ。沖縄県では、スポーツ協会のほうにスポーツコミッションという組織を設けておりまして、県外、海外も含めて、スポーツの合宿、キャンプ、トレーニングをしたいというところがあれば窓口相談業務を行っているんですけど、そちらもスポーツコミッションのほうで各市町村との連携を図りながら、今後、いろんなジャンルで、プロトップレベルからアマチュアまでの受入れ環境を整えていくという取組を行っているところでございます。

○新垣新委員 目指す姿——このスポーツ観光等で、税収、金額、経済効果等、どのくらいを目指しているんですか。

○嘉数晃スポーツ振興課長 お答えします。

総額で幾らというところの目標はございませんが、例えばプロ野球ですと100億円、サッカーキャンプですと20億円というところで、経済波及効果が非常に高いというところと、あと、冬場の観光の平準化に非常に寄与しているところでございます。

沖縄はいろいろ環境整備、サッカーのグラウンドも整備できているというところでは、次に目指すところは、例えばラグビーのキャンプとか、あと、沖縄は冬場に自転車のサイクルツーリズムも非常に効果があるというところで、サイクリング練習、あとマラソン、駅伝の練習とかもございまして、そういったところの受入れを行って、沖縄のほうに経済

波及効果があるような取組を行っていきたいと考えております。

○新垣新委員 頑張ってください。

ありがとうございました。

○大浜一郎委員長 新垣新委員の質疑は終わりました。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡の確認)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

島袋大委員から、質疑時間の5分を西銘啓史郎委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告申し上げます。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知おください。

では、西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 よろしくをお願いします。

3部共通で聞いていますので、お願いします。

まず、令和6年度の総事業数を教えてください。

○久保田圭観光政策課長 お答えいたします。

令和6年度の総事業費につきましては140事業になります。

これは、冒頭に部長からも御説明がありましたとおり知事公室に1事業移管されますけど、それを除いた事業数で140事業になります。

以上です。

○西銘啓史郎委員 令和5年は。

○久保田圭観光政策課長 令和5年度は131事業になります。

○西銘啓史郎委員 令和6年度の新規事業の数を教えてください。

○久保田圭観光政策課長 令和6年度におけます新規事業数につきましては20事業になります。

○西銘啓史郎委員 同じく令和6年度のC経費、D経費の事業数及び予算額をお願いします。

○久保田圭観光政策課長 お答えいたします。

令和6年度当初予算のうち、C経費につきましては71事業で、30億440万6000円になります。

D-1経費につきましては34事業で、27億2131万2000円となります。

なお、D-2事業につきましては当部ではございません。

○西銘啓史郎委員 あと、A経費での事業から教えてください。

○久保田圭観光政策課長 お答えいたします。

A経費につきましては、令和6年度におきまして

10事業です。予算額としまして、22億6100万円になります。

○西銘啓史郎委員 ありがとうございます。

次は、令和4年度の実績で結構ですが、文化観光スポーツ部の総残業時間と対象職員1人当たりの残業時間数を教えてください。

○久保田圭観光政策課長 お答えいたします。

令和4年度の実績になりますけれども、総時間数が4万3084時間。

対象人数が136人になりますので、割りますと、1月当たり平均で26時間となります。

○西銘啓史郎委員 年間で結構です。全部局に年間で聞いたので。

4万3084割る136で、316時間ですよ、年間平均で。

○久保田圭観光政策課長 そうなるかと思います。

○西銘啓史郎委員 あと、配置定数の、令和元年から令和6年までの数字を時系列で教えてください。

○久保田圭観光政策課長 お答えいたします。

まず、令和元年につきましては、部全体で228人になります。

令和2年が237人、令和3年が146人、令和4年が153人、令和5年が135人、令和6年が137人となっております。

○西銘啓史郎委員 令和2年から3年で、90名近く減った理由を教えてください。

○久保田圭観光政策課長 令和3年度から県立芸術大学が公立大学法人化されたことに伴いまして、定数から省かれているということになっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 ということは、県立芸大に携わった方が90名ぐらいいたという理解でいいですか。

○久保田圭観光政策課長 そのとおりでございます。

ちなみに、令和元年が99人で、令和2年が101人となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 実は、今3部局の内容を聞くと非常に気になるんですけども。

文化観光スポーツ部が定数136名で、平均残業が年間316時間。農林水産部126、商工労働部で133なんですね。もちろん個人差はあると思いますよ、1人の人が8時間を超えているとか。それを見ると、私、136人が適正かどうか分からないです。部長、それをちょっと後で答えてほしいんですけど。

実はもう一つ。商工労働部で、187事業で781億円の予算でやっていますけれども、そのうちの一つは

県単融資で640億円ぐらいなんです。残り140億で、しかも県単融資は3人で担当しているというんですね。人数は262名いて、同じ事業金額で約140億です。文化観光スポーツ部は137名で、約半分じゃないですか。事業数と額は関係——何が関係するか分かりませんが、しかも残業は2.5倍ぐらいあるわけですね。

ですから、圧倒的に僕は、文化観光スポーツ部の人数が足りていないんじゃないかなという気がするんですけど、この辺、部長はどのように把握されていますか、他部と比較してですけど。他部の数字を持っていなければ、今申し上げたとおり、商工労働部は133時間、農林水産部は126時間です、年間の平均の残業時間。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 組織編成に当たりましては、毎年度、関係部局と各部局が、次年度の事務量、新規事業であるとか予算額であるとか、あるいは周年的な大型イベントがないとか、そういったものを勘案しながら、事務事業の規模に見合う、また一方で、効率的な組織になっているかということも勘案しながら、調整しながら定数をはめているところであります。

今、時間外が比較的多いんじゃないかと。各部局との比較というのは一概に言えないかと思うんですけど、文化観光スポーツ部は出先機関がないというところもありますので、そういう意味合いでは、本庁業務でどうしても時間外が出てくる場合がありますので、そういった部分で多いのかなというところと、もう一つは、観光も文化関連もスポーツも交流も、土日にイベントが入ってきます。その部分は時間外という形になって、できればその同一週で勤務時間の割り振り、変更という形で対応していただくということもあるんですけれども、それができない場合には、やっぱり時間外に跳ね返ってくるというような事例もあるのかなと思います。

○西銘啓史郎委員 確かにいかなる事由はあるかもしれませんが、全部局に申し上げているんですけど、やはりいろんな意味で働き方改革が求められている中で、いろんな事業を遂行するため、令和6年度の事業、先ほど言いました140事業ですか、総事業数で。

農林水産部は353、商工労働部は187ですけども、その事業の数と人員がリンクするかどうかわかりません。予算の額、先ほど言っていましたように商工労働部は781億円ですけど、県単融資が640億あるわけですよ。それを除いた140億を、262名から3人引

いたら259名でやっているわけですよ。

ですから、そういう見方をする中で、いろんな理由があるにせよ、もう一度、業務の中身と、職員1人に負荷がかかっていないのかも含めて、または課に偏りがいないのかも含めて、私はぜひ部長や統括監、課長も含めてしっかり見てほしいと、これはもう全部局をお願いをしていますけれども。そうじゃないと、恐らく県の職員は大変だと思いますよ。

この2024年に継続もある、新規もある、いろんな意味でやろうと思うけれども、厳しい、きつい。もしかすると、これは私がある企業を回ったときに言われたんですけど、働き方改革に対して、こういうことをやりました。我々もとにかく、給料も上げなきゃ駄目。片方では、残業時間を減らせと言われる。アクセルとブレーキを踏まれているようなものだという言い方をしていました、ある会社の社長が。それをやると、車なら転倒しますよということだったんですね。アクセルを踏もうとしているのに残業を減らせと。極端な話、例えば残業代を毎月5万円もらっている人が残業を半分にして2.5万円になったら、給料が1万円上がっても、手取りは上がらないということをやっていました。

ですから、全てがそうじゃないにしても、大事なことは、まずは、僕は職員のモチベーションだと思います。先週金曜日に内示が出たと聞いていますので、先ほどもちょっと言いましたけど、内示で100点満点ってないですよ。みんなが満足する人事は僕はできないと思っていますので、そこはぜひ部長、課長が、部下に対していろんなことをコメントしてほしいですし、モチベーションを上げるための努力をしてほしいと。

すみません、予算の話に入る前に申し上げていますが、先週NHKのきんくるを見ました。ですから、ぜひ管理職の方々が、いかに部下に対して目配り、気配りができるかというのが、僕はこの2024年の事業をどうこなすかの大事なポイントだと思っています。

それともう一つ。ごめんなさい、私がしゃべってばかりで恐縮ですけど、要は、ある事業をするときに、もっと夢があったらいいなと思いますね。わくわくするような、何か我々からも指摘されたり、本当に効果があるのかというときに、効果がないというのも効果があると言わざるを得ないような事業も幾つかあると思うんですよ。

ということで、その中で質問したいことは、先ほど金城委員からもありましたしまくとうば普及事業

7400万円、前年と同じ額が出ています。私、目標が変わったことを知らなかったんですよ。担当から聞いてびっくりしましたが、当初は88だったのが、60に変わったんですかね、令和5年度から。13年度の目標が、最終年度。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長
お答えします。

令和5年度から令和13年度の9年間、しまくとうば普及推進計画の2期計画が今年度から始まっています。

第1期計画は令和4年度までだったのですが、そのときの目標は第1期計画の最終年度の令和4年度が88%という目標でございました。

令和5年度から始まっている第2期計画の最終年度の令和13年度の目標値を60%——しまくとうばを挨拶程度以上話す方の割合ということで、修正したところでございます。

○西銘啓史郎委員 私、何度か申し上げていますが、しまくとうば自体は否定していないんですよ。

ただ、この事業は10年近くやっていて、7億近くかけていて、88%の目標に対して39%しか行かなかったということは、やり方を変えるか、何かを変えなきゃ駄目だと思うんですよ。もっと言うと、目標を下げたのであれば、かける予算を僕は下げるべきだと思います。私はですよ。

もう一つ。学校の先生方と話をしたことはありますか。しまくとうば読本ですか、配りましたけど。皆さん、その辺はどう聞いていますか、学校の教頭先生や先生方。教育庁の仕事かもしれませんけど。

○翁長富士男文化振興課しまくとうば普及推進室長
私どもで、教育庁のほうと何回か意見交換をしているところでございます。

教育庁のほうから聞くとところによりますと、教員の方でしゃべれない方がいるというところで、しまくとうばの教育が進まない一つの要因になっているのかなというところで考えているところでございます。

○西銘啓史郎委員 私も、那覇市内の教頭先生、何名かと話をしましたよ。そうすると、教育庁から、また子供の英語教育もしっかりしろと来ると。時間を取るのも大変だと。

先ほどおっしゃった先生がしゃべれないというのもあるんですけど、申し上げたいことは、英語教育としまくとうば教育のどちらが重要かと言われたら、私個人はですよ、子供の英語の教育のほうの方が重要じゃないかなという気はしています。

申し上げたいことは、この間、琉球舞踊の道場のほうも回りましたが、全部ボランティアで教えているわけですよ。ですから、そういう方々へ沖縄の文化、伝統芸能を含めて、そういう人たちに予算を回すようなこともあってもいいんじゃないかなという気がしているので、しまくとうば事業自体は否定しません。しまくとうば県民大会も行きました、嘉手納に。

ですから、くどいですけど、もう一度事業を見直すなり、やり方を見直さないと、学校への負担、もちろん、受け手の子供たちがどう受け止めて勉強しているかも含めて、生の声を聞いたほうがいいと思います、私は。

それは、ぜひ今後を含めて、今年度の予算も含めてですけど、しっかり検討していただければと思います。部長、この件について何かあれば教えてください。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 しまくとうばの目標に対して実績のほうはかなり追いついていないという状況については、しまくとうばを使う世代が高齢化しているというところで、話せる人が徐々に減っているという部分、それから、日常的に使う機会が少なくなったというような部分が挙げられるかと思います。

どう効率的にしまくとうばの話す機会を増やしていくかというところの部分について、今、学校現場に対して、学校の先生方が教えられるような形の講師の養成——講師というか学校の先生方へ指導をしたり、あるいは教材を作成したり、マニュアル化できないかというようなことをやったりとか、あるいは、家庭のほうで、子供を持つ親世代に教えていただくような形をアプローチできないかとか。そういった部分に関しては、地域地域で活動している団体のほう、実際の話者の方々、その方々のお力を活用できないかと、そういった部分をいろいろ毎回工夫をしながら取り組んでいきたいと思っています。

○西銘啓史郎委員 では、次に行きたいと思います。

先ほど、MICEの経済波及効果は何億円とおっしゃいましたか。

○小浜守善MICE推進課長 開業12年後で、551億円です。

○西銘啓史郎委員 これは、今の宜野湾のコンベンションセンターへの影響は加味している、していない——例えば宜野湾は幾らか下がるとか、その辺を加味していますか。単純な需要増。

○小浜守善MICE推進課長 需要増と考えており

ます。

○西銘啓史郎委員 ということは、コンベンションセンターは影響はないと。宜野湾は維持できた中で、単純増という理解でよろしいですか。

○小浜守善MICE推進課長 沖縄コンベンションセンターについても、我々の管理する施設でございます。コンベンションセンター展示棟が、今一番大きい施設展示棟のほうで約2500平米。

大型MICE施設の展示施設については1万平米、約4倍のものがございます。そのほか会議室、多目的ホールということで、大型MICE施設については、大規模な催事を受け入れていく。

これまで沖縄のほうにも、大規模な催事のリクエストといいますか、多々ございました。そういう部分について大型MICE施設で取り入れて、また、沖縄コンベンションセンターは、中小規模な催事というところを生かしていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 では、続いて観光人材不足で、無人化、省人化の取組とありますけれども、先日、新聞で見た記憶があるんですけど、観光バスでGPSを使った案内、要はガイドがいなくてもできるようなものを見た記憶があるんですけど、これは誰か把握されていますか。どこの会社がつくって、どうやって開発したか、分かれば教えてください。

○大城清剛観光振興課長 ビューローのほうからその話は聞いておりまして、やはりバスガイドがかなり不足しているので、この音声とかビデオとか、そういうのを使って、バスの中で例えば修学旅行生とかを案内していると、そういう事例があるということとは聞いております。

○西銘啓史郎委員 事例があるだけで、それをどこが開発して、どれぐらいの予算で——要は、県としてこれを支援する意思があるのかなのか、この対象になるのかならないのかをお聞きしたかったんですけど。

○大城清剛観光振興課長 先ほどの事業者はHISがやっているということで、支援の対象のほうにもなります。

○西銘啓史郎委員 ぜひ、そういったことをどんどん——ガイドさんがいないことをAI、またはGPSを使ってできるということは僕は素晴らしいことだと思うんですね。

よく観光施設でも回りながら、日本語と英語とチャンネルを選んでできるじゃないですか。ぜひそういうのも早めに導入していただいて、ガイド不足のこういったものを補うこともぜひ検討してもらいたい

と思います。

ちょっと最後に1点だけ。先ほど仲村委員からありました観光目的税ですけれども、ツーリズム産業団体協議会が非常にいい資料をまとめてもらっています。

その中で私ちょっと個人的に思うことは、日本国内の形をまねるんじゃなくて、例えばハワイ州の実態がどうなっているか部長、把握されていたら教えてください。

○川上睦子参事監兼観光政策統括監 ハワイ州の宿泊税は全ての宿泊施設で課税されて、税率は10.25%のハワイ宿泊税と、また各市と郡で課税している3%のホテル税、それを合わせて13.25%となっております。

これは2022年度会計での実績なんですけれども、税収の約87%を一般会計予算として活用しており、その他の予算をハワイコンベンションセンターの運営資金、また自然資源の保全ですとか観光施策等に活用されていると聞いております。

○西銘啓史郎委員 あと、HTA、ハワイ・ツーリズム・オーソリティー——ハワイ州観光局、そこへも何億円か行っていると聞いたことがあるんですけど、それも把握していますか。

○川上睦子参事監兼観光政策統括監 2022年度からは、HTA——ハワイ州観光局に対しては、専用的に資金は配分していないということになっております。

○西銘啓史郎委員 部長、宿泊税の話はコロナの前にあったじゃないですか、ある程度方向性が決まって、ただコロナで消えて。

今、ホテル業界からすると非常に否定的ですよ。いろんな人の問題も課題があって、令和8年から導入を目指していると聞いていますけど、私はハードルが高いと思っているんですね。

これをどう解決するかはもちろん、行政、それから市町村、あと業界、それに政治的な判断が入るかどうかは別としても、私個人的には、もちろんアメリカと日本は違う、ハワイと沖縄はある意味では同じ1つの県、州ですから、法律でできなければ条例でどうするかも含めて、また特区がいいのかも分かりませんが、何らかの形をやらないと、私これ収まらないと思いますね、恐らく。

ですからここは、もう最後になりますけど、いろんなヒアリングをしているとおっしゃいましたが、ぜひ、お互いが歩み寄れるところをしっかりと、過去だけにとらわれないで新しい発想で何か考えて

いってみてはどうかと思いますが、最後に部長、その件、お願いします。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 沖縄が世界に誇れる観光リゾートとして発展することを目指すための税の必要性という部分については、観光業界、それから関係市町村とも、その必要性和目的については理解しているところであります。

今、論点となっている使途であるとか、税率であるとか、あるいは運用の仕方とかという部分につきましても——目的について理解は徐々に得られているというところがありますので、その目的に沿った使い道とかという部分と、それを確保するためにどうするような税の仕組みにすればいいのかという部分については、論点を絞りながら丁寧に議論していくような形で、導入に向けては丁寧に進めていければ進むのかなというふうに思っていますので、引き続き丁寧な協議を進めたいと思います。

○大浜一郎委員長 西銘啓史郎委員の質疑は終わりました。

島袋大委員。

○島袋大委員 私で最後の質問になると思っています。

2点、聞きたいんですけれども、まず新規事業の持続可能な国際観光景観事業、道路の件だけでも、どの辺までこの議論は進んでいますか。

○大城清剛観光振興課長 次年度予算のほうで、国のほうから内示をいただいた後、事業をしっかりと執行して、先ほど申しました4つの重点路線のほうで行うということが決まっていることでございます。

○島袋大委員 土木建築部との連携ということで、どのようなスキームづくりをしていますか。

○大城清剛観光振興課長 次年度は専門家などの景観アドバイザーを要する中長期的な沿道景観の維持管理体制を構築、緑化目標像の設定、修景設計を行い、また、官民連携の取組を推進し、重点管理路線全体に係る計画等を策定する。

そして、重点管理路線の整備として、県内において整備された重点管理路線における最重点管理区域、モデル区域4か所程度について、実施設計、植栽基盤等改良、高木低木更新、現場技術業務等をモデル的に実施する。

そして、関係機関、国、市町村などとも連携し、重点管理路線と関連するエリアの必要な整備を行うということが計画として上がっております。

○島袋大委員 この事業は歴代の沖縄担当大臣が沖縄に来るたびに空港からの幹線道路を含めて全部視

察させました。

今まで一括交付金ではこれは該当しないから、どうにかできないだろうかということで内閣府の知恵をつけてもらってやっているんですよ。

この中身はぐだぐだ書いているけどさ、景観をどうにかしてほしいということで、このロジックを使ってやっているんだけれども、要は、ああいう草も生えまくって撤去する金がないからこういった形でやるんだけれども、この予算というのは技術的に草が生えないような形でどうにかできないか——マットを敷くとか、こういう形を土木建築部と連携しながらスキームづくりしないと、その次年度は予算つかないよということなんですよ。

なぜなら我々がこれを運動してきたから。だから僕は聞いているんですよ、部長。これ3億円というのは重要な金額——きちんとスキームづくりして、指定する4線道路を決めるのであれば、ここにこの人工芝を張るのかどうするのかとやらないと。その中では造園業者がいろんな面でこの仕事取っている中で厳しくなるかもしれないけれども、造園業者は上側の伐採をしてもらって、下側はそういった形の工夫をできないかということの入り口論での3億円なんですよ。

これができればもっと予算が倍掛けになる可能性があるんだよ、令和7年度から。

だから、こういったことを聞きたいのに、我々の努力も分かってくれという話ですよ。その辺はどう考えていますか。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 内閣府のほうから、世界に誇れる観光地にふさわしいという景観の創出が必要だということで、内閣府主導で県への補助金という形で、ソフト交付金とは別建てで、内閣の一括計上予算としてこの事業は仕組んでいただきました。

おっしゃるとおり、重点路線4地域ほどをモデル地域として事前に整備するんですけど、その中では、植栽基盤改良というところで、今後の維持管理の効率性とかいう部分も検討されるというふうに聞いております。また、景観アドバイザーなどの専門家を交えて、中長期的な維持管理体制を構築すると。この維持管理体制の部分については、地域の自治体であるとか、皆様も巻き込んだ持続可能な体制を構築するというふうに聞いております。

予算のほうは、文化観光スポーツ部が窓口となって、土木建築部と連携して予算のほうを措置いただいております。そこは世界水準の観光地にふさ

わしい良好な沿道景観を実現するという目的が観光振興に資するということで、窓口となって予算措置をしておりますが、執行に当たりましては、土木建築部のほうが中心となって、我が部と連携しながら執行させていただくこととなっています。

○島袋大委員 まさしく部長がおっしゃったように、要するに、どうこじつけしても土木建築部には予算が行かなかったんだよ。

だから、観光というこのキーワードを使って、どうにかしてくださいということで詰めての予算なんです。これは分かる。だから、そこを大変——声を大きくしゃべっていても怒ってはいないですよ。これは重要なことだから、入り口論をきちんとしてもらえれば、幾らでもこの実績をつくって予算をつけられるんですよ、こっちはね。だから、そこを大事にしてほしいという意味ですよ。僕は、何やかんや茶々を入れるつもりもない。

これは我々が言ってきたから達成できるような形になるんだから。ここはもうちょっと沖縄振興調査会にも強く言って、沖縄来るたびに現地視察でこういう状況ですよと言っている立場上さ、きちんとしたことを入り口からやってもらえれば、ほら言ったでしょというのが言えるわけですよ、こっちも。だから、その辺は頑張っていたきたいですよという意味ですから、何も文句じゃないですので、頼むということです。よろしくお願いしますと思っています。

もう1分しかないから、次、移ります。

もう一点、南米事務所。

去年南米に行きましたけれども、3回目ですから、3回目とも話はいつも事務所をつくってくださいねと。あーうーあーうーと言って終わりなんですよ。

もう次に行くときはうそつきと僕言われますので、もう次はどうしようかな、ほかのところ行こうかなと思っていますけど、この辺の入り口のつくりはどうなりますか、次年度に向けての。

○仲村卓之交流推進課長 お答えします。

人材交流を中心とした新事業・共創ネットワーク事業という新規事業を次年度に実施いたしますが、その中の一つとして、南米ウチナーネットワーク発展可能性調査というものを実施する予定です。

その中では、今後の沖縄と南米の人的交流の可能性と、あと経済交流の可能性、そういったものにつなげていくような調査というものを実施する予定となっております。

その調査結果を踏まえて、連絡事務所の可否、必

要性、どこにつくるとか、そういったことは検討していくことになるかと思います。

○島袋大委員 もう J I C A にしても、J E T R O にしてもつくったほうがいいですよという話でしたし、また、県人会の皆さん方もブラジルをはじめ、ボリビア、ペルー、アルゼンチンも含めて、どうしても情報の共有をするために事務所をつくってほしいというのが本音であって。その最大の都市がブラジルのサンパウロを含めてだから、あれだけのすばらしい建物があるんですから、その中に部屋は幾らでもあるはずですから、その職員を——こっちらから行かせるということじゃなくて、あれだけ県人会が頑張っているんだから委託という形を取りながら、当初、沖縄の事務所をつくるときもそういった委託をさせて、いろんな形で回したはずですから。

今、調査が入ると言うけれども、次年度で調査を入れて、内々的には早めに動いて——知事も副知事も大変だと思う、行くたびに要請されて大変だと思う。

これもやるということでの前向きな姿勢であれば非常にいいと思いますけれども、それをきちんとまた、次年度に向けて、部長もそのまま残られるということであれば、その意気込みを……。

そうか、失礼しました。じゃ、総務部長になっても予算をつければいいじゃないですか。その辺の意気込みを込めて、もう締めますけど、どうぞお願いします。

○宮城嗣吉文化観光スポーツ部長 次年度、その事務所設置に向けたニーズ調査をやっておりますので、その調査に当たっては、南米のほうの活躍されている県人会のほうからも情報収集をしたり、あるいはその関連の企業の状況、企業側のニーズというところの部分も把握しながら、その調査結果を踏まえて、どういった形なら設置できるのかということを含めて引き続き検討したいと思います。

○島袋大委員 次期、宮城総務部長、よろしくお願いします。

以上です。

○大浜一郎委員長 以上で、文化観光スポーツ部に係る甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

予算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

総括質疑については、去る３月８日及び本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のために御報告を申し上げます。

次に、特に申し出たい事項について御提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いいたします。

先日、調整しました飼料高騰等の畜産業に関する附帯決議をちょっとやりたいと。

実は、これは令和４年のときも申出事項の内容として、円安や燃料の高騰等でこの配合飼料価格が２年ほど値上がりしていると。ウクライナ情勢等も相まって、畜産経営が厳しい現状にあることから支援を強化することが求められるという文言を申し出ているわけですよ。

その辺のところを今回も申出として提起してもらいたいなというふうに思っているんですけど、よろしいですか。

これをきちっと予算特別委員会のところの議決に反映をさせてもらって、関連して１９日には参考人招致としてしっかり議論していただいて、請願ですから、じゃ、採択もしますよと。

しかしながら、採択して終わりですというふうにはならないでしょうということで、委員会として、しっかりと知事にも申入れをさせていただくというような形にしようと思っています。だから、１９日はだから、できるだけ早めに委員会を終了したいので、イメージを持っていたいただきたいと思います。

そのようなことで特に申し出たい事項ということで、この畜産関係の支援の強化について、附帯決議としてやるという申出をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

ほかに、御提案はありませんか。

（「提案なし」と呼ぶ者あり）

○大浜一郎委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

休憩いたします。

（休憩中に、特に申し出たい事項については委員長において各委員の意見をまとめた上で報告することで意見の一致を見た。）

○大浜一郎委員長 再開いたします。

ただいま提案がありました特に申し出たい事項につきましては、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、お諮りします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大浜一郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は３月１３日水曜日正午までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっています。

また、予算特別委員の皆様は、３月１４日木曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、３月１９日火曜日午前１０時から委員会を開きます。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 大 浜 一 郎

開会の日時、場所

年月日 令和6年3月11日（月曜日）
開 会 午前10時5分
散 会 午後4時8分
場 所 第4委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算（教育委員会所管分）
- 2 甲第21号議案 令和6年度沖縄県病院事業会計予算
- 3 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 末松文信
副委員長 石原朝子
委員 小渡良太郎 新垣淑豊
照屋大河 比嘉京子
喜友名智子 仲宗根悟
瀬長美佐雄 玉城ノブ子
上原章

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

病院事業局長 本竹秀光
病院事業総務課長 宮城和一郎
病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 當銘哲也
病院事業総務課病院総務事務センター室長 平田いずみ
病院事業経営課班長 山里修一
病院事業経営課班長 北川征一郎
病院事業経営課班長 上間正智
病院事業企画課長 照屋陽一
病院事業企画課医療企画監 中矢代真美
病院事業企画課看護企画監 徳嶺恵美
北部病院長 久貝忠男
中部病院長 玉城和光
南部医療センター・ 福里吉充

こども医療センター院長

宮古病院長 岸本信三
八重山病院長 和氣亨
精和病院長 屋良一夫
教 育 長 半嶺満
総 務 課 長 諸見友重
教育支援課長 大城勇人
施設課長 平田直樹
学校人事課長 池原勝利
働き方改革推進課長 上江洲寿
県立学校教育課長 崎間恒哉
義務教育課長 宮城肇
保健体育課長 金城正樹
生涯学習振興課長 米須薫子
文化財課長 瑞慶覧勝利

○末松文信委員長 ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として病院事業局長、各県立病院長及び教育長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第21号議案を議題といたします。

病院事業局長から病院事業局関係予算の概要の説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長 おはようございます。

それでは、病院事業局所管の甲第21号議案令和6年度沖縄県病院事業会計予算について御説明申し上げます。

令和6年度沖縄県病院事業会計の予算案の作成に当たりましては、持続的な経営の健全化を目指す予算を作成すること等、3つの基本的な方針の下で予算を編成しております。

それでは議案の概要について御説明いたします。
59ページを御覧ください。

初めに第2条の業務の予定量について（1）の病床数は、6病院合計で2149床としております。

また、（2）の年間患者延数は、同じく6病院合計で136万6107人を見込んでおります。

（4）の主要な建設改良事業は、中部病院放射線治療センター改修工事となっております。

第3条の収益的収入及び支出について、病院事業収益は689億9929万4000円を予定しております。

収益の内訳ですが、医業収益が589億5939万6000円、医業外収益が98億2010万4000円、特別利益が2億1979万4000円となっております。

続きまして、病院事業費用は755億582万5000円を予定しており、費用の内訳は、医業費用が728億1792万4000円、医業外費用が21億9158万6000円、特別損失が4億3631万5000円、予備費が6000万円となっております。

60ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出については、施設の整備と資産の購入などにかかる予算で、資本的収入は62億7170万4000円を予定しており、収入の内訳は、企業債が39億5740万、他会計負担金が22億9667万8000円、他会計補助金が261万2000円、国庫補助金が1531万3000円、寄附金が1000円となっております。

次に資本的支出は84億6567万2000円で、支出の内訳は、建設改良費が42億1878万1000円、企業債償還金が42億4688万7000円、他会計借入金償還金、無形固定資産、国庫補助金返還金、寄附金返還金がそれぞれ1000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億9396万8000円は、損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条の債務負担行為は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、県立病院附属離島診療所等建替事業（伊平屋診療所）、令和7年度、1億2043万6000円、八重山病院電子カルテ整備、令和7年度、15億8671万2000円と定めております。

第6条の企業債は、限度額を39億5710万円と定めております。

61ページに移りまして、第7条の一時借入金は、限度額を60億円と定めております。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の間で流用することができる場合について定めております。

第9条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費、交際費と定めております。

第10条の他会計からの補助金は、9億7078万2000円を予定しております。

第11条のたな卸資産購入限度額は、薬品、診療材料等の貯蔵品に係る購入限度額について、143億427万3000円と定めております。

次のページをお願いします。

第12条の重要な資産の取得及び処分について、取得する資産は機械備品で、磁気共鳴断層撮影装置、MRIが1件、放射線治療システム1件、手術支援ロボット1件、核医学診断用装置1件、X線撮影装置1件、生化学・免疫検査システム1件、放射線情報システム・医用画像管理システム1件と予定しております。

以上で、甲第21号議案、令和6年度の沖縄県病院事業会計予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○末松文信委員長 それでは病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱い等については、3月8日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発信者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等あらかじめ述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

質疑時間の譲渡についてでありますけれども、照屋大河委員から、質疑時間の全てを比嘉京子委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告をいたします。

それでは、これより直ちに病院事業局に係る甲第21号議案に対する質疑を行います。

それでは、比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 おはようございます。

予算と決算のときのみ、各病院の院長先生たちと意見交換ができる場所かなと思っておりますが、1つだけ、大枠だけをまず聞かせていただいてから通告したものに移りたいと思います。

まず、今回の予算は29億2000万円の増額となっておりますけれども、主な増額の内容についてお聞きしたいと思います。

○山里修一病院事業経営課班長 令和6年度当初予

算におきましては、病院事業収益が689億9929万4000円、病院事業費用が755億582万5000円となっております。

医業収益においては、入院患者数の増等による収益増が46億8000万円余り、一方で、医業外収益において、他会計補助金の減等による収益減が43億円余りとなっております。

一方、支出においては、医業費用で給与費、減価償却費、経費等が増となり、こちらが29億6000万円弱の増となっております。

あらましは以上です。

○比嘉京子委員 県からの繰入額は幾らですか。

○山里修一病院事業経営課班長 令和6年度の一般会計からの繰入金は、収益的収支予算と資本的収支予算に繰り入れられる合計、合わせまして80億9500万円弱となっております。

○比嘉京子委員 この繰入額の中における離島増嵩費はお幾らでしょうか。

○山里修一病院事業経営課班長 離島増嵩費につきましては、過年度までは基準外繰入れで予算措置がございましたが、令和4年度以降に基準内の繰入れで繰り入れられておりまして、例えば、不採算地区における中核病院の経営に要する経費など、令和6年度は2億8000万円弱ぐらいがありますけれども、こういった形で溶け込んで計上されております。

○比嘉京子委員 80億円の中にそれが入っているということですが、算定根拠、今日は聞きませんけれども、それが果たして離島にふさわしい金額なのかどうかということもあると思いますので、後ほどお聞きしたいと思います。

では、通告した質疑に入りますけれども、令和4年度の予算特別委員会におけるやり取りを少し振り返ってみましたら、やはりコロナ対応に関して、ハード、ソフトの面から各病院が、どのようなことに気づき、そしてどのようなことが今後、提案できるのかという質問をいたしました。それに対して、ソフト面での共通課題として、県と市町村の連携強化、それから非常時における地域医療機関との連携を話し合う仕組み、いわゆるBCP策定などという提案がありました。コロナが落ちついた今、コロナ禍で気づいた現状から、どういうことを今、進めているのか。

お聞きしたいのは、1番目に、今言ったような地域との連携ということで、もっときちんとした仕組みが必要ではないかという点と、2番目は、コロナ禍で顕著になった、産休、育休で人が足りない中に

おいて、感染する医療人も出てきたりして、非常に人材不足に陥って困難だったと。ですから、ある意味での病棟閉鎖した上で、特化した医療体制になったというような意見が共通していたかなと思います。それから、3番目に、ハード面では、それぞれの病院にそれぞれの意見がございました。

また、当時気づかれたことがあったら、北部病院長からお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から比嘉委員に対して具体的に質問するようにとの発言があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 じゃ1番目と2番目を加味した北部病院の内容ですけど、北部病院はこれまで大型機器や人工呼吸器など購入ができなかったけれども、コロナ関連予算で整備ができた。

しかし、ECMOを扱える人材が不足していたというような御意見がありました。これを踏まえて、北部病院の院長、お答えをいただければと思います。

○久貝忠男北部病院長 ハード面に関しては、一定程度整備されたかとは思っています。

ちょっとピンポイントの説明でECMOの話がされてきましたが、ECMOが扱える人材がいなくて、いるんですが、ちょっと少ないということで、実際、今回やっぱりこの感染症の場合は人材をどうやって確保するかというのがとっても重要で、私、この辺で考えたことは、要するに、今回、デルタとオミクロンの2つの局面があるんですけど、デルタのときなんかそうでしたけど、当初は役割分担ということで重症者はどこそこ、軽傷者どこそこって決まっていたんですけど、実際、全県で感染が拡大するとですね、当院でもレスピレーター患者を見たりとか、妊婦を見たりとか、そういうことをやっていた。

だから、感染がどんどん拡大していくとマンパワー不足というのは——日頃から足りない状況では、その辺は如実に出てくるのかと思ってます。

その辺で、一応ハード面は何とか整備させていただいたんですけど、人がいない場合はそれをどこかに機能的に運ぶという、そういうふうなスキームがなかなかできていなかったかと思っております。

以上です。

○比嘉京子委員 地域との連携の仕組みは、北部病院のほうはいかがでしょうか。

○久貝忠男北部病院長 北部病院のほうは、前日も申しましたが、3者連携というのをいち早く立ち上げていまして、そして医師会病院、あるいは、保健所、そして医師会とで3者連携でいち早くこの辺はかなり機能的にできて、むしろモデルケースになったのかと思います。

しかし、保健所が、意外と手薄ですね、疫学調査も病院が担うようなことになったんで、その辺はてこ入れしていったほうがいいのかと思いました。

あとは、特筆すべきは陽性者外来とかをつくって、それがまた療養施設を差配する、これはまた次回につながるいいモデルじゃないかと思っています。

あとは週1回のZ o o mミーティングをやって、各医療施設と、あるいは行政と、北部ですけどね、その辺は十分に連携できたので、それは次回の感染症対応にも持ち越せるとしています。

以上です。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

では、中部病院の院長にお聞きしたいんですけども、1、2は同じで、3番目ですけど、中部病院はまず建物の狭隘さから、いわゆる動線区分が非常に難しかったというふうに訴えておられました。

そして、やっぱり改築等の計画を立てていくことがまず必要ではないかというような御意見と、先ほど私が1番目に申し上げたBCPの策定等を発言されておられました。

この観点から、人材も含めて、課題等をお願いいたします。

○玉城和光中部病院長 答えいたします。

まず、ソフト面と、あと県市町村の連携強化等に関するということに関しては、当院は御存じのように大規模災害が起きた際、中部地域の病院間で連携できるように7病院の協定を締結して、各病院長が参加するウェブ会議を開催してきております。

会議は、原則は月1回、非常時には緊急で開催できるようにした会議でしたけれども、県保健医療部や子ども生活福祉部、あと中部保健所、地区医師会等も参加しておりました。

このように、組織や医療機関の枠を超えた取組を当院が旗振り役となって運営して、この仕組みが今、地域包括ケアシステムの構築にもつながっていくものと考えております。

令和6年、この前の1月まで毎月定例開催しておりましたが、今は有事の際の開催という形で仕組みは残して、今後も運用していく予定でございます。

あと、人材不足が顕著であったということに関し

ての質問の答えですけれども、当院は令和5年度もコロナウイルス感染による休職者が発生しておりますが、その数は今、徐々に減少し、令和6年3月1日の時点では休職者なしとなっております。

しかし、産休、育休による休職者は依然として多く、令和6年3月1日の時点で77床が休床となっているという現実がございます。

そして、中部病院の狭隘化に関する質問ですけれども、中部病院の建物の改築に向けた検討は令和5年8月以降、県立中部病院将来構想検討委員会において進めております。

中部病院としては、建物の狭隘化に対する対応として、これ以上診療機能の拡張は物理的に困難な状況と考えておまして、建物の全面建て替えが望ましいと考えているところでございます。

以上です。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

では、3番目に、南部医療センターのほうにお願いしたいんですけども、南部医療センターではコロナ病棟と救急に特化してやられたというふうな報告がありましたが、災害拠点病院としてこのように特化することで何とか病院の役割を果たしたというような御感想がありました。

お聞きしたいと思います、お願いします。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長 答えします。

まず、コロナが5類になって、自分たちで医療提供体制を整えて連携するということが必要になりました。

それで、私たち南部医療センターが主導して、去年の11月、南部地区医師会、それから那覇地区医師会の先生たちを招いて第1回の新型コロナ感染症に関する医療連携会議というのを行いました。

その後、連携に対する話し合いはまだ継続している状態であります。

2番の人材不足です。

我々の病院も人材不足、特に看護師の人材不足というのは深刻になっています。産休、育休、それから病休を含めると約90人近い看護師が休んでいる状態です。今、許可病床数としては435床の病床数あるんですが、実質の稼働病床数としては400前後になっています。

3番目のハード面です。

ハード面は、コロナの補助金で人工呼吸器とかECMOの機械とか、我々に不足していたのは確保できるようになったんですが、当院は開設してから

18年、老朽化と狭隘化が目立ってきてるわけですね。それで、その設備の整備も行わないといけない。それから、医療機器も、やっぱり老朽化があって更新の時期を迎えているということで、計画的にそれを整えていこうと思っています。我々が計画しているのはP I C Uですね。P I C Uというのは小児のI C Uですけど、その後方ベッドとしてH C Uというのがありますけど、そこの増設、新設を予定しております。それから、外来化学療法室というのが手狭になってますから、そこの拡張工事、増設工事も予定している次第です。

以上が南部医療センター・こども医療センターの概要です。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

では、続いて、宮古病院は院内感染は経験しなかったけれども、いかに院内感染を防ぐかということを考えているということと、それから外来と救急の待合室が非常に狭いと、狭隘であると、ですから発熱外来と一般患者を分けて対応するにはどうしたらいいのかということを考えているということで、市からの夜間診療所の無償譲渡をしてもらった上で、その解消に向けて感染症対策に利用していきたいとありましたが、どういうふうな状況になっておられるのか伺いたいと思います。

○岸本信三宮古病院長 それでは、委員の質問の1のほうから行きたいと思いますが、宮古島では、2021年4月に爆発的な感染が発生し、医療崩壊寸前の状態に陥りました。

その際、県立病院、県本部、琉球大学、医師会、民間病院、厚労省に加え、自衛隊派遣等により、この逼迫状況を乗り切った経緯がございます。

その後、宮古保健所に宮古コロナ本部を設置し、沖縄県医師会の指導、宮古島医師会からの診療参加により役割分担ができたことで、その後のオミクロン株による患者数の増加にも医療体制が逼迫することなく、現在まで対応できている状況であります。

続きまして、2の御質問に答えます。

宮古病院では、看護師の休職等による人材不足に伴い、令和5年10月1日より、5階西病棟、地域包括ケア病棟の定床45床のうち25床を休床し、現在20床で運営をしておりましたが、新規採用及び派遣看護師の受入れ等により令和6年3月1日より10床の稼働を再開して、30床で運営を行っております。

なお、令和6年度新規採用及び定期人事異動により、令和6年4月1日から定床の45床で運用を再開する見込みとなっております。

これに伴い、派遣看護師の受入れも令和6年3月31日付で終了する予定となっております。

続きまして、質問の3ですね、先ほどハードの話になりますけども、宮古病院では、救急待合室が狭隘で手狭になっていることから、令和4年4月に宮古島市から救急入り口に隣接する宮古島市夜間救急診療所を譲り受けており、このスペースを改修し、救急待合室等の拡大を予定しております。

今年度は改修に係る実施設計を行い、令和5年12月28日に施工業務の入札公告を行いました。応札がなく、年度内の施工完了が困難となったため、令和6年度に改修を行う予定としております。

改修後は、患者の待合室等の十分なスペースが確保できることから、発熱患者と一般患者を適切に区分けし、院内での感染拡大防止に従来より有効に対応できるものと考えております。

以上です。

○比嘉京子委員 今の、応札がなかったという点についてですけど、令和6年度は金額等を見直してその応札を受けてもらえるだろうというふうにお考えでしょうか。

見通しはどうでしょうか。

○岸本信三宮古病院長 今ちょっと設計を変更しまして、少し修正したものをつくりまして、応札に臨んでいただきたいというふうに考えておりますので、もう少しだと思います。

○比嘉京子委員 分かりました。ありがとうございます。

では、八重山病院ですけれども、最初から重症患者は本島に運ぶというやり方をしていたと思います。

離島から本島への重症患者を搬送するため、環境整備が必要だと訴えられておられました。ヘリポート建設の進捗状況はいかがでしょう。

○和氣亨八重山病院長 委員の御質問の3つについて、それぞれお答えしていきたいと思います。

まず、最初の医療圏ごとの地域全体でのB C P策定という点についてですけれども、八重山医療圏におきましては、昨年の12月に沖縄県災害対策八重山地方本部が、八重山地方版のB C P地震・津波編というものを策定しております。

八重山病院もこれに組み入れられており、地域で唯一の災害拠点病院としての役割を果たしてまいります。

昨年の10月には、沖縄県総合防災訓練が八重山を主会場として開催され、八重山病院もこれに参加しました。沖縄県、それから八重山の1市2町、地区

医師会、消防、自衛隊、県警、あとその他団体を加えて大規模な災害対策訓練を行いました。今後も、災害発生時に備え、平時から防災機関相互の連携強化を図っていく予定です。

そして、医療機関同士の連携としては、八重山地区の3病院連絡会議というものがあります。年に3回、平時から定期開催をしており、また、災害時に対しては迅速に連絡が取り合えるようLINEグループを活用した病院長間のホットラインも開設して、各院長の携帯電話がつながるようになっております。このLINEグループを利用して、去年は、8月に台風が1週間居座ったときだとか、あと12月に石垣島で断水がありましたけれども、このときの病院の対応について、こういった災害に対する相談をすることができました。

2番目の御質問ですね、コロナのときに職員が足りなくなって病棟を閉鎖した、その後の状況ということについてお答えします。

去年は、石垣でも6月に第9波のピークがあって、職員も少なからず罹患しましたが、このときは患者の多くが軽症で、入院を要する患者が少なかったということもあって、病床を制限することなく、院内の運用と外部からの応援により対応いたしました。

職員に関しましては、八重山病院の場合、看護師は会計年度任用を合わせて定数を30名を超えるぐらいの職員はいるんですが、全員がフルに仕事できるわけではなくて、病休とか産休、育休のために常に一定数の休職者がありますので、実働数は常に不足状態です。このため、コロナの流行にかかわらず、病棟のほうは302床の許可病床に対して38床を休床して、稼働病床264床という小さいサイズで運用しております。

新興感染症の流行などで入院患者が急速に増える状況に対応するには、稼働病床数を増やす必要がありますが、そのためには十分な数の実働職員を確保することが課題となっています。離島であるがゆえ、地元から確保するのには限界がありますので、八重山病院としては今後、職員住宅を整備するなどして、島外、あるいは県外からの医療者の確保を目指したいと考えています。

そして、3番目の御質問、ヘリポート建設の進捗状況についてお答えします。

ちょうど先週、3月6日にヘリコプター等添乗医師等確保事業の今年度第2回の運営協議会がありました。陸上自衛隊第15旅団がまとめた急患ヘリ搬送の実績報告があり、これによると、令和5年度は4月

からこの1月末までの10か月間ですけれども、177件の航空搬送があったそうです。そのうち、41件が八重山から沖縄本島への搬送となります。平均すると、八重山からほぼ毎週のように1人ずつ送られるというような勘定になります。

八重山病院には、病院に近接して利便性の高い暫定ヘリポートがありますが、規模が小さく、自衛隊の大型ヘリは離発着ができませんので、この41件の八重山からの搬送は全て新石垣空港まで救急車で20分かけて搬送して行われております。公共ヘリポートの設置に向けては、知事公室が各機関からの要望を踏まえて検討を進めており、複数案の中から、八重山病院敷地内、あるいは敷地に隣接したところの3つ案に絞り込んで、昨年5月には現地で関係者会議が開催されて、整備に向けて協議中であると伺っています。

八重山病院としましても、搬送環境の整備は重要かつ喫緊の課題であると考えており、一日も早く公共ヘリポートの整備方針が決定することを望んでおります。

以上となります。

○比嘉京子委員 事業局のほうにお聞きしたいんですけど、あまりにもヘリポート建設の見通しが立たない状況で、知事公室の防災担当にもちょっと連絡を取ってみたいと思っているんですが、もし、沖縄県の土地が必要だということになると、土木も入るかもしれません。病院事業局だけではない連携プレーが非常に必要な状況にあることは分かっているんですけども、あまりにも長引き過ぎてるのではないかというふうに思います。

この委員会にも、竹富町からヘリポートの建設を急ぐようにというか、お願いしたいという陳情も上がっております。

そういう中において、もう何年引っ張っているんだろうかと思うぐらい引っ張っていると思うんですけども、やっぱり人命救助第一の問題なので、20分かけて新空港へというようなことではなくて、もっと迅速に対応するために、もう少し協議が必要ではないかなと思うんですが、この点についてはもう要望だけにしておきます。あまりにも遅すぎるということだけにしておきますけれども、これはちょっと、前院長時代から引っ張っている懸案ですので、この間に何らかの救急搬送の時間的な遅れでということなどになることがあれば、ますます県立病院の責任が問われるというふうに危機感を持っています。与那国から運ぶとしたら、与那国まで来だけ

で大変なことですよね。

そんなことを考えると、私はちょっとあまりにも時間を引っ張りすぎているのではないかというふうに思いますので、ぜひお願いします。

最後にですけれど、精和病院は県立唯一の精神科病棟として、政策医療を行っている病院です。民間の精神科病院では対応できない医療になるということで、コロナの対応としても、既存の病棟1か所を休棟にして対応したというふうにあります。既存の病棟というのは、ある意味で個室ではないという状況があって、やっぱり、新設されるときには個室も感染症も含めた、今後の病棟の在り方をぜひ検討すべきだという御意見があったと思いますが、御質問いたしたいと思います。

○屋良一夫精和病院長 お答えします。

3つ御質問あるということで、ソフト面での話からなんですけれども、コロナの蔓延時、一般科の病院と異なりまして、精神科単科病院においては医療圏ごとというところではなく、精神科病院全体での全県的な連携協力がありました。

当院、コロナ病棟を開設するに当たって、琉球病院ほか民間病院に多くの患者さんを受入れていただき開設し、またコロナの受入れを行った状況の中で、うまく効率よく回転できるように民間の精神病院協会が後方受入れ病院を決めるというシステムを構築していただいたことで、効率よく運用することができました。

受入れに関しましては、圏域でいうところで、琉球病院が北で、うち精和病院が南で、大まかな受入れの原則はありましたが、例外もあるというところでその辺は臨機応変に行っていました。

今後なんですけれども、当院は南部医療センターと統合をして、身体及び精神両方の患者を受入れ、拡充をということで、非常時の両方の受入れ、災害拠点病院をこれから目指すというところで、現在指定されています精神の平安病院、琉球病院と中心に、ほかの民間病院とも密な連携が必要であると考えております。

次の2つ目の御質問なんですけれども、人材不足に関してなんですけれども、先ほどもちょっとお話ししましたが、ほかの病院に多数の患者さんを受け入れてもらってコロナ病棟を開設したんですけれども、現在令和5年10月から一般病床に運用を変えてというか、一般病床として再開しております。

コロナのピークのときには精神科特有の感染対策が十分にできない患者さんで、当院もクラスターを

複数発生して職員の休業者が急増しました。

しかし、県内外から応援を受けて、コロナ病棟を存続しながら精神科救急も並行して行い、病棟の閉鎖ということに陥ることはありませんでした。

令和6年2月1日時点で休業者は、育休による休業者1名のみとなっており、病棟閉鎖などはありません。

最後、3番目の御質問なんですけれども、感染症にも対応可能な個室主体の新設というところなんです。現時点では感染症に対応する個室の新設は行えていません。感染症の患者は現在既存の結核病床と、一般病床の個室で対応を行っております。

ただ、今後、精和病院の移転統合に併せて、結核や新興感染症などに対応した陰圧個室を新設する方向で、今お話を進めている最中で、一般病床のほうもほぼ全室個室ということ想定させていただいてます。

以上です。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

部局別の25ページです。

その県立病院の課題のところに、病棟利用率の向上と書いてあるんですけど、精和病院以外でもいいんですけれど、人材不足のためにどれぐらい病床が閉鎖されているんでしょうか。

○徳嶺恵美病院事業企画課看護企画監 すみません、先ほど各院長先生のほうから、稼働病床数を伝えていただいたんですけれども、看護のほうで毎月1日時点の病床数、運用している病床数を確認しましたところ、2月1日時点、北部病院が稼働病床数257床中の257、中部病院が稼働病床数546床中の476床、南部医療センターの通常の稼働病床数429床のうちの運用病床が368床、宮古病院、270床中の245床が運用病床数、八重山病院が264床中264で運用しています。精和病院、200床中の175床で運用しているという報告を受けております。

○比嘉京子委員 最後の質問になるんですけれども、いわゆる人が不足で病床を空けられないということは収入も増えないってことですよね。

このことを考えると、事業局の方々に申し上げたいんですけど、企業局だから水道と皆さんしか、県庁内では収益を得ているところがないわけですよ。

その発想を転換しないと、人がいてこそ収益が上がるということへの発想をしっかりと持たないと、人が少ないことで出費が少なくなるという発想ではないんですよね、これは医師も看護師もそう。でも、このことはずっと慢性的なんです。この考え方を

どう打ち破るかというのは、すごく課題だと思うんです。もうずっと、年中と言ってもいいくらいに看護師不足なんですよ。

この看護師不足を、例えば、出産が8月、9月といったときに、産休に入る直前に人を採用しようとすると、なかなか調達できないと思うんですよ、いわゆる、その時期的なので採ろうとすると。それで結局、それを引きずったまま、その上にコロナが来たので、もっと大変になったわけですよ。

そういうようなことを考えると、私は例えば、今も工夫していらっしゃると思いますが、例えば、年度が開けて、産休に入る人がいるぞとなったら、年度の初めから採るぐらいの気概が必要ではないかと、例えば、3月時点で。もちろん、出費が重なりますよね。だけれど、閉鎖するよりいいのかどうかとも判断して、年度の初めに採るということ。そういうことができないかどうか。いかがですか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

今、御質問があった件に関しましては、従来からお話しているとおり、年度途中にも育児休業等が多く発生する場合には、基本的には補充の臨任職員で充てるという方針ではあるんですけれども、年度当初に正職員を多めに採用して配置する、いわゆる、加配という形で対応しているところでございます。

○比嘉京子委員 ずっと、病院事業局のこの問題、何か新しい手法が必要ではないかと私は思っています。

これ、年から年中の話で、充足されている時期というのは瞬間かも分かりませんが、常に不足を抱えたまま病院を開けているという実態を、もっと工夫のしようがあるのかどうかも含めて、ちょっと意見だけで終わりますけれども、医師も含めて人材確保の現状と課題について、最後お聞きして終わりたいと思います。

○中矢代真美病院事業企画課医療企画監 まず、医師についての取組について、お答えさせていただきたいと思います。

医師の確保の策としましては、県内外の大学病院等へ医師派遣を要請したり、地域枠医師の配置、就業希望医師への視察ツアー、医師紹介会社の活用、あと県立病院の専門研修における最終学年の専攻医の1年間の離島、僻地への配置等に取り組んでいるところです。

また、新たに負担軽減や定着を図る取組として、総合診療を得意とする医師の確保。

また、より高い専門性を研修できる診療体制、設

備の精査などの検証を進めることとしております。

○徳嶺恵美病院事業企画課看護企画監 引き続き看護師のほうの説明をいたします。

看護師不足につきましては、3点原因があると思っております。

1点目に採用につながる応募者数の減少が起きております。

2点目が欠員の増加。

3点目が退職者数の増加と捉えておりまして、1点目の採用につながる応募者数の減少につきましては、これまでどおり、県内外の学校のほうの訪問でありましたり、就職説明会への参加を引き続き継続いたします。今年度は、採用試験のほうを2回実施をしております。

2番目の欠員増加につきましては、短時間勤務、産前産後休暇、育休者の増加、また夜勤が困難な職員の増加などとともに、先ほどの原因の3点目にありました退職者の増加というのがありますが、中でも新卒看護師の離職者の増加というのが今課題として挙げております。

離職防止の対策としまして、多様な勤務形態の工夫でありましたり、業務負担軽減はこれまでどおり取り組んでまいりますが、新採用職員の離職者防止につきましては、コロナ禍により助長された看護基礎教育の現場と臨床現場との乖離を解消するために、現在教育現場と共同して就労継続できる環境の整備に向けて取り組んでいるところでございます。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

薬剤師に関しましては、内定者のうち国家試験合格者を採用するということになっているんですけれども、この国家試験を不合格になることによって、入職にならないというケースがございます。

そのことから、内定者のうち国家試験未合格者、かつ希望する者に対しまして、国家試験対策予備校に委託しまして、同校のオンライン講座を受講をしてもらって、国家試験不合格による採用減の防止と、入職前の人材育成を図るということが一つあります。あと1点、採用試験前にダイレクトメールを送付するというのも就職活動サイトの運営会社を通してやっております。

以上でございます。

○比嘉京子委員 今、薬剤師は何名不足していらっしゃるのか。

○照屋陽一病院事業企画課長 令和5年12月1日時点で定数92名のところ、79名の配置、欠員が13名ということになってございます。

以上です。

○比嘉京子委員 看護は何名必要なところ、何名でしょうか。

○徳嶺恵美病院事業企画課看護企画監 看護定数1933名のところ、70名の欠員になっております。

以上です。

○比嘉京子委員 看護師の場合ですけど、やっぱり、これ働き方の問題なのか、私がかつて調べたときに、看護師で定年まで迎える人というのは1桁だったと覚えています。

県立病院はそれぐらいに苛酷で、なかなか続けられないということがあって、そこは情報としてしっかり回っていると思うんですね。

ですから、いろんな工夫が必要だと思われますけれど、ここ大きくネックだろうと思いますので、ぜひ新たな発想の転換が必要ではないかということを訴えて終わります。

○末松文信委員長 比嘉京子委員の質疑は終わりました。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。

私のほうからは、幾つか質問させていただきたいんですが、まず、令和6年度予算の特徴、先ほど京子委員からも二十数億円の増額というふうにありましたが、令和5年度と比較しての新年度予算の特徴をお伺いいたします。

○山里修一病院事業経営課班長 令和6年度当初予算は、沖縄県立病院経営強化計画の目標を達成するための予算とすることを基本方針とする病院事業会計予算原案作成方針に基づき編成したところです。

同計画では修正医業収支比率の改善と、単年度資金収支の黒字化の2つの目標を掲げ、年度ごとの数値目標を設定しており、各病院では令和6年度の数値目標の達成に向けて、当初予算を見積もったところです。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次は、労務管理のシステム開発、委員会でも本会議でもお尋ねをさせていただきました。

今日、せっかく各病院の先生方がいらっしゃっているので、4月から本来始まる予定であった勤務管理システム、各病院で今どのような進捗と課題を持っているのか、病院ごとに現状をお聞かせいただけないでしょうか。

○久貝忠男北部病院長 今の質問は、総務事務センターのシステムの話でしょうか。

これは令和4年11月ぐらいから、もう1年半ぐらい前から始まっていることで、本来は今年の2月から始まる予定ができなかったということですが、先行して北部病院はテスト稼働をさせていただきました。その中で幾つかの、問題といいたしましうか、知事部局のを運用しているんですけど、病院事業という特殊な環境、シフト制であったりとか、当直があったりとか、あとは緊急呼出しがあったりとか、そういうのはなかなか対応できないということで、ちょっと要望をさせていただきました。

現在は8月まで延期ということになりましたので、今はどうしているかという、従来のTime Netsというのをを使って、北部病院は当初から時間外もずっとTime Netsで、紙を使わずにやっていたので、その辺は今のところデジタル化できているところです。それが、新しいシステムでは勤怠管理と給与システムが引つくということで、多少今ちょっと混乱があるのかなと思っているところです。

以上です。

○玉城和光中部病院長 委員の質問にお答えします。

稼働が今からではあるんですけども、当院も準備として、まずは出退勤は全て電子化しているということと、時間外についても今はもう管理も全て電子化してシステムでやっているというところでございます。

そして、今引き続き病院現場と意思疎通をやる必要、細かいことを行いながらやらないといけないところもありますけれども、とにかく事務の効率化と職員の事務の負担の軽減につながるような、可能な限りの早期の追加機能の実装に取り組んでいこうという形の動きを今はやっているところでございます。

医師の働き方改革が、もう来月から始まりますけれども、システム外で勤務間インターバルを確保するための集計など一定の業務が生じるということもありますので、そのところをできるように整備していきたいという形で今考えているところでございます。

以上です。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長 お答えします。

このシステムは、医師の働き方改革、4月から始まりますけど、それですごく役に立つんじゃないかと思っていて、その理由は勤務間インターバル、これは勤務終了後から次の勤務までのインターバルですけど、その把握がこのシステムで可能になる。それから、時間外の労働時間100時間以上ですね。そ

れで把握が可能になるということで期待していたんですけど、それができないということで、今あるTimeNetsというシステムで、残りは手作業でやる負担が生ずることになります。その負担を誰がやっていくかという会計年度任用職員とか、それ以外のスタッフで何とか手作業でやっていかないといけないという負担が生じております。

以上です。

○岸本信三宮古病院長 さっきの北部、中部、それから南部と大体同じような形ですが、この病院総務システムは北部と宮古を先行して導入して、修練してくださいということでしたけれども、現在まだ調整、試行中の段階であります。

すぐに来る4月から医師の働き方改革の対応策として、現行の勤務管理システムで勤怠管理を継続した上で、システム外で勤務間インターバルや代償休息の管理など、紙や表計算ソフトでの事務処理、集計業務などが一定程度生じるものと見込んでおりますが、そのために4月から、その担当を1人予定してそれに当たるということですので、また繰り返しくなりますが、調整試行中というところであります。

以上です。

○和氣亨八重山病院長 八重山病院、お答えします。

この病院総務システムに関しましては、八重山病院でのテスト運用というのが昨年の12月に始まりました。

そして、今年2月からそれを本格稼働するという当初のお話でしたけれども、12月からテストをして2月は拙速に過ぎると、現場のほうでは大変不安に思いましたので、1月の院長会議の際に少し導入を遅らせてはもらえないかというようなことをお願いして、今回の延期ということになった次第でありますけれども、これは一つに毎年4月に担当者の人事異動がありまして、給与担当が異動してしまうと今までの仕組みがうまく引き継げないじゃないかという不安があったということが一番大きな理由になります。

その後、改修が進められていると伺っていますので、8月の導入に向けて、今後取り組んでいきたいと思っております。

○屋良一夫精和病院長 お答えします。

当院の場合もやはり4月から始まる医師の働き方改革、当院の場合は、定数がもともと9人ということで少ないという事情もあり、欠員もある状況で4月1日からの医師の働き方改革、かなり複雑なシフトと工夫したシフトを組まなきゃいけないっていうと

ころがあって、勤務間インターバルであったりとか代償休息とか、そういうことに関しまして、今の状況をそのまま続けますと、手作業でこれをやらなくちゃいけないというところで、この管理に関して何か非常に事務方のエネルギーを要するというか、そういう事情があるので、やっぱりこれがスムーズに運用できるようになれば、その辺のところは解決していただけるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

当初より本格稼働が8月に遅れるということは今までの答弁で理解はしておりましたけれども、各病院での事務担当の負担がどの程度のものなのかは各病院の院長さんのお話でよく分かりました。

これはもともと当初の契約自体から少し無理だったのではないかという指摘もさせていただきましたけれども、8月までまずは今の状態を続けるということで予算が計上されていると理解をしております。

今の各病院の話聞いて、この現状を8月までにどのように解消しようとしているのか、お聞かせください。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 病院総務システムの稼働時期の変更に伴い、現行の勤務管理システムを新年度も引き続き利用することとなるため、各病院における職員の給与事務につきましては、令和6年7月までの間、現行の事務を引き続き行うこととなります。

また、今各病院長からもお話がありましたように医師の働き方改革への対応を含む勤怠管理につきましては、新システムが本稼働するまでの間、現行の勤務管理システムを利用して、引き続き勤怠管理を行うとともに、システム外で勤務間インターバルを確保するための集計処理など一定の業務が生じることとなります。

病院事業局としましては、引き続き病院現場との意思疎通をより丁寧にきめ細かく行いながら、事務の効率化、職員の事務負担軽減につながるよう可能な限り早期の追加機能の実装に取り組んでまいりたいと思っております。

○喜友名智子委員 病院によっては、1人事務員を追加したり、基本的には皆さん現行システムをしばらく使うということで、システム開発がなかなかうまくいっていないというところで、この契約がそもそも何だったのかというところの見直しを一度やってみてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 お答えします。

既に御案内のこととは思いますが、これまで病院現場職員の手当や年末調整の申請事務は、各病院にいる給与担当職員が個々の職員に代わって行ってきたわけであります。

今後、個々の職員が総務事務システムに直接入力し申請することになります。各現場にいる給与担当職員は、この膨大な代行事務が軽減されるというふうに見込んでおります。

そして、当局においては今回のシステムの開発に当たりまして、現在連結している知事部が管理している給与システム及び児童手当システムというものがございしますが、これと切り離されるのではなく、これと安定的に連結している知事部の総務事務システムを土台に新たなシステムをカスタマイズするという選択を行ったところであります。よって、現在確かに稼働が2月の予定から8月へなった等ありますけれども、これについては本庁においても各病院の支援を行いながら乗り切っていきたいと思っております。

よって、システムの導入を根本から見直すというようなことは現在考えておりません。

○喜友名智子委員 それでしたら、現場に無理がないような開発を続けてほしいというのが要望です。

あと、この件に関しまして、新聞ではないんですけれども、一部のマスコミでこの勤務管理システムが認められない随意契約だと、1月に監査から指摘があったということがありました。

私、この内容が分からないので教えてください。監査委員から、どのような指摘があったのか。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 監査の指摘につきまして、御説明いたします。

地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令、いわゆるWTO特例政令というものがございます。

そちらでは適用対象契約となる物品等の調達について、競争入札を原則としております。地方自治法施行令、地方公営企業法施行令に規定する随意契約の事由を限定しているものと承知しております。

病院事業局としましては、令和4年度定期監査で指摘を受けたとおり、当該契約で根拠とした地方公営企業法施行令の規定、こちらが第21条の14第1項第2号となりますが、こちらはいわゆる特例政令で定められた随意契約事由に該当せず、本来は特例政令第11条第1項第2項に該当するものとすべきであったと考えております。

この点で当該予算執行伺いにおける地方公営企業法施行令の規定第21条の14第1項第2号とした情報の記載及び県公報における工事の際の随意契約として病院の事項の記載については、いわゆる特例政令の規定とのそごがあったものであり、当時の決裁書を含む執行担当者の法令等の理解が不足していたものと考えております。

なお、令和5年度の契約にいたっては同政令の根拠規定に基づき、適正に処理しているところであります。

○喜友名智子委員 すみません、ちょっと私の理解が追いついてないのですけれども、令和4年度の当初契約は特例政令とのそごがあったと。ただ、令和5年度の追加の契約については適切に処理をしますと。何が違うんでしょうか。

もともとの契約にそごがあって、その延長として事業が続いているんだったら、令和5年度もそのまま、そごがある上での契約をしているんじゃないんですか。令和4年度の契約を洗い替えて、令和5年度に随契していると言うんだったら、やり直したんだなという理解をできるんですけど、令和4年度の監査で指摘があった不適切な契約のまま、令和5年度に新たに追加契約しても不適切な契約の上塗りではないんですか。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 今、手元に重要判例を掲載した自治体法務研究資料2012年秋号がございまして、土地の売買契約ではありますが類似の随意契約方法が不適正とされた案件がございまして。

こちらの最高裁、昭和62年5月19日判決によりますと、随意契約の制限に関する法令に違反して締結された契約の私法上の効力につきましては、当然に無効になるものではなく、また、私法上無効と言えない場合には普通地方公共団体は契約の相手方に対して、当該契約に基づく債務を履行すべき義務を負うとされております。

類推して本案件についても、根拠条例の適用が誤りで契約方法が不適正になるとしても契約が無効になるものではなく、現契約者に対して、契約に基づく債務を履行すべき義務を負うものと認識しております。

○喜友名智子委員 当局の理解は私も受け止めました。

監査委員の指摘の内容と、今おっしゃった過去の判例との照らし合わせ、後で資料としていただいたのですけれども、よろしいですか。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 了解いたしました。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

最後に1つ、県立病院では南部離島区にも診療所を抱えていると思います。その中で診療所の修繕予算の要望が、今の時点で幾つ上がっているのか。そして、その中で令和6年度に予算化されているものはあるでしょうか。

○上間正智病院事業経営課班長 お答えします。

南部医療センター・子ども医療センターは、8つの附属診療所を所管しております。

令和5年度は全ての診療所からトイレ改修やエアコン修繕等、101件の修繕改修要望が上がっており、そのうち90件には対応しております。うち11件ですね、修繕方法の検討やアスベスト調査等で時間を要したため未対応となりました。この未対応11件について、令和6年度当初予算に計上しております。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

こちらも後でリストをいただけないかと思います。離島の診療所の対応ありがとうございます。

幾つか要望を受けていたものもありましたので、令和6年度で予算計上されていると聞いて安心いたしました。

ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○末松文信委員長 それでは、喜友名智子委員の質問は終わります。

次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくお願ひします。

特に私は質疑はありませんが、命の最前線で働く院長さんが見えですので、医療スタッフ、そして、皆さんには敬意を表したいというふうに思っています。

特に3年以上続いたこの新型コロナの感染症の対応にも、先ほどから言葉に言い表すことができないほど死力を尽くされてきたんだというふうに思います。

時折、報道で医療現場の様子を伝えておりましたが、病院長さんは張り詰める緊張感の中、使命感を持って当たっていると、その様子が伝えられていました。ところが、その中でとても使命感だけでは持ちこたえ切れないというようなところまで伝えられておまして、いっぱいいっぱいだったというのがよく分かりました。本当に皆さんには感謝をしております。

今なお収束に至っていないというような状況であり、引き続きの御苦労もおありになることを感じております。どうぞ頑張っていただきたいというふうに思っています。

いろんな課題も先ほどからお話がありますが、課題も一つ一つまた取り組まれて、県民の安心・安全のため医療提供、頑張ってください。

以上で終わります。

○末松文信委員長 それでは、仲宗根悟委員の質問は終わります。

次に、玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 よろしくお願ひいたします。

医療従事者の皆さん、県民の命を守っていくという大事な現場で頑張っている皆さんの御奮闘、頑張りに、私も心から感謝と敬意を表したいと思います。

引き続きよろしくお願ひいたします。

実は、さっき私も人材の確保の問題で準備をしております、比嘉京子委員とちょっと重なる部分がございますけれども、非常に大事なことでございます。今、病院事業局で一番必要なのはやっぱり人材だと思うんですね。医師や看護師、コメディカル、その他の人材を確保していくために本当に必要なあらゆる手だてを取っていく必要があるのではないかと思います。

現状については、先ほどからのやり取りで了解いたしました。今後医師や看護師をどう確保していくかということで、先ほど看護師が減少しているということの中に、応募者の減少だとか、欠員の増加、退職する皆さん方が増加しているとか、という答弁がございましたけれども、途中で辞めざるを得ないというふうな状況になっている、この原因について皆さん方、現場のほうとしては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えいたします。

看護師の退職者が増加している要因としましては3つほどございまして、1つ目、急性期病院への不適應による他施設への就職、2つ目としまして、疲労やストレス、孤独感など健康上の理由、あと1点ですね、今、急性期から美容形成、また、サービス業などへの転職というのが聞き取り調査で分かっております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 もっと働き方改革が医療現場の中でも必要なんじゃないかなということも考えられますけれども、待遇改善もそういうことの一つでは

ないかと、これについては皆さん方、今後どういふうにこういう問題に対応していこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

看護師の定着を図るといふような取組としての御質問であったと思います。

これも3つほどございまして、1つ目、多様な勤務形態の工夫としまして、2交代制勤務の導入、また、2つ目として、看護補助員への業務移譲による負担軽減、あと、3つ目ですね、メンタルサポートや教育体制の充実などに取り組んでいるところでございます。

○玉城ノブ子委員 これは働き方改革、そして、待遇改善も含めて、皆さん方が必要な支援をやっていくということが大事じゃないかというふうに思います。

特に、人材の確保については、だんだんいろんな点で厳しい状況が出てきておりますので、そこに対する皆さん方の十分な支援をぜひよろしくお願いいたしまして、私はこの質問を終わります。

○末松文信委員長 それでは、玉城ノブ子委員の質疑は終わりました。

次に、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 よろしくお願ひします。

それで、現年度の収益的収支の予算の見通し、当初予算どおりに、見込みどおりにいっているという状況なのか、現況と、それを踏まえた上での新年度予算計上となっているのか。その関連性について、お答えいただきたいと思います。

○山里修一病院事業経営課班長 令和5年度の病院事業の収支としましては、コロナ関連補助金の減に伴う医療外収益の減少等により、当初予算と比較すると赤字が約32億円増加し、約70億9000万円となる見込みです。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、相応の感染予防費用が必要であること。それから、人件費や原材料費の高騰の影響が継続する見通しのため、経営は厳しい状況です。

6年度当初予算につきましては、現時点では、コロナや物価高騰に関する補助金等は計上しておりませんが、国等の動向を注視し、補助金の活用についても適切に対応してまいります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、医師、看護師などの医療人材の安定的な確保の取組と、比嘉京子委員の指摘も含めて質疑されましたので、この点で言う

と、新年度、新規に採用する医者、看護師、医療スタッフという点では、どのような計画になっているのか伺います。

○宮城和一郎病院事業総務課長 お答えします。

先ほどの御質問のやり取りの中で12月1日現在の看護師の欠員が70名、また、医師については出なかったかもしれませんが、欠員が54名という状況であります。

まず、医師については、例年、手法としては競争試験等のペーパーテストじゃなくて、随時選考採用と、大学の医局とか、先ほど説明申し上げましたとおりの方法で随時人材を確保して、この欠員を埋める努力をしていくということになります。

看護師については、毎年の採用選考試験を行っておりまして、今年度は1回の採用試験で所定の人数が確保できませんでしたので2回目の試験を行いました。

ただ、残念ながら2回行ったんですけども、これだけの欠員が出ているという状況であります。次年度も当然これまでどおり県内での採用試験を行うんですけども、現在、検討しておりますのは、次年度、県外で看護師の採用試験ができないかということで、今いろいろ検討しているところです。

県外で薬剤師については採用試験を行っているんですけども、県外試験で一定の成果が得られておりますので、看護師についても、人材確保のために県外での採用試験を今検討しているところです。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 確認ですが、欠員補充というのが、新年度の採用目標なのか、そもそも必要定数という意味での、医師がこれぐらい必要なので、新規にこれだけの医師を採用、看護師もですね、というそことの兼ね合いなのか、もう少し丁寧に説明をお願いいたします。

○宮城和一郎病院事業総務課長 失礼しました。

原則論から申し上げますと県職員の採用試験というのは、職種にかかわらず、まず、定数というのがございまして、その定数に不足する分を確保するというのが基本的な考えであります。

ただ、これまでの議論でありましたように、看護師等については、育休、産休まで見越して採用しないと、年度を通して十分な数が確保できないということでもありますので、その分も見越した、看護師については確保に努めていくということでございます。

欠員はそういった意味で申し上げたところでありますので、ちょっと舌足らずでした。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ必要な職員を確保して、安定的に事業ができるように努めていただきたい。

続きまして、コロナ感染症の対応の総括をこの間求めてきましたし、教訓をまとめて、今後に生かすということも求めてきました。

先ほど、比嘉京子委員の質問で各病院の取組も報告されましたが、保健医療部が沖縄県における新型コロナの取組ということで、フェーズに合ったいろんな取組をやってきましたという概要版も読ませていただきました。この中で言うと、文字どおり県立病院が果たした役割、あるいは保健所との連携がありました。

それで、大事だと思うのは、各病院で取りまとめて、それぞれ教訓化し、次回に生かすという点で、どのような取組でまとめられたと——今後に生かす形でいうと、新年度の予算にどう反映されているのかという点で質問をしたいと思います。

それぞれの病院なのか、病院事業局でまとめたほうがいいのか、それはもう判断としてお任せしますので、よろしくお願いします。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 本庁のほうで取りまとめてお答えいたします。

現在、各県立病院におけるコロナ感染症対応の総括を、本庁のほうで、各病院の取組と課題等を踏まえ、年度内をめどに取りまとめを行っているところであります。

その総括の中では、コロナ感染症の拡大初期の頃、令和2年あたりに、マスクやガウンなどの個人防護具ですとか、あと、検査に使用する試薬などが不足しましたので、医療資材や薬品の調達、それから備蓄が課題の1つとして挙げられております。

国等からのコロナ関連の各種補助金等は、今年度で全て終了しますので、今後は、他の感染症と同様に、コロナ感染症についても通常の医療提供体制において対応していく必要があるものと考えております。

そのため、令和6年度予算では、コロナ感染症に特化した予算計上というのは行ってはいないんですけども、コロナの再拡大や新たな感染症へ対応するために、必要な医療資材や薬品などについては、各病院において、必要数量を適正に積算し、予算に計上しているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 感染を動線としても防ぐと、いろんな意味で施設整備も、課題という点で院長先生

からもありました。

その観点もあるのですが、中部病院の建て替えという点で、耐震上も急がないといけないという課題が、この間も議論されてきましたし、その取組状況、今後のスケジュール感も含めて伺いたいと思います。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

中部病院の建て替え等に関しましては、御承知のとおり、検討委員会を設置しまして、中部病院が将来果たすべき役割、あと、医療機能、施設全体の建て替え等について協議を行っております。

病院事業局としましては、この検討委員会の意見を踏まえつつ、可能な限り早期に南病棟の耐震化方針を含む県立中部病院将来構想を策定することとしております。

この構想策定後は、引き続き基本計画、次は、基本設計、実施設計、建築工事というようにして取り組んでいくこととしてございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 それが決まらなないと、いつ着工し、完成というのは——大きな鍵は現地での建て替えがかなうのか、あるいは場所を変えたほうが急げるのかと。

この課題については、この協議会の中で、一定の方向性、どの程度まで議論が煮詰まっているのか確認させてください。

○照屋陽一病院事業企画課長 少し丁寧に説明したいと思います。

この検討委員会では、まず、喫緊の課題であります南病棟の耐震化を優先事項として検討することとしております。

そのため、検討手順としましては、南病棟の早期建て替えが可能で、かつ中部病院の将来の役割、医療機能を踏まえた延べ面積が確保できるのであれば、現地建て替えを行うということとしてございます。

この2つの要件を満たされない場合には、移転建て替えを検討するということとしておりまして、これまでの検討結果では、南病棟建て替えの早期実現、将来の役割、医療機能を踏まえました延べ面積の確保は、現地建て替えで十分可能であるということが示されております。

なお、一部委員から、中部圏域の市町村、誘致への状況を確認する必要があると意見があったことから、市町村への照会の上、検討委員会へ報告し、御意見を伺っているところでございます。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 重要な課題ですので、多くの皆さんがとにかく十分に納得できるような方向で進めていただきたいと思います。

次に、物価高騰、高止まりの状況の中で、今回の予算にも、一定、そういった経費が多く加味された予算になっているのかどうかという点と、あと物価高騰でいうと機器購入も含めて、ちょっと割増しになることが、反映された予算となっているのかどうかの確認です。

よろしくお願いします。

○山里修一病院事業経営課班長 令和5年度当初予算の執行状況を見ましても、人件費や原材料費の高騰の影響が続いております。

それを踏まえまして、令和6年度の当初予算編成に当たりましても、人件費と原材料費の高騰など、そういった物価高騰の観点からの見積りは各病院とも行っております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 最後にですが、国の制度的な予算対応で、物価高騰の支援とか、県を通してとか、様々なメニューがありますが、この病院事業局全体でそういったのを歳入として見込んでいるのか、あるいはもうそれはないので、そもそも予算化していないのか、この点について確認ですがよろしくお願いします。

○山里修一病院事業経営課班長 今、瀬長委員がおっしゃった後者のほうに当たっております。現状では、令和6年度当初予算には、こういった補助金、保健医療部からの補助金ですとか他会計補助金という収入科目で受け入れるんですけども、これは今のところ措置はされておられません。

その上で、執行年度、令和6年度に入りまして、国ですとか、あと県の動向で、もしそういった補助金メニューが示されましたら、これを申請し、規模によっては補正予算編成を検討していきます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 それでは、瀬長美佐雄委員の質疑は終わりました。

上原章委員。

○上原章委員 御苦労さまでございます。よろしくお願いします。

私はこの累積欠損金について、少し質問させてください。

病院事業局の令和6年度当初予算案の概要の中に、令和4年度の決算で、純損益は41億円、今回はコロ

ナの補助金等のあれがあったと思うんですが、医業収支はマイナス120億円という中で、利益剰余金は39億円という、コロナのこの数年間で、これまで90億円近くあった累積欠損金がこの形になっているんですけども、皆さんが今回、課題、そして課題への対応ということで、4点ずつ出しておるんですが、この新型コロナウイルス感染症の対応、課題の2番目なんですけどね。拡大した医業損失の縮減ということで、今後、病床利用率向上、平均在院日数短縮等によつての収益増、時間外勤務縮減、委託費適正化等による費用を縮減ということを立てていらっしゃるんですけども、これは具体的に目標値とか、あと、中間報告、そういった結果の検証とかも重要かなと思うんですけど、今後のそういった取組についてお聞かせ願えますか。

○北川征一郎病院事業経営課班長 お答えいたします。

まず、本業であります医業収支ですね、こちらの改善に向けまして、まず収益の確保を地道に、請求漏れの予防であったりとか、あと、過剰請求の点検であったりとか、そういったレセプトの点検作業を実施しております。あと、時間外勤務の縮減。

費用のほうにつきましては、給与費の次に大きいのが材料費になっておりまして、年間110億円から120億円程度の実績となっております。

ここの適正化購入に向けたアドバイザリーの活用であったりとか、そういったもので医業収支の改善に努めているところです。

以上です。

○上原章委員 今回、令和4年度の決算、今後は令和5年度分、出てくると思うんですけど、コロナ前は約90億円の累積赤字があったと思うんですが、令和4年度の利益剰余金が39億円であると。

今後、コロナも収束してそういう補助金もなくなっていくわけですが、この利益剰余金というのは、例えば先ほどのお話では、令和6年度、これ収支それぞれの最終的な見通しの中で、これはまた減っていくということですか。

○山里修一病院事業経営課班長 上原委員からも、今、累積欠損金の額について、推移、少しおっしゃっていただきましたけれど、令和元年度が89億5000万円だったんですが、それがコロナ期間中の令和2年度は約67億2000万円、それから令和3年度は約2億3000万円までどんどん大幅に少なくなっていくって、それで直近の令和4年度決算ではもう累積欠損金はなくなって、今度は未処分利益剰余金を約39億円計

上しておりました。

ただ、令和5年度、現在見込みですけれども、もう32億7000万円の累積欠損金が予定されていて、令和6年度の当初予算ベースでも99億8000万円の累積欠損金の増加というか、欠損額が大きくなるという状況にあります。

以上です。

○上原章委員 採算が難しい分野を維持するということは理解をするんですけど、沖縄の場合、島嶼県、いろんな僻地医療を皆さん頑張っているんですけど、この累積欠損金というのは、病院経営をしていく中で、これ本当にやむを得ない、歯止めがきかないというのはちょっとまたおかしいのかなと思うんですね。

例えば、令和元年は3億7400万円黒字になっているんですね。その前の平成30年はマイナス4億7800万円、赤字なんです。

この令和元年というのは、コロナの補助金が入ったからプラス3億7000万円になっていたのか、それとも皆さんの通常の業務で黒字に転じていたのか、これはどちらなんですかね。

○山里修一病院事業経営課班長 上原委員のおっしゃった後者の部分に当たりまして、病院事業局全体の取組の結果で、自力で最終損益黒字を計上しました。

○上原章委員 ですから、皆さんいろんな努力をされて黒字に転じていたと思うんですよ、コロナに入る前もですね。

ですから相当に頑張っていたかと思っ
ているので、今後もですね、これまでも相当大きな累積欠損金があった。それを、今回コロナのそういった補助金等で改善した、結果的にはそうなんですけれど、本業の収支、今後どういうふうに皆さんがアプローチして頑張っていたかという中でですね、さっき繰越しの話もありましたけれど、様々な目標を立てていらっしゃると思いましたので、ぜひ局長を中心にですね、また、今日は病院事業局、院長さんも来ていただいているので、ぜひ医療サービスをしっかり提供もしながら、病院経営をしっかりやっていくんだという、全スタッフでしっかり頑張っていたきたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長 令和元年度で最後でしたけれども、何が違うかといいますと、やはり、コロナでですね、実は今病院に患者さんが戻っていません。それは、沖縄県立病院だけじゃなくて、多くの自治体病院がまだ戻らない状態なんですよ。

だからといって、このままいくと、もう僕が非常に危機に思っているのは、平成18年に戻るんじゃないかと非常に心配しております、一にも二にもです、ね、それぞれの病院がですね、患者さんが戻ってくるって変な言い方ではあるんですけども、やはり公営企業は90%は自前で収益を上げないといけない企業体ですので、ぜひこれはですね、各県立病院と一体になりながら、収益を改善させていきたいと思ってます。

○上原章委員 ぜひ、人材の確保も、また、そういう高度な医療機器もしっかり確保する意味でもですね、これはしっかり、病院経営の改善というのはもう私は必要な取組だと思いますので、よろしく願います。

終わります。

○末松文信委員長 それでは、上原章委員の質疑は終わりました。

ここで、病院事業局長から訂正の発言があるようですから、どうぞ。

○本竹秀光病院事業局長 先ほどですね、60ページの資本金収入の内訳の企業債の額を39億5740万円と申し上げましたところ、正しくは39億5710万円でした。

おわびして訂正いたします。

○末松文信委員長 次に、小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 令和6年度病院事業会計予算書の59ページ、主要な建設改良事業ということで、中部病院における放射線治療センター改修工事とあるのですが、詳細を教えてください。

○上間正智病院事業経営課班長 お答えします。

現在稼働している放射線治療システム、これ医療機器のほうですが、平成22年2月に南病棟に隣接する放射線治療センターに設置され、年間約250人のがん患者に対し治療を行ってまいりました。

しかしながら、設置から14年が経過し、老朽化が進んでいるため、医療機器のほう、令和6年度当初予算に更新費をまず計上しております。最新の放射線治療システムの導入に当たってですが、現在の放射線治療センター、建物のほうですけど、放射線の遮蔽が難しいことから、放射線が外部に漏れないよう、放射線遮蔽を含む放射線治療センターの改修工事を行うこととしております。

また、あわせて、遠隔操作式密封小線源治療室の新設やCTシミュレーション室等の改修工事も実施いたします。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

この中部病院に関しては最近、建て替えとか移転とかという話が出てきているんですけども、老朽化に伴う更新ということで、最新のシステムに切り替えるのは、医療の現場の対応としては十分理解できるし、ぜひやっていただきたいんですが、今、説明聞くと、室内の遮蔽も含めてシステム機器の導入だけじゃなくて、部屋の改修等も行うという説明もありました。

建て替え移転がどのくらいのタイミングでスタートするかっていうのはともかくとして、そういったのも考慮した上ですね、そういうのも含めてやられているのか。

例えば、建て替えだったら全部取り壊して、また一からやらないといけないというような形になるのかどうかも含めて、もう少しこの部分ですね、詳しく教えてください。

○上間正智病院事業経営課班長 お答えします。

医療用機器であったり、こういった施設整備については、本庁と各病院のほうで、今後の計画等も含めてですね、意見交換を行っております。

今回の放射線治療センターにつきましては、昭和56年度に建てられた建物の内部改修になりますので、移転等を行うときには取り壊す可能性が高いかなと思っております。

ただ、この中の機器はどうしても必要な医療機器ですので、放射線を漏らすわけには当然いきませんので、必要な改修だと考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

昭和56年といたらほぼ私と同じ年ですから、やっぱり更新も必要なのかなというのは十分理解はできます。

関連するわけではないんですが、1つだけ指摘をして終わりたいなと思うのですけれども、先ほども申し上げたように、中部病院の移転、建て替え等々の話が出てきていてですね、今年6月の県議選の争点になりそうな感じも出てきています。

今、精和病院の移転も含めてですね、恐らくその後の順番になるのかなと思ってはいるのですけれども、そういう話が先に出て、説明とか聞き取りとかいろんなのがされないままですね、先に話だけが走ってしまうとこういうことになってしまうのかなという思いもあります。

しっかりどういった形でやっていくのかという方針を定めるのも、それを公表していくのも、必要な

ことだと思うんですけども、もう少しいろいろ地域の声とか自治体も含めてですね、声を聞いた上での公表という形でもよかったのかなというのは正直感じるところでもあります。

やっぱり県立病院、この地域の医療の中核にもなりますから、それが、どうなるの、どうなるのという形になってしまうのは、市民の混乱、県民の混乱という形にも結びついていきますし、今話したように政治の争点になるような状況というのは、やっぱり少し慎むべきだったのかなと。

もうこれは過ぎてしまっただけのことですから、そう言われてもという部分もあるかもしれないんですけども、ぜひ今後はですね、そういったことにならないように少し慎重に、気をつけて対応していくことをお願い申し上げたいんですが、病院事業局長から最後一言いただいて終わりにしたいと思います。

○本竹秀光病院事業局長 ありがとうございます。

今、小渡委員がおっしゃったようにですね、そもそも政争の具になっちゃって私、個人的に非常に困っているんですよ、実は。

6月の県議会選挙の争点にもしていただきたいくないのですけれども、そういう意味でもですね、特にこれは中部病院だけじゃなくて、各県立病院の先生方がいて、中部病院の卒業生もいてですね、みんなで話し合うというのが今の委員会です。

地域の方々ともこれから説明会を持つように今、計画していますので、その辺を見ていただきたいと思いますし、一番はあの周辺の住民に不安がいかないようにですね、配慮してまいりたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

○末松文信委員長 小渡良太郎委員の質疑は終わりました。

次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

1点だけ。先ほどの喜友名智子委員の質疑でちょっと気になったところがあるものですから、確認をしたいのですけれども。

勤怠管理のシステムの件なんですけど、今回このWTOの案件に反するというものでありましたが、それでですね、何かその事務的なですね、例えば以前、土建部で識名トンネルとかありましたけれども、そういった形での、例えばこれに何か補助金を使っていたとか、そういうもので償還するものが出てくるのかどうかっていうのが、仮にあったら困るなと思うんですけど、その確認というのはされているの

か教えてください。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 お答えいたします。

この指摘を受けた際に、監査委員事務局からは契約解除の指摘等は受けてございません。

今後ですね、自治法第199条第14項の措置状況のほうで、これからこの指摘に対してどういう措置をしたかということを報告いたします。その際に、その内容が認められれば、公報に登載されますし、認められない場合は、監査課のホームページで未措置として報告されることと思っております。

○新垣淑豊委員 分かりました。

あとですね、8月ということでありましたので、それまでにですね、しっかりとシステムの構築のほうをしていただきたいと思っております。

これまで結構、延び延びになっていますので、もうちゃんとお尻を決めてですね、やっていただけたらということを要望して終わりたいと思います。

以上です。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員の質疑は終わりました。

次に、石原朝子委員。

○石原朝子委員 よろしく願いいたします。

先ほど、沖縄県立病院経営強化計画という答弁がありましたけれども、今回令和6年度の予算編成に当たって、どう生かされたのかをお伺いします。

ちなみに、入院患者1人1日当たりの平均入院単価、外来患者の1人1日当たりの単価等どのように積算して、この予算書に反映されたのかをお伺いいたします。

○山里修一病院事業経営課班長 令和6年度当初予算は、沖縄県立病院経営強化計画の目標を達成するための予算とすることを基本方針とする、病院事業会計予算原案作成方針に基づき編成しております。

同計画では、修正医業収支比率の改善と、単年度資金収支の黒字化の2つの目標を掲げ年度ごとの数値目標を設定しており、各病院では令和6年度の数値目標の達成に向けて当初予算を見積もったところ です。

当初予算編成時点では、医業収益がコロナ禍前の水準に戻っていないことや、医業費用が物価高騰等の影響により増加傾向にあることなどから、令和6年度の数値目標の達成が困難な状況にあります。

この点につきましては、予算執行段階に入りましても収益確保や費用の効率化等を徹底し、経営強化計画の目標達成に向け取り組んでまいります。

それから、次に、入院患者1人1日当たりの平均入院単価と、外来患者1人1日当たりの外来単価をどう積算しているかどうかについてお答えします。

令和6年度当初予算における入院患者1人1日当たりの入院単価は6万7497円、外来患者1人1日当たりの外来単価は1万8697円となっております。

この点については、各病院の令和6年度の業務予定量を基に積算しておりまして、予算の編成の基礎となっております。

以上です。

○石原朝子委員 この入院の単価につきましては、この計画書によりますと、全国平均より上回っていると。

そして、外来の部分は全国平均を下回っているという現状の計画になっておりますけれども、今回、この数値というのは全国平均と比べましてどういった状況になっていますか。

○山里修一病院事業経営課班長 全国と比較可能な令和3年度決算で見ますと、入院患者の1日1人当たりの入院単価は、沖縄県立病院が6万4564円に対し、全国平均は6万1089円、それから外来患者1日1人当たりの外来単価は、沖縄県立病院が1万7214円に対し、全国平均は2万665円となっております、石原委員がおっしゃったとおり、入院単価は全国より高い傾向にありまして、外来単価は全国より低い状況となっております。

以上です。

○石原朝子委員 段階を踏まえながらそれぞれの単価は改善していかれると思うんですけれども、令和6年度の見込みとしては、現状入院の場合は上回ると、外来の場合は下回るという見通しで見ているのでしょうか。

○山里修一病院事業経営課班長 令和4年度以降については、まだ全国平均実績が示されておきませんので、令和6年度予算上の病院事業局の入院単価と外来単価をお示しできるだけなんですけれども。

○石原朝子委員 これを踏まえた上での改善を今後、段階的に取り組んでいかれるのでしょうか。

○山里修一病院事業経営課班長 病院事業局全体の経営成績の改善の在り方については、基本的には、入院単価と外来単価を上げるという方向性も一つございますが、そのほかに、そもそもこの業務予定量として入院患者数、特に外来患者数、両方をもっとコロナ禍前の令和元年度の140万人ぐらいあったんですけれども、そこら辺の規模まで取り戻していくというのが先であると考えております。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。

先ほども病院事業局長が患者が、戻らない状況であるという、その理由をどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長 なかなか分析は難しいと思うんですけども、コロナ禍で、医療受診行動というのが、これ沖縄県だけじゃなくて、他府県の先生方に聞いてもかなり変わってきているというのは間違いないと思います。

どれぐらい反映されているか分からないんですけども、これが5類になって普通に戻っていったときに、また同じように受診するのかもしれないのかというのはですね、これはちょっと見てみないと分からないかなとは思っています。

行動が変わったのは、多分間違いなく影響を受けていると思います。

○石原朝子委員 私としては単純に健康な方が増えたのかなと。国保の支出の分が、また改善されていくのではないかと思います、今、質問をさせいただきました。

最後になりますけれども、観光客が結構増えておりますけれども、訪日外国人観光客もいらっしゃるかと思います。

以前、決算で診療費の不払いということで未納金があったかと思っておりますけれども、そういった医療費の不払い防止をするためにどういった取組をされているのか、今後、現状としてはどういう状況なのかをお聞かせ願います。

○北川征一郎病院事業経営課班長 答えいたします。

県立病院における訪日外国人の受診状況につきましては、昨年の4月から今年の1月末までの10か月間で病院事業全体です、約400名となっております。

訪日外国人患者に係る医療費の未収金残高、少しデータは古いのですが令和4年度末時点で712万円となっております。ただ、このうちですね、大部分は令和5年度に入りまして回収済となっております。

県立病院におきましては、未収金の発生防止対策、特に、外国人の未収金の対策としまして、旅行保険の加入の確認であったりとか所持金、あとクレジットカードでの支払いの可否の確認を行うとともに、未収金が発生した場合はですね、厚生労働省の訪日外国人受診者医療費未払情報報告システムを活用するなど、訪日外国人のですね、未収金の発生防止に

取り組んでいるところです。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。以上です。

ありがとうございました。

○末松文信委員長 それでは、以上で病院事業局に係る甲第21号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後0時20分休憩

午後1時40分再開

○末松文信委員長 それでは、再開いたします。

本委員会の所管事務に係る予算議案の調査についてに係る甲第1号議案を議題といたします。

教育長から教育委員会関係予算の概要の説明を求めます。

○半嶺満教育長 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会所管の令和6年度一般会計歳入歳出予算について、その概要を御説明いたします。

ただいまお手元のタブレットに表示しております令和6年度当初予算説明資料抜粋版を御覧ください。

1ページをお願いします。

初めに、令和6年度の一般会計部局別予算であります、太枠で囲った部分が教育委員会所管に係る歳出予算となっております。

教育委員会が所管する一般会計歳出予算は、1782億7292万3000円で、県全体の21.2%を占めております。

また、前年度と比較し、77億6708万1000円、率にして4.6%の増となっております。

2ページをお願いします。

令和6年度一般会計当初歳入予算（教育委員会）について御説明いたします。

一番下の合計欄を御覧ください。

県全体の歳入予算合計は8421億4300万円であり、ます。

うち教育委員会所管の合計は489億4150万6000円で、県全体に占める割合は5.8%となっております。

右側の欄を御覧ください。

前年度と比較し49億7322万2000円、率にして11.3%の増となっております。

歳入予算の主な内容について御説明いたします。

中段にある9の使用料及び手数料を御覧ください。

9の使用料及び手数料は48億1962万2000円であり、ます。

前年度と比較し2323万2000円の増となっているの

は、高等学校の生徒数の増に伴う授業料収入の増が主な要因であります。

次に、10の国庫支出金は391億4213万4000円であります。

前年度と比較し、24億3494万5000円の増となっているのは、公立学校における1人1台端末整備に係る国庫補助金の増が主な要因であります。

次に、11の財産収入は1億7324万5000円であります。

前年度と比較し、1134万2000円の減となっているのは、県立学校における土地の貸付料の減が主な要因であります。

次に、13の繰入金は1億3228万7000円あります。

前年度と比較し、皆増となっているのは、沖縄県立公立学校情報機器整備基金の新規設置に伴う基金繰入金の増が要因であります。

次に、15の諸収入は3億2321万8000円あります。

前年度と比較し、3390万円の増となっているのは、雑入の名護青少年の家水源枯渇に関する国からの補填による増が主な要因であります。

次に、16の県債は43億5100万円あります。

前年度と比較し、23億6020万円の増となっているのは、県立学校施設等の長寿命化改修に要する事業費の増が主な要因であります。

以上が教育委員会所管に係る一般会計歳入予算の概要であります。

3ページをお願いします。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

教育委員会が所管する歳出予算は、10の教育費及び11の災害復旧費の2つの款から成り立っております。

それでは、款ごとに御説明いたします。

10の(款)教育費は1782億898万3000円あります。

前年度と比較し77億6695万7000円、率にして4.6%の増となっております。

増となった主な要因は、教職員給与費の増及び県立学校施設の整備の増などによるものです。

教育費の内容については、右の説明欄を御覧ください。

(項)教育総務費179億9918万2000円は、人材育成を推進するための経費や、公立学校等における必要な施設の整備に要する経費などであります。

次に、(項)小学校費574億4399万4000円は、公立小学校教職員の給与費や旅費などに要する経費であります。

次に、(項)中学校費366億2300万3000円は、公立中学校教職員の給与費や、県立中学校施設の管理運営及び施設整備などに要する経費であります。

次に、(項)高等学校費450億5540万3000円は、高等学校教職員の給与費や、高等学校施設の管理運営及び施設整備などに要する経費であります。

次に、(項)特別支援学校費187億1586万2000円は、特別支援学校教職員の給与費や、特別支援学校施設の管理運営及び施設整備などに要する経費であります。

次に、(項)社会教育費17億2042万8000円は、県立図書館の管理運営に要する経費や、文化財の保存・継承に要する経費などであります。

次に、(項)保健体育費6億5111万1000円は、児童生徒の体力向上と学校体育指導者の資質向上などに要する経費であります。

以上が(款)教育費の概要であります。

続きまして、11の(款)災害復旧費6394万円は、学校施設の災害復旧に要する経費であります。

以上が教育委員会所管の令和6年度一般会計予算の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○末松文信委員長 それでは教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

それでは、教育委員会に係る甲第1号議案に対する質疑を行います。

○比嘉京子委員 こんにちは。よろしくお願いいたします。

今、掲示しました部局別の当初予算のほうからお願いいたします。

まず、1番目の学校における働き方改革の推進の1の項目ですけれど、4つの事業が書かれておりますが、新規も含めて、全部増額になっているかと思えます。その理由について、まずお聞きしたいと思います。

○上江洲寿働き方改革推進課長 よろしく申し上げます。お答えします。

学校における働き方改革の推進に関する予算を今回拡充した、教員業務支援員配置事業、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置事業、部活動指導員派遣事業においては、各学校や市町村教育委員会から、当該支援員の配置が教員の業

務負担の軽減につながっているとの報告を受けており、配置拡充の要望を受けていることから、次年度予算を増額し、計上しているところでございます。

○比嘉京子委員 この4つの事業というのは、働き方改革の推進ということの事業だと理解をしておりますが、いわゆる、これは先生方の多忙化軽減を支援する支援員の増であるとかというふうに書かれているわけですが、スクールカウンセラー、それから、いろいろ問題に対応をするとかというようなことになってるわけですが、そもそも先生方の仕事の仕分といいますか、軽減はどの程度進んでいるのでしょうか。

たくさん仕事の一覧を以前に議会でも取り上げたことがあるんですが、先生方の仕事を軽減することが、まず第1に必要なのではないかと。支援員を配置することも必要ではあるけれども。

ですから、先生方自体があまりにも多くの業務を抱え込んで、授業に本当に必要なのかどうなのかという、その仕分と軽減はどうなっていますか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 委員おっしゃるとおり、先生方、本当に業務が多岐にわたっていて、授業や生徒指導以外の部分の業務も今、非常に多い現状がございます。

我々としては、今年度初めに公立学校の全教職員を対象にアンケートを実施して、実際、業務改善、精選が必要な業務の洗い出しを行ったところがあります。

そのアンケートを基に、8月にそのアンケート結果を基にして、どのような業務を精選、もしくは支援員を配置して負担軽減を図るかというところの取組目標、私たちのピース・リスト2023と題して、8月に短期の取組目標だけを公表したところでございます。

今年度末には、このピース・リスト2023の完全版ですね、中期目標、長期目標も併せて公表する形にしております。

今お話のあった業務の精選につきましては、非常に大事な視点でございまして、令和6年度からの実施となる働き方改革の次期プランにおきましては、取組の柱として3つ掲げてございます。

1つが人材の確保、支援員等の配置等も含めた人材の確保。

2つ目は、教育DXの推進。DXを導入することによって、業務負担軽減につなげていくと。

そして、3つ目が、今、委員のおっしゃる業務の役割分担、適正化、精選と。

この3つの柱を掲げて、次期プランを今年度末に公表していきますので、次年度以降も業務の精選も含めて取組を推進していきたいと考えております。

○比嘉京子委員 今、現時点で分かる範囲でよろしいですけれど、その中期と長期のこれから出されるであろう働き方の見直しについて、どれぐらいの割合が、そこからそぎ落とされる見込みでしょうか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 今、手元に細かい資料はないんですが、中長期も合わせて全体で、現時点では50項目ぐらいになるかと思っています。

短期の取組目標、8月に公表した暫定版では23項目ございましたので、それに27項目追加する形で今、リストを作成しているところでございます。

細かい数字は、すみません、ちょっと手元にはございませんので、以上になります。

○比嘉京子委員 50項目がもし実現される方向に行くとしたら、全体の何割ぐらいの仕事が減ることになるのでしょうか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 すみません、全体の何割というところが非常に難しいところでございまして、ただ、現時点で、先生方、現場から声が上がっている、例えば地域の行事参加のための引率ですとか、あと、部活動とかですね、あと、夜間パトロール、街頭パトロールですとか、様々な業務がありますので、先生方がある程度実感できる形にはなるのかと。

我々も次期プランの取組期間を3年間と今、設定して出す予定です。令和6、7、8の3年間で取組を推進していく予定ですので、3年後ですね、できる限り少しでも、現場の先生方が業務負担軽減を実感できるような環境づくりに努めたいと考えております。

○比嘉京子委員 聞き方を変えたいと思います。

全項目で何項目あって、そのうちの50項目を軽減する予定になっているのでしょうか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 全項目というのが50項目程度になるということになります。

ピース・リストという取組目標を一つ一つ——具体的取組を挙げたリストになるんですけれども、その取組目標は約50項目ということになります。

以上です。

○比嘉京子委員 全項目からカットしていくのではなくて、その項目全部を維持しながら、取り組む内容を変えていくという話なんですか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 今お話した50項目というのは、先ほどお話ししたように業務の精選だ

けではなくて、支援員を配置したり、あとはDXを進めたりということで、業務の改善、負担軽減を図る項目ということで50項目でございます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から、教員の業務全体をまず把握した上で、削減項目を精査したのではないのか。今の答弁では軽減量がつかめない、との指摘があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

半嶺満教育長。

○半嶺満教育長 今、比嘉委員のお話からすると、例えば生徒指導であったり、学習指導であったり、やるべきことはたくさんあると思います。これを例えば、10としたときに、削減すべきものが3割であるとか、4割であるとか、そういうイメージだと思うのですが、我々が今、ピース・リストで掲げているものは全体の何割とかそういうところではなくて、何を負担軽減できるかをリストアップして、それを着実に削減していきたいと。

全体の仕事の何割になるかということまでは、出していないのですけれども、今、我々が削減できるだろうというピース・リストにしたものを着実にやっていけば——先生方がこれは負担であるというものを挙げてもらって、さらに我々が削減できるだろうというものをピース・リストに掲げておりますので、それを着実にやることによって、確実に先生方の負担軽減は図られていくだろうという想定の下でやっております。具体的に数値を示す、あるいは割合を示すというのは、持ち合わせておりませんが、今、軽減できるだろうというものを50項目掲げて、それを着実に今、進めていこうという段階でございます。

○比嘉京子委員 ぜひ、カットすることもしなくてやっていくということが大事なかなと思っております。

じゃ、2番目のほうに行きたいと思います。

当初予算のほうのこころの健康づくり支援事業を今、モデルとしてされていると思うのですけれども、その調査結果から得られている現段階での成果について伺います。

○上江洲寿働き方改革推進課長 本事業は、国の調査研究事業でありまして、那覇市と連携して取組を進めております。

今回ですね、那覇市と連携した取組の中で、オンラインを活用した保健師などの専門家に相談できる相談窓口の設置ですとか、あと、研修会の実施、あ

と、休職されている方の学校の校長先生等に調査をかけて、傾向・要因分析等を行ったり、あと、那覇市の全教員対象のアンケート等が実施できております。

なお、調査結果、分析結果については現在取りまとめている段階でございまして、年度末に文科省を通じて成果報告をする予定になっております。

以上です。

○比嘉京子委員 これは今年度だけするのか、次年度もするのか、たしか2000万円ぐらい予算がついていたと思うんですね。

次年度も同じように継続していく予算なんでしょうか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 国のほうの調査研究事業ですので、次年度は、この事業の枠組みとして、5自治体に委託してやる事業になっております。

我々としては、来年度も那覇市と継続する方向で今、準備を進めているところでございます。

○比嘉京子委員 スタートがかなり遅かったというふうに聞いているものですから、それだけの期間ではなかなか難しいのではないかと。

しかも、これだけ全国ワーストでずっと来ている本県なので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

じゃ、次に行きたいと思います。

49ページの29の市町村幼児教育支援事業の実績と課題と今後の展開について伺いたいと思います。

○宮城肇義務教育課長 それではお答えいたします。

令和5年度の実績については、研修支援が24市町村で42回、園の訪問支援が23市町村で52回実施しております。令和3年度からの実績で比較すると、支援を実施した市町村の数が増加しております。

これまでの支援を通して、要領、指針に基づく保育についての理解が浸透し、研修、園訪問を受けた保育所の事後アンケート等から、保育実践に対する幼児教育の質の向上に対する意識の高まりが見られております。

課題につきましては、離島や僻地の小規模市町村に対する支援と、幼児教育専任担当者、幼児教育アドバイザー等の未配置の市町村への支援の充実が挙げられております。

研修支援や園訪問支援の要請に消極的になっている小規模市町村に対しては、県から積極的に活用するよう、働きかけを継続して行っております。

また、幼児教育アドバイザー等の未配置市町村に対しては、引き続き配置している市町村の好事例を紹介して配置を推進してまいります。

令和6年度も引き続き本事業を活用した幼児教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 アドバイザーが一度も行っていない市町村ってあるのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 アドバイザーの皆さんは全部に、一応、訪問して支援をしているということです。

○比嘉京子委員 市町村において、保育所であろうと幼稚園であろうとこども園であろうと、3歳から5歳児の幼児教育ができるだけ充実するようにという事業だと理解しているのですが、評価についてといいますか、今後はどのようにやるかという今、小規模離島が対象だというようなお話だったんですけれども、そういうことなんでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 今後ですけれど、市町村の幼児教育を軌道に乗せるために、令和6年度以降も国の予算を活用した、幼児教育アドバイザーを活用した事業を継続していく予定ということです。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

幼児教育とともに、ここが沖縄県の今一番課題かなと思っているところですが、中卒時の進路未決定者と高校中退者は、直近、何名でしょうか。

○宮城肇義務教育課長 本県の進路未決定者の数です。

令和5年3月の卒業生では233名、進路未決定率は1.5%となっております。

○崎間恒哉県立学校教育課長 県立高校における中途退学者数につきましては、554名というふうになっております。

○比嘉京子委員 例えば中卒の未決定者に対しては、どのような情報とか、またはアプローチとか、支援とか、そういうのをやっているのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 中卒時の進路未決定に関する支援については、在学中に卒業後の相談先として、地域若者サポートステーション、あるいは子ども若者相談プラザ s o r a e への情報提供を行っております。

また、本人の了解がある場合は、卒業時に個人情報に関する同意書を取り、サポステやこの s o r a e に情報を提供し、アウトリーチを行っております。

福祉部局とも沖縄県子ども・若者地域支援協議会等においてこのサポステ、s o r a e についての情報共有を図っております。

○比嘉京子委員 同じく、高校お願いします。

○崎間恒哉県立学校教育課長 高校のほうでは、ま

ず、学びを継続させるということが重要だということで、各学校では、生徒が学習や学校生活を継続し、安易な退学につながらないように、教育相談体制等の支援体制の充実を図って丁寧に関わり続ける支援、指導、これを行っているところです。

また、子ども生活福祉部のほうで、居場所づくり運営支援事業というのがありまして、そちらで学校内、高校内に居場所をつくって、常駐で配置されている社会福祉士、それからカウンセリング経験者などの専門的スキルを持つ支援員2名が配置されて、学校側と要支援生徒の状況把握、それから支援方法、役割分担等について、情報交換と情報共有を行っているところであります。

○比嘉京子委員 今の高校の問題ですけれど、この554名の中で、どれくらいの人がある支援事業といえますか、校内にある支援室のほうに行っているのでしょうか。

それ分かりますか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 今のおっしゃった数字の把握のほうまではしておりません。

○比嘉京子委員 先ほど、中学校のほうですけれど、卒業時にですね、個人情報確認の上で、s o r a e に紹介をしていると。そこに全部が全部行っていないと思われるんですよね、やっぱり。例えば s o r a e が那覇と名護にしかないんですね。そうすると、そこに紹介できない人たちのフォローは、どこか担当があるのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 卒業後になりますと、中学のほうでは、やっぱり追いかけることができないので、その前に、先ほどお話ししましたが、生徒たちの意向等を確認しながら、やはり s o r a e やサポステのほうにつなげる、あるいは福祉部局ともまた連携ができればそこにつなげるという、そういう努力をこれからまたやっていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 子ども生活福祉部のほうにも質疑をしているんですけれど、やっぱり、そういう卒業生を出さない教育というか、日頃から目標を持つというような教育をぜひともお願いをしたいと思います。

終わります。

○末松文信委員長 比嘉京子委員の質疑は終わりました。

次に、喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。

私のほうからは2点ですね。

最初に、教育委員会の予算施策体系図を今見ています。教員不足という言葉があまり見当たらず、働き方改革の推進という言葉が出てきていますけれども、令和5年度もいろいろと教員不足の対策をされてきたかと思えます。

それを振り返っての総括と、今後、教員不足の解消に向けて、令和6年度の予算にどういう形で反映しているかというところからお聞かせください。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

まず、教員不足の主な理由といたしましては、特別支援学級の増による教員定数の増加や、年度途中の休養等に係る代替教員の確保が追いつかない状況がございます。

そのため、教員の未配置につきましては、児童・生徒の教育活動や、他の教職員の負担に影響があることから早急に解消されるよう、各種セミナーの実施等と教員の確保に努めているところでございます。なお、今年度のセミナー等においては102名の方を新たに臨任として配置しております。

また、その教員不足の解消に向けては、次年度の取組ですが、まず、新たに首都圏でのセミナーの実施を行いたいと考えております。また、大学への早い学年からの説明会など、各種セミナーの拡充をすることとしております。その経費として347万8000円の予算を計上しております。

また、本務職員の確保のために、教員選考試験の制度改革について、引き続き他の都道府県の本務教員を対象とした特別選考を実施するほか、新たに大学推薦制度の導入による新卒者の確保や、長期間臨時的任用職員を経験している方を対象とした秋選考の実施等にも取り組みながら、教員の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

とにかく採用する方の枠を広げようという意図は理解しております。

ただ、教員不足の要因の1つが特別支援学級の増加というところは、もうこの10年ぐらいで急にクラス数が伸びてきたというところで、資格のない先生が配置されていると。こういうもともとの要因の問題については、まだ対策というか、回答が見えていないのかなという気がします。

この特支学級も、親御さんによってはぜひ入れてほしいという方もいれば、なんでうちの子が特支学級に入れられるのと、ちゃんと集団行動できるじゃないかと。ちょっとグレーゾーンの子に関しては、

少し簡単に特支学級に入れていないかというような指摘もやはりあるわけです。

教員不足の大きな要因として、特支学級の増加というのが挙げられているのであれば、ぜひ、この特支学級の先生たちをどう確保していくかと、子供たちに対してどう向き合うかというところは、一つ特出しをして対策をすることも今後必要になってくるのではないかなと。

すみません、これは予算を見て、今の答弁を聞いての意見ですので、答弁はいりません。

あと、もう一つの質問が、教員不足の中でも委員会への陳情がいろいろと上がってきています。

その中で、図書館の司書、それから養護教諭、栄養教諭が不足していますという陳情も幾つか上がっていて、ずっと継続審査になっているんですね。

今、こういった専門の先生方がどれぐらい不足しているかという現状、あるいは、この程度充足していますよという現状、正規率がどれくらいなのか。この専門の先生方の今の配置状況ですね、教えてください。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

令和5年5月1日時点の公立小中学校の正規率ということでお答えさせていただきますが、まず、養護教諭が87.3%、栄養教諭及び学校栄養職員は100%となっております。なお、栄養教諭につきましては正規率は100%ありますが、現在、産前産後とか、また代替等がありますので、それについては臨時的任用職員で対応してるところでございます。

次に、養護教諭については、先ほど申しました87.3%という数字となりますが、今後もですね、退職者の推移等を見極めながら正規職員の確保に努めていきたいと考えております。

なお、学校司書については、学校図書館法におきまして、学校には学校司書を置くよう努めなければならないとされていることから、小中学校については、市町村教育委員会において雇用配置をしているところとなっております。

○喜友名智子委員 私のところにも不足しているよという御相談や要請が非常に多いのですけれども、今の数字を聞くと、栄養教諭に関しては100%、それから養護教諭も9割弱ということで、もう少し頑張っしてほしいではあるけれども、一応、人の配置はできているというふうに理解をいたしました。

県議会の陳情も、現状を把握するために継続審査にしているという部分もあるんですけれども、今時点の数字を確認して、また、陳情の採択にどう判断

するのか参考にさせていただきたいと思います。

質問は以上です。

ありがとうございます。

○末松文信委員長 それでは、喜友名智子委員の質疑を終わりました。

次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 お願いします。

予算概要部局別23ページ、学校における働き方改革の推進の中身を少し教えていただきたいと思うんですが、③番と④番なんですけれども、③番については、私、20年前に保護者でしたので、体育関係でその部活を見ました。

実際に先生の監督がいて、外部からコーチという方がずっと指導をしていたんですけれども、配置、これ全く全部、地域のほうに移行するというような内容なのかどうか、その辺教えていただけませんか。

○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

まず、部活動指導員・部活動地域移行関連事業ということで、今回のこの資料のほうには載せてあります。

まず、部活動指導員についてですが、教員に代わり部活動の指導及び大会等の引率が単独でできるという業務を行っております。令和5年度は、中高合わせて179名を配置しております。県立学校に配置した部活動指導員が引率する際の旅費につきましては、予算措置をしております。

なお、先ほど委員がおっしゃいました地域の方も、これまでどおり外部コーチということで、これは各学校の校長先生が認めて、お願いをするということで、保護者とかですね、地域のそういった元PTA会長とか役員等で、ほとんどこれはボランティアみたいなものになります。

うちのほうの事業としての部活動指導員は、旅費や報酬等があるものでございます。

続きまして、地域移行につきましては、県教育委員会では、令和4年度から学識経験者及び関係諸団体の代表による検討会議を設置し、将来の少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツ、文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域連携、地域移行の方策等について協議しております。

昨年9月に、沖縄県公立中学校の学校部活動地域移行推進計画を県のほうで策定して、市町村及び関係諸団体へ周知を図るとともに、各市町村においてまた地域移行に向けた検討を促しているところでございます。

今年度は、国のこの地域移行に係る委託事業を活用し、うるま市を含め4市村においてモデル事業創出の実証事業に取り組んでおります。うるま市においては、6校、12部活動が休日の運動部活動を地域移行しております。そのうち、一部活動では平日も地域移行を実施しております。

このような状況でございます。

○仲宗根悟委員 大変よく分かりました。

じゃ、次の④番の学校問題解決支援事業なんですけど、これ新規になっているようなんですけれども、保護者、地域からの過剰な苦情、学校だけでは解決が難しい、専門家と連携して支援体制を図るというような内容のようなんですけど、結構な数の苦情があるんですか。

よろしくをお願いします。

○宮城肇義務教育課長 委員の結構な数ありますかに対しては、少し地域性、学校の規模とかありますので、申し訳ありません、ないとは言えませんので、これで御勘弁ください。

学校問題解決支援事業について、御説明させていただきます。

学校問題解決支援事業とは、今、委員のおっしゃったような保護者等からの過剰な苦情、あるいは不当な要求、学校のみで解決が難しい事案の解決のために、学校へ助言を行う支援事業です。

支援体制については、学校管理職のOB等が、学校問題解決支援コーディネーターとして、学校あるいは教職員への苦情、いじめ等の問題について、保護者、あるいは市町村教育委員会から相談を受けるほか、学校に直接出向いての巡回相談会、あるいは各教育事務所での研修会、相談内容に応じて、必要とされる心理士とか弁護士、社会福祉士、大学教授、医師も参画した専門家会議を実施するものです。

県教育委員会は、国のモデル事業を活用し、学校管理職OBや様々な外部の専門家による助言を市町村立の小中学校へ行う支援体制を構築する手続を行っているところです。

本事業を実施することで、教職員等の問題解決の対応能力が向上するだけではなく、教育委員会と市町村の福祉部局とのネットワークの構築も期待されると考えております。

○仲宗根悟委員 先生方の働き方改革の中でも、こういった担任の先生が片づけられないいけない問題がいっぱいある中での支援員だというふうに思いますから、それだけ学校に非常にクレームをつける保護者や地域の方々がいっぱいいるんだろうなというの

は推察はされますけれども、我々はもうシンシーターヤ、ウスリティホーインというようなこと言われてきた世代ですから、学校にこういった問題が現在生じているんだということを聞きますと、非常に残念だなとは思ったりもしますけれども、適切に頑張っていたきたいと思います。

あと1つだけお願いします。

積算内訳書の202ページ、図書館管理運営事業なんですけれども、県立図書館がシステムのチェンジによって閉館しますということで、新聞で見る限り、どうも県民の皆さん、そこで勉強している受験生やら、学習スペースを使う方々を締め出しているんだというように受け止められているようなんです。

それで、そのスペースを民間銀行の方、海邦銀行でしたかね、本店を提供しようという、また明るいニュースもあったりして、我々も県議会がどうかできないものかなというふうに思ったりもしました。委員会室が期間中開けられるんだったら使わせていいんじゃないのかなというふうなお話もさせていただきましたけれども、かないませんでした。

それで、図書館が閉館をしながら新しいシステムを導入するための期間をくださいというふうな内容だったと思うんですけれども、早い者勝ちだったようなのが、解決にこぎ着けたというふうなお話もいただきましたけれども、ただ一つは、一定期間使えない状態になる以上は、この代替措置も県は講ずるべきだったんじゃないのかなというふうに思っているんですね。

後で聞きましたら、南部合同庁舎ですか、そこを提供するというような内容は聞いたんですけれども、そういったお知らせを同時に、新聞で掲載してほしかったなとも思ったんですよ。

だったとすると、先ほど申し上げたように、県民からの批判的な苦情、クレームも来なかったのかなと思ったりもしているんです。

そこで、私も提案なんですけれども、これ教育長あたりから発信していただいて、地域の公民館ですとか、市町村の教育長が集まる会議で協力を求めるとかですね。今、ファストフード店ですか、コーヒー1杯飲みながら2時間制限ですよとか、あるいは、こういったのがあるらしいですよ、僕もまだ見たことないんですが。

そして、各市町村の図書館によっては、受験生お断りですとか、あるいは学習に使うのは御遠慮くださいというふうな張り紙をされているというふうに聞きました。これだけ勉強したい学生ですとか、国

家試験を控えている方々もいらっしゃると思うんですけれども、どうかそういった学習スペースの提供を、全県下でできないものかなというふうなことを考えたんですよ。

これについて、いかがお考えでしょうかね。まず、図書館のシステムについてお願いします。

○米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

まず、県立図書館の今回新たにリニューアルした座席予約システムについてお答えいたします。

より多くの方々に便利に自主学習可能席等を御利用いただくため、新たに座席予約システムを導入いたしました。

座席予約システムは、予約が必要な座席を図書館のホームページで3日前から仮予約ができ、来館後、専用端末で予約を確定するシステムであり、30分単位で、また最長3時間までの座席の予約が可能となっています。なお、当日、館内で直接予約することも可能です。

このシステムを導入することにより、これまで空席がなくて困っていた方々が、図書館まで来て帰るといったことがなくなることもなりますし、また、混雑時には開館前の順番待ちの列での割り込みや、開館と同時に座席を確保するため館内を走るなどの行為が見られましたが、当該システムの整備により、今後はこのようなことはほぼなくなるものと考えております。

また、先ほど言われた自習施設の件ですけれども、今回はちょっと県民の方々に御迷惑をかけた分がございましたが、自習施設についていろいろな施設から直接、企業からも提供がありましたけれども、公立の公民館や、また図書館で実施しているところがあるということも分かりましたので、そのほうの周知をすることができました。

皆さん、どうも御協力ありがとうございました。

○仲宗根悟委員 ぜひ、教育長、先ほど申し上げたような内容を、ぜひ市町村の教育長会議にも諮ってというか、協力を求めていますね、無料で学習スペースがありますよ、どうぞ勉強してくださいというふうなことがかなわないかなと思うんですがね、いかがでしょうか。

○半嶺満教育長 今回の閉館で、図書館を活用していた子供たちの勉強する場所がなくなって、非常に懸念の声もありまして、今、課長からもありましたとおり、そういう状況を踏まえて、民間の方々から本当に様々な場所の提供をいただいて、我々としても本当に感謝をしているところでございます。

今回、こういうような状況の中ですね、様々な提供していただける場所があるということが分かって、今後、また様々な場面で協力をいただける可能性が出てくるんじゃないかなと、そういう発展的な状況も、また我々感じたところであります。

今、委員の御提案のあった件については、やはり子供たちがしっかり学べる場の確保ということでの御提案だというふうに思いますので、今後、教育長協議会等も含めて、今後の方向性についても検討させていただければと思っております。

○仲宗根悟委員 ありがとうございます。

よろしくお願いします。

以上です。

○末松文信委員長 それでは、仲宗根悟委員の質疑は終わりました。

次に、玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 じゃ、よろしくお願いいたしますします。

23ページの施策の中から質問をしたいと思います。

一番最初に教育業務支援員配置事業の各学校への配置人数や増員数、業務内容等、今後の計画についてお聞かせください。

○上江洲寿働き方改革推進課長 教員業務支援員配置事業の計画等をお答えします。

教員業務支援員配置事業は教員の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や授業の準備、教材研究など本来の業務に専念できるよう、学習プリント等の準備、印刷や教材作成の補助、学校行事や式典等の準備など、これまで教員が担ってきた業務を支援、サポートする教員業務支援員を配置する事業でございます。

令和5年度は13市町村122校と、県立学校20校、計142校に会計年度任用職員として配置されており、学校からは当該支援員の配置が、教員の業務負担の軽減につながっているとの報告を受けております。

そのような成果等も踏まえて、令和6年度、次年度はですね、市町村立学校につきましては、28市町村の252校、県立学校には42校、計294校に拡充して、配置予定としております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、これは教員の働き方改革とつながっていくと思いますので、具体的に、現場で先生方の業務が改善されていくような、そういう方向での支援をやっていただきたい。

そして、現場の実態をしっかりとつかんで、働き方改革にしっかりとつながっているのかどうかも

ちゃんと見据えて、そこの改善につながっていくような支援が進められていくべきだと思います。今後の取組についても、ちょっとお伺いいたします。

○上江洲寿働き方改革推進課長 次年度、委員御指摘のあったように、教員業務支援員の配置が、実際に先生方の負担軽減につながるようにしなければならないというところは、本当にまさにおっしゃるとおりです。

我々ですね、次年度、また新規に初めて配置する学校等もありますので、そういう学校に対してはこれまで配置してきた学校の活用事例と、好事例等も情報発信、情報を提供しながらですね、教職員の業務負担軽減につなげていきたいと考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、そこはよろしくお願いいたしますします。

あと、スクールカウンセラーの各学校への配置数、そして増員数、正規や非正規の人数、そして今後の正規雇用化についてもお伺いいたします。

○宮城肇義務教育課長 まとめてお答えします。

スクールカウンセラーの配置事業は、学校が抱えるいじめ、不登校、問題行動等、この解決に向けて学校へ配置しております。スクールカウンセラーは児童生徒、保護者、そして、教職員へのカウンセリングを通して、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、早期解決に当たっております。

令和6年度のスクールカウンセラーの配置人数は137人を予定しており、今年度より5人の増員となっております。

正規職員化につきましては、文部科学省が、将来的には正規の職員として規定することを検討することの考えを示していることから、国の動向を注視していくとともに、引き続き全国都道府県教育長協議会を通して、スクールカウンセラーの正規配置を要望してまいりたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 これはぜひ中央教育審議会のほうでも法令に基づいて、正規雇用化にしていくことについて答申しているようですので、スクールカウンセラーについてはやっぱり正規化にしていくということで、県としても、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

沖縄の教員のメンタルの対応というのは非常に大きいと思いますので、やっぱり専門スタッフの抜本的な増員は必要であります。

ですから、国に対しても、その対応策としての常勤配置を要求していくことが必要ではないかと思い

ますが、いかがでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 繰り返しになると思いますが、この全国都道府県教育長協議会を通じて、ぜひとも正規配置を要望してまいりたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 じゃ、続きまして、校内自立支援室事業なんですけれども、今、不登校児童の現状はどうなっていますでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 令和4年度の時点での数を報告したいと思います。

公立の小学校が2552人、中学校は3143人ということになっております。

○玉城ノブ子委員 そこに対応するための学習の機会を保障するための学習支援員の配置ということになっておりますけれども、その配置状況、具体的にはどうなっておりますでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 大きな配置ですけれど、委員がおっしゃっているのは校内自立支援室事業の支援員だと思いますのでお答えします。

県教育委員会では、昨年度より、校内自立支援室事業を実施して、学校内の空き教室を活用した不登校児童生徒への学習支援等を市町村教育委員会と連携して取り組んでいる状況です。

今年度は12市町村に43人の支援員を配置しておりますが、来年度は事業を拡大して実施していこうと考えております。

令和4年度の支援室設置校においては、登校復帰率が45%になっており、全国の公立小中学校の復帰率27.2%に比べると高くなっております。

○玉城ノブ子委員 そういう点からすると、やっぱりそういう不登校の子供たちがいる、そういう問題を抱えている全ての学校で、学習支援員を配置して、対応をしっかりとやっていくということが非常に大事だと言われていると思うのですけれども、今後の計画、これをもっと拡充していくということが必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 令和6年度、次年度ですけれども、学校数を51校に拡大して、展開していきたいと今、予定しております。

○玉城ノブ子委員 全ての学校の実態をちゃんと把握して、要望があるところにはしっかりと支援員を配置していくという取組を今後とも進めていただきたいということを要求していきたいと思っております。

続きまして、就学継続支援員配置事業ですけれども、不登校傾向や中途退学が懸念される生徒、皆さんが把握している数としては、現在のところ何名に

なっているのでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 令和4年度の不登校の生徒数では、1061名というふうになっております。

○玉城ノブ子委員 これは事業としては、全ての学校にコーディネーターが配置されているということで考えていいのでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 就学継続支援員配置事業の説明をさせていただきますと、不登校傾向のある生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、支援を必要とする県立高等学校、こちらに就学継続支援員を派遣し、校内外における生徒の支援及び支援体制等の構築を行う、これは委託事業というふうになっております。

令和5年度は54人を、県立高校41校、48課程並びに泊高校の生徒就学支援センター、こちらのほうに派遣しているところであります。

○玉城ノブ子委員 全ての学校にコーディネーターを配置しているということではないのですか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 これはですね、全ての学校ではなくて、不登校や、あるいは中途退学が多く在籍する学校に支援員を配置する事業になっていますが、配置されていない学校につきましても、要望に応じて、緊急配置という形で対応できるようにしているところです。

○玉城ノブ子委員 全ての学校に配置されているのではないということになると、皆さん方が各学校の状況をしっかりと掌握して、そういう問題を抱えている学校については、支援員を配置していくということになっているわけですね。

そうすると、皆さん方がやっぱり各学校がどういう状況になっているかをしっかりつかんでいくということは大事だと思うのですけれども、支援員を配置できるようにつなげていけるような取組が、今後やっぱり大事になってくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 今、委員おっしゃったように、しっかり学びを継続するということが大事だというふうに認識しておりまして、この就学継続支援員は、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を有する者を配置しておりますので、やはり学校の先生方が、なかなかアプローチできていない部分をしっかりと支援できるというふうに考えておりますので、学校の状況を、しっかり我々のほうで把握をして派遣をしていきたいと考えております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、東日本大震災の発生時刻に合わせて全員で黙禱をささげた。)

○末松文信委員長 再開いたします。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 続きまして、バス通学費等の支援事業ですけれども、これは非常に多くの県民の皆さんから、大変負担軽減につながっているということで喜ばれております。さらに、対象児童を拡充していくことが求められております。

特に子供たちを四、五名も抱えているところ、南部から中部に通っている子供たちも多く、それから乗り換えて通学するとなると、やっぱり負担が非常に大きいということで、支援対象児童を拡充してほしいという要望も非常に多くございます。ですから、支援拡充についてもね、具体的に検討していただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 お答えいたします。

中高生のバス通学の無料化については、これまで、ひとり親家庭高校生等通学サポート実証事業の対象者に加え、住民税所得割非課税世帯の高校生への支援を拡充し、令和2年10月から通学費の無料化を開始しております。令和2年度に認定を受けた方はモノレール通学支援を含め3405名となっております。

令和3年度は通学区域が全県域となっている中学校に通う生徒を対象に追加し、4435名となっております。

令和4年度は通学生徒の在籍校が指導要録上の出席扱いとする通所区域の定めがないフリースクールに通学する中高生を対象に加え、支援の拡充に取り組んでおり、5090名となっております。

令和5年度は高額通学費が原因で進学等を断念することがないように、中間所得層までの生徒の通学費の一部補助を開始したところです。

今後も支援を必要とする対象者に支援が届くよう周知に加え、迅速な認定審査等に努めてまいりたいと思います。

○玉城ノブ子委員 ぜひよろしくをお願いします。

県民の皆さんから大変喜ばれている事業ですので、支援の拡充についても、今後検討をお願いします。

次に、高等学校等奨学のための給付金事業の支援内容と人数、対象児童の拡充についても伺います。

○大城勇人教育支援課長 お答えいたします。

高等学校等奨学のための給付金は、意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学のための給付金を支給する国庫補助

事業による事業であります。

令和4年度は9850人に給付しており、令和5年度は2月末時点で9302人に給付しております。

対象の拡充等については、全国都道府県教育長協議会等を通して、所得制限の緩和や給付額の改善などを国へ要望しているところであり、令和6年度は全日制に通う第1子の非課税世帯の給付額について、年額11万7100円から12万2100円への増額を予定しております。

授業料以外の教育費負担を軽減するため、引き続き制度の拡充等を国に要望してまいります。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、これもですね、大変負担軽減につながっている給付金ですので、支援の拡充ができるように、ぜひ頑張ってくださいということをお願いいたします。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員の質疑は終わりました。

次に、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 お願いします。

ページは同じ23ページで、新年度予算は、77億円余り増えているということで、新年度一般会計予算の編成する上での教育委員会としての特徴、拡充する事業等において、今年度何が重点なのか、特徴的なことをお願いします。

○諸見友重総務課長 お答えいたします。

令和6年度当初予算の県教育委員会の特徴といたしましては、働き方改革の推進に係る施策として、教職員の負担軽減を図るため、教員業務支援員やスクールカウンセラー、そして、スクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を拡充したことや、学校だけでは解決が困難な事案について、行政と専門家が連携した支援体制構築のモデル事業に係る経費、そして、中部A特別支援学校の実施設計に係る経費等を計上したところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 教職員の不足ということも深刻ですし、新年度、教職員を増員するという、今年度と比較して、定数自体もそうですが、どれだけ増やすという予算になっているか伺います。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

令和6年度の、まず、教職員の増員についてですが、小中学校の新規教員の本務の配置は、令和5年度は356名から103名増の459名を予定しております。

また、定年引上げに伴い、本来退職となる予定だった60歳以上の教員について、一定数の継続による増員も見込んでおります。

なお、定数配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づきましてですね、児童生徒数や学級数等に応じた教員の確保に努めているところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 300人台から400人台にと、80人ほど引き上げると。大きな計画なのですが、それとの関わりで言うと、どれぐらい採用を増やすということになるのか。

今の定員ではなくて、退職者補充とかいろいろあるかと思いますが、計画どおり430人を目標に取り組むということなのか、その関係性について伺います。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

委員おっしゃったように、県教育委員会におきましては、令和5年9月にですね、小中学校の正規率改善計画を策定したところでございます。

同計画においては、特別選考による採用などを加味しながら、新規採用者数をこれまでの350名から80名増のですね、430名とする計画を立てておりまして、令和12年度までにですね、正規率を全国並みの90%にすることで今、取り組んでございます。

○瀬長美佐雄委員 現年度の正規雇用が新年度はどこまで高まるのかという計画上の見通し、お願いします。

○池原勝利学校人事課長 すみません。

これにつきましては、現在、学級数というのは、またそれは小中とも需給計画等に基づいてですね、人数とかが決定していくところがございますので、現時点において、そういう具体的なですね、数字等は持ち合わせてないところでございます。

○瀬長美佐雄委員 同じページの学校教育の充実に係る質問、県立学校施設の適正管理推進事業、新規だということなので、この事業概要について伺います。

○平田直樹施設課長 お答えします。

本事業は学校施設に対し、適切かつ計画的に予防保全を行うことにより、建物を長寿命化し、学校施設に求められる機能、性能確保、向上を図ることを目的としております。

また、計画的な実施により、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることとしております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 ということは、もう次年度以降も長寿命化が必要な建物が待機しているというふう

なことで、継続的に事業化していくということなのか、お願いします。

○平田直樹施設課長 例えば県立高校にある建物853棟のうち、老朽化が問題となる築30年以上の建物が454棟と53%を占めているので、継続的に実施していく予定としております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 財源としては補助事業があるのか、それとも一般財源なのか、財源について確認です。

○平田直樹施設課長 財源としてはですね、財政措置のある有利な地方債を活用して、充当率50%、基準財政需要額50%の事業となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ハード交付金、この間減額されてきたということがありますがこれは、このハード交付金事業にはなじまないのか、補助メニューがあるのか、どんな関係なんでしょうか。

○平田直樹施設課長 この事業はですね、公共投資交付金で活用できない事業について対象としてい

るところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、3の国際社会への対応という中で、国際性に富む人材育成事業が増額されていますので、理由等々ありましたらお願いします。

○崎間恒哉県立学校教育課長 国際性に富む人材育成事業、これにつきましては、長期海外留学、それと短期海外研修、オンライン国際交流、この3つの事業がござい

ます。

令和6年度は長期海外留学において、欧米、アジア及び中南米、21名を派遣する予定にしております。

そして、令和7年度の派遣生も募集選考、これを行う予定にしております。

それから、短期海外研修、これはアメリカ、オーストラリア、中国、ハワイ、こちらはそれぞれ30名程度派遣する予定としております。

オンライン国際交流については、県内及びアジアの国、地域の高校生約200名がプロジェクト型探求学習等に参加する予定となっております。

増額の理由につきましては、海外に派遣する上で物価高騰、円安の影響、世界情勢等と、そういったものに対応しつつ、短期海外研修、こちらの派遣者数を拡充して、取組を充実させるということから、予算が増額というふうになっております。

○瀬長美佐雄委員 国際性を身につけるとい

も、とてもいい事業だと思います。

拡充する方向はとても望ましいと。

今言ったアジアの諸国というところかというと、どういう国々があるのか、紹介してもらえればと思います。

○崎間恒哉県立学校教育課長 長期留学のほうでは、韓国、タイ、台湾、中国というふうになっております。この4か国につきましては、これまでの実績ということになります。

○瀬長美佐雄委員 対象には、ほかにも多くの国々があるのかなと思うんですが、今の3つだけですか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 大変失礼しました。これまでの実績ということで、まず、インド、インドネシア、先ほど言った韓国、タイ、台湾、中国、それから、フィリピン。

以上になります。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、6の文化の継承という中に埋蔵文化財の収蔵施設を整備すると、新規ということで、既存の施設で間に合わないということであれば、そことの関係で、どういう整備計画になるのか、規模感も含めてお願いします。

○瑞慶覧勝利文化財課長 お答えします。

県立埋蔵文化財センターの収蔵庫は、首里城など過去50年にわたる発掘調査によって出土した膨大な量の埋蔵文化財が保管され、調査研究活用に使われているところです。

しかし、その収蔵庫の容量が約94%と限界に近づいていることから、新たな収蔵庫の増設が急務となっているところです。

そこで、沖縄県立埋蔵文化財センターの敷地内で増設予定の収蔵庫については、向こう40年間の埋蔵文化財の出土と保管に耐えられるよう、令和6年度に基本・実施設計を行います。

建築工事につきましては、実施設計完了後に事業化を計画しているところです。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 最後に、中部地区の特別支援学校について、予算規模が増えています。新たにできる特別支援学校の規模感といいますか、教員定数、どれぐらいの生徒数になるのかという、計画段階かと思いますが、どういうふうな学校になっていくのか伺います。

○諸見友重総務課長 中部地区特別支援学校の過密解消と教育環境の充実を図ることを目的に、現在、うるま市兼箇段を設置場所として、新たな特別支援学校の整備に取り組んでいるところであります。

学校の規模についてはですね、美咲特別支援学校、それから、はなさき支援学校の児童生徒数を基に200名程度というふうにしております。

また、教職員の定数については、開校時の児童生徒数及び学級数に応じて算定されることとなりますので、現状において何名ですということはちょっと申し上げることが難しいということです。

今年度については、基本設計を進めているところです。令和6年度は、当初予算案に実施設計費を計上しております。

以前にも申し上げましたが、令和10年度の開校を目標に取り組んでいるところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 教員定数を今、増やしていこうという計画では、この中部の特別支援学校の開校も見越した計画なのか、新たに増員するというふうになるのか。去年立てた計画との関わりでどうなるのか、最後に伺います。

○池原勝利学校人事課長 まず、教員の配置につきましては、公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定に基づきまして、毎年度ですね、児童生徒数及び学級数に応じた教職員の確保に今、努めているところでございます。

基本的には、毎年変わる児童生徒数、学級数により判断しております。

すみません、先ほどの定数の改善計画、あくまで小中学校というところでやっておりますので、ちょっとことと直接、リンクはしないところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 平田直樹施設課長。

○平田直樹施設課長 すみません、先ほど瀬長委員にお答えした地方債の充当率50%と言いましたが、実際には地方債充当率が90%で、交付税措置率が50%です。

おわびを申し上げます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 それでは、瀬長委員の質疑は終わりました。

次に、上原章委員。

○上原章委員 よろしくをお願いします。

幾つか通告出してありますので、それに沿って少しやりたいと思います。

教員不足についてなんですが、ちょっと確認なんですけど、教員免許というのは、一たび取ったらも

うそれはずっと有効ということでしたっけ。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

教員の免許ですね、免許法のほうが令和4年4月に改正されまして、現在は、特に更新等はなくてですね、取得後はそのまま継続するという対応になります。

○上原章委員 教員採用の取組の中で、例えば現場を一たび離れた教員を——どのぐらいの年数を離れたか、その基準があるのかも分かりませんが、復職という場合は、例えば県内、あと県外等でも、どういうようにされているのでしょうか。

○池原勝利学校人事課長 まず、教員免許を持っている方ですね、学校現場に戻ってくる取組としては、令和4年度からペーパーティーチャーセミナーや各種セミナー等を実施しております。

これにつきましては、引き続き次年度も行いたいと思っています。参考までに、そういうペーパーティーチャーセミナーとかですね、臨時的な任用職員の研修セミナー等により、令和5年度と令和4年度を合わせて102名の方が学校現場に配置されているところでございます。

○上原章委員 これはセミナーを受ければ、希望する方は、その現場に復職できるということですか。

○池原勝利学校人事課長 セミナーの趣旨といたしましては、やはり新たに教員の発掘をするということでございますので、特にセミナーを受けなくても、教員免許状を持っていれば、例えば臨任登録とかしていただければですね、そういう面談等を行って対応しているところでございます。

ただ、どうしてもやっぱり不安等がございますので、そういうセミナーで学校現場の現状というのをお知らせしているところでございます。

以上です。

○上原章委員 臨任というのは、要するに正規ではないということですか。

○池原勝利学校人事課長 基本的に免許を持っている方については選考試験という形で本務試験で選考を行っております。

ただ、どうしてもやはり本務職員だけではなかなか、学校現場で教員の欠員等もございますので、それで、臨時的任用職員とか、そういう形の対応もあるところでございます。

以上です。

○上原章委員 なかなか臨任になると、やっぱりちょっと不安定なところもあります。

例えば東京都で10年近く実績を積んできたという

人が、またふるさと沖縄で現場に立ちたいという、そういう人たちもあくまでも選考試験を受けなくちゃいけないということになりますか。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

例えば、県外で本務職員だった方が継続してやる場合については教員選考試験の一次選考を免除するという制度を持っておりますので、それで対応していただいているところでございます。

なお、今委員おっしゃったとおり、臨任という形については、やはり、あくまでも選考試験という試験の制度が建前でございますので、それを踏まえて本務職員のほうに任用という形になります。

○上原章委員 人材の確保という意味では、他府県でしっかり経験を積んで、そのまま継続して、沖縄の学校現場でも貢献したいといったところは、ある程度評価しても私はいいのかなと思うのですがいかがですか。

○池原勝利学校人事課長 県外のちょっと事例がないのですが例えば、県内で継続して臨任をさせていただいている方につきましては、今、5年で36月以上、臨時的任用職員で本県に勤務している方につきましては、選考試験の一部を免除したり、次年度から、臨時的任用職員として継続している方については秋選考で、若干名であります。選考、面接等の、そういう形の対応をさせていただきたいと思っておりますので、そういう意味で、やはり臨時的任用職員の方のモチベーションの維持について、今後も検討していきたいと考えております。

○上原章委員 分かりました。ありがとうございます。

沖縄で長年、現場に立っていた人が、御主人の仕事の都合でどうしても海外に移転をして、転勤でまた沖縄に戻って、教員に復職するための経験もあり、また沖縄の教育、学校現場にも熟知している——いろんな事案があると思うので、できれば一つ一つ、人材が本当に沖縄に今、必要だということは評価してもいいのかなと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと資料3の4の23ページ。

学校教育の充実の中の新規事業で県立学校施設適正管理推進事業、約5億円となっているのですけれど、これ新規なんですか。

○平田直樹施設課長 令和6年度からの新規事業であります。

○上原章委員 これ、学校施設を長寿命化し、機能確保・向上を図るとありますが、このタイミングで

この事業がスタートするのは、何か背景があるんですか。

○平田直樹施設課長 近年、沖縄公共投資交付金が減少している一方、校舎等の老朽化に財政需要が高まっており、地方財政措置のある有利な地方債を検討し、公共施設等適正管理推進事業債を活用し、予防修繕、古いのじゃなくて、予防修繕を主とした新規事業を立ち上げることとしております。

以上です。

○上原章委員 分かりました。

あと最後にこころの健康づくり支援事業は那覇がモデルとなってスタートしたんですけれど、成果と課題を教えてもらえませんか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 那覇市と連携して進めているこの事業ですが、成果としましてはまずオンラインで、保健師などの専門家に相談できる窓口の設置など、ICTの活用や、保健師、産業医、専門的視点を加えたこれまでにない新たな取組を実施できたことなどが挙げられます。

また課題としましては、先ほど委員からもありましたが、本事業の課題としては、実施期間が短かったことによる職員への周知等が徹底できなかったことなどが挙げられております。

○上原章委員 私、本会議でも取り上げたんですが、相談件数が増えていると。具体的な数字が出ていますか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 こちらのほうの那覇市の事業ではなくて、県立学校のほうの、教職員のメンタルヘルス対策に関して、保健スタッフによる相談を受け付けております。

こちらは年度途中ではあるのですが、集計のほうは今、上がってきていて、ちなみに令和4年度は593件の相談件数だったものが、今年度は1月末の時点で878件ということになっております。

○上原章委員 教育長、例の復職プログラム、これが119名中22名しか受けられていないと本会議でありました。これ義務づけではない、本人が申し出ないとこのプログラムを受けられないという、これ、なぜそういうふうになっているのですか、教えてください。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

復職支援プログラムはまず、身分を有しますが職務には従事させない分限処分としての休職になり、その期間中は、基本的には療養に専念する目的となっております。

そういった勤務することを免除されている期間で

ある病気休職中の期間に実施するものであることから、これら期間の休職に対しては義務づけするというのはなかなか難しいということでございます。

○上原章委員 これ、他府県もそうですか。

○池原勝利学校人事課長 他府県も同様の取り扱いと考えております。

○上原章委員 孤立させないという意味でも、私はしっかり受けてもらう、そのほうが本人のためにはいいと思うんですけど。

最後に教育長お願いします。

○半嶺満教育長 委員御指摘のとおり、やはりしっかりと準備をして、学校にしっかりと慣れて、先生方が復職していく、これは重要でありますのでこの復職プログラムにつきましては、今、課長からあった事情がありますけれども、我々としては積極的に受けてもらうように、今後、しっかり進めていきたいと思っております。

○末松文信委員長 上原章委員の質疑は終わりました。

次は、小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 3点、確認したいなと思っております。

まず、ちょっと重複になるのですが、不登校対策に関して、説明資料3の3の49ページの校内自立支援室事業、また、概要版では先ほども質疑で出た就学継続支援員配置事業と、幾つかの事業で不登校対策についてやられていると思うのですが、何となくこう、学校に復帰させる、または学校で対応するという事業がメインのように見えるんですけれども、学びの継続という観点から、例えば、ほかで学校に通えないとか、ほかの場所で学ぶとかというような事業について、次年度どういった取組が予定されているのか教えてください。

○宮城肇義務教育課長 小渡委員のおっしゃるとおり、校内自立支援室事業、先ほど来、説明しておりますけど、拡充しながら社会的自立、そこに向けていろいろな学びを続けていきたいということで拡張していると。

それは従来どおりではありますけれども、これまでにしっかり行ってきた学校と子供たちをつなぐというところでの支援、これは学校内での、いろんな課題、宿題等を訪問しながら、しっかり居場所を確認しながらつないでいくという双方向でやっていくということと、ICTを活用しながらオンライン、あるいはオンデマンドで、また家庭とつなぎながら支援をしていくという、そういうことも一応考えてやっ

ているということです。従来どおりやっていることをまた評価していくという形で一応考えております。

○小渡良太郎委員 以前から文厚でも少し議論させていただいてるんですけども、例えば、高校生だったら義務教育の範疇外ですから、学校に来ていただいてという対応は理解できるんですが、義務教育の範疇にある、特に中学生とか、この子たちが学校に行けないような状況にあったとしても、学びの継続をしっかりサポートしていくことで、次のステップからまた学校というか、そういう、この社会に復帰をするということも促せるんじゃないかなというふうに考えているんですが、オンラインとかを活用してという話もありました。

それ以外にもいろんな学びの場が、今の社会にはあって、そういうところに通う不登校の児童生徒もいるんですけども、そういったところに対するサポートとかというのはどのように考えているのか、教えてください。

○宮城肇義務教育課長 予算的なところでも学業への補助とか、そういうのは今はないのでお答えはできないんですけど、先ほど、バス通学等、バスを使っている子供への支援があるということ、大城課長がおっしゃっていました。

我々としては、フリースクールと言われると、かなり数があって、今、把握がし切れないという現状があって、その中でも教育課程をしっかり行っているという、学習を行っているというところは校長先生、あるいは教育委員会等が連絡を取りながら、相談しながら、確認しながらということで、その子に対しての学びの保障といいますか、後々また高校進学を考えれば学習の評価とか、その辺にまでつながっていく、あるいは出席をしっかり認めていくという形にはなっていくんですけど、全てに対して何ができるかといったときには、そこはすごく難しいところだなというところ、今のところ。

○小渡良太郎委員 分かりました。

確かにフリースクールも結構多く、小規模からある程度こういう子供たちを集めてというところまでありますし、居場所がそのまま学習支援につながっているという場所もあって、必ずしもフリースクールだけが学びの場じゃないというところも——実際に、貧困対策でやっている子ども食堂がそのまま学習支援をやっているところもありますから、かなり多様な場所があるのかなというふうには考えているんですけども、そういう多様な場所があるからこそ、モデル事業を指定するとかじゃないんですけれ

ども、もう少しこの学びの継続で学校に復帰する以外の部分、先ほど高校の復帰率の話も出たんですが、中学生の復帰率ってかなり低かったと記憶をしています。行かなくても学びが継続できると、そういう環境をぜひ、次年度取り組んでいただきたいなど。

ここはまだ、そんなにやられていないところなので、深く突っ込むのではなくて要望したいのと、あと不登校生徒に関して、いろいろ学びの継続をして、学校ともやり取りをして、それが一つ、高校受験につながるという話、今も少しあったんですが、例えば、学校に真面目に通っていて、でも遅刻が多い子供は遅刻が内申点に響くという話もあります。

学校に行かない子はないんですけども、行っている子のそういったところが逆に内申に響くというのも、じゃ、遅刻するんだったら休んだほうがいいんじゃないかって実際僕も言われたことがあって、指導とかいろんな意味で遅刻はよくないことだとは思いますが、取扱いの部分、しっかり生徒が納得できるような説明の仕方をする必要があるのかなというのを感じたので、併せて、ぜひ注意をしていただきたいなという意味で取り上げさせていただきました。

次に、概要の23ページ、部活動地域移行に関して、179名の指導員を配置しているとかという話がありました。

一方で、部活動を指導したいという熱意を持った教員の方々もたくさんいらっしゃると思います。

また、この間、会派の人と福岡に行ってきたんですが、この競技力の向上という観点で、教育委員会では別の取組をしていて、チョイスをして、選抜をして、実際にオリンピック選手まで輩出をしているというふうな取組を目の当たりにさせていただきました。

この地域移行、まだ過渡期ですから、今後どういうふうな形で展開していくのかというの、まだまだ手探り状態ではあると思うんですけども、この競技力という観点から見た場合に、民間の方々の力も必要と、熱意を持った教員の取組もしっかり促していく。それ以外にもプラス、競技している子供たちの上位層という形で、全体的に時間をかけて取り組んでいかないと、地域の競技力ってなかなか上がらないのかなというふうにも考えるのですが、まずは、部活動に熱心な先生方への対応ということで、今、どのようにやられているのか教えてください。

○金城正樹保健体育課長 今、委員のおっしゃるように、部活の指導にやりがいを感じている教職員が

いることは承知しております。

地域移行について、国は提唱する地域移行の形、幾つかのパターンを示して、地域の実情に合わせた取組を行ってくださいということで、取りあえずは教員不足、あるいはまた、全国的には少子化の波が押し寄せてきて、これまでどおりの地域での部活動が、単独学校の部活動ができない地域も全国には出てきているというのがありまして、まずは国は、休日の部活動を、できるところはその地域に移行して、地域の指導者等にということがあります。

また、その中でも幾つかの学校で、これまでは部活動の形で拠点校というんですかね、2校あるいは3校で集まってやるとか、いろいろなその地域の実情に合わせて進めてくださいということになっておりまして、まだ具体的に部活を指導したい教員がどのようにするというところまではないです。

ただ、これまでの学校部活動の範疇では、これまでどおりのものになります。地域スポーツクラブということで、例えば、土日にそういう受皿ができた場合には、そこに教員が関わるということも想定されますので、今後そういった教員の地域クラブ活動等への関わり方については、様々な、県で言えばスポーツ協会を含めて、そういった関係機関と、また今後連携して、いろいろこういった部活の指導にやりがいを感じている教員が出て、またこれをきちんと、そういった指導ができるような環境整備には連携してやっていきたいと思っております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

今、聞きたかったのは最後の部分ですね、学校では単独で部活動は成り立たない、でも、この競技を教えたいという熱意のある先生がいる。じゃ学校を飛び越えて指導というのができるのかどうかというのを、素朴な疑問として聞かれた経験があつてですね。どのような感じになるんですかという部分で、少し確認をさせていただきました。

実際に、指導をしたいんだけど、例えば人事異動で、その部活にそんなに生徒がいない学校に行ってしまった場合、指導継続ができないことに対してちょっとというふうに思っている教員もいらっしゃるの、その対応を考えながらやっていただきたいと思います。

時間がないので、最後、教員業務支援員配置事業に関して、一つだけ指摘というかコメントをさせていただきたいんですけれども、23ページの施策体系図の働き方改革の部分ですね。

これ、聞き取りでも言ったのですが、学習プリン

トの印刷等を教員に代わって行うという説明になっています。

率直に言って、これだけを例えば県民にばんとお示した場合ですね、プリントのコピーも取れないのかというふうな印象を与えかねない文章で、僕は聞いたり、説明を受けたりできますから、いろいろと誤解もなく審議できるんですけども、この文章だけ全面に出してしまうと、ちょっと印象的にどうなのかなと思う部分があります。

だから、ちょっと書き方を工夫していただいですね、説明を受けてしっかり支援の内容も把握はしているんですが、今後は気をつけていただきたいなというのを要望して、質疑を終わります。

○末松文信委員長 小渡良太郎委員の質疑は終わりました。

次に、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ちょっとごめんなさい、ページ数は分からないんですけど、学校のクーラーの件です。

なかなかクーラーが効かないよという話がありました。特に、コロナになって換気が必要だということで、ちょっと換気をしたり窓を開けたりするとクーラーの効きが弱いよとかつていう話もあります。その中で、また電気料が上がります。なおかつ、水道代も上がってしまいました。ということで、その学校経営にもかなり支障があると思っているんですけども、その辺の学校に対してのですね、学校経費の中の光熱水費の推移というのはどのようになっているのかというのを教えていただけますか。

○大城勇人教育支援課長 令和5年度との比較ということで今お話しさせていただきます。

まず、令和5年度と令和6年度の電気料の光熱水費ですが、まず今年度については国、県の支援策があつたため、当初予算の範囲で対応が可能となりました。

また、次年度におきましてもですね、燃料等の値上げの状況を踏まえてですね、また、学校の執行状況、令和5年度に関しては、特に暑い日がそう多くなかったとか、そういういろんな要素が入ってきて、一定で測れるものではないもんですから、執行状況を見据えながら対応をしているところでございます。

そのため、令和6年度については、令和5年度と同等の予算を一応計上させていただいているところでございます。

○新垣淑豊委員 例えば、水道料は1.3倍になるわけですね。

これは多分、卸価格が1.3倍なので、それが反映されるのは多分半年後ぐらいになると思うんですけれども、そこから先の水道料金の値上げというのもやっぱり勘案しないといけないのかなというふうに思っていますので、ぜひここは学校経営が苦しくないような形で、途中で補正なども考えていただきたいなというふうに思っています。これは要望で。

どうぞ、もし何かコメントいただければ。

○大城勇人教育支援課長 現在、電気料金の節減対策としまして、電力調達、いわゆる新電力とかを導入しまして、令和5年度においてまた新たに6校導入を計画しております。

この6校で、大体年間約1260万円程度の節減を今、見込んでいるものですから、今のところ議決していただいた場合は、その範囲内で済むのかなというふうに思っておりますけれども、今後もですね、教育活動に支障のないよう、国、県の支援動向、あと、原油価格、為替の状況、今、委員からもありました水道料金等についてもですね、学校の執行状況等を注視しつつですね、状況によっては関係部局とも調整してまいりたいと思っております。

以上です。

○新垣淑豊委員 新電力ですね、非常に割安になる可能性もありますけれども、やはり契約の内容では逆に上限規制があったりするんで、その辺の契約内容というのはしっかりと注視していただきたいなというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

あと、部活動の地域移行ですね、今だと9300万円かな。これが今、どういった形で利用されているのかということと、どれぐらいの地域で、実際に部活の地域移行がなされているのかというのを少し教えていただきたいと思います。

○金城正樹保健体育課長 お答えします。

まず、現状の地域移行の状況ということでお答えいたします。

今年度はですね、国の委託事業を活用し、うるま市含め4市村で、今、モデル事業の創出のための実証事業に取り組んでおります。

なお、うるま市においては、6校12部活動が休日の運動部活動を地域移行しております。そのうち1部活動では、平日も地域移行を実施している状況でございます。

令和5年度の当初予算ベースになりますが、地域移行に係る予算、コーディネーター配置支援事業等ですね、体制整備事業ですが、3660万円の予算となっ

ております。

これは先ほど申しましたように、4市村、うるま市、宜野座村、南城市、そして石垣市のほうは地域クラブのほうで、石垣島アスリートクラブのほうが受託しておりますが、そこで地域でのそれぞれの、休日の運動部活動や、そして協議会、地域でのスポーツ関係団体等を含めた協議会を運営して、今、4市村においての地域移行の在り方を検討する会議の費用とか、そういったものの予算を計上しております。

○新垣淑豊委員 すみません。

今のちょっとですね3660万円がそこに使われていると。残り5700万円はどういった形で使われているのか、ざっくりでいいので教えてください。

○金城正樹保健体育課長 失礼しました。

先ほど、地域移行に係る今年度の予算は3600万円余りということで申し上げましたが、残りの6000万円余りは部活動指導員の配置事業、これは中高とあります。それに係るもので、残りの約6000万円ということになっております。

○新垣淑豊委員 じゃ、先ほどおっしゃっていた4市村に関わる金額が、この9300万円だったということの認識でよろしいですか。

それとも、それ以外にも、この部活の指導員として派遣している人たちがいるという認識でよろしいでしょうか。

○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

地域移行に関する支援としては、国の委託事業としては先ほどの4市村になりますが、文科系も含めてですね、部活動指導員の配置は、またその他、多くの市町村でやっておりますので、それ以外も含めてということになっております。

○新垣淑豊委員 それでは今回増額の4000万円近くというのは、どういった配分になるんでしょうか。

地域移行のほうに重点が置かれるのか、それとも指導者の指導員の配置に重きが置かれるのかというのは、どうなっているのでしょうか。

○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

令和5年度と比較しまして、令和6年度予算で増える主な部分は、地域移行に係るものが予算的にはかなり大部分を占めます。

○新垣淑豊委員 ちなみに具体的に、地域移行を進めていく市町村というのはどこか決まっているのでしょうか。

○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

市町村も、まだ予算を組んでいる段階ですので、実際には新年度にならないと最終決定にはなりません。

んが、我々が昨年末にこの予算を組むときに調査した段階では、13市町村が一応、この国の委託事業を検討しているということで、それが全てできる分の予算確保ということで、県としては、国のほうにそのように一応、予算申請している段階であります。

実際には、これがまた国のほうでも査定されて、昨年度はそのまま満額はつきませんでしたので、あとは、また市町村が予算化ができたかというのはまたちょっと。そのような状況です。

○新垣淑豊委員 分かりました。

今年よりも、13市町村増えるということで、今、取組をしているということですね。

先ほど、小渡委員もからもあったように、教員の先生方もやっぱり部活の指導に思い入れを持っている方もいるので、多分地域の方との調整というものも必要になってくると思いますので、一層この取組もしていただきたいなと思いますので、そこは要望として上げさせていただきます。

よろしくお願いします。

あと次は、メンタルヘルスに行きたいんですけども、メンタルヘルス自体もそうですが、やはりそこには働き方改革というのも大きく関わってくると思います。

実は、この場では、学校現場の働き方改革というものはよく議論されるんですけども、教育委員会、この本庁内での働き方の改革ということについて、どのように、今、進んでいるのかということ、少しお聞かせいただきたいなと思っています。

○諸見友重総務課長 まず定数上の配置のお話からさせていただきますと思います。

教育委員会事務局の条例上の定数は431というふうになっております。

令和4年度が、この定数の中で配置した現員というのが415名、そして、今年度、令和5年度が421名、それから、令和6年度は426名を今、見込んでいますところ。

令和4年度から令和5年度にかけてのこの増加というのはですね、学校人事課を再編いたしまして、先ほどから答弁していますけれども働き方改革推進課というのを新しくつくったというところと、それから、DX推進室をつくったというところで増えましたよというところですね。

今年度から次年度にかけてについては、様々な事業の需要がありますので、学校給食費無償化に対するものであるとか、あるいは、さっき、話題になっていました部活動等の指導に関することなどがあり

ますので、教育委員会事務局もですね、業務量の増加に伴って、職員定数を増やしているというような中で、委員の御質問のお答えになるか分かりませんが、働き方改革というよりも、もちろん業務量だけが増えるのではなくて、職員定数も増えていてます。

○新垣淑豊委員 確かに仕事が増えたらそれだけ人が増えるというのは、これはもう当たり前のことなんですけれど、やはり多分、これまでも職員1人当たりのその勤務状況というのは、僕はかなりハードだと思っています。いろんなクレームも受ける。だから、そこをね、しっかり取組もしていただきたいなというふうに思っています。

以上。

○末松文信委員長 それでは、新垣淑豊委員の質疑は終わりました。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 では、よろしくお願いします。

1番目の今回の予算編成に当たって、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業数と、総予算額、事業終了となった事業、もしくは新規事業があるのであれば、理由等をお伺いします。

○諸見友重総務課長 令和6年度沖縄振興特別推進交付金の活用事業数、それから総予算額についてお答えをいたします。

教育委員会における令和6年度沖縄振興特別推進交付金を活用した事業は16ございます。予算額は17億2051万7000円を計上しているところであります。

また、御質問のあった、終了した事業はあるかということでしたけれども、この16事業全て、令和5年度からの継続事業となっておりまして、今年度で終了した事業というのはございません。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

では、2番目のほうに入りますけれども、沖縄振興特別推進交付金活用事業以外の、令和5年度で事業終了となって、令和6年度から取り組んだ事業もあるんでしょうか、伺います。

○諸見友重総務課長 沖縄振興特別推進交付金活用事業以外のものについて、令和5年度で事業終了となる主な事業については、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴うものとして、県立学校等感染症対策事業、これが1つです。

もう一つが、県立学校学寮等入寮者支援事業、この2つの事業が令和5年度で終了する主な事業となっております。

○石原朝子委員 2つ目の事業について終了となっ

た理由等をお聞かせ願えますか。

○大城勇人教育支援課長 まず、事業の概要を御説明いたします。

高校及び特別支援学校の寄宿舎、離島児童生徒支援センターにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、コロナ陰性ではあるものの濃厚接触者としての隔離のため、自宅及び親族等で待機が困難な寮生が宿泊施設等を利用した際の宿泊費を支援しておりました。

令和5年度におきましてはですね、5月8日の新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、今年度の実績もゼロとなっております。

そのため、次年度についてはですね、予算は計上しておりません。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました、ありがとうございます。

続きまして、3番目のほうに入りますけれども、教員業務支援員配置事業。

今年度より大分、予算が増額になっておりますけれども、これは現在の事業詳細については前の説明でも理解しておりますけれども、令和5年度の事業執行状況を踏まえた上での令和6年度の予算計上だと思いますけれども、令和5年度の執行状況はどういう状況になっていますか。

○上江洲寿働き方改革推進課長 令和5年度、まだ途中ではありますが、現在、配置の要望のあった市町村と、あと、要望のあった県立学校に配置をしているところでございます。

令和5年度は13市町村122校と県立学校20校の142校に配置している状況で、一部の市町村で人材の確保ができない市町村があるというのは聞いていますが、ほぼ全体で配置できている状況です。

参考までに、令和4年度の事業執行率のほうの数字がございまして、令和4年度は99.9%の執行状況になっております。

以上です。

○石原朝子委員 関連して、この学校における働き方改革の推進の中で、事業3件が増額になっていきますよね。

この人材確保、やはり人の確保が各市町村大変だと思いますけれども、そういった未配置で困っている市町村、スクールカウンセラーとか部活動指導員のほうの事業執行状況はどうでしょうか。

今、私が懸念しているのは、予算を拡充するのはいいんですけれども、未執行になったときの不用額、

せっかくこの予算を取っても、人材確保ができなければ難しいですね、もったいないということです。

○宮城肇義務教育課長 それでは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてです。

人員のほうは確保できておりますので、大丈夫です。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

では、学校における働き方改革の推進の中の4番、学校問題解決支援事業、事業詳細は支援体制の構築に向けたモデル事業ということなんですけれども、具体的にこういった形でモデル事業を実施していかれるのでしょうか。

それと、教育委員会のほうでは、令和2年度から県立学校法律相談研修活用事業を取り組んでおられると思いますけれども、この事業との関連性はどうかということになりますか。

○宮城肇義務教育課長 学校問題解決支援事業について、先ほどからちょっとお話しして、重複するかと思いますけど、保護者あるいは地域住民からの苦情と、それに対応するためということで、校長等のOBをコーディネーターとしてお一人、会計年度任用職員として採用してですね、年間103日間、1日大体7.75時間となりますけど、学校とか、域内の市町村の教育委員会や教育事務所での活動、そして専門家会議を企画しますので、弁護士あるいは心理士、社会福祉士、大学教授、医師等による専門家会議等を開催して、その対応に当たるという形になってきます。

○崎間恒哉県立学校教育課長 県立学校の法律相談研修活用事業のほうを説明しますと、学校現場、今、様々なトラブル等、教員のこれまでの経験則でなかなか解決できない難しい事案もございます。

それで、事業を活用してですね、県立学校で起こるいじめ、保護者とのトラブル等について、法的側面、アドバイスを行うスクールロイヤー、いわゆる弁護士を活用し、各学校においていじめ等の予防対策や相談などを行う事業というふうになっております。

こちらは、弁護士を活用する事業というふうになっております。

○石原朝子委員 ちなみに、この県立学校法律相談の活用はどういうふうな状況になっていきますか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 スクールロイヤー制度の活用状況ですけども、令和2年度10月よりスタートしています。

それで、法律相談、過去の実績を紹介しますと、

まず、令和2年度が9校21件、令和3年度は14校27件、令和4年度は26校41件、令和5年度は25校51件というふうに増加の傾向にあります。

研修等につきましては3年間、令和3年度から研修を行っていますが、3年間トータルで46校51件の研修を実施しているところです。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

こういった県立学校法律相談研修活用事業等を活用しながら、今の問題解決支援事業というのを取り組まなければならないということで、その事業を立ち上げたということで理解してもいいですか。

○宮城肇義務教育課長 今、県立学校教育課の崎間課長のほうからは、スクールロイヤー、法律の側面ということでしたけれど、義務教育は小中ですけど、現在、多様な問題があるというところで、そこへの対応として専門的な方々の対応がほとんどないということで、令和6年度から国のほうが立ち上げたこの事業に、一応手を挙げたという形です。

ただ、決定は3月の末で、決まっていらないという状況です。

○石原朝子委員 これは補助事業を活用されるわけですか。

○宮城肇義務教育課長 はい、そういうことです。

○石原朝子委員 分かりました。大変いい事業だと思っております。

最後になりますけれども、学童クラブの待機児童、これからまた出てくると思うんですけれど、新聞、マスコミ等でですね、いろいろ。

それに対しましての、放課後子ども教室推進事業、教育委員会のほうではその事業があるかと思っておりますけれども、取組、今現在の課題等をお聞かせ願えますか。

○米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

県教育委員会では、放課後子ども教室推進事業を行っておりますが、小中学校区、または小学校において、放課後や週末等に余裕教室や公民館等公共施設を活用して、地域住民の参画を得て、学習支援や体験活動を実施しております。

成果といたしましては、地域住民と子供たちの交流や異年齢の子供たちの交流活動からコミュニケーション能力の向上が図られていたことが挙げられております。

また、課題といたしましては、ボランティアスタッフの確保ですとか、活動場所の確保等が挙げられております。

県教育委員会といたしましては、引き続き学校と

地域で連携協働し、子供たちの安全安心な居場所づくりに努めてまいります。

○石原朝子委員 活動場所の確保ということがちよっと課題になっているということなんですけれども、学校現場のほうとしては、こういった状況で活動場所の確保が難しくなっているのでしょうか。

○米須薫子生涯学習振興課長 地域によって、空き教室の状況は様々でございますが、近年特別支援学級が増えているということもあるかとは思いますが、学校以外の公民館などの公的施設などでもこの事業を行うことができますので、県教育委員会としましては、そのほか学校教室や、その他の公的施設などの活用ができるよう周知を行っているところでございます。

○石原朝子委員 分かりました。

子ども生活福祉部のほうも、学童クラブに関しては一生懸命取り組んでおりますけれども、ぜひともまた教育委員会のほうでも一緒になって取り組んでいただきたいなと要望いたします。

以上です。

ありがとうございました。

○末松文信委員長 以上で、教育委員会に係る甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

予算調査報告書記載内容等についてを議題といたします。

総括質疑については、去る3月8日及び本日の質疑において提起する委員はおりませんでしたので、念のため報告をいたします。

次に、特に申し出たい事項について提案がありましたら、挙手の上、御発言をお願いします。

ほかにありませんか。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 提案なしと認めます。

以上で特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)」

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は3月13日水曜日、正午までに、タブレットに格納することにより予算特別委員に配付することになっています。

また、予算特別委員の皆様は、3月14日木曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月19日火曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 末 松 文 信

開会の日時、場所

年月日 令和6年3月11日（月曜日）
開 会 午前10時0分
散 会 午後2時53分
場 所 第2委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計予算（環境部所管）
- 2 甲第22号議案 令和6年度沖縄県水道事業会計予算
- 3 甲第23号議案 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	呉 屋 宏
副委員長	下 地 康 教
委 員	座 波 一 玉 城 健一郎
	瑞慶覧 功 新 垣 光 栄
	崎 山 嗣 幸 島 袋 恵 祐
	比 嘉 瑞 己 赤 嶺 昇
	照 屋 守 之

欠席委員

仲 里 全 孝

説明した者の職・氏名

環 境 部 長	多良間 一 弘
環 境 政 策 課 長	仲 地 健 次
環 境 保 全 課 長	知 念 宏 忠
環 境 保 全 課 長	横 田 恵次郎
基 地 環 境 対 策 監	
環 境 整 備 課 長	久 高 直 治
自 然 保 護 課 長	出 井 航
自 然 保 護 課 長	東 盛 舞 子
生 物 多 様 性 推 進 監	
環 境 再 生 課 長	與那嶺 正 人
企 業 局 長	松 田 了
企 業 技 監	石 新 実
総 務 企 画 課 長	志喜屋 順 治

配 水 管 理 課 長	米 須 修 身
配水管理課危機管理室長	國 吉 真 也
建 設 課 長	石 原 祥 之

○呉屋宏委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案の3件を一括して議題といたします。

まず初めに、環境部長から環境部関係予算の概要説明を求めます。

○多良間一弘環境部長 皆さんおはようございます。それでは、環境部所管の令和6年度一般会計予算の概要について御説明いたします。

それでは、ただいま表示しております令和6年度当初予算説明資料概要版に基づいて御説明いたします。

環境部の令和6年度当初予算案は、世界に誇る自然を次世代へという知事公約の実現に向け、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における基本施策や施策展開に基づき、予算を編成いたしました。

ただいま表示しました1ページ目のほうを御覧ください。

令和6年度の環境部の歳出予算額は、上から5行目でございますけれども、43億1995万円で、前年度当初予算額と比較しますと5億4159万1000円、率にして14.3%の増となっております。

その主な要因は、物価高騰に対する生活者支援として、省エネ性能の高い家電への買換えを支援する省エネ家電買換購入支援事業を立ち上げ、約4億6000万円を計上したことによるものであります。

ただいま表示しました2ページ目を御覧ください。歳入予算について御説明いたします。

表の左下の全体合計欄のほうを御覧ください。一般会計歳入予算の合計額は8421億4300万円のうち、環境部に係る歳入予算額は、これは右隣になりますけれども、24億576万3000円で、前年度当初予算額に比べまして、今度は右端の黒枠の下の方ですね、4億6529万9000円、率にして24.0%の増という

ふうになっております。

歳入が増となった主な要因は、新規事業である省エネ家電買換購入支援事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの国庫補助金が増となったことによるものであります。

それでは、歳入予算について、款ごとに御説明いたします。

左から２番目の環境部の欄を御覧ください。

（款）９の使用料及び手数料は4522万4000円で、産業廃棄物処理業の許可申請や動物取扱業の登録申請など、各種申請に伴う手数料の証紙収入等であります。

（款）10の国庫支出金は19億9426万円で、これは主に沖縄振興特別推進交付金や、省エネ家電買換購入支援事業に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等であります。

（款）11の財産収入は１万1000円で、環境保全基金及び産業廃棄物税基金の預金利子であります。

（款）13の繰入金は１億165万6000円で、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

（款）15の諸収入は611万2000円で、動物愛護管理センター受託金収入及び雇用保険料に係る雑入であります。

（款）16の県債は２億5850万円で、電動車転換に係る脱炭素化推進事業及び自然公園施設整備に係る公共事業等であります。

以上で、歳入予算の概要説明を終わります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

ただいま表示しました３ページ目のほうを御覧ください。

上から４行目でございます。

（款）４の衛生費のうち環境部所管分は、右隣の43億1995万円で、前年度当初予算額と比較しますと５億4159万1000円、率にして14.3%の増となっております。

次に、（款）衛生費における環境部所管の主な内容について、（目）ごとに御説明いたします。

一番右端の説明欄を御覧ください。

（目）の食品衛生指導費は、動物愛護管理センターの管理運営及び動物愛護思想の普及推進に関する経費で、２億1883万3000円を計上しております。

（目）環境衛生指導費は、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進など、持続可能な循環型社会の構築に要する経費で、７億8438万6000円を計上しております。

（目）環境保全総務費は、環境部職員の給与や課

の運営費で、６億1461万円を計上しています。

（目）環境保全費は、地球温暖化対策、米軍基地の環境問題対策、水質汚染対策、大気汚染対策、赤土等流出防止対策、緑化の推進等に要する経費で、14億2629万5000円を計上しております。

最後に、（目）自然保護費は、世界自然遺産である沖縄島北部及び西表島での希少種の交通事故防止・密猟対策等を実施するための経費や、外来種対策、サンゴ礁保全・再生に向けた取組など、自然環境の保全・適正利用を図るための経費で、12億7582万6000円を計上しております。

以上で、環境部の令和６年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 環境部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から企業局関連予算の概要説明を求めます。

○松田了企業局長 おはようございます。

企業局関連の甲第22号議案及び第23号議案について御説明申し上げます。

本日は、画面に表示されております令和６年第１回沖縄県議会（定例会）議案（その１）により、御説明させていただきます。

初めに、甲第22号議案令和６年度沖縄県水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第２条の業務の予定量につきましては、給水対象が、那覇市ほか27市町村及び１企業団、当年度総給水量が１億5357万2000立方メートル、１日平均給水量が42万1000立方メートルを予定しております。

また、主な建設改良事業は80億512万6000円を予定しており、その内訳は、導送取水施設整備事業が52億8627万4000円、水道広域化施設整備事業が８億6672万4000円、浄水場等施設整備事業が18億5212万8000円となっております。

次に、第３条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益は315億834万3000円を予定しており、その内訳は、営業収益が189億557万1000円、営業外収益が126億277万1000円などとなっております。

支出の水道事業費用は、318億6994万2000円を予定しており、その内訳は、営業費用が309億2947万7000円、営業外費用が８億8994万円などとなっております。

第４条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

63ページを御覧ください。

資本的収入は、96億1263万7000円を予定しており、その内訳は、企業債が27億円、国庫補助金が34億2018万7000円、他会計長期借入金が30億円などとなっております。

資本的支出は、136億6567万3000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が96億471万3000円、企業債償還金が38億5618万4000円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

次に、64ページを御覧ください。

第6条の企業債につきましては、限度額27億円と定めております。

第10条の他会計からの補助金につきましては、3億731万7000円を予定しており、これは、臨時財政特例債の元利償還等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第22号議案の説明を終わります。

次に、66ページを御覧ください。

引き続きまして、甲第23号議案、令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が110事業所、当年度総給水量が927万8000立方メートル、1日平均給水量が2万5000立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は、7694万2000円を予定しており、その内訳は、導水施設整備事業であります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の工業用水道事業収益は、6億6703万8000円を予定しており、その内訳は、営業収益が3億6424万2000円、営業外収益が3億279万5000円などとなっております。

支出の工業用水道事業費用は、6億8859万2000円を予定しており、その内訳は、営業費用が6億7869万円、営業外費用が940万1000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

67ページを御覧ください。

資本的収入は、5887万1000円を予定しており、その内訳は、国庫補助金が5193万5000円、他会計補助金が693万6000円となっております。

資本的支出は、1億3386万6000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が9252万5000円、企業債償還金が4133万1000円などとなっております。

第9条の他会計からの補助金につきましては、3420万4000円を予定しております。

これは、先行投資施設に係る維持管理費などに充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意を願います。

なお、総括質疑の提起の方法及びその取扱いについては、3月8日と同様に質疑の際にその旨を発言するものとし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の該当ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

それでは、これより直ちに環境部に係る甲第1号議案、企業局に係る甲第22号議案及び甲第23号議案に対する質疑を行います。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。

ちょっと何点が質問いたします。

まずは、企業局からですけれども、広域化によって座間味浄水場の建設も今行っていると思うんですけれども、進捗状況はどのようになっていますか。

○石原祥之建設課長 委員の質問にお答えします。

座間味浄水場の進捗状況のほうなんですけれども、令和5年9月に、海水淡水化施設の建設、機械設備工事及び電気計装設備工事、また、12月に土木工事その1に着手しております。

令和6年度の早期に、土木工事その2の発注を予定しており、これら工事の完成後、令和7年4月には、用水供給を開始する計画であります。

○玉城健一郎委員 分かりました。

まずは令和5年に海水淡水化施設をやって、次年度で海水淡水化施設を造って、令和7年度に供給開始。

浄水場自体、これまでこの座間味浄水場というのは、ダムを使って、あれはやっていたんですけども、今回からはもう海水淡水化施設で全部回していくというイメージでよろしいでしょうか。

○石原祥之建設課長 お答えします。

浄水場のほうにつきましては、海水淡水化施設のほうをまず稼働させて、供用開始をして、その後、現浄水場、高台にあります浄水場のほうを撤去しまして、その後、新設をするということで、順序よくやっていく予定となっております。

○玉城健一郎委員 よく理解しました。ありがとうございます。

前、就任してすぐに、ダム浄水場をみんなで視察したんですけども、あそこのダムとかも結構この濁りとかもあったので、その辺りも、企業局はぜひ対応していただきたいと、これは要望しておきますのでよろしく願いいたします。

続きまして、企業局ですけども、令和6年度のPFAS対策についての事業をお伺いいたします。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

令和6年度のPFOS等対策に係る予算は、福地ダムから福地浄水場へ導水しているトンネルの改修工事期間中に、海水淡水化施設をフル稼働させる動力費等を計上しておりまして、合計5億6675万5000円を計上しているところです。

○玉城健一郎委員 5億6000万が今回、PFOS対策ということで入れられていると、これは通常、喝水がなかったときの場合とかだと思うんですけども、先日、喝水になった場合、その海水淡水化施設をまずは利用していくということで、大体月1.9億円かかってくるということなんですけれども、今、喝水状況で回してますけれども、6月以降にまた戻って、また喝水の状況になった場合、企業局はもう体力的にそういったものは対応できる状況にあるんですか。

そのときは補正予算とか、そういったことで対応していくのでしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 おっしゃるとおり、令和6年度予算については、喝水がどの程度続くかというのは見通しが立たないので、ある程度、その喝水対策費用が見込める時期になったときに補正予算を組んで対応したいと考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

続きまして、環境部の島しょ型資源循環社会構築事業、こちらはこういった事業なのか御説明をお願いいたします。

○久高直治環境整備課長 お答えします。

離島市町村ではリサイクル体制が脆弱な状態であり、また、沖縄本島においても、島嶼地域という地理的要因などから、沖縄県は資源循環コストが高く、一般廃棄物のリサイクル率が全国に比べて低くなっている現状を踏まえまして、本事業では、本県に適したリサイクル体制を整備するため、効率的なリサイクル手法及び体制に係る調査検討を行い、モデル事業における実証試験を通して、リサイクル推進に必要な技術支援や市町村などの活動支援を行う計画としております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます、目的まで。

これは構築事業なんですけれども、令和6年度からだと思うんですけども、こういった事業を、具体的に今めどをつけている事業とかもありますか。

○久高直治環境整備課長 事業の概要で経緯を説明しますと、事業の内容としましては、令和4年度から令和8年度までの5年間の事業としまして、主にプラスチック、バイオマスといった分野の沖縄に適した資源循環型社会の構築に向けた市町村や有識者などを構成員とする検討委員会において、リサイクル体制について検討を重ねているところです。

○玉城健一郎委員 ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、環境部で有機フッ素化合物残留実態調査事業について、令和6年度の調査内容、こういった調査を行うとか、御説明をお願いします。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

県では、県内のPFOS等の残留実態を把握するため、令和5年度から基地周辺以外の宮古、八重山地域も対象として、全県的な水質と土壌の調査を実施しております。

令和6年度の有機フッ素化合物残留実態調査については、性質及び土壌ともに、PFOS、PFOA及びPFHxSの3物質を分析することとしております。

調査地点につきましては、水質は、中核市である那覇市を除く40市町村、土壌は全41市町村の各1地点で実施することとしております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

これは、昨年も土壌調査をしたと思うんですけど、昨年の結果とかはもう出ていますか。今年度です。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

令和5年度の調査の進捗といたしましては、全ての調査地点で検体採取と分析が完了しております。

現在、調査結果の公表に向けて市町村と調整中であります。

年度末までには公表する予定としております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

あわせて、このPFASの中で、普天間飛行場周辺のボーリング調査を行ったと思いますが、このボーリング調査は、基地からの由来というものの汚染源を特定するための事業だと思いますが、実際ボーリング調査を行って何か分かった点とか、そういったものもありますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 有機フッ素化合物汚染源調査につきましては、ボーリング調査等々をやっております、令和3年から令和6年度までの事業となっております。

現在、まだ検討途中という段階でございまして、今後、来年度により精度を高めた検討結果を出したいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

この令和4年度なんですけれども、専門家会議、令和5年3月のこの専門家会議の資料を見させていただいていますが、結構、これを読む限りだとどうしても基地というところしか見えてこないの、やはり、こういった調査を含めて、本会議でも知事が答弁されていましたが、アメリカに対してもこういった調査が、こういった状況があるので、やはり立入調査を求めていくというのを、ぜひ力強く進めていただきたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、環境部のほうから。

少し、先ほどの玉城委員と、結構ダブっていますので、飛んだりしますけどよろしくお願ひします。

まずは、赤土流出総合対策についてお願ひいたします。

前回の委員会でも、仲里全孝委員から、砂防ダム等も有効ではないかという意見もありました。

そこで、そういった、この予算の中に、赤土の防止対策事業としてどういう事業を行っていくのか、概要をよろしくお願ひいたします。

○知念宏忠環境保全課長 お答えします。

赤土等流出防止施設機能強化事業におきましては、

沈砂池や砂防ダムの既存施設において、流出防止機能の回復等に係る手法等を検証する実証試験を行っております。

砂防ダムについては、令和4年度にどういう形で砂防ダムが設置されているかというような実態調査を行いまして、令和5年度から堆積土砂の除去による赤土等流出防止効果について、検証するための試験を行ったところでございます。

○新垣光栄委員 その検証をしたということですが、けれども、どういった効果が、今、現れているのか、まだそれは分からないのか、お願ひいたします。

○知念宏忠環境保全課長 この砂防ダムにおいて、浮泥等を取りまして、今どういう効果が現れたかというのを上流下流で試験というか、測定を行っているわけですが、これをまた継続して行くこととしておりまして、今はっきり、これだという結果が出たところまでは、まだないんですけれども、継続して調査をしていって、調査結果を取りまとめて、効果を検証していきたいということで考えております。

○新垣光栄委員 私も考え方が一緒で、砂防ダムと、あとは不陸調整、勾配ですね。畑からの勾配をしっかりと——条例制定後のこの圃場の状態はいいんですけれども、その以前にやった圃場も、そういった沈砂池等の強化が必要ではないかなと思っておりまして、そういった調査は、また農林水産部との協議になると思いますけれども、しっかりと環境部のほうで主導的な立場に立って、この赤土対策をやりたいと思います。

部長、その辺の見解をよろしくお願ひいたします。

○多良間一弘環境部長 今御指摘の赤土条例ができる前の圃場における沈砂池なんですけれども、農林水産部におきましては、平成7年度のこの条例施行後の部分におきまして、赤土等の流出防止対策設計指針というものを策定しております、この指針に基づいて農地における施設等を整備しているところなんですけれども、その後、この圃場における沈砂池とかについても、恒久的な堆砂施設を設置するというふうにこの指針の中になっておりますので、農林水産部においても、そういったものが水質保全対策事業といったような事業などで改修が行われてきているというふうに聞いておりますので、また、環境部は庁内での協議会とか、農林水産部とも連携する体制等ありますので、そこのあたりはお互い連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○新垣光栄委員 次、有機フッ素化合物の件、先ほどともダブりますので、別の視点からですね。

土壌調査はもう行っていると。

私は、血中調査も行わないといけないと思っているんですけども、これはまた部署が違うもんですから、環境部のものではないんですけども、そういった中で、やはり血中濃度の調査とか、バイオソイルですね、下水道から派生して、もしこの水道水が有機フッ素化合物で汚染された場合、最終的には下水、事業所のほうに行ってバイオマスになって、また畑にまかれるわけですから、そうすると拡散が起こってきます。

アメリカでは、もうそのバイオマスの基準も設定されて、そういった規制もやっていくという方針がEPAのほうで示されていると思うんですけども、そういったのも含めて、環境部は指導的な立場になって、課を統括してやっていかないといけないと思っておりますけれども、その考えはどうでしょうか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

例えばなんですけども、国では、環境省において2つの専門家会議を立ち上げて、PFOS関係の検討を行っております。

また、厚生労働省においても、常設の水質基準逐次改正検討委員会というところで、また同じくPFOSの検討を行っております。

内閣府においては、食品安全委員会の中に有機フッ素化合物のワーキンググループというものをつくって、また検討を行っているというところで、各省庁の所管分野においてPFOS等が検討されているところです。

県では、環境部においては環境中のPFOSの状況の把握のための調査を行っておりまして、企業局においては水道水源、水道水中のPFOS低減のための対策を講じていると。

また、知事公室においては、国及び米軍に対して、軍転協等を通じて汚染源特定のための立入りの実現などを申し入れていると。

保健医療部においては、人の健康の影響に関する情報について、Q&Aのページを開設して、県民に周知を図っているというところでございます。

このように、各部局の所管に沿ってPFOS等の対応を行っているところです。

一応、令和5年2月に、関係部局による情報交換の場を設けて、定期的に意見交換を行っており、引き続き関係部局と連携して、PFOS等に関する課

題に対応していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 そういった多くの部署が関わっているんで、ぜひそれを——今一番問題になっているのが沖縄県だと思います、PFOSの問題ですね。

やはり、しっかり横串を組み込んで、指導していくのが環境部の役割と思っていますので、ぜひ頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

続きまして、自然遺産の保全・適正化利用についての事業についてお伺いいたします。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 お答えします。

世界自然遺産保全・適正利用事業ですけども、遺産地域である沖縄島北部及び西表島の自然環境保全維持するとともに、適正な利用を図るため、希少種の密漁や交通事故対策、ノネコ等外来種対策、オーバーツーリズム対策、県内外に遺産に関する理解を深めるための継続的な普及啓発などに取り組む事業となっております。

○新垣光栄委員 私、すばらしい事業だと思っております。

しかし、今、県民の意識調査の中でも、貧困対策、次が自然の保全ということで、自然遺産のところはそういった感じで守られて、事業も推進しているんですけども、私は今、沖縄のそういった自然遺産に登録されていない自然も今後守っていかないといけないと思っております。

そういった意味では、開発許可とか、農地転用とかで、法的にもう皆さんが対抗できない、守りたいんだけど対抗できないという部分も出てくるし、いろいろな法制の中でもう限界があると思いますけれども、やはり私たち、そういう自然環境を守る上で、神聖なるものとか、道徳的なもので、自然を破壊したら駄目だという部分もやはりあると思いますので、そういった部分を開発許可とか農地転用とかの上で、その道徳的なもう神聖なる部分で、沖縄県は沖縄らしさ、今後のこういった沖縄の観光に資するためにも残すべきところをしっかりと自然を残さないといけないと思っているんですけども、そのような対応を皆さんは、環境部としてどのように考えているか、お伺いいたします。

○出井航自然保護課長 環境部のほうでは、これまでも大規模な開発については、法令に基づく厳格な審査、そういったものを実施しておりますし、環境部所管以外の、例えば公有水面埋立法などについても他部局から照会があった場合には、環境部として

意見を述べるというふうなことを通して、無秩序な開発の抑制、それから環境の保全、そういったものに取り組んできたところです。

環境部所管の法律の中でも、その開発規制について、例えば自然環境の保全、それから生物多様性の確保、それから自然の風景地や鳥獣の生息地の保護、そういったものが各種法令がございまして、そういったものについては環境部のほうでも地域を指定し、自然環境への影響を最小化できるよう、その地域内での開発行為などについて規制してきたところです。

また、そういう規制がかからないような地域につきましても、一応、事業者の責務として環境基本法などにおいては、事業活動に当たっては、その自然環境を適正に保全するための必要な措置を講じることなどが求められていることから、環境部として、例えばレッドデータブックなどをホームページで活用して、こういった地域にはこういう希少種がいますよというような情報を発信することによって、自然環境に配慮された、そういう事業が行われるよう取り組んできたところです。

○新垣光栄委員 もう一步進んだ取組ができるように、また環境部のほうでも政策を練って取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、また道路景観に関しての部分で、土木建築部では推進室ができました。

害虫対策も農薬の問題とかもあって、なかなか、せっかく景観を守ろうとしているのに害虫が入ってきたときに対応ができない。これも農林とか、いろいろな薬事法とか、いろんなのが絡んでできない。せっかく景観をつくったのに害虫が入ってくると、この景観も、もう一気にぶつ切りされて守れない状況があります。

そういったものの、環境部としてはどういうふうな対応をしていくのか見解を伺います。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

環境部では、平成20年度に設立した沖縄県全島緑化県民運動推進会議のスローガンである一島一森で花と緑の美ら島づくりを推進するため、同会議の事務局を担い、県内の緑花木が適切に管理されるよう、関係機関に対して緑化活動や緑花木の病虫害対策の支援及び各種普及啓発を行っているところです。

病虫害対策の支援については、緑花木の管理者からの症状の原因や対処方法の相談先として緑化相談窓口の常設。

デイゴ、アカギのように新たな病虫害により景観

が著しく損なわれる場合には、また老木等に甚大な被害が懸念されるものについては、被害状況、原因、薬剤効果の検証を行った上で、新たな農薬の登録、適用拡大に取り組み、その効果を関係機関に周知するとともに、市町村に対しては、薬剤を用いた防除対策に対し、補助金による支援を行っているところです。

以上です。

○新垣光栄委員 ぜひ、やはりスピード感がないと、これに対応できないと思います。あつという間に広がってしまいますので、しっかりそういった対策を環境部のほうで取っていただいて、各部と連携しながら、そういった街路の環境対策、これは台湾とかシンガポールもやっているはずなので、そういった事例も参考にしながら、皆さんのほうで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、あまりにも予算が少ないもんですから、43億円、これだけの事業を担っていて43億円、増やしてもらっているんですけど少ないと思いますので、しっかりこの辺の観光税の導入も、そういった環境を保全するという部分にしっかり活用できるように、この観光目的税の項目にもしっかりと取り入れていただきたい、提案していただきたいと思っておりますので、どうでしょうか、部長の見解をお願いします。

○仲地健次環境政策課長 観光目的税、宿泊税といえますか、今現在、市町村であったり、関係業界のほうと意見調整している段階というふうに聞いております。

その用途についても、環境部として庁内内部からいろいろ意見していきたいと思っております。

○新垣光栄委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、企業局のほうに行きます。

今、水道料金の値上げで大変厳しい状況ではあるんですけども、私は企業局が30年間水道料金を上げることなく、これまで頑張ってきたと思います。

また、様々な取組で経費の節減をやってきたと思しますので、どういうことを皆さんはやってきたのか、お伺いいたします。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

企業局で平成5年以降、経営の健全化・効率化に取り組んできておりますが、その中で、例えば組織のスリム化ですとか、あと、浄水場の運転管理の外部委託、取水施設の無人化など、そういったもので定員削減に努めてきたというところがございます。

そのほかにつきましても、運転管理を効率化ですとか、あと省エネルギーの推進、小水力発電の

導入などで動力費を低減化してきていること、それから、企業債の繰上償還をすることで、支払利息を軽減するというふうな、借入れも抑制するというところで、企業債の支払利息を軽減しているというふうな取組をこれまで進めてきたところでございます。

○新垣光栄委員 そういった中で、私は全国平均の水道料金に比べて、沖縄県は全国平均を下回っていると思うんですけども、そういった実態はどういう状況でしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 令和5年4月1日時点の家庭用の10立方メートル当たりの水道料金ですけれども、全国平均が約1611円に対しまして、沖縄県は約1492円と、119円程度低くなっている状況にございます。

○新垣光栄委員 そういった中でPFOS問題等があって、私は、やはり沖縄県ではウォーターサーバーを入れたり、ペットボトルなど、なかなか水道水を飲みたいという意識も薄れているのかなと思う。

ウォーターサーバーに期待したり、ペットボトルの水を飲むとか、そういった実態がどうなっているか調査しておりますか。

○米須修身配水管理課長 総務省の家計調査によりますと、全国の都道府県庁所在地、そして政令指定都市におけます1世帯当たりのミネラルウォーター、これには、ペットボトルとウォーターサーバーが含まれております。

この年間消費額は、平成26年から那覇市が全国1位となっておりますが、その理由については資料がなくて不明となっております。

○新垣光栄委員 これ以前は、五、六年の経緯的に、ずっと那覇市が1位だったんですか。

○米須修身配水管理課長 那覇市が1位となりましたのは平成26年からとなっておりますが、それ以前の状況については、今ちょっと資料のほうを持ち合わせておりません。

○新垣光栄委員 私はそういったPFOS等の、やはり不安要素も絡んでるのかなと思ったりしていて、そういった実態、所得が低い上に、水道料金も安い上に、そういった高額のペットボトルとかウォーターサーバーを使うとなると、本当にもう、県民の意識の中で水道水をどうにかしてくれということになると思いますので、しっかりその辺も調査していただいて、安心・安全の水を皆さんが提供しているということ、自信を持って言っていけないといけない。

そのためにも、PFOS問題をしっかり解決しないといけないと思っておりますので、皆さん、頑張っ

ていただきたいと思います。

最後に局長、その辺の所見をお伺いいたします。

○松田了企業局長 先ほどの答弁の中でもございましたけれども、平成26年から1位ということで、我々がPFOSをいろいろ調査して、PFOSが検出されているというのが平成28年ですので、それ以前からミネラルウォーターの消費量が非常に高いというような状況がございまして、このPFOSの影響がどの程度なのかというのは實際上、ちょっとよく分からないというのはございます。

ただ、一般的に気温が暑い地方は水温が上がりますので、水温が高い水はあまり好まれないというのが実態上ございまして、企業局のほうで、毎年みずまつりというふうにイベントをやっておりますけれども、そういうイベントでも、この水温を変えると、低くすると、高い水よりもおいしいという、そんな方が結構いらっしゃるというようなところがございます。

そういう点も、ちょっと要因としてあるのかなと、個人的にですけども、思っております。

あと、PFOSの件ですけども、今、中部水源からも取水をしておりますけれども、これまでの公表したデータでは、最大1ということで、高機能の活性炭が効果を上げておりまして、非常に低い値を維持しておりますが、企業局としまして、国の暫定目標値等を大きく下回っておりますので、安全・安心な水であるというふうに考えておるところでございます。

引き続き安全・安心な水を供給できるよう、企業局としては、最大限、可能な努力を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○新垣光栄委員 そのようなことを、しっかり調査していただきたい。

なぜかという、今、PFOSの問題があるから、中部水源の水を——やはり市町村によって違うわけですからね。そういった中部水源のほうから取った水の地域は、ペットボトル、ウォーターサーバーの利用量がこれから上がってくるのか、私は、上がってくると思っております。

そういった面も重視していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 お願いします。

当初予算の主な事業の概要で、今、発信しました

ので、8ページのナンバー5に行きます。

サンゴ保全の再生事業として、その中に持続可能な海洋共生社会ということで、7900万円拡充された予算が計上されておりますが、この事業の中に、大浦湾一帯のサンゴ礁の実態調査も予定されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○出井航自然保護課長 今、委員の発言にあったサンゴ礁保全・再生総合対策事業につきましては、こちらサンゴ礁の保全再生に関する取組として、主にサンゴ群集の再生を目的として、それに関わる調査研究を行っているものでございます。

また、それと併せてオニヒトデ対策などの体制整備なども行っているところでございまして、この事業の中で、大浦湾のそういった特定のサンゴ礁保全に関する調査などを予定しているということとはございません。

○崎山嗣幸委員 この事業の中で予定していないということではありますが、この関連する事業の中で、前回も質問しましたが、臨時制限区域、それから埋立区域以外の大浦湾一帯の海底サンゴ礁の調査を他の事業の中ですということも含めて検討はしておりますか。

○出井航自然保護課長 この事業とは別の事業になるんですけれども、生物多様性地域戦略事業という事業がございまして、この中の1つの項目として、サンゴ礁の調査を実施するというので、今、計画はしているところでございます。

ただ、こちらのほうは、環境部が行っているその一般環境調査として、平成21年度から23年度にかけて全県調査を実施しておりますが、それから10年以上経過しているということから、国のモニタリングサイト1000という国によって毎年行われる調査があるんですけれども、そういったところで捕捉できない地域、そういったところを対象として補完的に調査を実施したいということで次年度は考えているところです。

○崎山嗣幸委員 この中に大浦湾も含まれていますか、あの一帯。

できれば、もしあるのならば、予算があれば。

○出井航自然保護課長 こちら、先ほど申し上げたとおり、環境省が実施しているモニタリングサイト1000というサンゴ礁調査が毎年実施されているんですけれども、その中で今現在、こちらのほうで把握したところ、沖縄島北部の西海岸、これが大体大宜味村から国頭村の地域になります。

それから、沖縄島北部の東海岸、宜野座村から名

護市あたり、こちらのほうがちょっと調査対象として抜け落ちているということが分かりましたので、こういった海域を調査するというので今考えているところです。

○崎山嗣幸委員 私が聞いているのは、この大宜味村、国頭村と言っていますが、大浦湾一帯の区域は入っていないんですかと聞いているわけよ。

○出井航自然保護課長 特定の地域を実施するという調査ではございませんが、先ほど申し上げたとおり、沖縄島北部の東海岸、宜野座村から名護市海域には大浦湾も含まれているというふうに考えております。

ただ、こちらのほう、こういった場所を調査対象としていくかというのは、今後検討していくこととしております。

○崎山嗣幸委員 予算規模は、どれぐらい予算計上していますか。

○出井航自然保護課長 これは、先ほど申し上げた生物多様性地域戦略事業の中の1つの細事業として今予定しておりまして、今のところで約300万円の予算を予定しているところです。

○崎山嗣幸委員 300万円。

私は、この大浦湾一帯が御承知のように、環境省が生物多様性の観点から、これを絶滅危惧種のジュゴンも、それからサンゴ礁も含めて、特に重要度の高い海域という選定をしているということも含めて考えるならば、この一帯の調査をぜひやったほうがいいと思います。これ、今言われている宜野座、大浦湾一帯も含めて可能性があると言っていますが、この中には、従来、防衛省がサンゴを移植された区域も含める可能性がありますか。

埋立てじゃなくて、臨時制限区域以外のところに、サンゴを移したわけですね。この移したサンゴは、当然この海域の中に入るのではないかということで、これはサンゴの生育状態、調べることに入りますか。

○出井航自然保護課長 工事の実施に伴う影響につきましては、事業者の責任の下、調査が行われるべきものと考えております。

環境部のほうでは、一般的な環境調査といたしまして、こういった場所を実施するかというのは今後検討していくことにはしているんですけれども、そういった中で大浦湾もその対象の一部に入ってくるという程度には考えているんですけれども、具体的にどこということころまでは、今現在検討はしていないところです。

○崎山嗣幸委員 区域は特定しなくても——聞きた

いのは、サンゴが白化しているかとか、あるいは生育状況がどうかとか、それからの海域状況については、当然、基本的に調べることがあると思うんだけど、聞いているのは、過去にこれまで防衛省が、サンゴを移植した海域は埋立区域でもないし、臨時制限区域でもないものだから、当然、皆さんの部署として調べる対象になる区域ではないかと、私は聞いているんですが。

これも入るんじゃないですか。

○出井航自然保護課長 区域としては、先ほど申し上げたとおり、東海岸につきましては、宜野座村から名護市までの海域を予定しております。

その中で、こういったスポットを調査していくかというのは、今後検討していくということにしております。

○崎山嗣幸委員 今言われていることについては、区域のことを指定するわけじゃなくて、一般調査というから、そのときに、当然そのサンゴの状況とか、生育状況とか、環境というのは調べると思うんですが、部長、この中身はどんな内容の調査になりますかね。

細かい調査ではないということなのか、よく意味が分からない。

○出井航自然保護課長 調査につきましては、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、国がモニタリングサイト1000という調査を実施しております、そこはずっと経年的に、サンゴの状況がどういうふうになっているかというものを潜って調査するというようなものを、場所を決めてやっております。

そういった調査で捕捉できないところを今回、補完的に調査しようというふうにしておりますので、そういった調査手法とか、そういったものについても、今後検討していくということにしております。

○崎山嗣幸委員 では、国がデータとか調査されていることに関して、補完的に県が調査をすると一般的なことを言っているんですが、従来から言うように、この防衛省がサンゴを移植したところも含めて、見解が違うわけですね。

移植したサンゴが死んでいたり、生育状況も違ったりするので、県が調べる意味があるんであって、防衛省が調べたことについて、懐疑的なものだから今、県は裁判も起こしているんで、ここは実際、県が調査をすることの意味は、やはり防衛省の調査していることに対する懸念があるから、私は再度、県が確認する必要があるんじゃないかと言っているんですけども、今聞いているのは、埋立区域ではない

海域は皆さんの担当だから、当然これは調べるべきではないかと。

今、防衛省のデータと言っていますが、補完すると言ったったら、防衛省が今までやっていることについてはやはり懐疑的であると、調査も含めてね。

環境調査委員会も含めて、問題ありませんということについて、県がしっかり調べる余地はあるのではないかと私は聞いているわけ。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

まず、移植したサンゴがどの区域かという部分が、一律にははっきりしない部分があるのかなと思います。

臨時制限区域内で、我々が入れないようなところに移植するところもあると思っていますし、それ以外の場所もあると思います。

ですから、そこあたりをいろいろ確認した上で、また、先ほどは課長から答弁があったとおり、我々がやる一般的な環境調査としての調査地点については、北部の名護市までも、大浦湾を含む区域が対象となるんですけれども、具体的な調査ポイントというのは、これから今後検討して定めていくことになりますので、そういった部分も確認しながら調査したいと思います。

ただ、一方で、先ほどもありましたように、工事による影響そのものというものは、事業者自らが調査してやります。

ただ、その中で、環境影響評価法におきましては、そうしたサンゴの調査とかの結果も含めて、この自然保護課が行う調査とは別に、この法に基づいて事後調査報告書という形で県に提出されますので、その際にそういった部分については、しっかり影響が出ているかどうかという部分も含めながら、我々は専門家の意見も聞いて意見を述べていくというふうなことで考えているところです。

○崎山嗣幸委員 私せっかく、300万円というか、違う事業の中で展開しようとしているから、それを活用してというか、環境部の立場として、そういう移植されたサンゴも含めてどうなのかということについて、調査する意義があろうかなと思って聞いたので、ぜひできれば、この間、所管はまた別の所管もあるかもしれないが、そこの埋立事業と関連することも含めて、皆さんがサンゴの保全、それから再生するということを含めて目的があると思いますので、これはぜひ努力をしてもらいたいと思います。

それから、同じく事業概要の中の、次、PFOSの件に行きますが、3ページの3ですね。

先ほども、この土壌と水質の調査のことを継続して、新年度も1100万円ですか、拡充するのに計上しているということでありましたが、これの前年度調査をしたものが公表されるのが今月末ということで先ほど答弁がありましたけれども、今年度調査をしたその結果によって、来年度の調査も影響してくると思います。これの水質・土壌調査をしたものの結果が公表されたときの対応について、これの分析の方法とか基準設定が従来、皆さんは曖昧なところがあると言っていました、これを明確に示していこうというのか、その後の対応をどうするかを聞かせてもらいたいと思います。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

まず最初に、今年度の調査結果を基に来年度の調査地点をどうするかということにつきましては、今年度と同様に、市町村と調整しながら県のほうで地点については設定していきたいと考えております。

その調査結果を受けて、どういう対応を考えているのかということにつきましては、土壌につきましては、P F O S の環境基準が定められておりませんので、これらの調査結果を示しながら、国に対して基準値の設定をしてほしいということで申し入れることとしております。

○崎山嗣幸委員 今年度いっぱいに出たら、国に基準設定というか、この設定がないという状況の中において、どう分析するのか、どう評価するかについて、国の基準が時間かかって曖昧なときに、この結果が出ているものについての分析というか、対応をどうするかについてはどのように考えていますか。

出ないとどうしようもないのか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

先ほども言いましたけれども、土壌中の環境基準というのが定められていないということで、調査結果を安全か、安全じゃないかとかそういったところの評価はできないというふうには考えております。

ただ、一方で、相対的に高い低いというのは、評価できるのかなということで考えております。

○崎山嗣幸委員 ここはまた結果出てから、いろいろまた検討、分析してもらいたいと思います。それから、従来、普天間飛行場、嘉手納飛行場周辺については、この間、高い濃度が出てきたというのは明確になっているんですが、もう明らかにこの米軍基地が原因だという蓋然性が高いというのは県も認めた話なんです、この中で、この汚染事故とか基地

への立入りというのは、調査権が地方自治で認めたというこの環境補足協定が、何で役に立たないのかということを私は疑問なんです。これは何でこの環境補足協定に基づいて立入調査ができないのか、大きな原因は何ですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 2015年に締結された環境補足協定に基づく立入手続につきましては、同日付の日米合同委員会合意の環境に関する協力というもので規定されております。

同合意では、環境に影響を及ぼす事故、すなわち、漏出が現に発生し、米側から通報がなされたときに限り、立入申請を行うことができると定められております。

そのため、基地周辺の湧水等で高濃度のP F O S 等が検出されていることについて、県としましては、同基地が汚染源である蓋然性が高いと考えておりますけれども、環境に影響を及ぼす事故が現に発生しておらず、米軍から通報もないことから、同協定に基づく立入申請をすることはできないと考えております。

○崎山嗣幸委員 これは、米軍が認めない限り、基地の調査ができないという、こういった補足協定そのものがでたらめだと思うんです。この先ほど言った日米合意をしてきた、通報がなければタッチできないということについての合意をした日本側に一番私は問題があると思うんですが、この基準を見直すということの要求をしっかりとってきたのか。

どういうこと取組ですかね、この間。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 環境補足協定につきましては、事故時に限られるというところもございます。

そのため、軍転協等を通じて改善を求めているという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 これは当時、これができたときに画期的だと、歴史的な意義があるということで、当時の菅官房長官も評価をしたぐらい、これで沖縄のそういった土壌汚染、そういった汚染事故について基地に立入りできるんだということで、大きな評価をされた補足協定だったと思うんですよね。

それが今の時点で、これだけ明らかになっているけれども、何ら役に立たない補足協定について、やはり県は国に対して相当入れていかないと、一向にらちが明かない状態になっていますよね、これね。

これ世論をつくるなり、国への要請を相当強めていかないと、解決できないんじゃないですか。

部長、政治的にどんなですかね、これ、動きとし

ては。行政的だけじゃなくて。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

先ほどありましたとおり、この環境補足協定の見直しについては、いろいろ軍転協を通して見直しを求めているところもありますけれども、一方で、こういったものに対象とならないような部分について、我々は1973年の逆に日米合同委員会合意に基づく立入調査申請というものを申請しているところです。

ただ、これについてもいろいろ認められていないという状況がありますので、ずっと引き続きこの立入調査を求めるように、国に対しても求めているところです。

この環境補足協定の見直しに関する政治的な部分というのについては、ちょっと私的には言及しづらい部分もあるんですけれども、なるべく、この米軍基地に環境問題に対する立入り、原因究明のための立入調査といったものを速やかにできるように、引き続き我々としては、国あるいは米軍に求めているというふうには考えているところです。

○崎山嗣幸委員 これができたときに、一步前進するんじゃないかということで期待もあったと思うんですね。これだけ、国の官房長官が歴史的な意義だということで強調したいわけなので、これが役に立たないということを含めて、やはり行政ベースじゃなくて政治的にも相当強く働いて、この日米合意そのものを変えていかない限りは、立入調査できないんじゃないかということを思ったので、環境部としても強くまた横の連携も取って、国への要請を強めて、基地内に立入調査できるように努力をしてもらいたいということで、私は終わります。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくをお願いします。

予算の概要の中から、1つ、E Vバス導入促進に係る経費について聞きますが、この導入促進に係る経費についてのこの事業の概要を教えてください。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

本事業は、県内を運行する路線バス、観光バス等へのE Vバス導入を促進するため、国の補助事業の交付決定を受けたバス事業者に対し、県の補助金を上乗せすることで、車両導入及び専用充電設備の設置を支援するものです。

具体的には、国が行っている既存の補助事業に県が補助金を上乗せし、購入費の約5割を補助することで、一般的な路線バス等に用いられるディーゼルバスと比較して、安価に導入できるようにするもの

となっております。

以上です。

○島袋恵祐委員 概要をお聞きしましたがけれども、この事業でこういった効果が期待できるのか。

また、今年度の実績、どのぐらい申請があって事業をつけたのか教えてください。

○與那嶺正人環境再生課長 E Vバスにつきましては、1台当たり年間12トンのCO₂が削減できるとされております。このようなバスの導入を広げていくことで、効果が期待されます。

実績としましては、前年度に行ったバス事業者へのヒアリングによる需要調査を踏まえ、令和5年度は5台から9台の補助を計画しておりましたが、今年度、国の補助金の交付決定を受けたバス事業者3社5台のうち、2社の4台については、メーカーから車両を調達することができず、導入を断念したことから、最終的に県への補助金の申請は、1社からの小型E Vバス1台と専用充電設備1基となっております。

以上です。

○島袋恵祐委員 12トンのCO₂削減が期待できるということで、効果はあって、やはりこれを進めていく必要があると思うんですけれども、ちょっとメーカーからの受注が遅れて、予定の台数が下回ったという話でもあるんですけれども、なぜ遅れたのかというのは何か理由があるんですか。

○與那嶺正人環境再生課長 今回導入ができなかったバスの製造メーカーに確認しましたところ、車両とバッテリー等は確保できたんですけれども、車内の装備品を装備する体制がちょっと遅れが生じていまして、それについては今年度中に工場を拡大するという情報がありましたので、次年度の事業については改善されるのではないかと考えております。

○島袋恵祐委員 この事業なんですけれども、対象のバスというのは、路線バス、また、観光バス、いろいろな事業形態があると思うんですけれども、そういったのは全てに対象になっていくんでしょうか。

○與那嶺正人環境再生課長 本事業では、路線バスと観光バス、そして、事業用として、例えば空港からレンタカー屋さんまで往復するような事業系バスも含んで対象としております。

○島袋恵祐委員 今、ディーゼルからそういう環境に優しいというか、E Vバスの導入というのが、国も事業としてやっているという理解なんですけれども、次年度、引き続きこの事業をやるということで予算もつけられているんですけれども、皆さんとし

での取組、また目標等もあれば教えてください。

○與那嶺正人環境再生課長 令和6年度の予算計上に向けて、導入の可能性のあるバス事業者や、補助金に関する相談があった事業者に広くヒアリングをした結果に基づき、EV車両6台と専用充電設備4基分を予算計上しております。

県としましては、同事業の事業者への周知時期を早めるとともに、EVバスの導入を予定している事業者には、補助金交付申請に合わせて、車両メーカーとの早期調整を行うよう促してまいります。

以上です。

○島袋恵祐委員 沖縄は特に鉄道がほとんどないという状況で、こういった人を多く運ぶバスのそういった需要というものが多くある中で、このEV化に進めるということはすごく大事なことだと思いますので、もっと事業を拡充していくことも含めて、推進をお願いしたいというふうに思います。

次に、省エネ家電買換購入支援事業、これは新規になっているんですけれども、その事業の概要を教えてください。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

省エネ家電買換購入支援事業は、県民が現在使用しているエアコンや冷蔵庫を、より省エネ性能の高いものに買い換える費用の一部を支援することで、家庭からの二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、電気料金の負担軽減に資する事業となっております。

具体的には、県民がより省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫を購入した際に、省エネ性能及び機器の容量に応じて、キャッシュレスポイントまたは商品券を付与するものとなっております。

以上です。

○島袋恵祐委員 今、概要をお聞きしました。

どのぐらいのエアコンとか冷蔵庫、台数を、今回、購入事業に充てていくのか、また、その辺の周知とか、また対象は個人や法人、全ての人たちも対象なのか、その辺も教えてください。

○與那嶺正人環境再生課長 補助の予定台数につきましては、エアコンが約1万1000台、冷蔵庫が約8000台となっております。

本事業は、物価高騰に対する生活者支援を目的としておりますので、法人は対象とせずに、県民を対象とした事業となっております。

また、広報につきましても、受託事業者を選定した後に、様々な媒体を使って広く普及していきたいというふうに考えております。

以上です。

○島袋恵祐委員 分かりました。

これ、もしこの事業を適用する際への購入方法等とか、こういった形で今考えているんでしょうか。

○與那嶺正人環境再生課長 申請の方法につきましては、対象の家電を購入後に、インターネットで証拠となる書類を添付した上で、写真も含めてですけれども、添付した上で申請することができます。

インターネットを活用できない御高齢の方とかにおきましては、郵送でも申請できるように体制を整備する予定としております。

○島袋恵祐委員 今のインターネットでの購入の話、これは何か例えば家電量販店とか、そういったお店では事業は適用できないんでしょうか。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

本事業は、家電を設置した後に申請する形となっております。設置を確認した後になりますので、店頭でそのままポイントを付与するということは今のところ考えておりません。

以上です。

○島袋恵祐委員 そういったネットとか、そういったものができる環境があったりもあるんですけど、先ほどあったように、高齢者の皆さんもこの事業を使いたいと思う人、多くいると思うわけですよね。

そういった皆さんが、購入後に、例えば写真撮って送るやり方がなかなか分からないだったりとか、また、ポイントとかそういったもらうもの——電子マネーを持っていないとか、そういった方もいると思うんですが、そういった人たちに対しての対応というものはどういうことを考えていますか。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

現在、委託に向けた仕様書の中で、コールセンターを設置して対応することを今のところ検討しております。

また、郵送での申請だったり、商品券でのポイント発行というのでも考えておりまして、その辺に配慮してやっていきたいと考えております。

以上です。

○島袋恵祐委員 物価高騰で、やはりこういった必要な家電が高くなる中でのそういった支援策ということを理解しています。

特に、沖縄は、その需要というのは高くなると思うので、ぜひそういったインターネットとか、また、そういう電子マネーが使えない人たちが、この事業を適用できないということがないように、引き続きの対応をお願いして、この事業をしっかりと進めて

ほしいと思います。

次ですが、有機フッ素化合物残留実態調査についてです。

これまでも何名かの委員からもありましたが、この調査地点の選定について、先ほど41市町村全てでやったというんですけれども、その選定、ここで調査を行おうというように決めたと思うんですけれども、どのような取組をしたのか教えてください。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

地点につきましては、まず、一般的な地点と汚染の懸念がある地点という2地点を検討していただきたいということと、まず、市町村において、どちらかで、令和5年度は選定してくださいということでお願いして、その後、その地点について市町村と協議をした上で、場所を県のほうで設定させていただいたという形になっております。

○島袋恵祐委員 市町村と協議をして決めていったということなんですけれども、41市町村全てで行ったということなんです、合計で何地点ほどで採取されているんですか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 市町村各1地点を設定しておりますので、41市町村ですので41地点という形になります。

○島袋恵祐委員 本当に予算をつけて調査をするということで、それからこの選定というものの取組も、調査をする前に委員会でもしっかりと市町村とも協議をしてやってほしいということも求めさせていただいた中で、そういうこともやったということで理解をしていますが、先ほどからもあるように、やはりPFASのこの土壌の規制値がいまだにないという状況の中で、それをしっかりと確立させるための材料にするということも理解をしています。

このPFASのそういった実態が、どんどん明るみに出ることを期待するんですけれども、やはり、先ほどから議論があるように米軍へ立入調査、基地への立入調査が果たされていないという状況によって、本当にこのPFASの問題のそういった実態の把握が遅れている状況だと思うんですけれども、県としてこれまで、この立入調査要請を何回行ってきたのかというのを、改めて確認させてください。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

県といたしましては、令和元年の6月、令和3年の2月、令和4年の7月及び8月、そして、去る1月の5回行っております。

○島袋恵祐委員 これまで5回行ったということで、そこはやはりなかなか実現ができないということですけれども、県の要請を国は受けて、国自身が、例えば米国とかそういったところへの働きかけとか、ちゃんとやっているかどうかというのを皆さん何かつかんでますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 要請の際に、国のほうからは、米軍に対して事あるごとに申し入れているということは回答いただいているところです。

○島袋恵祐委員 申し入れているというけれども、じゃそれに対して米国が国にどういった回答をしているとか、そういったものというのは何か説明を聞いていますか。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 その内容については確認できておりません。

○島袋恵祐委員 これまで5回あって、いまだ実現できていない。

国は申し入れていると言うけれども、実際、中身も分からないと。

やはりそういったところもちゃんと、皆さんとしても国に対して聞くということも大事ですし、国がちゃんと動いているかどうかというのもチェックすることも大事だと思うわけですね。

そういったところを受けて、やはり皆さんとしてのこの立入調査を求める動き、今回の調査もそういった立入調査を求める際の交渉の材料になると思うわけなんですけれども、その辺をしっかりとやってもらいたいと思うんですが、もう一度ちょっと県の見解を聞かせてください。

○横田恵次郎環境保全課基地環境対策監 お答えいたします。

県といたしましては、嘉手納飛行場や普天間飛行場といったところの周辺で、高濃度のPFOS等が検出されていることにつきましては、同基地が汚染源である蓋然性は高いと考えております。

そのため、立入り、1973年合意に基づく立入申請を行っているというところですが、まだ実現しておりません。

そのため、県としましては引き続き国及び米軍に対して立入りを認めるように強く求めていきたいと考えております。

○島袋恵祐委員 引き続き取組をお願いしたいと思います。

それでは、企業局にちょっとお伺いしたいんですけれども、同じく企業局でもPFOSの対策を取っ

ていると思うんですけれども、今喝水の状況もちょうと深刻だということで、中部水源からの取水も再開しているということなんですけれども、それに関するPFOSの検出状況とかどうでしょうか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

これまで発表された最新の2月29日のデータでは、北谷浄水場の浄水のPFOS濃度は1となっております。

以上です。

○島袋恵祐委員 この1というのは、1ナノグラムということですか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 失礼しました。

浄水1リットル中1ナノグラムということになります。

○島袋恵祐委員 まず、先ほど別の委員からもこのPFOS対策のまた次年度の予算も5億6000万円という話もありました。

やはり基地の蓋然性が高いと、先ほど環境部とのやり取りもあったんですけれども、基地を提供をしている国が、このPFOS対策も責任持ってやってもらいたいと思います。

そこら辺の要請等も、これから引き続きやってもらいたいと思うんですけれども、その辺の取組方はどうなっているのでしょうか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 企業局におきましては、米軍基地由来の蓋然性が高いPFOS等対策の費用について、施設提供者である国が負担をすべきと考えております。

これまで、各関係部局と連携し、令和元年、3年、4年に、関係大臣宛て要請を行ったところであります。

また、今年1月にも知事が関係大臣宛て要請を行い、大臣からは、PFOS等問題は重大なものであると認識し、政府としてできることをしっかり行っていきたいとの回答をいただいております。

引き続きPFOS等対策に係る費用については、国が負担することを強く求めてまいります。

以上です。

○島袋恵祐委員 最後に、建設改良費の関係で聞きますけれども、ハード交付金がこの間減額になっていて、皆さんへのそういった老朽化対策に、建設改良が遅れているというような話はこれまでも議論をさせていただきました。

次年度のこのハード交付金の皆さんの要求額と、実際に配分された額について教えてください。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

令和6年度の要望額につきましては、90億4700万円の要望をさせていただいたところ、措置された予算額については34億2000万円、措置率としては37.8%になっております。

○島袋恵祐委員 まず、今年度の数字で31.9%というところで少し上がったということではあるんですけれども、水道料金の値上げの——やはりこのハード交付金が大きな要因となっているということで、48%ということが明らかになっています。

今回、この老朽化対策費の中で、建設改良費が前年度より27億円も増えているということもあるんですけれども、その辺の理由はどうなっているのでしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 建設改良費につきましては、物価の高騰で建設コストが上昇しているということがございます。

当初、毎年138億円が必要というふうな見立てをしていたんですけれども、そういった物価高騰に伴って、建設コストが173億円まで上昇したということで、今回、令和6年度の予算につきましても、そのような影響がありまして増えているというふうなことがございます。

○島袋恵祐委員 やはりこの物価高騰もある中で、この建設コストが上がっているという状況で、なかなか予定どおりの建設、修繕、また改善等が遅れているのは理解をします。

引き続きこのハード交付金の減額というものが影響しているわけですので、そこをしっかりとまた要望額を措置してもらえるように、企業局としても引き続きの努力——沖縄は特殊事情ありますよね。管路延長の距離が全国2倍とか、ポンプ台数も調整指数も全国の3倍以上というような状況もあるので、そののとも含めた中で実態を知らせる努力も、要請も行ってほしいと思うんですが、最後、局長にお伺いいたします。

○松田了企業局長 お答えします。

昨今の物価上昇によりまして、施設整備費の財源を確保することができなくなったという点で、今回、料金の改定もさせていただきました。

いろいろインフレで県民生活非常に苦しい中、私どもの水道料金の値上げということについては、非常に御批判も受けているところでございますが、現状のままですと、令和7年度の起債の償還金の確保ができなくなるということで、我々もそういう状況を踏まえて料金の改定を提案して、11月議会で認めていただいた経緯がございます。

一方で、その財源を確保する手法として、ではどういったものがあるのかということですが、やはり今、沖縄県にとりまして、沖縄振興特別措置法に基づきまして、制度設計されておりますこのハード交付金、これは企業局以外の様々な施設整備に、非常に大きく貢献しているという実態がございます。

私ども内閣府にこれまで以上に現状と、それからその必要性、どういったところで、なぜ必要なのかということについて丁寧に説明する必要があると思っております、知事部局とも連携しまして、この説明、方法について、引き続き丁寧な説明、正確な説明、必要性の理論的なところをきちっと説明するということをやりたいというふうに考えております。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくをお願いします。

説明資料で通知しましたが、新年度も環境部の皆さんが地球温暖化対策に様々な事業で取り組まれるところだと思います。

最初に、沖縄県の温室効果ガスの削減目標と現在の達成状況についてお聞かせください。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

県では、令和5年3月に改定した第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画において、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を意欲的目標として2013年度比で26%削減、挑戦的目標として31%削減することを中期目標として掲げております。

最新の統計値である2020年度の県内の温室効果ガス排出量は1143万トンで、基準年度である2013年度から9.3%減少している状況にあります。

県としましては、同計画で掲げた各種施策を着実に推進することで、中期目標の達成を目指してまいります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 2020年度は、かなり削減できたという評価でした。

その前の年がコロナとかがあって、観光客も減って飛行機も飛ばなかったというのもあって、そういったことで大きな削減ができたという聞いておりますが、そうは言っても基準年の2013年から7年間で、今9.3%の削減という到達ですね。

これはあと10年で、さらに17%削減しないといけないという、これが今の目標なんですよね。

本当は、その挑戦的目標で31%まで上げたいというのもあるんですけれども、国はさらに高いところ

を言っているけど、沖縄県では最低でも26%は削減したいというふうに思っています。

そこでお聞きするんですけど、温室効果ガスの削減目標に係る環境部の役割というのはどういうものですか。

○與那嶺正人環境再生課長 実行計画で定める役割として、環境部では、地球温暖化防止に向けた取組を総合的、計画的に進めるための施策を策定するとともに、施策の着実な推進を図るため、庁内、部局間の連携や関係機関との連絡調整を行い、加えて、県、関係行政機関、事業者、学識経験者等で構成される沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会を毎年開催し、施策の進捗や課題などの検討、協議を行い、進捗管理を行っているところです。

そのほか、県民や事業者、市町村等に対する地球温暖化防止活動の支援や普及啓発等に取り組んでいるところであります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 沖縄県の各部署が温室効果ガス削減に向けて頑張っていて、その進捗管理をするのが環境部の仕事だと理解しています。

一番大きいエネルギー問題は商工労働部ですし、また他の部局にもあるわけですが、とにかく全体を管理するというのが環境部の役割なので、皆さんにはこれ重要だと思いますが、この進捗管理、沖縄県の計画がちゃんと進んでいる、推進していくために、皆さんどのように評価をされているのか。

進捗管理状況の評価というのはどういうふうに行っていますか。

○與那嶺正人環境再生課長 進捗管理報告書では、18の進捗管理指標を上げて進捗管理を行っているところであります。

2020年度の進捗管理の結果につきましては、電力排出係数や再生可能エネルギー、発電電力量など、12の項目がかなりの改善傾向でA評価、渋滞箇所数とフロン類回収量の2項目が改善傾向のB評価、森林面積と一般廃棄物焼却量の2項目が現状維持傾向のC評価となっており、悪化傾向を示すD評価とE評価はありませんでした。

なお、バス及びモノレールの利用者については、コロナウイルス感染症の影響が見られるため、評価しないこととして取りまとめ、現在、県のホームページで公表しているところとなっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 その報告書を頂いて、私も読ませていただきました。

今、説明があったように18の指標がありますね。5つの大きな分野に分かれていて、18の指標が。

その中にエネルギーの導入とか、バスとかいろいろあるわけですね。その中で、今、評価を見たら、A、B、C、D、Eと5段階でやられていて、その評価も前年度から進んだかどうかという観点での評価になっています。

それはそれで大切だと思うんですけども、例えばこのエネルギー政策では、2030年度までにエネルギーで何パーセント削減するんだ、そのための必要な予算はこれぐらいだというような、そういった計画が見えないんです。

この18の指標のそれぞれ目標ってあるんですか。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正において、各施策の分野ごとに目標を設定することが義務づけられております。

ですので、令和5年3月に改定した沖縄県の実行計画においても、重点施策の進捗を効果的に把握できるよう、従来の管理手法を18から22項目に見直すとともに、そのうち安定的にデータを取得できるなどの理由から選定した11項目については、施策目標として2030年度の目標を設定したところです。

今後は、目標を設定した11項目について進捗率で評価を行うとともに、残りの11項目についても増減率の比較によって評価を行ってまいります。

なお、令和5年度に行った評価につきましては、今月末に公表する予定としております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

だんだん具体的になっていって、この分野でもっと力入れたほうがいい、もっと予算が必要だという、こういった議論を期待したいと思います。

さっきお話があった省エネ家電の事業も、今回4億5000万円と環境部にしてはとても大きい額ですが、これが本当に十分なのか、いやもっと本当は必要じゃないかという議論がなかなかできないんですね。

冷蔵庫とエアコンだけでいいのか、車の買換えにも必要じゃないかとか、そういった議論をするためにもこの具体的な目標、そのために幾ら必要かという予算も出てくると思うので、そこら辺、ぜひ部長、環境部としての進捗管理の役割を果たすためにも、他の部局にもこうしたお話で、しっかりと計画をつくっていただきたいんですが、いかがですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

先ほど来、答弁があるとおり、温暖化の実行計画

において150の施策を設けておりまして、各関係部局、それから県民等においてもいろいろ施策の進捗を既にやっているものの、我々としては進捗管理をやりながら、それから庁内での協議会におきましては、その進捗管理を行って、各部局にも確認をしているというようなところでございます。

そうした中におきまして、取りあえず必要となるような省エネの家電の買換えといったような部分もやっているわけですが、これについても家電の中で最もエネルギー使用量が高いというようなエアコンと冷蔵庫といったものをまずは対象にという形でいろいろやってきているところです。

こういったものも次年度の進捗を見ながら、またどういった部分が必要かと、また新たな施策が必要かという部分についても、またいろいろ議論していきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 前、議会のほうで商工労働部でエネルギー政策の議論の中で、目標達成を太陽光で全部やるとしたら1600億円必要だという答弁が出たんですね。

あれ県だけで1600億円という話ではないみたいなのですが、そういう目で見ると、もっともっと予算が必要だ、国もそういった、今、力を入れている分野でもあるので、しっかりとそこに手を挙げていく根拠になっていくと思いますので、しっかりとした指標の目標と計画をつくっていただきたいと思います。

次に、プラスチック問題の対策普及啓発事業というものがあります。

普及啓発と書いてあって、中心はそこになっているんですけども、まず県内のプラスチックごみの状況というのはどういうふうになっていますか。

○久高直治環境整備課長 本県では、家庭から排出される一般廃棄物のプラスチックごみのうち、ペットボトルについては全市町村がリサイクルを行っておりますが、一方でプラスチックごみについては、その大部分が可燃ごみとして焼却処分されている現状があります。

また、事業活動に伴って排出される産業廃棄物のプラスチックごみは、廃プラスチック類の許可を有する処理業者で処理されておりまして、処理されたうちの約40%が再利用されている状況でございます。残りは焼却処分されております。

○比嘉瑞己委員 今、法律もできて、まだ努力義務らしいんですけども、今後、循環型を目指していくためには、ここでしっかりとやらないといけない

なと思っています。

今、ペットボトルは全市町村でやっているという話なんですけれども、いわゆるプラスチックごみの分別というのは、市町村の状況はどうか。

○久高直治環境整備課長 委員の御指摘のとおり、ペットボトルについては、リサイクルがかなり進んでいるんですけれども、プラスチック製品の容器包装のリサイクルについては、なかなか現状進まないものとなっております。

それは理由としましては、リサイクルの事業者が市町村から引き取った場合に、素材ごとに分別基準や品質が定められておりますが、同基準及び品質への対応の困難さも原因の一つだと考えております。

プラスチック製容器包装は、容器包装以外のプラスチックは対象外となることや、プラスチック以外の付着や混入がないことが条件となることから、一般家庭における分別の煩雑さや市町村の分別収集後の洗浄等への対応に苦慮することが考えられます。

○比嘉瑞己委員 市民がせっかく分別しても、実際その後どうなるのかと、今、現状は全部燃やしているという状況です。

これをリサイクルしていくためには、いろいろな課題があると思うんですけれども、県内でリサイクルの施設整備の場所がないというのが大きな課題だと思うんですが、その点はどうか。

○久高直治環境整備課長 そうです、リサイクル処理施設の必要性というのは非常に重要かと思っておりますけれども、現状としまして、一般廃棄物のリサイクル事業者が少ない理由としましては、県内だけでは事業活動として島嶼県であるということもございまして、経営が成り立つだけの原材料であるプラスチックごみの安定供給が難しいことも原因の一つと考えております。

○比嘉瑞己委員 スケールメリットの話が万国津梁会議の提言でもありましたね。

読ませていただきましたけれども、そうであれば民間が手を挙げ切れないのであれば、公共で、沖縄県としてどうしていくのかということ、もう一つ踏み込んだ議論が必要だと思うんですけれども、こういったところも検討していく必要性はありませんか。

○久高直治環境整備課長 委員の御指摘にあります万国津梁会議ですけれども、令和3年度から2年間開催しております。

プラスチックの関わりの深い有識者などにより議論していただきまして、プラスチック問題に関する

提言書として取りまとめていただきました。

提言書のビジョンには、島しょ型プラスチック資源循環社会の実現も掲げられております。

その実現に向けた取組の一つとして、令和4年度から実施しています島しょ型循環社会構築事業において、沖縄に適したリサイクル体制を整備するため、効率的なリサイクル手法や体制に係る調査検討に今現在取り組んでいるところでございます。

○比嘉瑞己委員 部長、この提言には島しょ型という言葉が至るところにあって、先ほど課長がおっしゃったように、すごく不利なところもあるけれども、ここで循環させたらすごい、世界に誇れるんだという話になっています。

そのためにも、プラスチックの再利用の施設整備というのは、すぐにでも検討していくべきだと思いますが、最後に部長どうですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

先ほど課長からも答弁があったとおり、沖縄県におきましては、逆にこの島嶼性による不利益性の部分、スケールメリットの部分が一つ大きな原因という形になっております。

そうした中において、県におきましては、プラスチックの万国津梁会議の提言も踏まえまして、令和4年度から島しょ型資源循環社会構築事業におきまして、この沖縄でこういったリサイクルに適した体制で整備できるかというものを検討を進めているところです。

新しいプラスチックに関する法律もできまして、市町村においてもこういった分別、あるいは事業者における取組といったものも求められているところになりますので、どこまで民間の施設として整備できるか、あるいは沖縄県においては、このヤマトで処理するにしてもこういった体制ができるのかといったものについては、しっかり検討していきたいというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 ぜひ普及啓発にとどまらない具体的な取組を期待したいと思います。

次に、世界自然遺産保全・適正利用推進事業についてお聞きします。

この間もお聞きしましたが、世界自然遺産、北部の訓練場跡地で米軍の廃棄物が今でも出ています。

新年度予算では、返還跡地での除去についても予算に入っていますか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 お答えします。

世界自然遺産保全・適正利用推進事業の中には、

廃棄物の処理費用は含まれておりません。

○比嘉瑞己委員 地位協定上では米軍に原状回復義務はない、日本政府がやるということになっているみたいなんです、北部訓練場返還後の回収状況、国はどういうふうにやっていますか。

○久高直治環境整備課長 返還後につきましては、所有者に引き渡す前の平成29年8月から同年12月までの間に跡地利用推進法に基づき、沖縄防衛局において土壌汚染調査や廃棄物探査、回収などの支障除去措置が講じられております。

また、引渡し後には、発見された薬きょうなどの廃棄物については、沖縄防衛局が平成28年の返還時に作成した返還実施計画に対する県知事意見及び平成29年に土地所有者である沖縄森林管理署と締結した返還後の取扱いに関する協定に基づき、沖縄防衛局において除去が行われているところでございます。

○比嘉瑞己委員 除去が行われていると言っても、今でも出てくるわけですね。

広大な敷地ですよ、この4000ヘクタールという広大な土地を本当にきれいに原状回復しているのかというところでは、国の動きは鈍いと思います。

沖縄県が実態を示して、本来であれば国が調査をするべきですけども、しっかりと県のほうが告発していかないと、国の重い腰も上がらないと思うんですが、その認識はありますか。

○久高直治環境整備課長 委員の御指摘のとおり、引渡し後の北部訓練場返還地では、米軍由来の廃棄物が度々発見されています。

そこで、県では世界自然遺産登録もその価値が損なわれずに環境保全が図られるよう、令和3年5月14日付で沖縄防衛局長に対し要請を行い、北部訓練場返還跡地の十分な廃棄物の調査の実施、廃棄物が確認された場合の適正な処理などを求めてきているところでございます。

○比嘉瑞己委員 廃棄物が確認された場合には、国も動くというような方針らしいんですけども、それが出てくるのを待つというのではなくて、しっかりとここにあるんだということを示す。

この間は、手りゅう弾が出てきたわけですよ。そんな危険なものがまだ残っている現状があるわけですから、県も、もう一歩踏み込んで県独自の調査、その調査を基に、国に、ここにありますのでやってくださいというような、こういった仕組みが必要だと思うんです。

いま一度いかがですか。

○久高直治環境整備課長 引渡し後の廃棄物の回収

などについては、沖縄防衛局から、先ほども申しました計画の中で報告を受けることになっておりまして、報告を受けている現状です。

県としましては、廃棄物の回収などについて適切な対応をなされているか確認していきたいと考えておりますし、必要に応じて現場も確認しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 沖縄防衛局の調査というのは、毎年やられているんですか。

○久高直治環境整備課長 毎年、今のところ行っております。

○比嘉瑞己委員 その調査が十分なのかどうか含めて、しっかりと県も関わっていただきたいと思います。

次に移ります。

毎回で恐縮ですが、犬・猫の事業なんですけれども、補正でもちょっと聞いたんですけど、いのちをつなぐ事業というのがあって、そこに試験的なTNRがあると思うんですけど、いま一度その実績を教えてくださいませんか。

○出井航自然保護課長 犬猫のいのちをつなぐ事業におきましては、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術も予算化して実施しているところです。

ただ、補正のときにも説明は差し上げたところなんですけれども、今年度は補助金として計上していたところ、補助事業者との調整が難航したことから、次年度以降、それを実際に県が病院に役務の提供をしてもらった場合に、それにかかる費用を支払うというような形で実施するというような方式に変えたところでございます。

また一方、動物愛護管理センターのほうで実施しているTNRの活動に対する支援につきましては、令和5年1月から試験的に実施しているところでございまして、令和5年の12月末までで119頭の手術を実施したところでございます。

○比嘉瑞己委員 ちょっと整理させてほしいんですけど、センターはセンターでやっていて、もう一つ、センター以外の民間の病院でもやろうという仕組みがある。補助金だったので執行ができなかったけど、新年度はそこを別の枠組み、支援でやっていくという理解でいいんですか。

センター以外のところの話も少し教えてください。

○出井航自然保護課長 委員御指摘のとおりでございまして、今年度は補助金として実施しようとしていたところ、その調整が難航いたしまして、執行があまり進んでいないという状況でございます。

です。制度自体は今年度から準備はしていたという状況でございまして、次年度は科目を変更して、補助金でなくて役務費のほうに計上しまして、もうちょっと執行がやりやすいような仕組みで進めようとしているところです。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

その部分の事業の名前と予算は幾らぐらいで、目標は何匹なんですか。

○出井航自然保護課長 こちらのほう、事業は同じ犬猫のいのちをつなぐ事業の中で実施するというようにしておりまして、その中で役務費として計上する分が約280万円、こちらのほう、120頭分を今のところ想定しています。

○比嘉瑞己委員 ぜひTNRが決定的だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

最後に、企業局に伺いたいと思います。

県民みんな渇水に心配を寄せていますが、今日現在の渇水状況というのはどのような状況ですか。

○米須修身配水管理課長 今日現在の午前零時時点のダムの貯水率は46.1%と、平年値と比べて28.6ポイント低い値となっております。

○比嘉瑞己委員 皆さんの様々な渇水対策を行っていると思うんですが、ひとつ県民から声をいただいて、なるほどと思ったんですけれども、南部地域のほうに農業用として地下水がありますけれども、あの地下水の活用状況はどうなっていますか。

○志喜屋順治総務企画課長 ギーザ水源というところございまして、あそこにつきましては、南部水道事業団が水道水源として活用しているというふうに聞いております。

○比嘉瑞己委員 この南部水道事業団、この八重瀬町、南風原町の事業団と聞いていますが、そこが利用しているんですけど、それでもかなり大きな地下水源だというふうに聞いていますが、この南部の地下水というのは水源としてはどれくらいの規模で、皆さんの評価はどうなっていますか。

○志喜屋順治総務企画課長 南部の地下水につきましては、農業用水のダムとして開発されたというふうに聞いておりまして、農業用水のダムですので、詳細な情報については持ち合わせておりません。

申し訳ございません。

○比嘉瑞己委員 局長、私もっと勉強したいんですけども、そうは言っても八重瀬町と南風原町は摩文仁浄水場を造って、水道水にやっているわけですよ。水の硬度が高いので課題はあるそうなんですけれども、そういった意味では、県もあそこに浄水場

を造れば、こういったときにも役立つと思うんですが、中長期的な話だと思うんですけれども、南部の地下水の活用についてどのようにお考えですか。

○志喜屋順治総務企画課長 現在、こちらが予測している将来的な話になるんですけれども、将来的には水需要の減少が見込まれております。

現状としましては、確保済みの水道の水源、水量で、供給は今現在可能な状況であることから、現時点では本島南部の地下水の活用については考えておりませんが、情報収集には努めてまいりたいというふうに考えているところです。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後1時20分再開

○呉屋宏委員長 午前に引き続き質疑を行います。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 環境部、国立自然史博物館の誘致建設、説明をお願いできますか。

○出井航自然保護課長 国立自然史博物館の設立誘致に向けて、様々その機運醸成を図るためのシンポジウム、企画展、そういったものを実施することとしております。

また、次年度は、自然史博物館の在り方についても、検討を加えていくということを予定しております。

○照屋守之委員 今後、これをどうやって進めていくんですか。

いつ頃までに造りたいとかということも含めて。

○出井航自然保護課長 国立の施設の設立誘致を求めていますので、具体的にいつ頃ということはなかなか明言できないんですけれども、少なくとも現行の21世紀ビジョン基本計画の期間内に、何らかの芽出し、そういったものができればなと思っているところです。

○照屋守之委員 これ、3月22日にシンポジウムを東京でやるという案内もいただきましたけど、国立の自然史博物館を造るというのは、これは国にさせるということなんでしょう。

そういう理解でいいんですか。

○出井航自然保護課長 そのとおりでございます。

○照屋守之委員 ということは、こういうシンポジウムも大事なんだけど、国にはどういう形で働きかけしているんですか。

○出井航自然保護課長 国に対しては、今のところ様々な機会を捉えて要請ということで、内閣官房長官でありますとか、参議院、衆議院の沖縄特別委員

会の委員長宛てとか、あとは沖縄の担当大臣宛てに要請を行っているところです。

○照屋守之委員 国の反応はどうなんですか。

○出井航自然保護課長 今現在、特にこういった施設が設立されるとか、そういった決定というものは、どこでも行われていない状況です。

○照屋守之委員 これは、直接県知事が総理大臣に会って、そういうふうな要請をするとかということもやってきたんですか。

○出井航自然保護課長 知事が様々な委員長、先ほど申し上げたような方々に向けて要請等を行ってきたところです。

○照屋守之委員 これを、だから、下から上げていくのと、トップ同士で決めていくのにとって、いろいろ実現のやり方があると思いますけどね。

これ、今のままではできないんじゃないですか、国立では。だって、国はその気になっていないでしょ。国がその気になっていない国立自然史博物館を沖縄に造ろうと言ったって、なかなか難しいんじゃないですか。

まず、これはトップ同士で、知事が総理と直談判をして、ぜひ沖縄に造ってほしいということで了解を得られたら、あとは、いろいろな事務方が動きましますよね。

だから、今のようになっていると、下から幾ら上げていったって、上同士で決まらないから、決まりようがないんじゃないですか、どうですか。

○出井航自然保護課長 国で決定していただく場合においても、やはりこの県内全体の機運醸成と申しますか、下からのボトムアップ的な取組が重要だと考えておりますので、私たちといたしましては、そういった県内の機運醸成を図りながら、そういった知事を筆頭に、要請なりできる体制に持っていきたいというふうに考えているところです。

○照屋守之委員 なぜ国立なんですか。

我々もいろいろ視察をしてきて、国立の九州の自然史博物館も見てきましたよ。私は、国立だから全部国が出すものかなと思っていたら、全然違いますね。国が出すのは、建設費用だって半分ぐらいでしょ。だから、そういうふうなことからすると、運営費も全て国が出すということではないと思いますから、なぜ国立なんですか。

これ、国が全部やってくれるという期待を持って、皆様方進めているんですか。

○出井航自然保護課長 県立の自然史系の博物館、あるいは博物館の中での自然史系部門というものは、

あくまでもその地域における自然史の研究、それから情報発信ということにとどまるものだと考えています。

一方、国立の自然史博物館ということになれば、これは特に、東南アジアの地域は世界的に見ても多様性が豊かな地域であるけれども、実際にはその自然史系の大きな博物館がアメリカやヨーロッパほど発達していないと。その結果、十分な研究も進んでないというふうに言われているところです。

こういったような施設が東アジアの中心に位置する沖縄県に設立できれば、これは本県の生物多様性、豊かな自然環境の保全がさらに図られるということや、県内の子供たちの学力向上、それから新たな観光資源など、様々なところで沖縄振興につながるということから、やはり国立である必要があるのかなと考えているところです。

○照屋守之委員 だから、国立だと建設費も運営費も全部国が責任を持つという、そう理解をしているんですか。

○出井航自然保護課長 運営費についての議論はまだ直接行っていないんですけども、実際、九州国立博物館の事例などでは、そういう維持管理に要する経費の一部を地元が負担しているというような事例は承知しております。

○照屋守之委員 建設費はどうか。

○出井航自然保護課長 建設費も国が出している部分と、あとは寄附金とかそういったものもあったかというふうに記憶はしております。

○照屋守之委員 ですから、沖縄県が国立の自然史博物館を造れとお願いしに行くときに、じゃ、建設費用も全部国が持ってください、どのぐらいまでだったらいいですよとかというふうなことになるかと、なかなか国は考えないんじゃないですか。

100%、期待しているんですか、建設費は。

○出井航自然保護課長 国立での設置を求めているという状況でございます。

○照屋守之委員 だから、難しいですよ。

これ、恐らく九州の国立もそうですけど、建設するのに、国が建設費用を100%持つということはないと思いますよ。だって、国が持つんだったら、国のほうから国立自然史博物館は、じゃ、沖縄に造らせてくださいという形で向こうから来ればそれはいいんだけど、結局我々が造ってくださいと言って国に求めていくのに、じゃ、今までの国立の自然史博物館とか国立のそういう施設なんていうのは、100%、国が持っているんですかとかというふうなところを

しっかり確認しないと、どうなんですか、北海道から沖縄まで、九州、国立と名のつくもので、国が全て持って造ったというのはありますか、どうですか。
○出井航自然保護課長 すみません、ちょっと手元の資料では、ちょっとそこまでのものが今ない状況ですので、お答えすることができないです。

すみません。

○照屋守之委員 だから部長、それもちちゃんと資料として持っておかないと。県民に説明できません、我々は。

我々は、ぜひ造りたいと思っていますよ。それでいろいろな視察もやってきたし、議員連盟もつくったし。

去年は、実はカナダ、アメリカへ行ってきましたけど、カナダのそういう施設を見てきたし、アメリカの自然史博物館も見てきた。すごいですよ。やはり、必要だなと思いますよ。

思うけれども、ただ、じゃ、日本で今、我々沖縄県が目指す自然史博物館がどういうものなのかというの、なかなか形として分からない。そういう財政的な負担も、あるいは国がどう考えているかも分からない。県の進め方もよく見えない。いつ、それをやるのかも分からない。どうやって造るんですかという話ですよ。

ですから、これは、トップ同士でまず決めさせないといけませんよ。下からこういう状況で、幾ら上がっていったって、なかなか難しいですよ。トップ同士で決めないと、じゃ、沖縄でやりますとなれば、それはあと具体的な実務というのは皆さん方がやるわけでしょう、担当部署がやるわけですよ。これが決まらないから、下から幾ら上げていったって、なかなか決まりようがないんですよ。

M I C E事業を覚えていますか。あれは仲井眞知事のときに、ある程度予算を組んで一括交付金でやりますと言って、やったんでしょ。それが、この翁長知事、玉城知事、8年でできなかったじゃないですか。あれは形ができたんですよ。80%、一括交付金事業、これは国のほうと1回確認してやればそれができたのに今できない、どうやってやるかといったら、この350億円。P F I方式でやると言うんでしょ。あれ、補助がつかないでしょう。

だから、そういうふうなことになるんですよ。ですから、今ではっきりさせないと。

今から、とにかくトップ同士の意思決定をするためには、やはり我々の沖縄県選出の国会議員を動かさないといけないんじゃないですか。10名いますよ。

国会議員の方々も動かして、向こうのトップにも、こっちからも一緒にやっていくという、まず政治的に、よしやろうという、そういう機運をつくらないと、そこが決まらないと、なかなか難しいと思いますよ。

ぜひ、まず沖縄県の国会議員、与野党問わず動かしてください。県がこういうことを求めているから、ぜひ力貸してくれということを強くお願いして、そういう政治的にも動かしていきましょうよ。政治決断しかありませんから、これ。あと具体的にになったら、そこは皆さん方に下りていって、国の側も調整しながらできますから、よろしくお願いします。

だから、国立としてやるんだったら、そのぐらいしないといけませんよ。今のままずっとやっていると、あと国立ではできないから、じゃ、県立をやりたいとやらざるを得なくなりますよ、皆さん方が。本当に県立でやる覚悟があるのかどうかということですよ。

ですから、今のうちに、とにかく国会議員を動かして、トップを動かして、沖縄の人はやるといういろいろな期待がありますから、頑張りましょうよ。

次ですね、企業局。

これ、老朽管の改修計画はどうなっていますか、送水管の。それを教えてもらえませんか。

次年度どのぐらいまた仕事をするのか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

企業局では、令和6年度から令和19年度にかけて、約71キロメートルの水道管の更新・耐震化を計画しております。

令和6年度につきましては、石川からうるま間の送水管など、約延長1.8キロメートルの管路の更新・耐震化を予定しているところでございます。

○照屋守之委員 今年度はどのぐらいやったんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 今年度につきましては、整備延長としては0.3キロメートルを実施しているところでございます。

○照屋守之委員 何でこれだけしかやっていないの。

うるま市はどうなっているんですか。昆布のところはこの前、漏水していましたよね。うるま市の管のその改修計画はどうなっているんですか。何メートルぐらいあるんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 うるま市のほうは、企業局の浄水場からうるま市のほうへ水道用水を供給するための管路延長としましては、全体で25キロメートルあります。

○照屋守之委員 それで、この計画はどれぐらい進んでいるんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 当該管路につきましては、まだ着手はしておりませんが、令和19年度までには更新する計画としております。

○照屋守之委員 この管敷設は、これはいつのものです。あれから何十年ぐらいたっているんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 当該管路につきましては、昭和50年に敷設させていただきまして、令和4年度現在では、法定耐用年数を7年超過している状況でございます。

○照屋守之委員 7年超過して、それが終わるのが令和19年という説明ですか。

そうですか。

○志喜屋順治総務企画課長 当該管路の先ほど申し上げました25キロメートルのうちで、超過しているのが現在7キロメートルとなっております。

水道管につきましては、法定耐用年数を超えても、材質種類、施工方法などによって、それからまた定期的な点検、防食対策などによって、管の状態を維持、長寿命化ができるというふうに考えておりますので、現在その点検等に取り組んでいるところでございます。

○照屋守之委員 皆さん方、そういう水を提供するのに、一番大事な仕事なんでしょう、この送水管。あのうるま市の昆布なんか、あそこだってまた何か応急手当てしたはずだけど、もともとあの管は、本来は早めに新しいものに取り替えるべきなんでしょう。違うんですか。

何で、今年度は300メートル。どうなっているんですか、今、企業局の対応は。

○志喜屋順治総務企画課長 漏水した箇所につきましては、その漏水箇所以外の鋼管の表面につきましては、腐食を防ぐ塗装が健全に保たれておりまして、漏水した箇所のみ塗装が剥がれている状況がございました。

ですので、原因は今のところ不明なんですけれども、当該管路そのものについては、健全性が保たれていたということがございますので、こちらとしては、点検等で長寿命化を図っていくというふうなことで考えているところでございます。

○照屋守之委員 そんな説明をするんですか。

じゃ、今ここが漏れて、じゃ次こっちが漏れて、こっちも漏れてどうするの。おかしいでしょう。

だって、古いというのが分かれば、年次的にそういう予算を組んで、ここからここまでというものは

定期的にやる。年間で300メートルしかやらなければ、沖縄中のそういう送水管の300メートルといたら、そういうものを今修理したからそれでいいのか。じゃ次こっち、次はこっちと。これ漏水した地域のそういう交通渋滞も含めて大変なんでしょう。

何よりも、皆さん方は水が足りないと言っているでしょ。雨が少ない、足りないと言っているでしょ。そういうふうな古いところから漏れていたら。足りない水がさらにまた無駄になるわけでしょ。

そういうことを企業局が真っ先に考えるのが、皆さん方の仕事、責任じゃないですか。

この計画をしっかりとつくって、早めに今の計画を見直して、それにかかるお金はどのぐらいかかるかというのを算出して、国から幾らもらえるのか、それができなければ県からでも借入れしてもやったらいいじゃないですか。

こういうのをきちっとやらないで、今やったものを収めたからいい、じゃこの次はどうなるか分からんという、その世界でしょ。見えないでしょ、あの地下に埋まった管の状況というのは。

どうなんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 企業局のほうでは、他府県の事例も考慮しまして、法定耐用年数を超えても管路が健全に保たれているという事例等も考慮しまして、局独自の更新基準年数というのを定めております。

その例で行きますと、ダクタイル鋳鉄管のポリエチレンスリーブが巻かれているものにつきましては、法定耐用年数としては40年という設定がされていまして、企業局の更新基準年数につきましては80年を設定しております。

これについては、他府県の事例を参考にしまして設定していることと、あと、財源確保につきましては、今回の料金改定において、毎年173億円の更新費用、施設整備費用が必要というふうな算定をさせていただいているところでございます。

それを踏まえて、今般の料金改定を実施しているところでございますが、一括交付金以外の財源の確保につきましても、現在、水道が厚生労働省から国交省に移管されるということもございますので、現在、その辺の財源確保についても情報収集、調整を進めているところでございます。

以上です。

○照屋守之委員 ここは他府県じゃないです、沖縄ですよ。沖縄独自のそういうふうなものをつくって、調査もして、しっかりやってください。県民の命に

関わる問題ですよ、水は。

以上です。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

下地康教委員。

○下地康教委員 お疲れさまです。

資料は積算資料、事項別積算内訳書、環境の7ページですね。

事項名が動物保護費ですけれども、動物適正飼養推進事業、その内容をちょっと伺います。

○出井航自然保護課長 動物適正飼養推進事業費でございますが、こちら動物愛護管理センター、それから、宮古島、八重山における保健所、そういったところにおいて負傷動物の収容、それから、飼えなくなった犬・猫の引取り、それから適正飼養の普及啓発、そういったものを行うための経費として計上しているものでございます。

○下地康教委員 沖縄県のセンターがありましたよね、動物愛護管理センターでしたか。その事業の中での事業費ということで、それを離島においては、宮古においては、宮古保健所が、これは委託のような形でやっているんですかね。

○出井航自然保護課長 まず、動物愛護管理センターと宮古、八重山における保健所の業務内容なんですけれども、基本的に動物愛護管理法あるいは狂犬病予防法、様々な法律において、知事が実施すべきとされている権限がありますけれども、そういった業務、知事の権限に基づく事務のうち、沖縄本島、それから周辺離島については動物愛護管理センターが、それから宮古島、それから石垣島とそういった先島においては、保健所の所長が実施しているということでございます。

○下地康教委員 私がなぜそれを取り上げているかというと、宮古は野犬が結構多いんですよ。その野犬の被害が出ています。つまり、これは畜産農家の子牛が野犬に襲われたということであるんですけれども、その子牛の野犬の被害状況というのは皆さんのほうで把握はしていますか。

○出井航自然保護課長 直接に、何かしらその情報、現場を見聞きたというわけではないんですけれども、保健医療部のほうから情報提供はされておまして、こちらのほうでも共有はしております。

○下地康教委員 そこで問題なのは、その野犬対策ですね。

それはどのようになっているのかというのをお聞きしたいんですけれども。

○出井航自然保護課長 宮古島、宮古地区について

のお話という前提でさせていただきますと、宮古地区につきましては、先ほど申し上げたとおり、動物愛護管理に関する環境部の業務、それから狂犬病予防法に関する保健医療部の業務も併せて宮古保健所長が実施しているという状況でございます。

環境部につきましては、当然、野犬の原因につきましては、基本的に飼い主による適正飼養がなされないということが一番の原因というふうに考えておりまして、例えば屋内飼養が徹底されていないとか、リードをつけて散歩させていないとか、あるいは、その係留が十分でないとか、そういったものが野良犬、野犬につながるというふうに考えておりますので、環境部のほうではそういった飼い主に対する普及啓発、そういう事業などを実施しているところで

○下地康教委員 要は、この野犬対策をどの予算で、どの部署がやっているのかというのをはっきり明確にしてもらいたいんですけれども。

○出井航自然保護課長 野犬の捕獲ということになりますと、狂犬病予防法に基づき保健医療部のほうで予算が計上されておりまして、その保健医療部が計上した予算は、宮古地区の場合、宮古保健所に令達されて、宮古保健所のほうでそれを執行しているという状況でございます。

一方で、環境部の業務については、我々も宮古保健所に予算のほうを令達しておりまして、そちらのほうで普及啓発、そういった業務も行われているということでございます。

○下地康教委員 では、野犬対策というのは、環境部のほうと、それと保健医療部で何でした、もう一つは。

○出井航自然保護課長 環境部と保健医療部です。

野犬対策と一言で申し上げても、そこに現にいる野犬を捕獲するというようなことになれば、これは狂犬病予防法に基づき実施するということになりまし、野犬にならないための飼い主の普及啓発ということになると、これは動物愛護管理法などに基づいて普及啓発の事業を実施するというところでございます。

ただ、宮古地区においては、それを宮古保健所長が両方の業務を行っておりますので、結局は一体として実施されているということでございます。

○下地康教委員 それでは、今、環境部とのやり取りですので、環境部の中での野犬対策に結びつく施策ですね、それを確認をしたいんですけれども。

要は、野犬にならないような施策ということを環

境部のほうではやっているという理解でいいですか。

○出井航自然保護課長 環境部のほうでは、野犬にならないように飼い主に対して普及啓発を行うということが動物愛護管理法上の業務になります。

○下地康教委員 まさにそこだと思いますね。

やはり、ペットの放し飼いであるとか、そういった要するに飼い主の意識ですね、それがなかなか徹底されていないといいますか、レベルが上がっていない部分があって、結局、そういった飼い方で野犬になってしまうというところがあると思うんですけれども、その対策というのはどのようになっていますか。

○出井航自然保護課長 なかなかその抜本的な対策というものは難しいではあるんですけれども、環境部といたしましては、飼い主に対して、ちゃんと適正な飼養ですね、そういったものを啓発していくということになりますし、他の市町村などは、飼い犬条例をつくっておりますので、そういった条例に基づく係留の義務というものも、またこの市町村レベルでアナウンスしながら啓発をしているということです。そういったものを総合的に実施しながら、野犬にならないような対策を行っていきたいというふうに考えています。

○下地康教委員 例えば、日本以外の例えばアメリカであるとか、そういったところでは、子犬を買ってくると、その予防接種等が終わるまで4か月ぐらい外に出さずに、しっかりとその予防接種をして、それから出すというふうな話も聞いたりします。

そして、その4か月が終わると、トレーニングという形で専門的なところに預けて、しつけのトレーニングをして、それで何か月かやってまた引き取って育てるというような飼い方というんですかね、そういうものがしっかりしているというふうに聞いていますけれども。

これは今、どうなっているんですかね、日本も含めて、県のほうですすね。

そういう考え方というのは、どうなんですか。

○出井航自然保護課長 動物愛護管理法におきまして、例えば、その動物を販売する場合の規定というものがございます。

その規定の中では、対面による情報提供の徹底というものが規定されておりまして、例えば実際に販売する場合に、事業所のペットショップの中で、そういった販売しようとするペットについて十分な説明を行うというようなことが、法律上、そのペットショップなどには求められております。

また、県のほうでは、動物愛護管理センター、それから宮古保健所、八重山保健所のほうが、年に1回、ペットショップの責任者、動物愛護管理の責任者を配置することになっておりますので、そういった方々に対して研修会を実施して、今お話ししたような対面での説明義務、そういったものについて周知などを行っているところです。

○下地康教委員 やはり、犬を飼い始めるという方は、最初は犬に関する知識とか、専門的な知識とか、その犬の習性とかですね、そういったものがなかなか理解していない部分があると思うんですけれども、要は、子犬の段階からトレーニングセンターに預けて、しっかりとトレーニングをさせると。犬のしつけをさせると。そういった仕組みづくりが大事じゃないかなと思うんです。

ただ、情報だけ与えて、そうしてくださいよという話ではなくて、しっかりと専門の方に預けてしつけをさせるということは、そういった仕組みづくりというのはどうなんですか、考えていないんですか。

○出井航自然保護課長 今のところ、そこまでの仕組みというのはいちよとつくっておりませんで、ただ、動物愛護管理センターが譲渡する場合の犬・猫などについては、十分な譲渡のための講習会を行っておりますし、また、譲渡推進棟のほうにおきましては、定期的にしつけ方教室、そういったものも実施しているというようなことを通して、そういう適正な飼い方ということについて、周知等を行っていききたいというふうに考えております。

○下地康教委員 譲渡を希望する方というのは、ある程度、犬に対する知識とか、そういった興味というのはあるんですよ。

しかし、ペットショップで買う場合は、かわいいとか、衝動的な考え方で買ったりしますので、だから、そういったものが野犬に結びつくケースが僕は非常に高いんじゃないかなというふうに考えていますので、そういったところから、そういったしつけトレーニング、そういう組織づくりをしっかりとやっていくような支援体制というか、そういったものが今度、必要になってくるというふうに思っていますので、その辺りの団体等々と話しながら、そういう施策を打っていく必要があるのかというふうに思っています。

私から以上です。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

座波一委員。

○座波一委員 企業局からまいります。

令和9年度までに値上げを抑えるということではあるんですけど、この令和6、7、8年度の間に企業局はどのような取組をするのか、お願いします。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

企業局としましては、経費縮減のための取組としまして、施設建設コストの縮減に努めるということで、DB方式の発注ですとか、あと、大ロット化等で整備コストを下げるなどの取組を実施していくこととしております。

○座波一委員 それだけですか。

○志喜屋順治総務企画課長 そのほか、財源の確保というところに努めてまいりたいというふうに考えておまして、沖縄特別措置法に基づく特殊事情に鑑みた現在のハード交付金の制度の趣旨に基づきまして、本県水道の遠隔性、散在性などの特殊事情を、それから必要性、効果などについて、より適切に丁寧に国に説明して、所要額の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○座波一委員 先ほどの何をすべきかということについての技術的なものも、もっと聞きたかったなという感じがしますよ。

これ有収率を向上させるとか、そのためにどういった計画をやっているとか、あるいはコスト削減、これはもちろんですから、これは当然の話ですけど、建設コストの問題は当たり前であって、プロとしての有収率向上を含めて、どのような対策を立てているのかというのを聞きたかったわけですよ。令和6年度の編成から、7、8年度に関してね。

そういうことを聞いているんです。それはないんですかね。

○志喜屋順治総務企画課長 今おっしゃったように、有収率につきましては、企業局の有収率は今現在99%程度ございまして、引き続き有収率につきましては維持できるように、先ほどお話しさせていただきました管路の長寿命化と定期的な点検等を実施して、引き続き有収率の維持向上に努めてまいりたいというところと、あと、基本的に、そのほかの取組としましては、中長期計画に基づきまして、DXを活用するなど情報化を推進することにより業務の効率化を図ったり、そういったふうな各種施策の効率化も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○座波一委員 企業局の有収率は高いと言うけど、市町村への給水する送水の場合の有収率が問題だと思えますよ。そこも含めて考えないといけないんじゃないかなと。これはもう詳しくは聞きませんが、そ

ういうものも含めないといけないと思っています。

そして、沖縄の特殊事情ということで、ハード交付金含めた国の支援ということになりますけれども、議会でも局長は認めていましたが、今後の予算の確保に関する在り方、これはぜひ考えていきたいと、見直していきたいという発言でした。

これは、いわゆるこのハード交付金の確保の仕方、配分の在り方に、やはり問題があったのではないかと私は思っていますけど、もう一度、局長、今後の予算の確保の在り方を再考する必要があるこの真意をお願いします。

○松田了企業局長 県の知事部局と連携しまして、これまで必要なハード交付金を積み上げまして、内閣府に提出して予算の確保をお願いするというところでこれまでやってまいりましたが、令和4年度以降、私どもの要求額を大きく下回るような配分額が実態としてありまして、これは内閣府の説明では、必要な額は措置したというふうなお話でございました。

一方、我々のほうでは、この長期的なハード交付金の減少の上に、昨今の建設コストの急激な上昇、大幅な上昇によりまして、施設整備費の確保が困難な状況となったという状況がございまして、今般の料金改定をせざるを得ないような状況になったということでございます。

そのため、いわゆるハード交付金がどのようにして必要なのか、なぜ必要なのか、あるいは、それがどの部分に今工事として充てられていて、その工事の必要性、重要性、そのことが県民にどのような利益をもたらしているかといったような点について、いま一度、その説明方法を見直しまして、内閣府に、我々の企業局が考えております必要性について、いま一度、その認識をお願いするということを改めて実施すべきであろうという考えでございます。

○座波一委員 この企業局の主な財源が、このハード交付金であるというならば、やはり今、局長が言ったとおりの緊急性、必要性をしっかりと、この当年の経費だけの必要額ではないんですよ。

2年、3年、4年かけてもいいから、これだけの金額を確保しないと大変なことになりますよということを説得しなかったから、こういうことになっていると思うんです。だから、そこら辺をしっかりと、この企業局で全体でもって取り組んでほしいということです。

沖縄の特殊事情というのも、先ほどの有収率も含めて、厳しい条件下の中にあるこの特殊事情という

のであれば、それを水道行政という点から、やはりこれはしっかり確保するという、沖縄県民のもう命の水ということで取り組んでいくわけですよ。

これ、今、水道局、広域事業になって、厚労省から国交省に変わっていくんですか。そこは、予算は今後どこに交渉していくんでしょうか、企業局としては。

○志喜屋順治総務企画課長 内閣府のほうのそれぞれの省庁の担当部署がございます。国交省のほうにつきましては、振興第1というところの担当部署がございますので、基本的にはそちらとやり取りをすることになるかと考えております。

○座波一委員 内閣府経由のもの、振興予算、それだけでは加配できないものもあると思うんですよね、この水道行政については。

だから、そこをこれだけの沖縄の特殊事情というのであれば、厚労省あるいは国交省に単独でそういう交渉をするというふうな、省庁ごとのですね、そういったことも、やはり県ぐるみでやらなきゃいけないんじゃないかと思ってこういう質問をしていますけど、いかがでしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 本省直接ではないんですけれども、出先機関である沖縄総合事務局のほうの国交省の出先機関と、一括交付金以外の交付金、その他財源ですね、そういったものが活用できないかということは、いろいろと意見交換させていただいているところでございます。

○座波一委員 総括質疑の提起をお願いします。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、委員長から座波委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

座波一委員。

○座波一委員 まず、県知事及び三役に、このたびの水道料金の値上げと導水管破裂の主な要因がハード交付金の減少ということになったわけですので、このハード交付金の在り方、配分の仕方は、非常に今後重要になってくるということで、企業局の予算の確保においても、ハード交付金頼みでは難しいのではないかという懸念があります。

ですので、ハード交付金の配分の在り方も含めて、ハード交付金以外の振興予算を視野に入れて交渉すべきではないかと、厚労省あるいは国交省に対してですね。そういうふうな姿勢、水道行政に対する姿勢を正したいということでもあります。

○呉屋宏委員長 ただいま提起のありました総括質疑の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

質疑を続けます。

座波一委員。

○座波一委員 続きまして、環境部ですね。

先ほどからずっと環境部の議論を聞いていたのですが、やはり今、世界規模で環境行政というのは非常に重要な局面を迎えているわけで、沖縄県も当然そうだと思いますけれども、それにしては環境部の予算は非常に少ないのと、対策が非常にうまくいっているなど、よくやっているなという感じがしないんですよね。これは、残念ながら事実、そういうふうにしかなじられないんですけど。

例えば、外来種対策においても、世界自然遺産にヤンバルの森が登録されているならば、なお一層、この森を守ることに予算もかけて、体制も整えていかなければいけないと私は思っていますが、そこら辺の例えば外来種の対策は今どんな状況ですかね。いろんなのありますよ、ツルヒヨドリとか、アメリカハマグルマ、ギンネム、あるいは松くい虫対策もですね。もう松くい虫なんか、もう非常に悲惨な状況ですよね、ヤンバル。対策やっているのかなという感じがしますよ。ヤンバルの森をどう守るんですかね。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 お答えします。

外来種の中でも、外来植物についての回答とさせていただきます。

県では、平成30年度に沖縄県対策外来種リストを作成し、対策の優先順位を定めており、生態系等への影響が大きいことから重点的に駆除等を行う必要がある外来種を重点対策種とし、防除対策に取り組んでおります。

外来植物については、ツルヒヨドリとアメリカハマグルマの2種を重点対策種に選定し、令和4年度からこれらの駆除等に取り組んでいるところです。これらの対策は、世界自然遺産登録地であるヤンバル地域などの重要区域からの排除を目的に行っているところでございます。

それから、松くい虫についてですが、こちらは農林水産部のほうで対応されているかと思います。

○座波一委員 松くい虫は農林水産部なのか。

○東盛舞子自然保護課生物多様性推進監 環境部のほうでは行っておりません。

○座波一委員 この外来種の防除、駆除は、その規

模といい、予算といい、その体制といい、もう本気でやっているのかなというふうな感じがするんですよ。だから、そういうものを本当に根本的に対策する、今、松くい虫も農林水産部だから分かんると。これ、あくまでもこれ環境問題に近い問題であってですね。ただ、そういったものも、本当にもう県を挙げてやるべき対策が、今、本当に迫っていると思うんですね。

だから、これを政策的に、例えば、間伐してくる木とか、駆除したこういった外来種というのは、これは処理をどうやってするのかとか、そういった問題も残っているわけですけど、そういうものを活用して、これは提案ですけど、グリーンエネルギーを使わないといけないというこの電力の課題がありますよね。そういうふうな、間伐材をこのエネルギーに使うというふうなことで、要するに、松くい虫とかを含めて駆除したもの、駆除するものをこういったエネルギーに逆に利用すると、そういったシステムをつくって、民間の企業が率先してやるような考え方はないかなと思っているんですよ。

どうですかね。

○與那嶺正人環境再生課長 お答えします。

県内の未利用バイオマス資源の有効活用について、現在、エネルギーの低炭素化の観点から、商工労働部において、令和4年度から可能性調査を継続しているところとなっております。

県内における木くずや伐採木など、未利用バイオマス資源の有効活用について、運搬や集積にかかるコスト計算や、ペレット化に係る課題などを検証していると伺っております。同調査は、令和6年度以降も継続することから、環境部としてもその調査結果を注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○座波一委員 対策をするのが環境部だけの問題、あるいは、グリーンエネルギーの問題をまた商工労働部だけの問題というふうに、この縦割りで解決しようとするんじゃなくて、これを一体化したら一石二鳥、三鳥にもなる政策が出てくるはずなんですよ。だから、そういうものを考えていかなければいけない状況にきているんじゃないかなというのが、今の質問の趣旨です。

だから、そういう何て言うんですかね、これ今は決められた、その予算で本当にもう、ある程度やったらもうこれで終わりぐらいの対策しかやっていないと思うんですよ。本当に、根本的にこれを徹底的

に駆除しようというような政策にはなっていない。ギンネムもしかり。松くい虫もそう。

だから、農林水産部と連携して、徹底して根本的にやると、ヤンバルの森を守るんだというふうなことで取り組まなければいけないんじゃないですかね。

環境部長、そういうことを提案してみたらどうですか。

○多良間一弘環境部長 お答えいたします。

今おっしゃるように、いろいろ、それぞれの部署において農林水産部も、あるいは商工労働部にて、それぞれの所管があるという部分は、これはしようがない部分があるんですけども、そこあたりを各部でいろいろ連携しながら、それぞれの取組、環境部の取組、商工労働部の取組、それから農林水産部の取組、こういったものをそれぞれ取組を連携しながら、また、環境を守るという部分、あるいはエネルギーの適正利用という部分でバイオマス資源を活用するという部分を、それぞれ情報交換しながら取組できるように検討していきたいというふうに思います。

○座波一委員 ぜひよろしくお願いします。

あと、赤土対策ですね。

以前からもずっと質問を続けてますけど、大切なのは、先ほどから議論がありますとおり、農林水産部との連携と、さらに発生源の特定と規制ですね。

それをどのように考えていますか。

○知念宏忠環境保全課長 お答えします。

環境部では、海域の赤土等堆積状況等を把握するためのモニタリング調査を実施しておりまして、また陸域の農地における赤土等流出防止対策状況を把握するための現地踏査などを実施しまして、その結果を農林水産部に提供しております。

農林水産部につきましては、これらの調査結果を農地での土木的営農的赤土等流出防止対策に係る事業計画の策定などに活用していることを確認しております。また、農林水産部の水質保全対策事業につきましては、環境部が定めた第2次基本計画における重点監視地域において、効率的に対策を進めるという観点から、重点海域を対象に事業採択、もしくは予算配分をシフトすることは確認しております。

また、環境部が実施している流出防止機能を回復させるためのしゅんせつ等の事業につきましては、農林水産部から沈砂池の整備状況などについて情報提供を受けているところでございます。

発生源対策につきましては、農地につきましては、

農林水産部と連携しながら農地の現地踏査を行って、グリーンベルト等の設置状況を確認しながら、市町村の農業環境コーディネーターなどと一緒に情報提供しながら対策を進めているというところでございます。

また、環境部で実施している環境教育につきましては、農地に係る小学校等に出前講座等を実施しまして、赤土等の流出対策に係る環境教育を実施しているところでございます。

○座波一委員 では、農林水産部との連携も、今、ある程度進んできているということで、発生源の特定も農地の部分でも特定化はできているということでしょうか。

○知念宏忠環境保全課長 御存じのように発生源の8割につきましては、農地というところでございますので、農林水産部としっかり連携をしながら発生源対策をしていきたいと考えております。

○座波一委員 今、聞いているのは、特定できていますかということです、流出しているところが。

○知念宏忠環境保全課長 農地がかなり広がりますので、個々の場所までは特定しているところもございまして、あとは沈砂池につきまして設置状況等を確認しておりますので、こういう沈砂池から赤土等の流出源になっているというところは把握しております。

この辺、このような把握状況につきましては、農林水産部に情報提供を行って対策を取っていただくということを考えております。

○座波一委員 やはり農林水産部の立場から、徹底的に赤土の発生源特定というのがやりにくいかなというところもあるので、環境がそこは頑張って、場所もしっかりこの農地の特定をして、ここからこういうふうに出ているということをしっかりデータで示せるような調査をしなければいけないと思うんですね。そこまでやらないといけないと思いますよ。

だから、そういう環境部との連携を求めているわけですが、そういう考え方を持っていないかということです。

○知念宏忠環境保全課長 今回、流出源につきましても、先ほど申し上げましたように、畑地に実際に入って勾配や作付状況とかも調べておりますし、また、今般の人工衛星画像なども取りまして、農地の作付状況とかも把握するようにしております。

ですので、こういう形で発生源の状況を確認して農林水産部のほうに提供して、しっかり連携して対策を取っていききたいというように考えております。

○座波一委員 赤土汚染の海域調査だけではなく、発生源の特定まで調査をしていく方向で変えてきたということで解釈していいですか。

○知念宏忠環境保全課長 おっしゃるとおりでございます。

○座波一委員 以上です。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

質疑のため、副委員長に委員長の職務を代行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩します。

(休憩中に、呉屋宏委員長に代わり下地康教副委員長が委員長席に着席)

○下地康教副委員長 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それでは、今、送りましたけれども、まず水道から行きましょうね。

企業局、先週NHKの番組でひっくり返りそうになったんだけど、皆さんのところは超過勤務であるの。どれぐらいの補正予算を使っているのか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

令和4年度の管理職除く職員1人当たりの時間外勤務としましては、月平均12時間程度となっております。これにつきましては、補正予算ではなくて、当初予算のほうで過去の実績に基づいて計上しているところでございますので、その中から残業代につきましては支出しているところでございます。

○呉屋宏委員 実はあの番組を見て、本当に衝撃的でした。その責任の一端も議会にあるんだろうなという感じは、非常にしています。質問取りに來られて、そこからまた一生懸命答弁を考えている。この質疑の在り方も少し考えないといけないのかなと思って、反省をさせられました。

それ以上のことは言いません。あとは、総務か、議会運営委員会かどこかでやるんでしょう。

26ページ、本題に入ります。

基本方針に安全で安心な水の安定供給とありますが、今、安定供給に今年はなりそうもないですね。

どうなんですか。

○米須修身配水管理課長 令和5年の9月以降の渇水によりまして、ダム貯水率の低下が深刻化しているところではございますが、企業局では、これまで取水を停止しておりました中部水源からの取水再開

というところで、今後また、この渇水に対応してまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 僕は、それは否定はしませんが、ただ、何年ぶり、何十年ぶりの節水になりそうな感じがする。ただ、神様に祈って雨が降ってくれと言っているのが、今の皆さんの事業じゃないのかなと僕は本当に思っているんですよ。

それより西海岸にあるけど、東海岸を含めて海水淡水化施設、大型のものは、そろそろ準備する時期に来ているんじゃないのかなと思っている。こんなことが起こらない限りは、恐らくそれはできなかったんだろうなという感じがするんですけど、枯渇したらどうなるんですか。水はどこにも供給できなくなるんですか、沖縄県は。

○石新実企業技監 過去にも30年以上前には、度々、制限給水という事態に陥ることがございました。というのは、ダムの整備が追いついていなかったということでございまして、残る部分は企業局が管理するダムですとか、河川から取水した部分で、日々の需要を賄っていたんですけども、少雨が続くと、この企業局の水源というのが非常に弱いものですから、当時の小さな金武ダムですとか、瑞慶山ダムですとか、山城といったところが、著しく水位が低下して取水ができなくなってしまう、あるいは河川についても取水ができなくなってしまうということがありまして、まだダムに水があったとしても、ダムからの水利権だけでは日々の需要を賄うことができないということで、給水制限せざるを得なかったというのが過去の実情でございます。

今現在、多くのダムが整備されまして、今11ダムございますけれども、ほぼダムからの安定水利権で、日々の42万トンという配水量というのは、ダムからの水利権で賄えるという状況になっています。

なので、ダムの水がある限りは安定的に給水できるわけなんですけれども、言われるように、ダムの水がなくなってしまう、取水不能の状態まで落ちてしまうと、日々の水を配ることはできなくなってしまうので、そうならないように今から節水に取り組んで、まとまった雨が見込める梅雨時期まで何とかダムの貯水率を保ったまま梅雨時期を迎えたい、あるいは台風時期を迎えたいという状況でございます。

○呉屋宏委員 長々とありがとうございました。

僕が言いたいのはそういうことじゃなくて、最後に言ったように、要するにダムに頼らないと、皆さんの水計画というのは前に行かないんでしょう。そ

れよりは、人工的に海水から取って取水ができるような施設を今後は——僕はすぐやれとは言っていないよ。これは検討せざるを得なくなるんじゃないのかなという気がしてならないんですよ。浄水場の近くで取水をするというのは、検討すべきではないのか。

それと、当時の水計画事情は最後は大保ダムだったのかな。あれもツインダムだったのが1つに絞ったんだよね、もともとの計画よりは。

ただ、分かってほしいのは、今、要するに水が減っているからこそ、中に土砂がたまって水かさが減っているというダムも随分あるんじゃないの。

どうなんですか。

○石新実企業技監 ダムには利水容量というスペースとその下に堆砂容量というスペースがありまして、言われたように、土砂がたまる部分というのがございます。

その管理というのは国のほうで行っているところでありすけれども、少なくとも利水容量いっぱいまでは、取水は可能であろうという具合に考えております。

堆砂容量が予定より超えてしまった場合には、しゅんせつなど、適切な管理というものをダム管理者においてやっていただけるものと思います。

○呉屋宏委員 だから満水じゃないからこそ、それを今やりやすいんじゃないのかと思っているから、ここのところはどうなっているかと思うので、あとはもう検討してください。

僕はこの間気がついて、なるほどと思ったんですけども、テレビのデータ放送がありますよ。前に皆さんへ局長に言ってくれないかと、僕は言ったんですけど、検討したかどうか分かりません。データ放送を押すことによって、貯水率がどれだけかというのが目に見えて分かるようにしてほしいんだよ。それが見えるからこそ、我々も節水に努力しようという気にはなと思うんだ。だから、テレビのデータ放送のボタンを押せば、今貯水率何%ですよと出るんだが、これ検討しましたか、局長。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えします。

委員の御提案がありましたその日にすぐテレビ局のほうにお話をさせていただきまして、今データ放送でどういったような形ができるのかというのは、鋭意、各局と話を進めさせていただいているところなんですけれども、すぐにできるかということ、テレビ局のほうから少し検討が必要な状況もありますという話は聞いているところでございます。

○呉屋宏委員 普通に供給できるようになってからではもう遅いですよ。今だからこそ県民にアピールをするためにそれは必要であって、できるだけそういうふうにしてほしいなと思っています。

あとは環境部に質問しますが、環境部の予算のところで、国立自然史博物館の誘致推進事業というのがあります。これ10番かな、これさっきいろいろ照屋委員から話もありましたけど、僕は少し認識が違っていると思うんですね。これ、僕がずっとその歴史を読み込んで、最初はこれに携わってきたんだけど、たしか1957年、58年ぐらいのときかな、このときに日本の専門家会議は、自然史博物館を造ろうというところを決めるわけですよ。しかしずっとこれまでの間、60年もほったらかされてきた、五十五、六年ほったらかされてきた。それはやはり我々の思いというよりも、日本の自然史学会が、どうしてもこれを日本に造りたいんだという思いが勝っていたんですよ。だけど、どこもやり切れなかった。

それで、それを自然史学会の皆さんが沖縄県にそれを要請して、実は第5次振計の、何年だろう、平成27年ぐらいにたしか、翁長雄志知事が振興策に途中から入れていくんですね。

振興策の考え方というのは、皆さんどういう認識ですか。振興策の考え方ということは、あれに乗るということは、国はそれを見て了承したと見ているんですが、どうなんですか。

○出井航自然保護課長 国が了承したかどうかということについては、今現在も設立の決定はされていない状況ですので、当然、了承されていないということでございます。

ただ、沖縄県の基本姿勢といたしまして、国立の自然史博物館というものは、やはり沖縄の振興にいろいろな面で資することから、あらゆる機会を捉えて設立誘致に取り組んでいくということを示しているものというふうに考えております。

○呉屋宏委員 課長、僕が聞いているのはそこじゃないでしょう。沖縄振興計画の中に入っているということは、国が了承しているということじゃないのかと聞いているんですよ。これ、こっちに勝手に計画をつくって国の了承なしに振興計画が進められるの、どうなのか。

○出井航自然保護課長 計画は県が策定して、それを国が承認するかという、そのような流れだったと思うんですけども、基本計画の中においては、そういう誘致につきまして、あらゆる機会を捉えてその要請など行って、その誘致に取り組んでいくとい

うようなものを計画に位置づけているというような状況でございます。

○呉屋宏委員 いいですか。

沖縄振興計画の中に入っているということは、間口は開いているんですよ。そこからどうやって中に思い切って入っていくかはあなた方の計画なんだ。それができていないから、我々もずっとこの2年こればかりやってきたけれども、いらいらしてきている。

今度、3月22日は何があるのか。

○出井航自然保護課長 東京でこの国立自然史博物館の設立誘致に関わるシンポジウムを実施する予定としております。

○呉屋宏委員 対象は誰ですか。

○出井航自然保護課長 対象は国会議員でございますとか、あと県内の県議会議員、そういった方々へも案内しておりますし、あとは都道府県会館に所在する各都道府県事務所にも案内を送るということで予定しております。

○呉屋宏委員 国会議員に案内だけ送れば来ると思っているのか。

○出井航自然保護課長 国会議員の方々に対しては、私どもが委託している事業者のほうにお願いして、それぞれ今、衆議院会館、参議院会館のほうを回って、それぞれ秘書などに接触したりと、あるいは説明したりというようなことを行っているという状況です。

○呉屋宏委員 だから僕は前から言っているじゃないですか。

あなた方は何やっているの。お金を渡して、委託をすればあっちがやるだろうぐらいの気持ちでやっているからそうなるんだよ。こっちから課長も行かない、部長も行かない。1件1件回るべきでしょうが。衆議院会館、参議院会館、よくいって2日あれば十分だよ。

そういうことを熱として感じないから、22日のシンポジウムが、あるいは、この東京でやる自然史博物館が本当に沖縄に来るんですかと。その努力が見えない。どう思うか。

○出井航自然保護課長 私たちといたしましても、受託業者に丸投げしているということは全くございませんで、日程調整をお願いしつつ、日程が合えば私たちも行きますよということで、国会議員の説明、そういったものも調整等お願いしていたところです。

ただ、先週末かそれぐらいに連絡があったのは、本当にもう前日ぐらいにあしたはどうですかという

ようなことがあったので、そういったものについてはちょっとこちらのほうで別の対応もありましたので、ちょっと難しいですというようなことで、実際、同行できなかったということはありますけれども、基本的に日程が整えば一緒に行くということで予定しておりました。

○呉屋宏委員 これは3月に入ってからやるようなことではないですよ。これは2月の段階で国会議員にはもう事前に出して、3月になって最後の締めで来ますか、来られないですかということを最後の調整をするべき時期に来ているんだ、来週の金曜日でしょ。先週来て、呉屋さん、議員連盟の県議団の幹事長をやっているんだから来るよねと言われて、もうどうしようかなと思っているぐらいなんです。だって、こっちから誰も行かないかもしれない。皆さんは行くんだろけど、部長とか、統括監は行くんだろけど。

これ、本当にみんなの熱が見えないと、なかなか前に進まないですよ、新規事業だから。

これぐらいにしておきます。

最後に、これ4番の、新規事業、業務用車両電動化促進事業というのがあるけど、これは何ですか。

○與那嶺正人環境再生課長 環境省の補助事業を活用した事業になりまして、太陽光発電設備を有する、または電力会社の再エネ電力メニューから電気を調達するなどの再エネを活用した運行を行うタクシー及びレンタカー、カーシェアを行う事業者に対し、電気自動車及びプラグインハイブリッド並びに充電設備等の導入支援を行うものです。

補助額につきましては、国の補助分に県の補助分を上乗せすることで、現行のC E V補助金に1.5倍の金額を支援するものとなっております。

令和6年度については初年度になるのですが、車両10台、充電設備10基分の予算を確保しているところとなっております。

○呉屋宏委員 県内に車は何台あるの。10台、今の説明は。

何台あるんですか。

○與那嶺正人環境再生課長 令和4年度末現在で、119万6000台となっております。

○呉屋宏委員 それを10で割ったら何年かかるの、これ。

僕は何で皆さんにそんなことを言うかといったら、国は35万円のE V補助をやっていますよ。久米島でさえ10万円やっていますよ。県は何をやるの。県はE V車に対してどんな施策を打ち込むの。あなた方

は、お金だけは取ってきて、自分たちの公用車に全部使ってね、一般には配らないじゃない、この予算は。これからもそのままやるつもりでいるの。それとも、E V車に皆さん、県として補填をするつもりでいるの、どうなの。

○與那嶺正人環境再生課長 本事業につきましては、令和6年度が初年度でありますので、令和7年度以降については、申請台数を見ながら増やしていくことも検討していきたいと思っておりますけれども、一般的に車両についてはC E V補助金がありますので、県としては、E Vバスにも力を入れながら、幅広く電動車の導入を促していきたいなというふうに考えております。

○呉屋宏委員 僕が言いたいのは、一般の電気自動車に対する新車への補助は考えてもいないんですか、考えているんですか。一般の車に対してやるつもりあるんですか。

○與那嶺正人環境再生課長 現在、国のC E V補助金がありますので、県として直接、一般県民に対して補助するというところで今のところは考えていないんですけれども、いろいろ国の補助金とか何か活用できる事業がないか、勉強しながらまた検討していきたいと考えております。

○呉屋宏委員 言っていることはよく分かります。

国がやっているから、国がやっているけれど久米島はやっているのだよ。自分たちのところの環境をよくしようと思ってやっているんですよ。だから、あなた方は何をしますかと聞いているんですよ。国がやればやっているということではない。国もやって、あなた方もやって、市町村もやるとなったら、もっと早くなるじゃない。だから、それを少しも考えていないんですか、5万円の補助でも考えていないの。

そういうことを聞いているんですよ。

○與那嶺正人環境再生課長 繰り返しになりますが、今のところ、そういった予定は、ちょっと検討していないというところになります。

○呉屋宏委員 ぜひ考えてください、今後は。

もうこの間一般質問でもやったけど、ここはつくることばかり考えて出口戦略がない。一次産業なんかも特にそう。

さっきの赤土問題を聞いていても、あれは20年前に僕、初当選して土木委員会にいたときからの問題だよ。どこか止めたところがあるのかとさえ聞きたいけど、もう今日時間ありませんから、この辺で終わっておきますけど、本当に何か、ここは成功し

ましたというのがあるんですか。僕には見えないんですよ。だから、これが縦割りの弊害かもしれない。その縦割りをどう潰すかということは真剣に考えていかないと、今後、皆さん行政は、やればいいというだけになってしまっていますよということを考えてください。

以上です。

○下地康教副委員長 呉屋宏委員の質疑が終わりましたので、委員長を交代いたします。

休憩します。

(休憩中に、下地康教副委員長に替わり呉屋宏委員長が委員長席に着席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

それでは、以上で、環境部に係る甲第1号議案、企業局に係る甲第22号議案及び甲第23号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、東日本大震災の発生時刻に合わせて全員で黙禱をささげた。)

○呉屋宏委員長 再開します。

予算調査報告書記載内容等について議題といたします。

それでは、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いしたいと思います。

まず、提起のありました総括質疑について、提起した委員から、改めてその理由の説明をお願いいたします。

なお、提起理由の説明の順番につきましては、お手元に配付してあります総括質疑の順番をお願いいたします。

また、提起理由の説明の後、反対の意見がありましたら御発言をお願いいたします。

では、項目1、市町村の公共事業の停滞をなくすため特にハード事業に係る一括交付金以外の各省計上予算の獲得及び有利な県債の活用などの財源確保の取組方針についてと、項目2、企業局の料金値上げや導水管破裂の問題に係るハード交付金の在り方と計画的な財政対策について沖縄の特殊事情として厚生労働省及び国交省との直接的交渉も必要と思われるため今後の県の水道行政の在り方について伺うの提起理由について、座波委員お願いします。

○座波一委員 この問題は、令和6年度の予算編成において、ソフト事業関連は一括交付金外の部分での努力が見られたという話でした。

省庁に対する直接交渉もやって、獲得したのが26億

円あったということもあったし、そういったことから考えると、我々、公共事業に関しての常任委員会ですから、そこはまたハード事業も頑張ってほしいという趣旨で調査事項に上げております。

続いて、企業局の問題は、御存じのとおり、ハード交付金の在り方ということが非常に今後、水道局事業に大きく影響するということで、本会議においても、企業局長がそこに言及しておりましたので、そこはやはり県の三役、知事がしっかりこの考えを示していただきたいと思って取り上げております。

○呉屋宏委員長 それでは、それに対する反対の御意見がありましたら、項目番号を述べてから御発言をお願いします。

○照屋守之委員 反対じゃないけど、この項目1の市町村の前に県も入れたら。県事業も相当遅れているよ。県、市町村込みで。

○座波一委員 県及び、じゃないか。

○呉屋宏委員長 県及び市町村の、ということでよろしいでしょうか。

ほかにありますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 意見なしと認めます。

以上で、総括質疑に係る提案理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、予算特別委員会における総括質疑について、意見交換及び当該事項の整理等について、休憩中に御協議をお願いしたいと思います。

休憩いたします。

(休憩中に、総括質疑について協議)

○呉屋宏委員長 再開します。

休憩中に御協議いたしました総括質疑については、予算特別委員会に報告することといたします。

次に、特に申し出たい事項について御提議がありましたら、挙手の上で御発言をお願いします。

(「提案なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 提案なしと認めます。

以上で、特に申し出たい事項についての提案を終結いたします。

それでは、次に、お諮りいたします。

これまでの調査における予算調査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月13日水曜日の正午

までにタブレットに格納することにより、予算特別委員に配付することになっています。

また、予算特別委員の皆様は、3月14日木曜日に総括質疑の方法等について協議を行う予定になっております。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月19日火曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 呉 屋 宏

副 委 員 長 下 地 康 教

開会の日時、場所

年月日 令和 6 年 3 月 14 日（木曜日）
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午前 11 時 52 分
場 所 第 7 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総括質疑の方法等について

出席委員

委員長	比 嘉 京 子		
副委員長	小 渡 良太郎		
委 員	西 銘 啓史郎	大 浜 一 郎	
	呉 屋 宏	花 城 大 輔	
	仲 田 弘 毅	山 里 将 雄	
	照 屋 大 河	平 良 昭 一	
	仲宗根 悟	島 袋 恵 祐	
	玉 城 武 光	比 嘉 瑞 己	
	大 城 憲 幸	上 原 章	
	上 原 快 佐		

欠席委員

委 員 島 袋 大 崎 山 嗣 幸

○比嘉京子委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

総括質疑の方法等についてを議題といたします。

各常任委員長からの予算調査報告書につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットに掲載して予算特別委員に配付してあります。

休憩いたします。

（休憩中に、各常任委員会から報告のあった総括質疑等について事務局より説明）

○比嘉京子委員長 再開いたします。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 4 分休憩

午前 11 時 46 分再開

○比嘉京子委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

総括質疑の実施方法等については、慎重に協議し

た結果、次のとおりとなりました。

まず、1 番目の質疑項目につきましては、常任委員会から提案された 5 項目は、一致をいたしました。

予算特別委員から 1 件の提案がありました。残業代の未払いの現状と対応について追加で総括質疑に提案したいという旨の御意見がありましたけれども、理事会での意見の一致を見ませんでした。

次に、当該質疑事項に対し出席を求める者について、玉城知事、照屋副知事及び池田副知事。

それから、2 番目の質疑の方法及び時間につきましては、各委員からの質疑は一問一答方式で行い、沖縄・自民党 14 分、てい一だ平和ネット 6 分、おきなわ新風 6 分、日本共産党沖縄県議団 6 分、維新・無所属の会 3 分、公明党 3 分、無所属委員 3 分でございます。

3 番目に会派間の質疑時間の譲渡については、できません。

4 番目に質疑順序については、多数会派順といたします。

5 番目に重複する質疑を避けるようお願いいたします。

6 番目に質疑通告書につきましては、通告書は様式 3 により、質疑の要旨は可能な限り具体的に記載をする。

そして、通告の期限は、明日 3 月 15 日金曜日の正午といたします。

以上、御報告いたします。

お諮りいたします。

総括質疑の実施方法等については、意見の一致を見ませんでした質疑項目のうち、予算特別委員から提案されました追加の申出のあった残業代の未払いの現状と対応についてを除き、理事会から報告のあった協議結果のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、その他委員から特に申出のあった事項に関し、経済労働委員会から附帯決議の要望がありました。

経済労働委員会の要望に基づき、附帯決議（案）

の提出はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、大城憲幸委員から附帯決議(案)の提出があった。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

大城憲幸委員から附帯決議(案)の提案がございました。何か補足説明はありますか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お疲れさまです。

今お配りさせていただきました。実は令和4年の予算のときにも附帯で意見を出させてもらいました。それを踏まえての今回になりますので、少し文面のほうは簡単に挙げていますけれども、少しその後の生産資材の高止まりとか、その辺をもうちょっと案を練ってから、正式には皆さんにまた提示できればいいなというふうに思っていますので、附帯決議案の提出について皆さんの御理解をお願いしたいなと思っております。

以上です。

○比嘉京子委員長 附帯決議については、25日月曜日の予算特別委員会で採決に付しますが、各委員におかれましては、附帯決議に賛成の場合は、25日までに文言整理など、調整をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月18日月曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 比 嘉 京 子

開会の日時、場所

年月日 令和 6 年 3 月 18 日（月曜日）
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午前 11 時 40 分
場 所 第 7 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総括質疑

出席委員

委員長	比 嘉 京 子		
副委員長	小 渡 良太郎		
委 員	西 銘 啓史郎	大 浜 一 郎	
	呉 屋 宏	花 城 大 輔	
	仲 田 弘 毅	山 里 将 雄	
	照 屋 大 河	平 良 昭 一	
	仲宗根 悟	崎 山 嗣 幸	
	島 袋 恵 祐	玉 城 武 光	
	比 嘉 瑞 己	大 城 憲 幸	
	上 原 章	上 原 快 佐	

欠席委員

委 員 島 袋 大

説明した者の職・氏名

知 事	玉 城 デニー
副 知 事	照 屋 義 実
知 事 公 室 長	溜 政 仁
総 務 部 長	宮 城 力
企 画 部 長	金 城 敦
商 工 労 働 部 長	松 永 享
土 木 建 築 部 長	前 川 智 宏
企 業 局 長	松 田 了
教 育 長	半 嶺 満

○比嘉京子委員長 ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事及び両副知事の出席を求めています。

なお、3月14日の予算特別委員会において決定しました総括質疑の実施方法等につきましては、タブ

レットへ掲載しております。

それでは、これより直ちに総括質疑を行います。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 おはようございます。

それでは質問させていただきます。

1 番の知事が台湾を訪問した真意についてという質問でありますけれども、まず民間外交に公費を支出することについての知事の所見を伺いたいと思います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

知事や副知事の行うトップセールスは、観光誘客、航空便誘致、民間企業の海外展開、文化やスポーツなどの国際交流やウチナーネットワークの連携強化、土木環境等各分野の技術協力など、民間の企業や団体、個人の様々な活動を後押しすることを目的としており、県に求められる重要な役割としてこれまでも取り組んできたものであります。

以上です。

○花城大輔委員 質問は民間外交に公費を支出することについての考え方なんですけど、今、2 番の質問に対する答えになっていませんでしたか。

○溜政仁知事公室長 これら、今御説明しました民間企業等の取組を後押しする役割として、県の重要な業務の一つだというふうに考えているということでございます。

○花城大輔委員 要は適当だということをおっしゃりたいんだと思いますけれども、これ今の答弁を聞いていても、政府関係者と会わないでビジネスの匂いがするものとかについては民間外交と言うと。

知事は今回、台湾訪問の際に政府関係者と会っていないわけですが、ただ溜公室長は聞くところによると、政府関係者と会っているというふうに聞いています。

知事は民間外交を行いました。では、溜知事公室長は何を行ったんですか。

○溜政仁知事公室長 私が台湾に行ったのは、基地関係の調査——基地関係で今アジアの連携事業を取り組んでいるところであり、そこで台湾の状況等を把握するために台湾を訪れたもので、私も直接、政府関係者といいますか、日本台湾交流協会とか、国民党の国際部、あるいは台湾の民進党の国際部で、

向こうでは大学の教授等が政党に入っているようなので、そこら辺の関係の意見交換ということを行ったということでございます。

○花城大輔委員 先ほど基地の連携ということをおっしゃっていましたが、何ですか、基地の連携って。

○溜政仁知事公室長 基地対策課が行っている事業で、アジア太平洋地域平和連携推進事業というのがございます。その中でのヒアリングということになります。

○花城大輔委員 先ほどの質問に戻りますけれども、知事は民間外交を行いましたと。溜公室長が行ったこの作業は何と呼ぶのですか。

○溜政仁知事公室長 私が行ったのは、あくまでもその事業に基づくヒアリングということで位置づけております。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、花城委員から、この基地問題等についてヒアリングする作業を何と呼ぶのかを聞いているとの補足があった。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 ヒアリングとしか言いようがないのかなというふうに考えています。

○花城大輔委員 このヒアリングの目的は何ですか。

○溜政仁知事公室長 先ほど申しました基地対策課で所管しておりますアジア太平洋地域平和連携推進事業ということで、今後の沖縄県とアジア太平洋地域との連携についての可能性等を確認する事業でございまして、その中で台湾の状況というものを確認するためにお伺いしたということでございます。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、花城委員から委員長に対し、知事がいるにもかかわらず、知事公室が答弁をしており、総括質疑の目的に反しているのではないか、整理してほしいとの要望があった。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 基地対策課が行っているアジア太平洋地域平和連携推進事業の一環として台湾を訪問したということでございます。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、花城委員から、知事に対し分かるように説明してほしいとの要望があった。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

溜政仁知事公室長。

○溜政仁知事公室長 失礼いたしました。

私が冒頭に米軍基地という発言をしていたというのであれば、これは訂正させていただきます。

あくまでも基地対策課が所管しているアジア太平洋地域平和連携推進事業の一環として、台湾においてヒアリングを行ったということでございます。

○花城大輔委員 私は事前に7個の質問を全部通告して質問しているんですから、答弁を準備していて当たり前だと思いますよ。

次の質問に移ります。

この民間外交において求められる成果というのはどのようなイメージでしょうか。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

今回の知事の台湾訪問では、観光、経済、文化、教育など、様々な分野において台湾と沖縄の交流が再び活発になる契機となり、平和構築や相互発展につながるよう、代表的な団体を訪問しました。

その後、台湾と沖縄県内の経済団体との相互連携の動きが見られるなど、今後の具体的な取組につながる成果が得られているものと考えております。

以上です。

○花城大輔委員 これは中国訪問の後の台湾訪問でしたけれど、この流れの中で台湾訪問を決めた意図について、説明をお願いできますか。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

昨年の台湾訪問は、コロナ禍からの復興を見据え、経済、観光、文化など、各分野の交流を再び活発なものとするために現地の団体等を訪問し、関係者との意見交換を通して相互理解を深め、台湾との互恵的な関係構築を図ることを目的として実施しました。

今回の訪問を契機として、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性やソフトパワーなどの強みを生かし、台湾との多面的な交流の発展を図り、沖縄が人、物、情報、文化の交流拠点として、台湾をはじめ、アジアと日本のかけ橋となることを目指してまいります。

以上です。

○花城大輔委員 この中国訪問の後の台湾訪問を行ったことで、中国訪問の際に知事が成果として挙げたものが大分薄れたような気がしていますよ、報道を聞いていてもですね。

また、台湾訪問の際も受入れ側のハードルが上がったのではないかなと。なぜこのルートでやったのかなというのは今の答弁を聞いていても疑問でありま

す。

次の質問に移ります。

この際の旅費について、同行者が何名で総額幾らかかったのか、説明をお願いします。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

台湾訪問に要した経費につきましては、知事及び随行職員6名分の特別旅費が83万1677円、訪問先への土産品に要した需用費が2万4079円、通信料に要した役務費が2万690円、総額で87万6446円となっております。

以上です。

○花城大輔委員 この台湾訪問の結果、先ほど、そういった成果があったとありましたけれども、改めてお尋ねしたいと思います。費用対効果はどうでしたか。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

台湾訪問におきましては、日本と台湾の経済、観光、文化交流を担う団体等との意見交換を通して、観光、IT、半導体、スタートアップ、貿易などについて交流と連携を深めていくことをお互いに確認することができました。

また、故宮博物院では、琉球に関する企画展の計画に謝意を伝えるとともに、実施に向けた協力を約束してまいりました。

さらに、台湾と沖縄のかけ橋として活動されている県人会や留学生の方々と交流を行い、感謝の気持ちをお伝えしたところです。

その後、訪問した経済団体から、県内経済界との交流を目的とした沖縄訪問の相談があるほか、経済団体による相互連携の動きが見られるなど、費用対効果の観点におきましても、今後につながる成果が得られているものと考えているところです。

以上です。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から執行部に対し、総括質疑は知事等に対し大局的な観点で行うものの趣旨を踏まえて、答弁者について配慮するよう求めた。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 委員長、ありがとうございます。

この質問を提起した島尻委員は、民間外交と名づけて予算化したら、今後間違った方向に拡大するのではないかなという懸念も持っておりました。

例えば、シンクタンク的な、県庁の職員でもない人が同行したりとか、行って成果があったと言え、

これがずっと続けられる。物事にはいろんな見方がありますよ。

そして、今やっぱり答弁を聞いていて、民間外交は必要だとは思いますが、ジュネーブ訪問等も含めて、本当に議会として承認することが許されるのかなという、そういったことは判断が難しくなってくるんじゃないかなと思っております。

では、次の質問に移ります。

2番のワシントン駐在の在り方及びそれに対する予算の考え方について。今後のワシントン駐在の在り方や戦略について伺います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

これまでのワシントン駐在の活動により、連邦議会関係者ですとか、市民団体等の米国側関係者との幅広い信頼関係とネットワークを構築してきております。

また、米国内の沖縄県人会との連携や、観光客の誘致、物産振興に関するイベントなどへの参加等にも取り組んでいるところであります。

今後も、ワシントン駐在による政府関係者などへの働きかけを継続するとともに、発信力を有する人物の沖縄への招聘や、APALAなどの民間団体との連携を進め、沖縄の基地問題に対する米国側の理解と協力を促していきたいと考えております。

また、基地問題に加え、経済、観光などに関する情報の提供も含めた、米国民の関心が高まる働きかけも行っていきたいと考えております。

以上です。

○花城大輔委員 続けて、ワシントン事務所の費用対効果について伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

ワシントン駐在員活動事業費の令和6年度予算は7950万8000円を計上しております。

これまでのワシントン駐在による働きかけの結果、2020年には下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設に係る4つの懸念事項と、建設予定地地下の強度の検証結果など、5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されました。

さらに2022年には、米国のシンクタンクであるクインシー研究所と米戦略予算評価センターの報告書に、普天間代替施設計画への懸念等が示されました。

ワシントン駐在の活動により、一定の理解を得ることができたことは大変有意義であり、ワシントン駐在を設置したことによる効果が現れたものと考えております。

以上です。

○花城大輔委員 公室長、でも、この事業はPDCAで数値化で評価することはできないんですよね。

○溜政仁知事公室長 令和3年度の沖縄県のPDCAの実施結果では……。

失礼しました。ワシントン駐在では、先ほども申し上げたとおり様々な成果を上げていると理解しております。

しかしながら、このような成果を定量的数値で測ることは非常に難しいと考えております。

このため、令和4年度のPDCAにおいては、ワシントン駐在の活動のみの評価・検証を行わず、米軍基地から派生する事件・事故の防止及び対応や国民的議論を喚起するための取組の推進など、基地対策に関連する施策を全体的に評価、検証しているところでございます。

以上です。

○花城大輔委員 一定の成果はあることは認めるものの、この8年間、私たちからはこの費用対効果について質疑が繰り返されてきたわけですよ。

そして最終的には、人件費も含めて年間1億円使う事業ではないと。そう思って、事務所を閉鎖するべきだというような予算の修正案も出してきた経緯があります。

そして与党側からは、面談した数、先ほど公室長が答弁された内容をもって、非常に成果が認められると。そのような議論が続けられてきたわけですよ。

しかしながらここに来て、費用対効果が数値で現すことができないといったコメントですね。

これはひょっとしたらもう議論を続けることに根負けして、私たち県民に理解していただけることを諦めて——要は、成果が立証できていないから、もう開き直ったというふうに私は捉えていますけど、その理解でよろしいですか。

○溜政仁知事公室長 先ほども申し上げたとおり、ワシントン駐在の成果は上げているところだというふうに考えておりますが、ただ、それをワシントン駐在だけでもって定量的な数値で測るということは非常に難しいというふうに考えております。

そのため、基地問題全体での目標というか数値化を考えているということでございます。

以上です。

○花城大輔委員 基地問題は1ミリも動いてないと私は思っていますけどね。今の答弁でよろしいのかどうか、もう一回再考していただきたいと私は思っています。

また、県の事業の中で、このようにPDCAで数値で表すことのできない事業というのは幾つあるのですか。

○金城敦企画部長 お答えいたします。

前基本計画に基づく令和3年度沖縄県PDCAにおいて、全施策が257施策ございまして、成果指標が設定されてない施策が25施策ございます。

以上でございます。

○花城大輔委員 知事の公約の達成率もそうですが、非常にユニークな評価ですよ。

ちなみに、このワシントン駐在は知事の2期目の公約の中に入っていましたか。

○玉城デニー知事 私は知事2期目の選挙公約として、基地問題の解決に向けてワシントン駐在員を活用、米国内での情報の収集発信を展開するということ掲げておりました。

○花城大輔委員 去る決算特別委員会でありましたが、PDCA報告書にハイフンというんですかね、それで表示をして、事業の検証は不可能だと認めた上で、PDCA報告書からも削除したわけですよ。

まず、7年間効果があったと言い続けたことを覆したと私は思っておりますけれども、これはしっかり反省して、過去に報告した全てを訂正すべきだと思いますけど、いかがですか。

○溜政仁知事公室長 ワシントン駐在の活動におきましては、これまでも答弁しているとおおり、一定の成果は上げているものだというふうに理解しております。

○花城大輔委員 先ほど企画部長が、このように評価できない事業が25あるというふうな答弁ありましたが、予算額が多分違うと思うんですよね。

これ、人件費も含めて年間1億円ですよ。そして、自らが効果が検証できないことも認められて、これが予算として成立するのかどうか。数が多ければ成立する、数が少なければ成立しない、そのような問題ではないと私は思っていますよ。

またですね、今回、政策判断の転換がなされたことで、この予算は認められない案件だと思っています。予算編成方針には、PDCAを予算編成に反映させると書いてあります。これ、前言撤回じゃないですか。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

令和6年度概算要求基準においては、歳出について、県の果たすべき役割等について改めて検証し、事業の徹底した見直しを行うこと。特に、3年以上

経過した政策的事業については事業評価を行い、廃止を含めた見直しを行うこととされております。

米軍基地問題の解決に向けては、引き続き米国内において政府関係者や連邦議会関係者等へ働きかけを行い、沖縄の現状について理解を深めていただくことが重要であると考えております。

そのためには、ワシントン駐在がこれまで構築してきた信頼関係やネットワークを活用することが重要であると考えていることから、令和6年度も引き続きワシントン駐在に係る予算を計上しているものであります。

以上です。

○花城大輔委員 このワシントン事務所の存在価値についての答弁、毎年ひどくなっているんじゃないですかね。

そして、PDCAの在り方そのものを否定していませんか。

それと、言ったことと、これから実行することが矛盾している予算編成になっていませんか。

私はこのような予算は議会で認めるわけにはいかないというふうに考えますけど、最後に所見を伺いたと思います。

○玉城デニー知事 先ほども公室長から答弁をさせていただきました。ワシントン駐在による働きかけの結果、例えば下院の軍事委員会即応力小委員会の国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設に係る懸念事項の挿入、それから、建設予定地地下の強度の検証結果など、5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されています。

なお、米国の関係者からも、このような働きかけは継続して行われることが望ましいということも意見として伺っております。

引き続きワシントン事務所の有効的な活用について、様々な方面から検討してまいりたいというように考えております。

○花城大輔委員 今年の秋の決算、また来年の予算、同じような議論をするつもりありませんからね。

しっかりと納得のいく内容を出していただきたいと思えます。

終わります。

○比嘉京子委員長 呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 まず、今のやり取りを聞いていて、質問ではなく、所見なんですけど、私は実はワシントン事務所の初代の所長というのか、平安山さんとずっとここに帰ってくるたびに話をしていました。このようなことで、向こうに駐在で行く必要があるのか

というのはずっと聞かされてきました。かえって、年に二、三回、グループを組んで行ったほうがいいんじゃないかということまで本人は言っていて、ある意味では無駄な予算だということは、駐在している本人が言っていました。

それだけは申し述べて、質問に入ります。

市町村の公共事業の停滞をなくすために、特にハード交付金事業に一括交付金以外の各省計上予算の獲得などの県債の活用など、財源の確保の取組の方針について伺います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

県におきましては、沖縄振興予算に加え、いわゆるハード事業においては地方財政措置の有利な県債を、それからソフト事業においては各省計上補助金などを積極的に活用することとしております。

各省計上予算においては、予算編成方針に当たる概算要求基準において、その他の事業とは別に一般財源を別途措置するなど、特別な取扱いにより予算要求を認めているものであります。

また、概算要求基準を各部局長に発出する際には、部局長会議を開催し、その中でも、各省計上補助金の積極的な活用を呼びかけております。

以上です。

○呉屋宏委員 皆さんの予算編成方針を提出してくださいというお話をしたら、早速持ってこられていて、少し読みました。

けど、ここの中で各省計上予算というのは、令和5年度より令和6年度がどれくらい増えたのかを教えてください。

○宮城力総務部長 各省計上予算、当初予算ベースで申し上げますと、今回70事業、25.6億円を計上しているところでございます。これは昨年度と比べて、19億円増としたところでございます。

○呉屋宏委員 じゃ、これに付随して聞きますけれども、ハード交付金が減らされてきたのはいつ頃からです。

○宮城力総務部長 沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金。国の当初予算額で申し上げますと、平成26年度の932億円をピークに減額傾向にありまして、令和元年度は532億円、令和4年度以降は368億円という同額が続いているところでございます。

○呉屋宏委員 これは、ハード交付金から各省の計上予算に財源を求めていくというのを考えたのは、いつ頃からなんです。

○宮城力総務部長 各省計上のうち、ハード、インフラ整備に係る補助金というのは多々ありますが、

これについては沖縄振興予算に既に含まれている、あるいは、寒冷地対策など沖縄県が活用できない事業等々があって、ほとんど沖縄振興予算の中で充足される、あるいは、各省計上でも既に計上しているというところがございます。

それで、各省計上予算を活用するのは、主にソフト面の事業。ハード交付金が減少したことについては、県債——最近、防災・減災等々の起債メニューもございますので、それを積極的に活用していくということとしているところがございます。

○呉屋宏委員 総務部長はそう言うけれど、我々、土木環境委員会では、部長たちの答弁はほとんどハード交付金が減らされて事業ができないと言っているんだよ。これはどうなのか。

○宮城力総務部長 先ほど申し上げたように、インフラ整備等にあっては、有利な県債等を活用して、積極的に公共事業予算の確保に努めていくということとしているところがございます。

令和6年度の当初予算にあっては、この県債の活用は29事業で82億円計上しているところで、前年度と比べて25億円増としたところがございます。

○呉屋宏委員 いや、部長ね、僕の話聞いていますか。

土木環境委員会では、ハード交付金がなくなったから、いわゆる事業がなかなか前に進まないと言っているんだよ。なぜですか。

○宮城力総務部長 ハード交付金の減により様々な分野で影響が出てきている、これは間違いない事実でございます。

これらの具体の箇所を用いて、ハード交付金の増額に向けて内閣府と協議を続けてきたところがございます。

当初予算ベースでは368億円と同額が続いておりますが、令和4年度の補正予算にあっては29億円、たしか8年ぶりにハード交付金の補正増をしていただきました。令和5年度にあっても39億円の補正増が認められたところで、一定の理解は得られているというふうに認識しているところがございます。

引き続きハード交付金の総額確保に向けて、様々な取組を続けていきたいというふうに考えております。

○呉屋宏委員 土木建築部長、委員会で言っているのと違うけれど、どういうことですか。

それと、企業局長、後から質問するけれども、あなた方は、その30%の水道料金を上げるのはハード交付金が減らされているからって、あなた記者会見

でも言ったよね。これは違うの。今の答弁とは全然違うんじゃないの。どうなの。

○宮城力総務部長 先ほど申し上げたのは、ハード交付金の減額が様々な分野において影響を与えているということを申し上げました。

その中には、企業局の所要額がなかなか措置できずに、それが企業局の経営にも影響を与えているという意味でございます。

○呉屋宏委員 じゃ、それをどうやって解消するかという努力はどうしているのですか。

○宮城力総務部長 繰り返しになりますが、ハード交付金の総額確保に向けては、市町村長の皆様方からも強い御指摘をいただいているところで、県としても、総額増額に向けてこれまで取り組んできたところでございます。

当初予算ベースでは368億円ということですが、補正予算も含めて、あらゆる機会を活用して、ハード交付金の増額に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○呉屋宏委員 これね、我々が耳にしているのは、皆さんがいわゆる各省庁計上に持っていこうといったときに、裏負担分が出てくるよね。

そうすると、この方針の中にはないんだけど、この裏負担分はどこから持ってこようとするの。ソフトであれ、ハードであれ。

○宮城力総務部長 ハード交付金というか、公共の場合であれば、裏負担についてはほとんどが県債を活用することになります。一部は一般財源を投入します。

ソフト事業の場合は、裏負担については一般財源で措置するというところで、ソフト関係の各省計上予算の活用にあたっては、先ほど知事から答弁申し上げたとおり、特別な扱いで裏負担分を措置するということで、各部に各省計上予算の積極的な活用を促しているところがございます。

○呉屋宏委員 予算を組み立てるときに、大体パーセンテージで部に割り振るよね。

そうすると、各省計上予算で上げていくとなると、その裏負担分もその各部の割り振られた部分から補填されるということですか。

○宮城力総務部長 各省計上を除いては、経費区分で政策的経費というC経費がございます。

令和6年度の当初予算の編成にあたっては、令和5年度の各部のC経費の一般財源の総額の範囲内で令和6年度要求をしてくださいというのが原則なんですけど、ただし、各省計上予算を活用する場合はこ

の限りではない、別途措置するという特別な扱いで、予算編成に臨んだところでございます。

○呉屋宏委員 こればかりやっておくわけにはいきませんから、ちょうど半分なのでもう一つ。

企業局の料金値上げや導水管破裂の問題について、ハード交付金の在り方、計画的な財政対策について、沖縄の特殊事情としての、厚生労働省との直接的な交渉も必要と思われるため、今後の県の水道行政の在り方を知事にお伺いをしたいと思います。

○松田了企業局長 お答えします。

企業局では平成5年以降、経営の健全化、効率化に取り組みまして、経費の削減等を図ってきたところでございますが、今般、施設整備費の高騰、それから電気料金の急激な上昇などによりまして、料金の改定を行ったところであります。

今後も引き続き国等の補助等の確保、それから経営の効率化等に取り組みまして、料金の安定化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○呉屋宏委員 いや、局長ね、それは分かっているよ。これは委員会でもやられてきたから。僕は知事に聞きたいんだよ。

知事、今まで水道事業の老朽化を予測して積立金というのはやってこなかったのか。

○松田了企業局長 企業局では、経費縮減に取り組みまして利益を確保し、平成9年度以降、議会の議決を経て、企業債の償還に充てる減債積立金に積立てを行っております。

今後も必要な積立てを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○呉屋宏委員 じゃ、何で老朽化に伴ってこれだけの30%の水道料金が上がるの。

○松田了企業局長 近年の施設更新コストが大幅に増加するとともに、電気料金の急激な上昇などにより経営状況が悪化しまして、このままでは、令和7年度の企業債償還金を確保できなくなるおそれがあることから、今般、料金の改定を行ったところでございます。

○呉屋宏委員 それは、委員会でも十分聞いた。僕は知事に聞きたいの。

知事、これね、料金上げないための努力というのは、企業局長と話し合ったことがあるの。知事。

○玉城デニー知事 企業局長から答弁がありますとおり、これまでも企業局において様々な予算の計上のための工夫を取ってきたところであります。

○呉屋宏委員 どんな工夫ですか。

○松田了企業局長 お答えします。

組織のスリム化、浄水場等の運転管理委託及び取水施設の無人化などによる定員の削減で約7.8億円、また、運転管理の効率化、省エネルギー対策の推進及び小水力発電の導入による動力費の低減化で約2.7億円、さらに、企業債の繰上償還などによって企業債の支払利息を削減、これが約21億円となっております。

○呉屋宏委員 それでも30%値上げをしなければいけないという事態なんですよ。

施設の老朽化に係るこの30%の老朽化対策の部分というのは、電気料金以外で何パーセントぐらいあるんですか。

○松田了企業局長 いわゆる施設の整備費、これは老朽化対策、あるいは耐震化対策等でございますけれども、この部分が48%程度の料金の改定額の内訳に相当するものというふうに認識しております。

○呉屋宏委員 これはね、48%も老朽化対策と言っていて、積立てはしてない、できるようになったのは、恐らく平成30年ぐらいからは積立てが公にできるようになったのかな。

知事、私が聞きたいのは、この48%を何とか政府と話し合いをしに行ったことがありますか。

○松田了企業局長 これまでも知事部局と連携しまして、内閣府のほうにはハード交付金等の必要性について御説明申し上げてきたところでございます。

今後も、その必要性等について丁寧に説明してまいりたいと考えているところでございます。

○呉屋宏委員 あのね、質問者の話を聞いてもらえませんか。

知事、行ったことがありますか。

○玉城デニー知事 この間、予算要求に関しては様々な方面に対して積極的に働きかけを行ってきたところであります。

○呉屋宏委員 私が聞いているのは、この水道事業のハード、いわゆる老朽化対策に対して、特別にこれに焦点を当てて、政府あるいは閣僚と話をしたことがありますか。これに特化してやったことがありますか。

○松田了企業局長 企業局としまして、個別に料金改定についてこれまで詳細な状況報告をしていなかった状況もございまして、知事部局と連携して一括交付金の必要性の中で説明させていただいてきたところでございます。

今後は、より詳細に状況報告をしまして、御理解を賜るよう取り組んでまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 知事が直接、閣僚とこの件だけで話をしたことがありますか。

○玉城デニー知事 企業局長からも答弁をさせていただいておりますが、直接、この件について取り上げたということではなく、全体の予算の獲得の中でこの案件も含めた上で総合的に調整を図ってきたものであります。

○呉屋宏委員 ないとして考えておきます。

特別に、と私は言っているのだけれど、ごまかそうとして全部を入れるというのは、これは質問者に対して答弁していませんよ。

じゃ、もう一つ聞きますけれど、今、企業局を見ていて感じるのは、職員がこれまでどおりやっていたのでは——これ、プロパーではなくて本庁と人事交流をしているわけでしょ。これね、企業局というんであれば、特別にここだけにプロパーを投入していったらどうなのかと思っているんだけど、企業局長、どう思うの。

○松田了企業局長 基本的に企業局は地方公営企業で独立しておりますので、採用の形態も含めて知事部局とは個別に採用しているところでございます。

浄水場等の管理運営等も自前で行っている部分もございまして、基本的にプロパーの職員——割合は今ちょっと手元に数字がございませぬのでお答えできませんけれども、基本的にはプロパーの職員がほとんどであるというふうな状況でございまして。

○呉屋宏委員 じゃ、今、県庁の中にいる人たちもほとんどがプロパーなんですね。

○松田了企業局長 人事交流の職員は企業局で採用された事務系の職員もおりますし、技術系の職員もおります。

浄水場等の現場も含めて、事務系の職員、それから技術系の職員もおりまして、そういった職員が知事部局と人事交流でお互いに行き来しているというふうな状況でございまして。

○呉屋宏委員 じゃ、もう一度、企業局長に聞きますけど、これは30%を上げない方法というのは、もう頭の中では思いつかないんですか。今からでもできないの。

○松田了企業局長 地方公営企業であります沖縄県企業局が財源を確保する主な方法は3点ございます。

まず、国からの補助金、それから料金収入、それから企業債の発行という、主としてこの3つでございまして、沖縄県企業局の場合、他の水道用水供給事業に比べて企業債の発行高が高いということで、企業局としては、後年度負担を生じる企業債

の発行を今後も増やしていくということについては、慎重になるべきだというふうに考えてございます。

それから先ほどから御指摘のございます、いわゆる国からの補助が今、私どもが要求している額の確保ができない状況が続いておりまして、そのために施設整備費の財源を確保することができないような状況に陥っております。

そのため3点目の財源でございまして料金収入を上げる手法を今回取らざるを得ないということで料金改定を行った次第でございまして。

○呉屋宏委員 最後にしますけれど、これは前の仲井真知事であれば、事務方から上がってきたものを最後はトップセールスで全て解決をしてきているんですよ。

だから、さっきから知事に行くことはないのかと聞いているのはそういうこと。

これからも知事はこの件だけで省庁を訪問するつもりはないんですね。

○玉城デニー知事 予算の獲得につきましては、今回のこの件も含めて、これからも積極的に行ってまいりたいと思っております。

○比嘉京子委員長 先ほど、呉屋委員の質疑に対する答弁で、総務部長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

宮城力総務部長。

○宮城力総務部長 すみません、先ほどハード交付金の補正は8年ぶりというふうに申し上げましたが、正しくは6年ぶりでございます。訂正いたします。

○比嘉京子委員長 引き続き質疑を行います。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしく申し上げます。

1の知事が台湾訪問した真意について。(1)知事の台湾訪問の成果について伺います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

昨年11月の台湾訪問におきましては、コロナ禍からの復興を見据え、経済、観光、文化など様々な分野の交流を再び活発なものとするを目的として、日本と台湾の経済、観光、文化交流を担う団体などと意見交換を行い、今後の交流に向けた意欲を伝えたところです。

各団体との意見交換におきましては、観光、IT、半導体、スタートアップ、貿易などについて、交流と連携を深めていくことをお互いに確認することができました。

また、故宫博物院では、琉球に関する企画展の計画に謝意を伝えるとともに、実施に向けた協力を約

束してまいりました。

さらに、台湾と沖縄のかけ橋として活動されている県人会や留学生の方々とも交流を行い、感謝の気持ちをお伝えしたところです。

このような一連の日程を通して沖縄と台湾のつながりを見守ることににより、交流が互恵的に発展する展望が開けたと感じております。

今回の成果を踏まえ、沖縄が台湾をはじめ、アジアと日本のかけ橋となることを目指してまいります。

以上です。

○島袋恵祐委員 今のお話を聞いて、有意義な訪問だったと理解をします。

そこで（２）知事、副知事が行った地域外交の実績と成果について伺います。

○玉城デニー知事 令和５年度においては、コロナ禍で停滞していた経済交流や文化交流を再び活性化させることなどを目的に、私が中国、アメリカ、スイス、台湾、フィリピン、シンガポールを訪問し、積極的に海外との国際交流や地域外交に取り組みました。

例えば、７月の北京訪問では、李強首相と直接面談した結果、ビザの緩和や直行便の復便につながっております。

また、９月の国連ジュネーブ事務所訪問では、国際社会に向けて、沖縄の米軍基地問題や県民の平和を希求する思いを訴えてまいりました。

これらの取組により、大きな成果を上げることができたと考えております。

○照屋義実副知事 副知事としての御質問がありましたのでお答えしたいと思います。

本年度の済州フォーラムに参加した際、済州特別自治道が主導するグローバル平和都市連帯への加入意向書を提出し、加入を承認されました。

これによりまして、アジア太平洋などの自治体との連携強化に向けたネットワークを得られたことは、韓国出張の大きな成果だったと考えております。

同連帯では、2022年に済州とオスナブリュックの共同事業として平和祈念写真展、済州とベルリンの共同事業として平和音楽会を開催しており、今後の共同事業等の活動は会員間で協議して決めていくこととしております。

また、将来の目標としましては、ASEAN加盟国等の連携を図るとともに、会員間の協議を経て常設体となるグローバル平和都市協議体（仮称）でありますけれども、これの設立を目指すとしております。

沖縄県としましては、これら都市連帯の会員と連携した取組を進める中で、平和を希求する「沖縄のこころ」の国外への発信に取り組むとともに、海外自治体との平和ネットワーク構築に取り組んでまいります。

○島袋恵祐委員 知事、副知事が今年度、本当に諸外国に出かけて行って、交流、また、いろんな経済、文化面に関しても意見交換して連携をしてきたということで、その成果があったものだと理解をしております。

そこで（３）地域外交室を次年度から課に昇格する理由と、今地域外交基本方針を策定していると思いますが、そのパブリックコメントの意見数や内容、また次年度についての取組を伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

まず、課への昇格についてでございます。

令和５年度は知事公室の特命推進課内に地域外交室を設置し、沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の開催、地域外交基本方針の策定、あるいは庁内推進体制の構築等为目标に取り組んでまいりました。

令和６年度は、基本方針に基づき、関係各部署や県内関係機関等と緊密に連携の上、本県の地域外交を本格的にスタートさせるため、地域外交室を課に昇格させたものでございます。

次に、パブリックコメントでございます。

沖縄県地域外交基本方針案に対するパブリックコメントは、２月14日から３月８日まで実施し、54の団体や個人から116件の意見を受けております。

意見の内容は、県の地域外交に期待するコメントや文化環境分野の追記を求める要望、具体的な活動・取組の提案など、様々な御意見が寄せられております。

次に、次年度の取組としましては、沖縄県としましては令和６年度において沖縄独自の歴史的、文化的特性のソフトパワーと国際ネットワークを最大限に活用し、アジア太平洋地域の平和構築と相互発展に貢献してまいりたいと考えております。

具体的には、海外の自治体や外国公館、国際機関等との関係構築に向けた相互訪問や意見交換、庁内関係部署の海外関係業務の支援などに取り組み、これまで以上に積極的に地域外交を展開してまいります。

以上です。

○島袋恵祐委員 知事にお伺いしたいんですけども、地域外交を力強く進めるために、これまで積極的に外交を展開してきたと、答弁を聞いて理解をし

ています。

地域外交基本方針策定に向けてのパブリックコメントも116件あったとのことで、県民の関心も高いものだと思います。

次年度、地域外交をどう進めていきたいか、知事自身の考えと、また沖縄を平和の発信地とする知事の決意をお聞かせください。

○玉城デニー知事 先ほど、公室長から答弁をさせていただきました。

令和6年度は、今般策定いたします地域外交基本方針に基づきまして、関係部局や県内各関係機関等と緊密に連携の上、沖縄県の地域外交を本格的にスタートさせてまいりたいと思います。

特に、これまでのウチナーネットワークを構築してまいりました県人会所在地をはじめ、令和6年度からは、特にASEAN各国との地域間交流なども積極的に行ってまいりたいということも、先般、フィリピンやシンガポール等を訪問させていただいて強く認識をさせていただいたところであります。

引き続き平和・地域外交課を中心に、あらゆる部局と連携して積極的に展開してまいりたいと考えております。

○島袋恵祐委員 ぜひ頑張ってください。

続いて、2のワシントン駐在の在り方及びそれに対する予算の考え方について。(1)ワシントン沖縄事務所のこれまでの実績と成果について伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

ワシントン駐在は、平成27年度から令和4年度までの約8年間で、累計4447名の米国政府や連邦議会関係者と面談等を行い、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけを行っております。

これまでの働きかけの結果、2020年には、下院軍事委員会即応力小委員会の国防権限法案に関する書面に、辺野古新基地建設に係る4つの懸念事項と、建設予定地地下の強度の検証結果など5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されました。

さらに、2022年には、米国のシンクタンクであるクインシー研究所と米国戦略予算評価センターの報告書に、普天間代替施設計画への懸念等が示されました。

これらはワシントン駐在のこれまでの活動の成果であり、米国内において沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えております。

以上です。

○島袋恵祐委員 ワシントン事務所を設置して8年

間、延べ4447名と面談をされてきたということなんですけれども、その中でも本当に多くの方と面談されて重要だったと思うことや、また、PFASの件でもワシントン事務所があるということ、EPAとの連携、あと知事自ら書簡も送ったというようなこれまでの経過もあったと思うんですが、そのことについて重要だったと思うことを、また教えてください。

○溜政仁知事公室長 先ほども答弁させていただいたとおり、ワシントン駐在はこれまで米国政府関係者、連邦議会関係者、あるいはマスコミ、シンクタンクの有識者などと面談を重ねてきております。

その中には国防総省の日本部長、あるいは連邦議会の調査局、連邦議会議員補佐官のほか、シンクタンクである戦略国際問題研究所——CSISやクインシー研究所も含まれており、米国内で沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるというふうに考えております。

今後も沖縄の米軍基地問題の解決に向け、ワシントン駐在を活用して米国内における働きかけを継続してまいりたいと考えております。

令和4年12月に知事から米国環境保護庁——EPA長官宛てに書簡を送付し、沖縄の米軍基地におけるPFASの状況を説明し、PFAS対策における連携等を求めたところ、令和5年2月にEPA長官から協力関係の継続を希望する旨の回答がありました。

令和5年2月には、連邦議会議員宛てに辺野古新基地建設に反対する沖縄県の立場に理解を求めるための知事の書簡を送付しております。

上記の活動に加えて、オンラインで開催される公聴会やシンポジウムでの情報収集、北米メディアからの取材等、様々な活動を行っているというところでございます。

以上です。

○島袋恵祐委員 次、3の知事が訪米する目的について。(1)歴代の沖縄県知事がこれまで訪米してきた目的を伺います。

○溜政仁知事公室長 お答えいたします。

沖縄の基地問題の解決を図るためには、一方の当事者である米国政府に対しても知事が直接出向き、訴え続けることが重要と捉えています。

このため、昭和60年以降、22回にわたり県知事による訪米要請を実施してきたところでございます。

訪米においては、その時々における懸念事項について、米国政府等に具体的な要請を行っており、例

えば、西銘知事は提供施設区域の全面的見直し、大田知事は県道104号線越え実弾射撃演習の廃止など、いわゆる重要3事案の要請を行っております。また、稲嶺知事は、米軍再編の中での基地負担の軽減、仲井眞知事はオスプレイ配備計画の見直し等を求め、翁長知事は辺野古新基地建設に関する状況等について意見交換を行っております。

以上です。

○島袋恵祐委員 (2) 玉城デニー知事の訪米の実績と成果について伺います。

○溜政仁知事公室長 知事は就任後、平成30年11月、令和元年10月及び令和5年3月の3回ワシントンD.C.を訪問しております。

昨年3月の訪米においては、国務省、国防総省、連邦議会議員や補佐官、連邦議会調査局、有識者、マスコミなど、多くの方々と面談し、知事が沖縄の現状や台湾有事をめぐる問題に対する考え方を直接伝えることができました。

知事が面談した連邦議会議員の一人であり、沖縄にルーツを持つハワイ選出のジル・トクダ議員は、4月18日の下院軍事委員会の公聴会で、辺野古新基地建設やP.F.O.S等、沖縄の基地問題について発言しております。

また、米国の複数専門誌等が知事の訪米を広く報道したほか、連邦議会調査局が昨年5月に発行した報告書には面談を踏まえたと思われる記述が見られるなど、様々な成果があったと考えております。

以上です。

○島袋恵祐委員 知事にお伺いしますけど、歴代の知事がこれまで直接訪米して沖縄の実情を訴えてきたと理解をしています。主に、やっぱり基地問題だと思います。

戦後79年経過した今もなお、基地あるがゆえの事件・事故に県民は苦しめられ続けています。辺野古新基地問題、P.F.A.S汚染問題、戦闘機の爆音問題、米軍関係者による犯罪行為、直近ではオスプレイの飛行再開、合意無視の嘉手納基地のパラシュート降下訓練強行、石垣港への米軍艦船の入港など、枚挙にいとまがありません。

沖縄県民の代表である知事が直接訪米して基地問題など、沖縄の実情を訴えることは重要だと思います。

改めて、知事が直接訪米する意義と知事自身のこの思いを聞かせてください。

○玉城デニー知事 選挙により県民に選ばれた私、沖縄県知事が訪米し、米軍政府関係者や連邦議会議

員等と面談して、地元の実情をじかに伝え、米国側の理解と協力を促すことは基地問題解決のために非常に重要であり、かつ意義があると考えております。

これまでの訪米で面会した方々とも、今後も連携しながら、引き続き最適なタイミングを捉えて、基地問題の解決を含めて訪米を行ってまいりたいというように考えております。

以上です。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から、今日は総括質疑の場であるが、与野党からの同様な質疑に対して答弁者が異なることや、また総括質疑項目と関連するにしても外れ過ぎと思われるような、P.F.A.Sや地域外交室などの質疑を認めていいのか、整理してほしいとの要望があった。

これに対し、委員長から、質疑した島袋委員へ確認を行い、地域外交室は台湾訪問に関連した質疑であること、P.F.A.Sはワシントン事務所の実績として関連性があるものと整理した。

その上で、委員長から、各委員に対して、今後は総括質疑は事前の通告に基づき、どのような趣旨での質疑なのかについて具体的に説明するよう求め、また、執行部に対しては総括質疑の趣旨を踏まえて誰が答弁するかについての配慮を重ねて求めた。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 よろしくをお願いします。

沖縄振興公共投資交付金の減額について、アのハード交付金減額による道路建設、河川改修、学校建設等の遅れの影響について伺います。

○前川智宏土木建築部長 道路建設及び河川改修の部分についてお答えをいたします。

土木建築部のハード交付金の予算額は、平成26年度の612億円をピークに減少傾向にあり、令和6年度当初予算案においては、204億円となっております。

道路予算の確保が厳しい状況が続いていることから、渋滞解消や災害時の緊急輸送道路などの交通基盤の整備に遅れが生じております。

また、河川改修においては、浸水被害の軽減に向け河川拡幅等を行っているところですが、予算の減額により工事や設計を先送りせざるを得ないため、事業進捗に遅れが生じております。河川改修の遅れによる影響としては、気候変動により激甚化、頻発

化する水災害リスクが懸念されます。

県としては、公共事業の予算確保に当たっては、ハード交付金に加えて、各省計上予算等の獲得が必要と考えられることから、市町村と連携し、事業の必要性等を国に訴えながら、所要額の確保に努めていきたいと考えております。

○半嶺満教育長 学校建設等についてお答えいたします。

県教育委員会においては、これまで国の補助制度を活用した危険校舎の改築等を実施しております。

沖縄振興公共投資交付金の減額により、校舎改築事業やグラウンド整備事業等の実施に影響があり、年度変更するなどの対応を行っているところであります。

引き続き緊急性等を考慮しながら、必要な施設整備事業の実施に努め、児童生徒の学習環境の確保に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○玉城武光委員 次に、水道料金の値上げ要因の内訳について伺います。

○松田了企業局長 水道料金の改定につきましては、施設建設コスト等が大幅に増加する一方、沖縄振興公共投資交付金が減少していることや、電気料金の高騰、本島周辺離島8村の広域化及びP F O S等対策費用が主な要因となっております。

○玉城武光委員 具体的に、P F O S対策で何%、ハード交付金の減で何%という数字が出ていると思うのですが、お答えください。

○松田了企業局長 P F O S等対策で11%、水道広域化で13%、電気料金の高騰が27%、ハード交付金等の減少が48%となっております。

○玉城武光委員 企業局は30年以上値上げをせず、健全経営を行ってきました。

水道料金値上げの理由は、燃油高騰とP F O S対策、ハード交付金減額などで8割近くあります。これは国の責任だと思います。

再質問します。企業局長に伺います。

政府が燃油高騰対策やP F O S対策、ハード交付金をしっかりと確保できれば、水道料金は値下げすることができますか。

○松田了企業局長 今般の料金改定につきましては、令和6年から令和9年までの4年間の事業費を基に算出しております。

御指摘の点につきましては、今後の状況を踏まえて、次の料金改定時に反映してまいりたいと考えております。

○玉城武光委員 しっかりと政府が対応すれば、ハー

ド交付金を組んで。そういう料金改定の問題で値下げができるという状況があるんじゃないですか。

○松田了企業局長 今後も施設整備費はさらに費用が増加するという状況になってございます。

今御指摘のそういった費用について、ハード交付金が私どもの要望額が措置されれば料金改定をせずに済む、場合によっては料金の値下げも可能になるということは想定される状況でございます。

○玉城武光委員 知事に伺います。

企業局長が答弁したように、政府がしっかりと対応すれば値下げできるという答弁をいただきました。

知事は、すぐにでも政府に対して、燃油高騰対策やP F O S対策、ハード交付金の増額を要請すべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

○松田了企業局長 企業局といたしましては、これまでも知事部局と連携しまして、様々な要請を行ってきてございますけれども、今後は、事業の必要性、費用の必要性、それからこういった費用であるかということについて、より詳細に丁寧に説明しまして、所要額、あるいは、そのP F O S対策費用等について国からの支援をいただけるように、知事部局と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○玉城武光委員 次に、2番目の一括交付金の予算要請について。アの一括交付金の推移について伺います。

○宮城力総務部長 沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の当初予算額については、平成26年度の932億円をピークに減額傾向にあり、令和元年度は532億円、令和4年度以降は368億円の同額が続いております。

以上です。

○玉城武光委員 次に、2024年度の要望額と措置額、その割合を伺います。

○宮城力総務部長 令和6年度の沖縄振興予算の確保に係る国の要請に当たっては、ハード交付金については県、市町村の事業量を積み上げ、700億円を要望しましたが、令和6年度の国の当初予算額は368億円でございます。

県の要望額に対する予算額を割合で申し上げると、約53%となります。

○玉城武光委員 この一括交付金をどんどん減額しているんですが、この減額の理由について、政府は何と説明していますか。

○宮城力総務部長 内閣府によりますと、平成27年度から29年度は執行率等を勘案した、平成30年度以降はこれまでの継続していた事業の状況、新規事業

の状況などを兼ね合わせて所要額を確保した、とされております。

以上です。

○玉城武光委員 今、所要額と、それから執行率の問題で、いろいろ理由を述べていたという話なんです、県はそれに対して納得しているのですか。

○宮城力総務部長 当初、たしか平成29年度の国庫要請の際に、執行率等が低いということで減額されたところで、県、市町村を挙げて執行率の向上に努めてきたところでございます。

近年は国として考える主要な額を措置したという御説明を受けておりますが、県も市町村も特にハード交付金については、非常にあらゆる箇所です事業の進捗に遅れが生じているということを御説明してきたところでございます。

増額に向けて今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○玉城武光委員 今、答弁がありましたように、様々なところで影響が出ているということがありました。

県民生活への具体的な影響を示してですね、政府に一括交付金の確保を求めるべきではないですか。

知事の見解を伺います。

○玉城デニー知事 お答えいたします。

令和6年度の予算編成に当たっては、引き続き沖縄振興予算の活用に加え、いわゆるハード事業においては地方財政措置の有利な県債を、ソフト事業においては各省計上補助金の積極的な活用を推進してきたところでございます。

一方で、本県の重要施策を推進するためには、減額傾向にある沖縄振興一括交付金を含む沖縄振興予算の増額が必要と考えていることから、引き続き各省計上予算や財政措置の有利な県債を活用しつつ、沖縄振興予算の増額確保に取り組んでまいります。

以上です。

○比嘉京子委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。

1の知事が訪米する目的について。昨年に続く訪米だが誰に何を訴えるのかをお願いします。

○玉城デニー知事 沖縄の基地問題の解決を図るためには、一方の当事者でもある米国政府に対しても、知事が直接外向き、繰り返し訴え続けることが重要であります。

次年度においては、県民の目に見える形での基地負担の軽減が必要であることについて、米国政府、米国連邦議会関係者はもとより、安全保障に関する

有識者や市民団体等の理解と協力を得たいと考えております。

また、沖縄の基地問題の実情を効果的に発信するための取組を検討しているところであります。

以上です。

○大城憲幸委員 先ほども議論ありました、大田知事の時代から、具体的にこういう問題を訴えたよという話がありましたけれども、結局、辺野古の問題を中心に翁長知事以降というのは、なかなかこの辺野古の問題も止まらない、そして国内法ではどんどん最高裁も含めて結論が出ていく。

そういう中で、去年に続いてのものですけれども、具体的に、次年度はこれというものがあるんですか、お願いします。

○溜政仁知事公室長 県政の懸案事項であります辺野古の基地問題について、引き続き訴える、あるいは、P F O S等についての状況の確認と、その沖縄の現状等について御説明をするということが基本になるかとは思っております。

以上です。

○大城憲幸委員 随行者8名、1038万円の予算だが、8名も必要なのか、お願いします。

○溜政仁知事公室長 御説明いたします。

随行者につきましては、外部通訳を含めて8名で積算しております。

これまでは知事秘書のほか、事務を総括する公室長、その補佐を担う課長、通訳を担う職員1名、記録など庶務を担当する職員2名の6名で積算しておりました。

次年度はですね、これまで基地対策調査費等、ほかの調査費等で対応していた外部通訳1名に係る旅費を基地関係業務費で計上するとともに、知事訪米の機会に合わせて、県の多角的な地域外交につなげる情報発信等の取組に対応するため、担当者1名を追加したものでございます。

以上です。

○大城憲幸委員 先ほど、台湾訪問の費用対効果の議論もありました。そのときには6名の随行者でしたという話がありました。

どうもやっぱり我々の感覚からすると、何で8名も随行が必要なのかと思うし、先ほど来あったワシントン事務所もあるわけですよ。向こうに1億円も年間かかっているという話で、向こうで活動をしている人がいながら、沖縄からまた9名で行くというような部分がなかなか県民感覚から理解されないんじゃないかなと思います。

そして、また、訴える内容についても、引き続きというような話になってしまいますので、この1038万円の費用対効果という意味では、この職員の皆さんが現場で一生懸命行政改革の中で頑張っている中で、どうも見えてこない部分があるなと思っていましたけれども、その辺について再度答弁願えますか。

○溜政仁知事公室長 先ほどもお答えしたとおりなんですけれども、これまで6名だったものを8名にした理由としましては、1人は別の予算で積算していた外部通訳を今回積算に入れたということと、あと一つは、地域外交につなげる情報発信等の取組に対応するための担当者を1名加えたということでございます。

ワシントン駐在におきましては、日々米国の政府関係者、あるいは議会関係者への説明等を行っており、知事訪米におきましても、知事のそのロジとかですね、先方とのアポイントということで重要な役割を担っております。

ただ、やはり面談者に応じた知事の発言ですとか、その取りまとめを行って、その日でマスコミにレクチャーをするとかですね、ある程度の人数がやはり必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 すみません、なかなか答弁を聞いても、訴える内容、あるいは8名も必要な理由がなかなか理解をし切れませんけれども、時間がありませんので先に進みます。

2の各省計上予算及び有利な県債活用など財源確保の方針について、さらなる財源確保に向けた考え方を伺います。

○宮城力総務部長 県においては沖縄振興予算に加え、公共事業においては地方財政措置の有利な県債を、非公共事業においては各省計上補助金を積極的に活用することとしております。

あわせて、本県における自主、自立的な財政運営を推進する観点から、課税自主権の行使や徴収対策の強化、使用料・手数料の見直しや、自動販売機の貸付け、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングなど、様々な取組を実施するとともに、宿泊税の導入など新たな自主財源の確保や本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進による、さらなる財源の涵養を図っていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 ポスト新・沖縄21世紀ビジョン基本計画について、考えをお願いします。

○玉城デニー知事 沖縄県の置かれた条件不利性など、特殊な諸事情に鑑み、本土復帰以降、沖縄の自

立的発展の基礎条件の整備や自立型経済の構築に向けては、高率補助制度等の沖縄振興策が実施されておりますが、自立型経済の構築は、なお道半ばとなっております。

今後とも、特殊事情に起因する諸課題に対しては、沖縄振興予算を有効に活用することが必要であると考えております。

一方で、アジアの視点で沖縄の地理的特性を捉えた場合、東アジアの中心に位置することを優位性に転換できる可能性も十分にあります。

沖縄振興策やアジア諸国、地域との経済交流などを通して、自立型経済の構築に向けてさらに全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 今、知事からもあったように、これまでの沖縄振興策、6次の振興策になります新・沖縄21世紀ビジョン計画の前期がもう終わります。

その中で4つの不利的な特殊事情があると言っていましたけれども、今回は、この地域外交方針の中では、そのうちの3つを逆に有利と捉えて、沖縄の自立的経済をつくり出すと言っているわけです。

だから、それは私はすばらしいことだと思いたすけれども、それに裏づけするものがないんですよね。

先ほど、国の減額が悪い、国が悪いというような議論がありますけれども、省庁予算を増やす、有利な財源を増やす、県債を増やすというのであれば、やっぱり目標を決めてやるべきだと思いますけれども、900億円が300億円になる、だけれども省庁予算は25億円、県債は82億円。

やっぱりこれ今後、どこぐらいまでやるって具体的に決めてやるべきじゃないですか。少し言葉だけが躍って具体策がないように見えますけれども、その辺、再度お願いします。

○宮城力総務部長 各省計上予算についてはその時々課題があって、これに対応するために財源として活用するということになりますし、県債の活用については、ハード——つまり公共インフラとして整備が必要なのか、必要性の観点から議論がされるものですので、どのぐらいまで伸ばすとか、どのぐらいにするというのは、今の時点で申し上げるというのは非常に難しいというところでございます。

○大城憲幸委員 今度、知事の思いも強く、誇りある豊かさという言葉を強く訴えています。

そういう意味では、常に国が減額するからできないんだというふうな言い訳にしか聞こえませんが、そこはやっぱり具体的に、沖縄でできることはもっ

とあると思いますので、強い知事のメッセージを、職員に対しても県民に対してもお願いしたいと思います。

以上です。

○比嘉京子委員長 上原章委員。

○上原章委員 よろしくをお願いします。

まず、先ほど来各委員からもいろいろ質問がありましたけれど、知事が訪問した台湾について、企業誘致・経済交流で具体的な成果があればお聞かせください。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

昨年11月の台湾訪問におきましては、コロナ禍からの復興を見据え、経済をはじめ、様々な分野の交流を再び活発なものとするを目的として、県内経済界の皆様とともに、日本と台湾の経済交流を担う団体等と意見交換を行い、今後の交流に向けた意欲を伝えたところでございます。

一連の訪問を通して、観光、IT、半導体、スタートアップ、貿易などの分野において、交流と連携を深めていくことを確認することにより、交流が互恵的に発展する展望が開けたと感じているところです。

その後、訪問した経済団体から、県内経済界との交流を目的とした沖縄訪問の相談があるなど、今後につながる成果があったと考えているところです。

今後とも、東アジアの中心に位置する沖縄の地理的優位性やソフトパワーなどの強みを生かし、企業誘致や経済交流がさらに発展するよう取り組んでまいります。

以上です。

○上原章委員 意欲とか、また今後、経済交流が進むんじゃないかという。もう少し具体的に戦略的な取組を私は期待したいんですけれども、先般、台湾の大きな半導体企業が熊本県菊陽町に進出して、大きなニュースになりましたけれど、こういった企業誘致が本当に具体的な成果として進んでいる事案というのは、私は非常に参考になるのかなと思うのですが、この熊本県に進出した半導体の工場のきっかけというのは、皆さんは聞いていますか、分かりますか。

○松永享商工労働部長 具体的なところは今、手持ちとしては持ってございませんが、まず、その半導体が発展する要件としまして、まず広大な土地が必要であるということと、水を多く使うという必要性がございます。

そういう要件を熊本県に関してはそろっていたということで、そこで展開されているというふうに理

解しているところです。

以上です。

○上原章委員 知事、熊本県のこの半導体工場ですね、最初のきっかけは日本政府からの要請に応えた、僕は聞いているんですよ。

これだけの大がかりな取組の中で、やっぱり国のしっかりした戦略と、また地元県とのいろんな取組が功を奏したのかなと僕は思うんですが、いかがですか。

○玉城デニー知事 海外からの企業を誘致する点におきましては、やはり国とその地域とのそれぞれの事情に応じた基本的な外交と、その方針の確認が必要であろうというように考えております。

今般の半導体企業の熊本県への進出についても、そのような相互の様々な協議を重ねた上での、その場所に最適であるという点で熊本県に誘致が決定したというように認識をしております。

以上です。

○上原章委員 1980年代、日本の半導体は世界のシェア80%を擁していたとも聞くんですね。

九州には約1000のこの半導体の企業さんということ、熊本にも200余りのこの半導体の企業さんがいると。いろんな環境が整っていたと思うんですけれども、ぜひ私たち一番近い台湾との経済交流、文化、教育、いろんな分野があると思うんですけれど、知事としても大きなこの戦略をしっかり持って、地元沖縄の経済界と、また国とも連携を取る必要があると私は思うんですが、いかがですか。

○玉城デニー知事 当然、沖縄振興に係る企業の誘致、あるいは連携等につきましては、政府とも連携をしながら沖縄の優位性を発揮できるよう、そのような展開を併せて図ってまいりたいと思います。

○上原章委員 あと、2番目の公共事業の停滞。県、市町村と私はあえて聞いておりますが、特に市町村が大変厳しい、ハード・ソフトの交付金を減額されて、本当に今、切実な状況だと思うんですが、知事の見解をお聞かせ願いますか。

○玉城デニー知事 近年のハード交付金の減少傾向に伴い、道路、港湾などの公共事業全般において、事業進捗の遅れなどに伴う地域経済の発展や、地域住民の安全・安心の確保などへの影響が出ているものと認識をしております。

公共事業の予算確保については、ハード交付金に加えて、各省計上予算等の獲得も必要と考えられます。

市町村と連携し、事業の必要性等を国に訴えなが

ら、ぜひ所要額の確保にこれからも努めてまいりたいと考えております。

○上原章委員 もう本当に、私は思うんですけど、要請して、それでも減額がこの何年も続いている。本当に今、知事がトップセールスで、政府としっかりした信頼関係を構築する必要があると思うのですが、これからもこのような状態が続くのでしょうか。

○玉城デニー知事 本県振興に係る予算の獲得については、あらゆる方面に対して精力的に予算獲得に向けても頑張ってもらいたいというふうに考えております。

○比嘉京子委員長 以上で、知事に対する総括質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変御苦労さまでございました。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月25日月曜日午前10時に委員会を開き、令和6年度当初予算の採決を行います。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 比 嘉 京 子

開会の日時、場所

年月日 令和 6 年 3 月 25 日（月曜日）
開 会 午前 10 時 2 分
散 会 午前 10 時 13 分
場 所 第 7 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第 1 号議案 令和 6 年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第 2 号議案 令和 6 年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第 3 号議案 令和 6 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第 4 号議案 令和 6 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第 5 号議案 令和 6 年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第 6 号議案 令和 6 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第 7 号議案 令和 6 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 8 甲第 8 号議案 令和 6 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 9 甲第 9 号議案 令和 6 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 10 甲第 10 号議案 令和 6 年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 11 甲第 11 号議案 令和 6 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 12 甲第 12 号議案 令和 6 年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 13 甲第 13 号議案 令和 6 年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 14 甲第 14 号議案 令和 6 年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 15 甲第 15 号議案 令和 6 年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

- 16 甲第 16 号議案 令和 6 年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 17 甲第 17 号議案 令和 6 年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 18 甲第 18 号議案 令和 6 年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 19 甲第 19 号議案 令和 6 年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 20 甲第 20 号議案 令和 6 年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 21 甲第 21 号議案 令和 6 年度沖縄県病院事業会計予算
- 22 甲第 22 号議案 令和 6 年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第 23 号議案 令和 6 年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 24 甲第 24 号議案 令和 6 年度沖縄県流域下水道事業会計予算

出席委員

委員長	比 嘉 京 子			
副委員長	小 渡 良太郎			
委 員	西 銘 啓史郎	大 浜 一 郎		
	呉 屋 宏	花 城 大 輔		
	島 袋 大	仲 田 弘 毅		
	山 里 将 雄	照 屋 大 河		
	平 良 昭 一	仲 宗 根 悟		
	崎 山 嗣 幸	島 袋 恵 祐		
	玉 城 武 光	比 嘉 瑞 己		
	大 城 憲 幸	上 原 章		
	上 原 快 佐			

欠席委員

なし

○比嘉京子委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

甲第 1 号議案から甲第 24 号議案までの当初予算 24 件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に対する質疑については全て終結

し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序及び方法等について協議を行った。甲第1号議案について、沖縄・自民党会派から修正案の提起を予定しているので所属委員は採決に加わらないとの報告があった。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

甲第1号議案令和6年度沖縄県一般会計予算について、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 再度申し上げますが、我々会派沖縄・自民党としましては、甲第1号議案令和6年度沖縄県一般会計予算につきましては、修正案を最終本会議に上程の予定をしております。知事から提出された原案には問題点があると考えておりますので、採決に当たっては退席をしたいというふうに思っております。

以上申し上げます。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党所属委員が退席)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 維新・無所属の会ですけれども、今ありました修正案の全容が見えない部分と会派調整も済んでいませので、うちも退席いたします。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、維新・無所属の会所属委員が退席)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

上原章委員。

○上原章委員 公明党会派としても、今回この甲第1号令和6年度沖縄県一般会計予算の幾つかをちょっと確認したいものもございますので、退席させていただきますと思います。

○比嘉京子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、公明党所属委員が退席)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されま

した。

休憩いたします。

(休憩中に、退席者入室。また、甲第1号議案に係る附帯決議文案について協議を行い、内容について意見の一致を見た。)

○比嘉京子委員長 再開いたします。

甲第1号議案に対する附帯決議案については、休憩中に協議したとおり、質疑を省略いたします。

よって、この際、甲第1号議案に対する附帯決議案を議題として、質疑を省略の上、これより直ちに採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、甲第1号議案に対する附帯決議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する附帯決議案は可決されました。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

これをもって、委員会を散会いたします。

予算特別委員会議案処理一覧表

議 案 番 号	議 案 名	議決の結果
甲 第 1 号	令和6年度沖縄県一般会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 2 号	令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	〃
甲 第 3 号	令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
甲 第 4 号	令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	〃
甲 第 5 号	令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算	〃
甲 第 6 号	令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
甲 第 7 号	令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	〃
甲 第 8 号	令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
甲 第 9 号	令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	〃
甲 第 10 号	令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	〃
甲 第 11 号	令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	〃
甲 第 12 号	令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	〃
甲 第 13 号	令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	〃
甲 第 14 号	令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	〃
甲 第 15 号	令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	〃
甲 第 16 号	令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	〃
甲 第 17 号	令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	〃
甲 第 18 号	令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	〃
甲 第 19 号	令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算	〃
甲 第 20 号	令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	〃

議 案 番 号	議 案 名	議決の結果
甲 第 21 号	令和 6 年度沖縄県病院事業会計予算	全 会 一 致 原 案 可 決
甲 第 22 号	令和 6 年度沖縄県水道事業会計予算	〃
甲 第 23 号	令和 6 年度沖縄県工業用水道事業会計予算	〃
甲 第 24 号	令和 6 年度沖縄県流域下水道事業会計予算	〃

令和 6 年 第 1 回 各常任委員長からの予算調査報告書 沖縄県議会（定例会）

○総務企画委員会

令和 6 年 3 月 13 日
予算特別委員長 比 嘉 京 子 殿
総務企画委員長 又 吉 清 義
予算調査報告書
3 月 1 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。
記
1 委員会における審査概要 別紙議事録（速報版）のとおり
2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙 1 のとおり
3 その他委員から特に申出のあった事項 なし

（総括質疑の内容）

ワシントン駐在員活動に対し、年間約 1 億円の予算をこれまで 8 年間にわたり投入してきたが、基地問題は前進していない。ワシントン駐在の在り方について戦略を練り直したほうがよいのではないかと考える。今年のアメリカ大統領選挙で大統領が替わる可能性も踏まえ、ワシントン駐在の在り方やその戦略について知事に聞きたい。

3 知事が訪米する目的について（知事）

【速報版】3 月 8 日 P93 3 月 11 日 P76

（総括質疑の内容）

知事は昨年も訪米し、辺野古に基地を造らせないという目的があったと思われるが実現できていない。全く効果がない中で令和 6 年度の知事訪米には約 1000 万円の予算が計上されている。随行が 8 名も必要なのかどうかも含め、訪米の目的について知事に聞きたい。

別紙 1（総務企画委員会）

総 括 質 疑

1 知事が台湾を訪問した真意について（知事）

【速報版】3 月 8 日 P9～10、3 月 11 日 P75

（総括質疑の内容）

知事の台湾訪問に関し、去る 2 月 28 日の一般質問で、知事は台湾への訪問については民間外交という立場で行っていると答弁しているが、特別旅費は公費から支出されている。民間外交に公費を支出することが妥当かどうかも含め、訪問の真意について知事に聞きたい。

2 ワシントン駐在の在り方及びそれに対する予算の考え方について（知事）

【速報版】3 月 8 日 P10～13、3 月 11 日 P75～

76

○経済労働委員会

	令和 6 年 3 月 13 日	
予算特別委員長 比 嘉 京 子 殿		
	経済労働委員長 大 浜 一 郎	
予算調査報告書		
3 月 1 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。		
記		
1 委員会における審査概要 別紙議事録（速報版）のとおりにし		
2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） なし		
3 その他委員から特に申出のあった事項 別紙 2 のとおり		

○文教厚生委員会

	令和 6 年 3 月 13 日	
予算特別委員長 比 嘉 京 子 殿		
	文教厚生委員長 末 松 文 信	
予算調査報告書		
3 月 1 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。		
記		
1 委員会における審査概要 別紙議事録（速報版）のとおりにし		
2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） なし		
3 その他委員から特に申出のあった事項 なし		

別紙 2（経済労働委員会）

その他委員から特に申出のあった事項

- 1 甲第 1 号議案（令和 6 年度沖縄県一般会計予算）
に関し、飼料価格高騰等により大きな影響を受けている畜産業界の経営体質強化に係る支援のため、さらなる予算措置を求める附帯決議を検討していただきたい。

（申出事項の内容）

現在、沖縄県の農業産出額の約半分を占める畜産業については、飼料価格や電気料金などの高騰により、かつてないほどの厳しい経営環境に置かれている。このため、畜産業界からは飼料価格高騰対策及び養豚・養鶏振興対策による経営体質強化や、食肉加工施設への経営支援を求める強い要請がある。

そこで、持続可能な畜産経営が図られるようさらなる予算措置を早急に行い、経営体質強化に係る支援を行う必要がある。

○土木環境委員会

		令和 6 年 3 月 13 日
予算特別委員長 比 嘉 京 子 殿		
	土木環境委員長 呉 屋 宏	
予算調査報告書		
3 月 1 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。		
記		
1 委員会における審査概要 別紙議事録（速報版）のとおりのとおり		
2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑） 別紙 1 のとおり		
3 その他委員から特に申出のあった事項 なし		

勢について（知事及び三役）

【速報版】 3 月 11 日 P 49～51 P 63～64

（総括質疑の内容）

水道料金の値上げと導水管破裂の主な要因はハード交付金の減額であり、ハード交付金の在り方や配分の仕方が今後重要となる。企業局の予算確保においてもハード交付金頼みでは難しい状況であり、ハード交付金以外の予算を視野に入れ厚生労働省や国土交通省と交渉すべきと考える。県の水道行政に対する姿勢について県知事及び三役に聞きたい。

別紙 1（土木環境委員会）

総 括 質 疑

- 1 県及び市町村における公共事業の停滞の解消に向け、特にハード交付金以外の各省計上予算の獲得及び有利な県債の活用などの財源確保の取組方針について（知事）

【速報版】 3 月 8 日 P 14～17、3 月 11 日 P 63～64

（総括質疑の内容）

ハード交付金の減額が続き公共事業が停滞しており、まちづくりに影響が出ている。その遅れを取り戻すためには、ハード交付金のみに頼ることは難しい状況である。各省計上予算の獲得や地方債を増やすなど県として新たに取り組む旨の答弁があったが、市町村からはまだ不足しているとの要望があるものと考えられる。今後の財源確保の取組方針について知事に聞きたい。

- 2 水道料金値上げや導水管破裂の問題等も踏まえたハード交付金の在り方、各省との予算交涉及び計画的な財源確保対策等に関する県水道行政の姿